

環境再生保全機構 実施要項案 資料集

平成 25 年

目次（頁番号は、いずれも通し番号である。）

- ①平成 25 年度 汚染負荷量賦課金申告の手引 1
- ②平成 25 年度 汚染負荷量賦課金オンライン申告・F D 申告マニュアル 77
- ③徴収業務の実施について（平成 25 年度） 182
- ④平成 25 年度 委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル 210
- ⑤汚染負荷量賦課金 申告・納付指導要領（平成 25 年度） 294
- ⑥公害健康被害補償・予防の手引 338

平成 25 年度 汚染負荷量賦課金申告の手引

汚染負荷量賦課金は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に定められているものです。
この手引に従って、期限内に適正な申告と納付をされますようお願いいたします。

申告と納付の期限は平成 25 年 5 月 15 日（水）です。



申告書類は下記へ提出して下さい。

「公害健康被害補償・予防の手引」の入手方法について

「公害健康被害補償・予防の手引」は、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにある賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin/>) でダウンロードできます。

独立行政法人環境再生保全機構では、関係者の皆さんに公害健康被害補償制度を正しく理解していただくために、「公害健康被害補償・予防の手引」を作成し、当機構のホームページで公表しております。

「公害健康被害補償・予防の手引」は、質疑応答形式でわかりやすく取りまとめるとともに、参考資料及び用語解説も掲載していますので、実務担当者への解説書としてご活用ください。

目次

I 公害健康被害者への補償について	1
II 汚染負荷量賦課金の申告・納付について	2
1. 納付義務者	2
2. 申告書の記載方法	3
3. 過去のSOx累積換算量の算定	5
4. 現在のSOx排出量(前年の排出量)の算定	5
(1) 前年のSOxの排出量算定の方式	5
(2) A様式を用いる場合の算定方法	9
(3) B、C及びD様式を用いる場合の算定方法	13
(4) 具体的な計算	13
(5) 燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例	13
5. 申告と納付の方法	15
6. 申告書に添付すべき書類	17
7. 申告等に関連する諸届出	18
8. 申告後に誤りを訂正する場合	18
9. 強制徴収・罰則・書類の保存義務等	19
10. その他	19
参考	
1. B様式、C様式及びD様式の記載例	21
(1) B様式を用いる場合の算定方法	25
(2) C様式を用いる場合の算定方法	29
(3) D様式を用いる場合の算定方法	34
2. 排出ガスの測定的一般事項並びにE様式及びb様式の記載方法	37
(1) 排出ガスの測定的一般事項 (E様式及びb様式共通)	45
(2) E様式を用いる場合の一般事項及び記載方法	51
(3) b様式を用いる場合の一般事項及び記載方法	52
3. JIS Z 8401 による数値の丸め方	54
4. 申告後に誤りを訂正する場合(修正申告)	55
5. 業種名とその分類	55
6. 商工会議所一覧表	56
7. 関係法令集	56

申告等に関連する諸届出書式・記載例
「代理人選任・解任届出書」「名称等変更届出書」

I 公害健康被害者への補償について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）に基づく公害健康被害者への補償給付等は、昭和63年3月1日の第一種地域の指定解除以降、既に認定された方々のみとなりました。

その概要は、次の表のとおりです。

項目	内容	条文(法)
性格	民事責任を踏まえ、公害によって生じた健康被害の損害をてん補する。	第1条
対象	大気汚染の影響による健康被害としての慢性気管支炎等の4疾病。	第2条
既認定の方考え	大気汚染による疾患（ぜん息等）については、大気の汚染の影響によるものとして認定するための制度的取り決めとして、「指定地域」、「ばく露期間」及び「指定疾病」の3要件を定めている。	第4条
補償給付の種類	(1) 療養の給付及び療養費 (2) 障害補償費 (3) 遺族補償費 (4) 遺族補償一時金 (5) 児童補償手当 (6) 療養手当 (7) 葬祭料	第3条
公害保健福祉事業の種類	(1) リハビリテーション事業 (2) 転地療養事業 (3) 療養用具支給事業 (4) 家庭療養指導事業 (5) インフルエンザ予防接種費用助成事業	第46条
費用負担	(1) 補償給付費 汚染原因者——全額 汚染負荷量賦課金…8割 自動車重量税引当…2割 (2) 公害保健福祉事業費 国——4分の1 都道府県等——4分の1 汚染原因者——2分の1 汚染負荷量賦課金…8割 自動車重量税引当…2割 (3) 給付事務費 国——2分の1 都道府県等——2分の1 一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金 (4) 徴収事務費	第48～52条 第49条 第51条 附則第9条
汚染負荷量賦課金の徴収方法	(1) 汚染に対する寄与の程度に応じて、徴収権限をもった「独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）」が徴収する。 (2) ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。	第52～61条

II 汚染負荷量賦課金の申告・納付について

1. 納付義務者（法第52条）

汚染負荷量賦課金の納付義務者は、次に掲げる要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者です。すなわち、昭和62年度に納付義務者であった者は、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

ばい煙発生施設等（大気汚染防止法に定めるもの）を設置していた工場・事業場	① 昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。
	② その施設が、硫酸化物を排出し得るものであったこと。
	③ その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量*の合計が、指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。
	旧指定地域 5,000 m ³ N/h
	その他地域 10,000 m ³ N/h

※ 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力（長時間安定して運転することができると見られる能力）で運転したときの施設の排出ガス量（湿りガス）の合計をいいます。

また、排風機（プロロー）を使用している施設については、原則として排風機の排風能力（m³N/h）をもって最大排出ガス量とします。

なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設等のガス量も含まれます。

【付記】 昭和63年の制度改正後における納付義務者は、指定地域の解除が行われた年度である昭和62年度の初日、すなわち昭和62年4月1日に上記要件を満たしていた工場・事業場を設置していた事業者であり、昭和62年4月2日以後に、ばい煙発生施設を改造又は廃止したこと等によって、当該工場・事業場の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000 m³N/h未満、その他地域10,000 m³N/h未満に減少した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

2. 申告書の記載方法

申告書に記載する際には、次の事項に十分留意していただくとともに、申告書（事業者用）の裏面を参照してください。なお、申告書は4枚1組の複写式となっておりますので、ポータルページより記入してください。

また、申告書及び添付書類は、フロッピーディスク又はオンラインによって提出することも可能です。この場合の申告書等の作成方法は、別冊「平成25年度汚染負荷量賦課金オンライン申告・F D申告マニュアル」を参照してください。

申告書記載例

事業者用

平成25年度汚染負荷量賦課金申告書

平成25年 5月13日

提出年月日を記入してください。

この欄はプリントしてあります。

必ず押印してください。ただし、代理人を選任している場合は社印及び代表者の印は不要です。

代理人を選任した場合に記入してください。この場合には、「代理人選任・解任届」が必要で、(既)に提出している場合は、不要です。

この数字は前年度の申告書の業種番号と資本金です。

この欄は、プリントしてあります。変更のある場合は、プリントを抹消して変更後のものを放浪欄余白に記入してください。なお、業種名については引引4ページを参照してください。

平成25年4月1日現在の工場・事業場におけるばい煙発生施設等の1時間当たり発生量の総量を記入してください。

この申告書の作成担当者の所属の電話番号(内線)及び担当氏氏名を必ず記入してください。

正式名称及び住所を記入してください。

代表取締役又は代表者の氏名を記入してください。

平成25年4月1日現在の欄を記入してください。資本金を有しない事業者は、「0」と記載してください。

工場等の所在地及び名称を記入してください。

特に定めのないときは、工場等の代表者氏名を記入してください。

該当する記号等を○で囲んでください。

前年度の申告書に添付されていた算定様式の種類と枚数をプリントしてあります。

前年度の申告書に記入されていた1時間当たりの最大排出量をプリントしてあります。

① 区分	② 業種	③ 業種番号	④ 業種名	⑤ 業種番号	⑥ 業種名	⑦ 業種番号	⑧ 業種名	⑨ 業種番号	⑩ 業種名	⑪ 業種番号	⑫ 業種名	⑬ 業種番号	⑭ 業種名	⑮ 業種番号	⑯ 業種名
10	1	1033009072	製造業	044	520	9503	金属製品製造業	044	520	9503	金属製品製造業	044	520	9503	金属製品製造業
<p>独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。</p>															

② 住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

③ 代表者 青空工業株式会社

④ 代表者氏名 青空 一郎

⑤ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑥ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑦ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑧ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑨ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑩ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑪ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑫ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑬ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑭ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑮ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑯ 代表者住所 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

⑰ 工場等 仙台工場

⑱ 代表者氏名 大森 一夫

⑲ 代表者住所 宮城県 仙台市 宮城野区 港 1-2-3

⑳ 業種番号 022

㉑ 業種名 鉄鋼業

㉒ 業種番号 022

㉓ 業種名 鉄鋼業

㉔ 業種番号 022

㉕ 業種名 鉄鋼業

㉖ 業種番号 022

㉗ 業種名 鉄鋼業

㉘ 業種番号 022

㉙ 業種名 鉄鋼業

㉚ 業種番号 022

㉛ 業種名 鉄鋼業

㉜ 業種番号 022

㉝ 業種名 鉄鋼業

㉞ 業種番号 022

㉟ 業種名 鉄鋼業

㊱ 業種番号 022

㊲ 業種名 鉄鋼業

㊳ 業種番号 022

㊴ 業種名 鉄鋼業

㊵ 業種番号 022

㊶ 業種名 鉄鋼業

㊷ 業種番号 022

㊸ 業種名 鉄鋼業

㊹ 業種番号 022

㊺ 業種名 鉄鋼業

㊻ 業種番号 022

㊼ 業種名 鉄鋼業

㊽ 業種番号 022

㊾ 業種名 鉄鋼業

㊿ 業種番号 022

業種名 鉄鋼業

(1) 汚染負荷量賦課金の計算

申告書「⑤ 汚染負荷量賦課金の計算」は、算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）における硫酸酸化物（以下「SOx」という。）の累積換算量に過去分賦課料率を乗じた過去分汚染負荷量賦課金額と、前年（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）のSOx排出量に現在分賦課料率を乗じた現在分汚染負荷量賦課金額をそれぞれ算出し、合計します。

○ 「(イ)硫酸酸化物排出量」欄中の上欄の「過去分」の「累積換算量（立方メートル／算定基礎期間）」は、あらかじめプリントしてあります。

また、下欄の「現在分」の「前年の排出量（立方メートル／年）」は、同一工場・事業場における**すべての施設等から排出された総量**を記入してください。

※1 昭和62年4月2日以後に新設及び増設した施設から排出された量を含まず。

※2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設以外の施設から排出された量を含まず。

※3 予備施設から排出された量及び試運転により排出された量を含まず。

なお、1 m³ N未満の端数が生じるときは、これを切り捨ててください。

(例) A-01 12.7 m³ N
A-02 23.4 m³ N
C-01 34.5 m³ N
合計 70.6 m³ N → 70 m³ N

○ 「(ロ)単位排出量当たり賦課金」欄中の上欄の「過去分」欄は、全国一律で定められています。また、下欄の「現在分」欄は、地域ごとに定められていますので「平成25年度 汚染負荷量賦課金賦課率について」で確認の上、該当する番号に○を付けてください。

○ 「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」は、欄中の上欄の過去分汚染負荷量賦課金額若しくは中欄の現在分汚染負荷量賦課金額に**1円未満の端数が生じるとき**、又は合計額に**100円未満の端数が生じるときはこれを切り捨て**てください。

(計算式)

(過去分汚染負荷量賦課金額) × (過去分汚染負荷量賦課率) = 過去分汚染負荷量賦課金額
昭和57年から昭和61年までのSOx累積換算量 × 過去分賦課料率
(現在分汚染負荷量賦課金額) × (現在分汚染負荷量賦課率) = 現在分汚染負荷量賦課金額
平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSOx排出量 × 現在分賦課料率
(汚染負荷量賦課金額) + (過去分汚染負荷量賦課金額) = 汚染負荷量賦課金額

(2) 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

○ 延納を申請する場合
汚染負荷量賦課金額が**30万円以上**である納付義務者は、**4期に分けて延納することができ**ます。延納する場合は、申告書「⑥ 延納の申請」の(イ)に○を付し、「⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の(イ)全期又は第1期(初期)、「(ロ)第2期」、「(ハ)第3期」及び

① SOx排出量の計算式

使用する燃原料よりSOx排出量を計算する場合の計算式は、次のとおりです。

使用する燃原料が

(イ) 液体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: ℓ) × 密度(単位: g/cm³) × 含有する硫黄分の成分

$$\text{割合(質量比)} \times \frac{22.4}{32}$$

(ロ) 固体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: kg) × 含有する硫黄分の成分割合(質量比) × $\frac{22.4}{32}$

(ハ) 気体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した容積 (m³)) × 含有する硫黄分の成分割合(容量比)

(注 1) $\left(\frac{22.4}{32} = 0.7 \right) \dots$ 硫黄 1 kg が燃えたときに生ずる SOx を 0℃、1 気圧(標準状態)の状態に換算したときの容積 (m³) を表します。

(注 2) 脱硫によって、SOx が除去された場合

(イ)、(ロ) 又は (ハ) によって算出した量から、実際に除去された SOx の量を控除します。

② 燃原料コード

A、B、C 及び D 各様式において SOx の年間排出量を算定する場合の燃原料コードは、次に掲げる「燃原料コード表」から該当する番号を選び、燃原料の種類別のコード欄に記入してください。(使用している燃原料がコード表にない場合は、液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原材料の区分の中から、「その他」のコードを適用してください。)

燃原料コード表

液体燃料	その他の液体燃料	29	コークス炉ガス	46	ゴミ	67
A 重油	固体燃料	30	高炉ガス	47	合成樹脂	68
B 重油	石炭	31	その他の気体燃料	59	石油	69
C 重油	コークス	33	廃棄物	70	液体	71
混合重油	木材	35	都市ごみ	61	その他の廃棄物	79
軽油	その他の固体燃料	39	汚泥	62	原材料	
灯油	気体燃料	40	排水処理汚泥	63	窯業・土石原料	84
ナフサ	都市ガス	41	紙くず	64	鉄鋼原料	85
原油	天然ガス(LNG)	42	繊維くず	65	非鉄金属原料	86
黒油	液化石油ガス(LPG)	44	動・植物性残渣	66	その他の原料	99

(2) A様式を用いる場合の算定方法

① 使用枚数

燃原料の種類（燃原料コード表参照）ごと、及び脱硫装置ごとに作成してください。例えば、A重油とB重油を使用している場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。また、C重油を排煙脱硫装置のある施設と排煙脱硫装置のない施設で使用する場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

A様式記載例

実際に使用している燃原料の名称を記入し、その燃原料のコードを手引7ページに記載の燃原料コード表から選び、記入してください。

申告書にプリントされている汚染負荷量と脱硫金番号を記入してください。

この様式は燃原料の使用量、密度及び含有率を燃成分から求める最も標準的な場合に用い、燃原料の種類ごとに、脱硫装置ごとに使用し、各月ごとに算出し集計してください。

分母欄にこの様式の全使用枚数と分子欄に何枚目（通しナンバー）であるかを記入してください。この記載例の場合は、A様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは2枚目となっています。

脱硫の有無についての該当の項目の番号を○で囲んでください。

440.888 × 0.944 × 2.28 / 100 = 22.432 × (1 - 84.54 / 100) の計算結果です。

密度は、小数点以下3けたまでの数値を記入してください。

含有硫黄分は、小数点以下2けたまでの数値を記入してください。

補正後の脱硫効率は、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでの数値を記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

月別にSOx排出量を算定している場合には、※印欄の記入は不要です。

申告書より求めらるる場合

平成25年度 汚染負荷量賦課金 (A)

年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

工場・事業場名 青工工業(株) 仙台工場

① 脱硫金番号	0123456789
② 燃原料の種類	C重油
③ 排出量の単位	kg
④ 燃原料の名称	01
⑤ 脱硫の有無	無
⑥ 脱硫の有無	無

使用年月	⑧ 使用量	⑨ 密度	⑩ 含有硫黄分	⑪ 補正後の脱硫効率	⑫ SOx 排出量
24年 1月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
2月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
3月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
4月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
5月	5123456789	01234	1234	1234	1123456789
6月	5123456789	01234	1234	1234	1123456789
7月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
8月	3123456789	01234	1234	1234	1123456789
9月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
10月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
11月	4123456789	01234	1234	1234	1123456789
12月	5123456789	01234	1234	1234	1123456789
年間計	5123456789	01234	1234	1234	1123456789

⑫ 年間SOx排出量

② 燃原料の使用量

平成24年1月1日から平成24年12月31日までの燃原料の使用量を、種類別に各月ごとに集計してください。なお、使用量で1t、1kg又は1m³未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

③ 密度

密度は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、**自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付**してください。

(ア) 成績表の数値は、**小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで**としてください。
(例) 密度が0.8368 → 0.836 (g/cm³)

(イ) 月内に密度の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下3けた(4けた以下は切り捨てます。)までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下4けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまで**としてください。(丸め方は、51ページを参照してください。)

$$\text{(加重平均密度)} = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + (\text{使用量})_3 \times (\text{密度})_3 + \dots}{(\text{使用量})_1 + (\text{使用量})_2 + (\text{使用量})_3 + \dots}$$

(例) A重油を3種類使用した場合

A重油	使用量	15,000 (t)	密度	0.8368 (g/cm ³)
"	"	8,000 (t)	"	0.8538 (g/cm ³)
"	"	20,000 (t)	"	0.8658 (g/cm ³)

$$\text{(加重平均密度)} = \frac{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)}{15,000 + 8,000 + 20,000} = 0.85265 \rightarrow 0.853 \text{ (g/cm}^3\text{)}$$

④ 硫黄分

硫黄分は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、**自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付**してください。

なお、固体又は液体の燃原料は質量%(%)で、気体の燃原料は容量%(vol)で示してください。

(ア) 成績表の数値は、**小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまで**としてください。
(例) 硫黄分が0.924%のときは
0.924 → 0.92 (%)

(イ) 月内に硫黄分の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下2けた(3けた以下は切り捨てます。)までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下2けたまで**としてください。(丸め方は、51ページを参照してください。)

5. 申告と納付の方法（法第55条第1項、第56条、施行規程第5条）

汚染負荷量賦課金は、国の税金と同様、納付義務者が自主的に申告・納付することになります。従って、納付義務者は、汚染負荷量賦課金の額を計算し、工場・事業場ごとに申告書を作成のうえ、**年度の初日から45日以内**に申告し、汚染負荷量賦課金を納付しなければなりません。平成25年度の汚染負荷量賦課金については、**平成25年5月15日（水）まで**に、申告・納付してください。

- (1) 申告書の提出先
申告書の下部余白にプリントしてある商工会議所へ提出してください。（商工会議所名は、55ページに記載してあります。）
- (2) 汚染負荷量賦課金の納付
汚染負荷量賦課金は、所定の納付書によって金融機関の本店・支店又は機構の窓口で納付してください。
なお、所定の納付書を用いて取扱金融機関で納付する場合は、手数料は、不要です。
法律によって、10万円以上を現金で金融機関の窓口で納付する場合は、会社及び担当者の本人確認が必要になります。
- (3) 延納（4期に分けて納付）について
汚染負荷量賦課金額が**30万円以上**である納付義務者は、延納することができます。延納する場合は納付期限は、以下のとおりです。

- 第1期 平成25年5月15日（水） 全期・第1期分の納付書は、**申告書と一緒に送付**しています。
- 第2期 平成25年8月15日（木）
- 第3期 平成25年11月15日（金） } 第2期以降については、**機構から各納付期限の**
- 第4期 平成26年2月17日（月） } **約1か月前に各工場・事業場へ送付**します。

取扱金融機関

- 各都市銀行
みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行
- 各地方銀行
青森銀行、秋田銀行、足利銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、岩手銀行、大分銀行、大垣共立銀行、沖縄銀行、鹿児島銀行、北九州銀行、紀陽銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、群馬銀行、佐賀銀行、山陰合同銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、七十七銀行、清水銀行、十八銀行、十六銀行、荘内銀行、常陽銀行、親和銀行、スルガ銀行、第四銀行、但馬銀行、筑邦銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、中国銀行、筑波銀行、東京都民銀行、東北銀行、鳥取銀行、富山銀行、南都銀行、西日本シティ銀行、八十二銀行、肥後銀行、百五銀行、百十四銀行、広島銀行、福岡銀行、北越銀行、北都銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、みちのく銀行、宮崎銀行、福岡銀行、山形銀行、山口銀行、山梨中央銀行、横浜銀行、琉球銀行
- 商工組合中央金庫
北洋銀行

納付書記載例

納付書は3枚1組となっています。赤太線で囲んだ欄を記入し3枚とも取扱金融機関へ提出してください。
住所・氏名等については機構でプリントしていますが、誤りがありましたら訂正してください。

汚染負荷量賦課金 納付書・領収書

993-0001	住所 宮城県仙台市青葉区野区1-2-9	収納区分 1 0 0 3 0 0 1 2	納付者番号 1 0 0 3 0 0 1 2	下記の納付額を 記載しました。 (収納年月日、収納者名 及び領収印)又は(収 納者名の異なる領 収印付)
氏名 青空工業 株式会社 仙台工場	受取人 独立行政法人環境再生保全機構 平成25年度 汚染負荷量賦課金 納付区分 全期・第1期	納付期限 平成25年 5月15日	納付場所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 独立行政法人環境再生保全機構 汚染負荷量賦課金の納付窓口	[取扱金融機関 が 届付]
納付場所 独立行政法人環境再生保全機構又は下記の 取扱金融機関の本店 各都市銀行 各地方銀行 商工組合中央金庫 北洋銀行	納付額 100,000	延納しない場合は、「全期」を○で囲んでください。 延納する場合は、「第1期」と記入してください。	※ マーグは忘れずに記入してください。	

申告書(イ)「全期」
又は「第1期」の金額
と同額であることを
確認してください。

- 延納しない場合は、「全期」を○で囲んでください。
- 延納する場合は、「第1期」と記入してください。

- 複数事業所分をまとめて納付「する」に○をつけた場合には、
① **納付書の3枚目裏面に各工場・事業場の納付額の明細**を必ず下記のようにご記入ください。
② 申告書は、まとめて納付した場合でも、工場・事業場ごとに管轄の商工会議所（55ページ参照）へ提出してください。

納付書裏面記載例

複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳		工場別	事業場別	延納	全期	第1期	第2期	第3期	第4期
工場別	事業場別	延納	全期	第1期	第2期	第3期	第4期	延納	全期
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
11	11	0	0	0	0	0	0	0	0
12	12	0	0	0	0	0	0	0	0
13	13	0	0	0	0	0	0	0	0
14	14	0	0	0	0	0	0	0	0
15	15	0	0	0	0	0	0	0	0
16	16	0	0	0	0	0	0	0	0
17	17	0	0	0	0	0	0	0	0
18	18	0	0	0	0	0	0	0	0
19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
20	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21	21	0	0	0	0	0	0	0	0
22	22	0	0	0	0	0	0	0	0
23	23	0	0	0	0	0	0	0	0
24	24	0	0	0	0	0	0	0	0
25	25	0	0	0	0	0	0	0	0
26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
27	27	0	0	0	0	0	0	0	0
28	28	0	0	0	0	0	0	0	0
29	29	0	0	0	0	0	0	0	0
30	30	0	0	0	0	0	0	0	0
31	31	0	0	0	0	0	0	0	0
32	32	0	0	0	0	0	0	0	0
33	33	0	0	0	0	0	0	0	0
34	34	0	0	0	0	0	0	0	0
35	35	0	0	0	0	0	0	0	0
36	36	0	0	0	0	0	0	0	0
37	37	0	0	0	0	0	0	0	0
38	38	0	0	0	0	0	0	0	0
39	39	0	0	0	0	0	0	0	0
40	40	0	0	0	0	0	0	0	0
41	41	0	0	0	0	0	0	0	0
42	42	0	0	0	0	0	0	0	0
43	43	0	0	0	0	0	0	0	0
44	44	0	0	0	0	0	0	0	0
45	45	0	0	0	0	0	0	0	0
46	46	0	0	0	0	0	0	0	0
47	47	0	0	0	0	0	0	0	0
48	48	0	0	0	0	0	0	0	0
49	49	0	0	0	0	0	0	0	0
50	50	0	0	0	0	0	0	0	0
51	51	0	0	0	0	0	0	0	0
52	52	0	0	0	0	0	0	0	0
53	53	0	0	0	0	0	0	0	0
54	54	0	0	0	0	0	0	0	0
55	55	0	0	0	0	0	0	0	0
56	56	0	0	0	0	0	0	0	0
57	57	0	0	0	0	0	0	0	0
58	58	0	0	0	0	0	0	0	0
59	59	0	0	0	0	0	0	0	0
60	60	0	0	0	0	0	0	0	0
61	61	0	0	0	0	0	0	0	0
62	62	0	0	0	0	0	0	0	0
63	63	0	0	0	0	0	0	0	0
64	64	0	0	0	0	0	0	0	0
65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
66	66	0	0	0	0	0	0	0	0
67	67	0	0	0	0	0	0	0	0
68	68	0	0	0	0	0	0	0	0
69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
70	70	0	0	0	0	0	0	0	0
71	71	0	0	0	0	0	0	0	0
72	72	0	0	0	0	0	0	0	0
73	73	0	0	0	0	0	0	0	0
74	74	0	0	0	0	0	0	0	0
75	75	0	0	0	0	0	0	0	0
76	76	0	0	0	0	0	0	0	0
77	77	0	0	0	0	0	0	0	0
78	78	0	0	0	0	0	0	0	0
79	79	0	0	0	0	0	0	0	0
80	80	0	0	0	0	0	0	0	0
81	81	0	0	0	0	0	0	0	0
82	82	0	0	0	0	0	0	0	0
83	83	0	0	0	0	0	0	0	0
84	84	0	0	0	0	0	0	0	0
85	85	0	0	0	0	0	0	0	0
86	86	0	0	0	0	0	0	0	0
87	87	0	0	0	0	0	0	0	0
88	88	0	0	0	0	0	0	0	0
89	89	0	0	0	0	0	0	0	0
90	90	0	0	0	0	0	0	0	0
91	91	0	0	0	0	0	0	0	0
92	92	0	0	0	0	0	0	0	0
93	93	0	0	0	0	0	0	0	0
94	94	0	0	0	0	0	0	0	0
95	95	0	0	0	0	0	0	0	0
96	96	0	0	0	0	0	0	0	0
97	97	0	0	0	0	0	0	0	0
98	98	0	0	0	0	0	0	0	0
99	99	0	0	0	0	0	0	0	0
100	100	0	0	0	0	0	0	0	0

この額は、納付書表面の納付額と同じになります。

1枚で書ききれない場合は、それぞれの内訳表に申しナンバーを記入してください。

6. 申告書に添付すべき書類（法第55条第2項、施行規程第6条）

汚染負荷量賦課金申告書の提出に当たっては、平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSOxの排出量を証する次の(1)から(5)までの書類等を添付していただくことになっております。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書又は電話で同書類作成の基礎となった原始帳票等の提出を求めることがあります。

(1) SOxの年間排出量の算定の過程を示す書類

所定の様式（A、B、C及びD様式）によって作成してください。
なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

(2) 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする書類

① 購入先の成績表等による場合

月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、作成例（18ページ）を参照して「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」を作成し添付してください。（一覧表は、機構ホームページから入手することも可能です。）
なお、加重平均を要さない場合は、前記一覧表の添付は必要ありません。

② 自社測定値による場合

密度及び硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

また、月内に密度及び硫黄分の異なる自社測定値の燃原料を使用し加重平均を要する場合は、前記一覧表を作成し、添付してください。

(3) 脱硫によって除去されるSOxがある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）」（34～44ページ参照）を添付してください。

(4) 排出ガス測定によってSOxの排出量を求める場合は、「排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）」（34～35、45～49ページ参照）を添付してください。

(5) E様式及びb様式によることができないう場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類を添付してください。なお、**汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類は、添付の必要がありません。**

【備考】 使用様式ごとの添付書類早見表

使用様式	使用量、密度及び硫黄分の一覧表	E様式		b様式	その他
		脱硫あり	脱硫なし		
A様式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B様式	×	×	×	○	
C様式	※2 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	※3 △	a欄	○	×	
		b欄	×	○	

※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合は一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。

燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表

【例】 加重平均によって密度及び硫黄分の数値を求める場合（燃原料：C重油）

月	メーカー	使用量 (又は購入量) A (t)	密度 B (g/cm)	硫黄分 C (%)	A × B	加重平均値	
						密度 (g/cm)	硫黄分 (%)
A	社 (前月繰越)	79,628	0.943	2.29	75,089.204	0.94391	2.28294
B	社	110,000	0.942	2.26	103,620		
C	社	130,000	0.946	2.31	122,980		
D	社	120,960	0.944	2.27	114,186.24		
合計		ΣA 440,588	※1 0.944		Σ(A×B) 415,875.444	Σ(A×B) 949,422.04196	Σ(A×B×C) Σ(A×B) 2.28
2	D社 (前月繰越)	29,040	0.944	2.27			

注※1の数値は、A様式の「⑧使用量」の「1月」欄に記入してください。

※2の数値は、A様式の「⑨密度」の「1月」欄に記入してください。

※3の数値は、A様式の「⑩含有硫黄分」の「1月」欄に記入してください。

この例は、先入先出の考え方によって作成したものです。

7. 申告等に関連する諸届出

届出書は、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります（65～68ページ参照）。該当する事項に変更等が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は商工会議所に提出してください。なお、届出書の書式を本手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ（汚染負荷量賦課金申告のご案内）にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力の上、プリントアウトすることでもできます。

8. 申告後に誤りを訂正する場合

(1) 汚染負荷量賦課金額等の訂正

新たに申告書を作成し、正当額の上段に誤った額及びSOx排出量を（ ）書きし、申告書の右肩に「修正分」と朱書きしたうえ、速やかに機構又は商工会議所へ提出してください。

なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

修正分の申告書及び納付書を作成するときは、記載例（52～53ページ）を参照してください。

(2) その他の訂正等

上記（1）以外の訂正又は申告額を誤って納付した場合は、機構又は商工会議所へご連絡ください。

9. 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、法律に当たっては、法律に以下のことが定められておりますので、十分ご注意ください。

- (1) 所定の期限までに申告書の提出がなかった場合及び申告した汚染負荷量賦課金の額に不足額があるが修正申告しなかった場合は、機構が汚染負荷量賦課金の額を決定し、ばい煙発生施設等設置者に通知することになります。(法第55条第3項)
- (2) 汚染負荷量賦課金を納付期限までにその全額を納めなかった場合は、国税滞納処分の例によって強制徴収(差押等)されます。(法第57条)
- (3) 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求め、これに従わなかった場合や、虚偽の記載をした資料を提出した場合などは20万円以下の罰金を科せられることがあります。(法第146条)
- (5) **汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。(施行規程第19条)**
- (6) 法の施行のため必要がある場合は、環境大臣がばい煙発生施設等設置者に対し報告を求めたり、担当官が立入検査を行うことがあります。(法第141条)

10. その他

- (1) 申告・納付等について、不明な点がありましたら、補償業務部にお問い合わせください。

補 償 業 務 部	大 阪 支 部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミエザ 川崎ビル7F7F-RF TEL(ダイヤルイン) ①申告手続等に関する一般事項の照会 業務課 044-520-9544 ②申告等賦課金算定に関する事項の照会 調査管理課 044-520-9547 ③汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会 業務課 044-520-9553 FAX 044-520-2133 Eメール h-gyomu@erca.go.jp	〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F TEL 06-6342-0780 FAX 06-6342-0260 Eメール osaka@erca.go.jp (平成25年6月28日(金)廃止予定)
URL ① 汚染負荷量賦課金申告に関する情報 http://www.erca.go.jp/fukakin/ ② 機構業務案内等に関する情報 http://www.erca.go.jp/	

- (2) 提出された書類に不備がある場合、その他必要がある場合は、機構及び商工会議所から文書又は電話で書類の提出を求められます。

- (3) 申告・納付及び適正・公平な徴収のため、機構職員及び商工会議所が工場・事業場等にお伺いすることがあります。

(4) オンラインによる申告・届出の手続き

インターネットを利用したオンラインにより、申告(以下「オンライン申告」という。)及び「名称等変更届出」を行うことができますので活用してください。

なお、オンライン申告及び名称等変更届出を行うためには、事前に「**電子申告等届出書(兼代理人選任・解任届出書)**」を機構に郵送していただくこととなりますので、ご注意ください。また、申告等の手続きの詳細は、別冊「オンライン申告・FD申告マニュアル」で紹介しておりますので、ご参照ください。

《 メ モ 》

参考

1 B様式、C様式及びD様式の記載例

(1) B様式を用いる場合の算定方法

B様式記載例

平成25年度 汚染負荷量賦課金

排出量の算定の過程を示す書類 (B)

②No.

工場・事業場名 (株) 白神製紙 秋田工場

①賦課金番号 010121210110

B-011枚目

015全枚数

④脱硫の有無 (脱硫の有無 (脱硫装置の有無))

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

③施設名 1号 黒液回収ボイラー

⑤年月	⑥燃原料の名称	⑦使用量	⑧燃度	⑨含有硫黄分	⑩補正SO ₂ 濃度	⑪補正SO ₂ 濃度	⑫燃焼時間	⑬SO ₂ 排出量
24年	黒液	1010151010	67.0%	11.5%	11.5%	100	h	m ³ /h
1月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	712.0	1010151010
2月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	671.2	1010151010
3月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	714.4	1010151010
4月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	712.0	1010151010
5月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	714.4	1010151010
6月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	712.0	1010151010
7月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	522.1	1010151010
8月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	22.9	1010151010
9月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	712.0	1010151010
10月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	714.4	1010151010
11月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	712.0	1010151010
12月	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	671.9	1010151010
年間計	黒液	22	1010151010	11.5%	11.5%	11.5%	719	1010151010

(「燃原料」欄の注目をよく読んで記入してください。)

【記入上の注意】

② このB様式は、燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガス測定によって SOx 排出量を算定する場合に用いてください。ただし、このB様式によって算定するときは、排出ガス量、O₂濃度、SOx濃度等の実測値が2か月に1回 (年6回) 以上の測定によって明らかになっていることが必要です。

なお、使用した燃原料の使用量、密度、含有硫黄分等の欄についても、各月ごとに記入してください。

③ このB様式を用いた場合の測定値を明らかにする書類として「排出ガス測定の結果を示す書類 (b)」様式を作成し、添付してください。

① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名
申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場 (会社名等も併せて) の名称を記入してください。

② No.
この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：B様式2部 のとき

$$B - \frac{011}{012} \quad B - \frac{012}{012}$$

③ 施設名

排出ガス測定の対象となる全ての施設名を記入してください。

④ 脱硫の有無

③欄に記入した施設に、脱硫装置が「無」、又は「排煙脱硫」、「集じん等脱硫」若しくは「製品等脱硫」のいずれか該当する項目の番号を○で囲んでください。

備考1. ダスト等に残留する硫黄分によって脱硫効果がある場合は、「集じん等脱硫」となります。

2. 「製品等脱硫」には、中間製品が含まれます。

⑤ 年月

平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSOx量は、月別に算定してください。

⑥ 燃原料の種別

実際に使用している燃原料の名称を記入してください。また、コード欄には、「燃原料コード表」(7ページ参照) のなかから該当するコード番号を選んで記入してください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、年間を通して SOx を排出する主な燃原料を2種類選んで各月ごとに記入してください。

⑦ 使用量

⑥欄の燃原料の使用量を月別に記入してください。単位は、 l 、 kg 、又は m^3 のいずれかを○で囲ってください。

⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

成績表等の数値によることとします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとさせていただきます。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとさせていただきます。月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については、小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとし、小数点以下3けたとし、含有硫黄分については、小数点以下3けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下2けたとさせていただきます（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については10～11 ページ、51 ページ参照）。

なお、含有硫黄分の単位は、液体(l)及び固体(kg)は質量%(%)、気体(m^3)は容量%(% (vol))です。

⑩ 補正排出ガス量

「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)中の4. ⑮の数値を記入してください。

b 様式については、45～49 ページを参照してください。

⑪ 補正 SOx 濃度

同上 b 様式中の4. ⑮の数値を記入してください。

⑫ 稼働時間

当該施設が1か月間に稼働していた時間(1時間未満は切捨て)を記入してください。

⑬ SOx 排出量

次の算式によって算出し、小数点以下1けたまで記入、2けた以下は切り捨ててください。

$SOx \text{ 排出量}(m^3) = \text{補正排出ガス量}(m^3/h) \times \text{補正 SOx 濃度}(ppm) \times 10^{-6} \times \text{稼働時間}(h)$

⑭ 年間使用量

1月～12月の月別使用量の合計値を記入してください。

⑮ 年間SOx排出量

月別に算出したSOx排出量の合計値を記入してください。

《 メ モ 》

【記入上の注意】

⑥ この様式は、燃原料の含有する硫黄分が、製品や中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量(1)と吸収・残留する硫黄量(2)から求める方法（Sパランスによる計算）の場合に用いてください。

なお、この様式は、原則として施設単位で作成してください。

- ① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名
申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。
- ② 施設名
この様式で算定の対象となった施設の名称を記入してください。
- ③ No.
この様式の通しナンバーは、次のように記入してください。



- ④ 脱硫の種類
製品等脱硫の他に排煙脱硫又は集じん等脱硫のある施設の場合は、該当する番号を○で囲んでください。ただし、製品等脱硫だけの場合は、この欄は、記入する必要はありません。
- ⑤ 年月
SOx 排出量の算定は、必ず月別小計欄を設け、月別の硫黄量(1)及び硫黄量(2)を求め、この値から月別のSOx排出量を算定してください。

なお、月の途中で次の様式にまたがって記入しても差し支えありません。

【硫黄量(1)の算定】

- ⑥ 燃原料の種類
名称欄には、実際に使用した燃原料の具体的な名称を記入してください（例：セメント原料の場合は、石灰石、粘土、鉱さい等）。

また、コード欄には、「燃原料コード表」（7ページ参照）から該当する番号を記入してください（例：前記のセメント原料は、窯業・土石原料として取扱ひ、コードは全て84となります）。

- ⑦ 装入量
⑥欄に記入した燃原料のそれぞれの装入量（使用量）を月別に整理して記入してください。単位は、t、kg 又はm³、Yのいずれか一つを○で囲んでください。

⑧欄に記入した燃原料のそれぞれの装入量（使用量）を月別に整理して記入してください。単位は、t、kg 又はm³、Yのいずれか一つを○で囲んでください。

(2) C様式を用いる場合の算定方法

C様式記載例

手引の7ページの燃原料のコード表より記入してください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

この様式は、装入する燃原料中の硫黄分が製品等に吸収される場合に用いください。なお、この様式は原則として施設単位で作成してください。

算定の対象となる施設名称を記入してください。

この欄は、排煙脱硫と集じん等脱硫を行っている場合だけ記入してください。

9%未満で小数点以下3けたまで記入してください。

燃原料の密度・硫黄分はA様式に準じてそれぞれ小数点以下3けた、2%以下まで記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1%以下まで記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄分物排出量は、算定様式とは異なるとはならない。年間SOx排出量を算定するために、小数点以下を切り捨ててください。

小計欄は各月ごと必ず履行してください。

Sパランスで計算し、施設単位の小計を合計し、様式の裏面で計算したものと、様式をかえて記入してください。

24年 1月 2月 小計

項目	1月	2月	小計
① 燃原料の種類	石灰石	石灰石	石灰石
② 装入量	10000	10000	20000
③ 硫黄量(1)	10000	10000	20000
④ 硫黄量(2)	10000	10000	20000
⑤ 硫黄量(1) - 硫黄量(2)	0	0	0
⑥ 硫黄量(1) × 0.9	9000	9000	18000
⑦ 硫黄量(1) × 0.1	1000	1000	2000
⑧ 硫黄量(1) × 0.01	100	100	200
⑨ 硫黄量(1) × 0.001	10	10	20
⑩ 硫黄量(1) × 0.0001	1	1	2
⑪ 硫黄量(1) × 0.00001	0	0	0
⑫ 硫黄量(1) × 0.000001	0	0	0
⑬ 硫黄量(1) × 0.0000001	0	0	0
⑭ 硫黄量(1) × 0.00000001	0	0	0
⑮ 硫黄量(1) × 0.000000001	0	0	0
⑯ 硫黄量(1) × 0.0000000001	0	0	0
⑰ 硫黄量(1) × 0.00000000001	0	0	0
⑱ 硫黄量(1) × 0.000000000001	0	0	0
⑲ 硫黄量(1) × 0.0000000000001	0	0	0
⑳ 硫黄量(1) × 0.00000000000001	0	0	0
㉑ 硫黄量(1) × 0.000000000000001	0	0	0
㉒ 硫黄量(1) × 0.0000000000000001	0	0	0
㉓ 硫黄量(1) × 0.00000000000000001	0	0	0
㉔ 硫黄量(1) × 0.000000000000000001	0	0	0
㉕ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000001	0	0	0
㉖ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000001	0	0	0
㉗ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000001	0	0	0
㉘ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000001	0	0	0
㉙ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000000001	0	0	0
㉚ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000000001	0	0	0
㉛ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000000001	0	0	0
㉜ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000000000001	0	0	0
㉝ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000000000001	0	0	0
㉞ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000000000001	0	0	0
㉟ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000000000000001	0	0	0
㊱ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000000000000001	0	0	0
㊲ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000000000000001	0	0	0
㊳ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000000000000000001	0	0	0
㊴ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊵ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊶ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊷ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊸ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊹ 硫黄量(1) × 0.00000000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊺ 硫黄量(1) × 0.000000000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊻ 硫黄量(1) × 0.0000000000000000000000000000000000000001	0	0	0
㊼ 硫黄量(1) × 0.001	0	0	0
㊽ 硫黄量(1) × 0.0001	0	0	0
㊾ 硫黄量(1) × 0.001	0	0	0
㊿ 硫黄量(1) × 0.0001	0	0	0

平成25年度 汚染負荷量賦課金
年間排出量の算定の過程を示す種類(C)

施設名 1号セメント焼成キルン

01501011 (株) 豊セメント 小樽工場
① 燃原料の種類 工場・事業場名

⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

原材料の含有硫黄分については、月内の分析値が一つの場合は、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。月内の分析値が複数ある場合は、各々小数点以下3けたまで(4けた目以下切捨て)の値の加重平均値とし、小数点以下4けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。硫黄化合物の分析値については、硫黄分(%)に表示できるよう換算してください。

【例】 a. 分析値がSO₃の場合…硫黄分(%) = SO₃値(%) × $\frac{S}{SO_3}$

$$= SO_3 \text{ 値}(\%) \times \frac{32}{80}$$

b. 分析値がH₂Sの場合…硫黄分(%) = H₂S値(%) × $\frac{S}{H_2S} \times \frac{10^{**}}{9}$

$$= H_2S \text{ 値}(\%) \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9}$$

注※ $\frac{10}{9}$ は換算係数(係数は実測してください。)

燃料については、成績表等の数値によることにします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。含有硫黄分については、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については小数点以下4けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって小数点以下2けたとしてください(密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については、10～11ページ、51ページ参照)。

⑩ 硫黄量(1) (kg)

次の式によって算出してください。

a. 固体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

b. 液体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量}(\theta) \times \text{密度}(\text{g/cm}^3) \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

c. 気体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量}(\text{m}^3\text{N}) \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%(\text{vol}))}{100} \times \frac{32}{22.4}$$

【硫黄量(2)の算定】

⑪ 製品等の種別

燃原料の含有する硫黄分が吸収・残留する製品又は中間製品等(例：鑄鉄、セメントクリンカー、ガラス、スラッグ等)の名称を具体的に記入してください。

⑫ 産出量

製品等のそれぞれの産出量を月別に整理して記入してください(単位：kg)。

なお、産出量の把握は、装入量の把握方法とバランスのとれた方法で行ってください。

⑬ 含有硫黄分

⑨欄と同様に記入してください。

⑭ 硫黄量(2) (kg)

次の式によって算出してください。

$$\text{硫黄量(2) (kg)} = \text{産出量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

⑮ 補正後の脱硫効率

排煙脱硫又は集じん等脱硫のある場合(④欄の1又は2を○で囲んだ場合)は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦の数値を記入してください。

なお、この欄には、製品等脱硫効率($\frac{\text{硫黄量(2)}}{\text{硫黄量(1)}} \times 100$)を記入する必要はありません。

【SOx排出量の算定】

⑯ SOx排出量

月別に求めた「硫黄量(1)」及び「硫黄量(2)」の値から次の式によって算出し、小計欄に小数点以下1けたまで記入してください(2けた以下は切捨て)。

イ. 製品等脱硫の場合

$$\text{SOx排出量}(\text{m}^3\text{N}) = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \frac{22.4}{32}$$

ロ. 排煙又は集じん等脱硫のある場合

$$\text{SOx排出量}(\text{m}^3\text{N}) = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \left[1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率}(\%)}{100} \right] \times \frac{22.4}{32}$$

※ 年間SOx排出量：最終月の小計欄の下(その様式の最下行)に年間計欄を設け、月別に算出した「硫黄量(1)」と「硫黄量(2)」の合計値及び「SOx排出量」の合計値を記入してください。

(3) D様式を用いる場合の算定方法

D様式 (a欄使用) 記載例

平成2.5年度 汚染負荷量賦課金
年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)

① 課税番号 010104110110 工場・事業場名 大手町 西焼却場 ② No. 011 012

③ 脱硫の有無 ④ 脱硫の有無

種別	⑤ 焼却年月	⑥ 焼却量	⑦ 密度	⑧ 含有硫黄分	⑨ 配電効率	⑩ SOx 排出量	⑪ 脱硫の有無	⑫ SOx 排出量
a 廃棄物の種類 A重油	24年 1月	11111111111111111111	0.01719	0.01912		01111111111111111111		01111111111111111111
	2月	11111111111111111111						
	3月	11111111111111111111						
	4月	11111111111111111111						
	5月	11111111111111111111						
	6月	11111111111111111111						
	7月	11111111111111111111						
	8月	11111111111111111111						
	9月	11111111111111111111						
	10月	11111111111111111111						
	11月	11111111111111111111						
	12月	11111111111111111111						
年間	故燃量	11111111111111111111						01019
⑬ SOx 排出量の合計								01019

⑭ 排出ガス測定より算定する場合
⑮ SOx 排出量の合計 (⑩ + ⑬ + ⑭)

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバ)であるかを記入してください。この記載例の場合は、D様式の全使用枚数が2枚で、通しナンバは1枚目となっています。

小数点以下2けた目を切り捨て1けたまで記入してください。

脱硫装置等があり、脱硫効率がある場合には、記入してください。

廃棄物の含有硫黄分を記入してください。なお、不明な場合には手引の12ページの構造的含有硫黄分を用いください。

排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄化率、算定枚数に算出された、この年間 SOx 排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

排出ガス測定から求める場合に用いください。また、排出ガス測定結果は様式に転記してください。様式の記入に当たっては、様式の裏面及び手引の33ページ、34～35ページ、45～48ページを参照してください。

[記入上の注意]

- このD様式は、廃棄物を焼却する清掃工場等の事業場において用いください。
- このD様式には、SOx 排出量を算定する方法として、a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合、b. 排出ガス測定より算定する場合の二つの方法が記載してありますので、いずれかが該当する欄に記入してください。

- 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名
申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場名を記入してください。
- No.
この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバを付してください。

例：D様式2部のとき

$$D - \frac{0.11}{0.12} \quad D - \frac{0.12}{0.12}$$

- 脱硫の有無
焼却炉に脱硫装置等が設置されているかどうか、該当する項目の番号を○で囲んでください。

1. 助燃剤からの SOx 排出量の算定

- 助燃剤等
廃棄物を焼却するのに助燃剤を使用している場合は、その種別 (A重油、灯油、都市ガス等) を記入してください。
コード欄には、「燃原料コード表」(7ページ参照)の中から該当するコード番号を記入してください。
なお、助燃剤を使用していない場合は、この欄に“不使用”と記入してください。
- 焼却年月
助燃剤を焼却した年月 (年間は1～12月) を記入してください。
- 焼却量
⑤欄に記入した期間の焼却量を記入してください (10、1kg、1m³、N未満の端数は切捨て)。助燃剤の単位は、0、kg又はm³、Nのいずれか一つを○で囲んでください。

- 密度及び⑧ 含有硫黄分
燃料の購入先で発行した「試験成績表」等に記載されている数値を記入してください。年間に密度・硫黄分の異なる燃料を複数回購入して焼却した場合(「試験成績表」等が複数枚ある場合は)、密度・硫黄分の加重平均値を算出し、その値を記入してください(加重平均値の算出方法と計算例及び丸め方については、10～11ページ、51ページ参照)。

⑨ 補正後の脱硫効率

脱硫装置のある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦「補正後の脱硫効率」の数値を記入してください。

⑩ SOx排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

液体燃料の場合

$$\text{⑩SOx排出量(m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量(l)} \times \text{⑦密度(g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分(\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

固体燃料の場合

$$\text{⑩SOx排出量(m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量(kg)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分(\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

気体燃料の場合

$$\text{⑩SOx排出量(m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量(m}^3\text{N)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分(\%)}}{100}$$

2. 廃棄物からのSOx排出量の算定

⑪ 廃棄物の種類

該当する種類の番号を○で囲んでください。なお、「4. その他」の場合は、その名称を「燃原料コード表」(7ページ参照)から選び、コード番号とともに記入してください。

a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合(記載例は29ページ)

⑫ 廃棄物からのSOx量を含有硫黄分から求める場合は、⑩～⑮の項目から算出し、⑰～⑳欄には記入しないでください。

⑬ 年間焼却量

月別に記入した焼却量の合計値を記入してください(単位:kg)。

⑭ 含有硫黄分

分析値又は測定データを用いてください。不明なときは、標準的な含有硫黄分(例:都市ごみ=0.03%)を用いてください(12ページ参照)。

⑮ 補正後の脱硫効率

⑨欄に準じて記入してください。

⑯ 年間SOx排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{⑯SOx排出量(m}^3\text{N/年)} = \text{⑩年間焼却量(kg)} \times \frac{\text{⑭含有硫黄分(\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

b. 排出ガス測定より算定する場合(記載例は33ページ)

⑰ 廃棄物からのSOxを測定によって求める場合は、排出ガス量、O₂濃度及びSOx濃度等の

測定値が2か月に1回(年6回)以上の測定によって明らかになっていることが必要で、⑰～⑳の項目から算出し、⑳～㉑欄には記入しないでください。また、この場合は、D様式とともに「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)も併せて作成してください。b様式については、45～49ページを参照してください。

⑱ 焼却年月及び㉑ 焼却量

各月ごとの焼却量をkg単位(1kg未満の端数は切捨て)で記入してください。

⑳ 補正排出ガス量

b様式の4. ⑮「補正排出ガス量」の値を記入してください。

㉑ 補正SOx濃度

b様式の4. ⑧「補正SOx濃度」の値を記入してください。

㉒ 測定中の焼却量

1時間当たりの焼却量をkg単位(1kg未満の端数は切捨て)で記入してください。

㉓ 1トン(t)当たりのSOx量

次の計算式で算出し、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで記入してください。

$$1 \text{ トン当たりのSOx量(m}^3\text{N/t)} = \frac{\text{排出ガス量(m}^3\text{N/h)} \times \text{SOx濃度(ppm)} \times 10^6}{\text{測定中の焼却量(kg/h)}} \times 1000$$

㉔ 年間焼却量

月別焼却量(kg)の合計値を記入してください。

㉕ 平均1トン(t)当たりのSOx量

㉓の1トン(t)当たりのSOx量を算術平均した値を小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで記入してください。

㉖ 年間SOx排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{㉖年間SOx排出量(m}^3\text{N)} = \text{㉕平均1トン(t)当たりのSOx量(m}^3\text{N/t)} \times \frac{1}{1000} \times \text{㉔年間焼却量(kg)}$$

㉗ SOx排出量の合計

次によって算出してください。

(a)「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用した場合は：⑩+⑱

(b)「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用しなかった場合は：⑯のみ

(c)「排出ガス測定より算定する場合」で測定時は助燃剤を使用せず、焼却始めだけ助燃剤を使用した場合は：⑩+㉖

(d)「排出ガス測定より算定する場合」で常時助燃剤を使用したか、又は助燃剤を全く使用しなかった場合は：㉖のみ

2 排出ガスの測定的一般事項並びにE様式及びb様式の記載方法

(1) 排出ガスの測定的一般事項 (E様式及びb様式共通)

排出ガス中のSOx濃度、O₂濃度及び排出ガス量の測定については、次の事項に注意してください。34~49ページに記載されている排出ガス量は、すべて乾き排出ガス量をいいます。

① 排出ガス中のSOx濃度の測定

ア 測定値の取扱い

- (a) 原則として複数回の測定データの平均値とします。
- (b) 測定値の有効範囲は、±10%程度を目途とします。

イ 試料の採取方法

- (a) 1工程の期間が明確な場合
 - 1工程の期間内とし、測定値は、この期間の平均値とします。ただし、1工程が非常に長時間にわたる場合は、測定に実際上の困難が伴うので、測定時間としては1工程を適切に代表するような期間を選んで行うものとします。
- (b) 1工程の期間が不明確な場合
 - 操業状態時における排出ガス中のSOx濃度が平均的濃度として把握されるような時期において、概ね次のような採取時間と回数によって行うものとします。

[採取 (吸引) 時間]	[採取回数]
20分以内	5回程度
20分~40分	4回程度
40分~60分	3回程度
60分以上	2回程度

なお、連続分析機器等で排出ガス中の二氧化硫濃度(以下「SO₂濃度」という。)を測定している場合は、連続測定値より平均を算定した値を用いてください。

ウ 試料の採取位置及び採取点

試料の採取位置、測定孔及び測定点及びJIS K 0095(排ガス試料採取方法)の3.(試料ガスの採取位置、採取点及び採取口)によってください。ただし、JISによる測定が困難か又は不適当な場合(例えば、等速吸引不能など)は、他の適切な方法で測定してください。

エ SOx濃度の分析方法

SOx濃度については、JIS K 0103(排ガス中の硫黄酸化物分析用方法)による硫黄酸化物(SO₂+SO₃)の分析方法を用いてください。ただし、硫黄酸化物(SO₂+SO₃)とSO₂との比が一定であり、その比率がわかっている場合は、二氧化硫を分析することによって(SO₂+SO₃)濃度を求めてください。

D様式 (b欄使用) 記載例
 平成25年度 汚染負荷量試験金
 年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)
 工場・事業場名 大手町 真焼却場

① 試験金番号	060410110
② 収入	011
③ 全枚数	012

④ 収入の有無
 1. 無し
 2. あり

種別	⑤ 焼却年月	⑥ 焼却量	⑦ 密度	⑧ 含有硫黄分	⑨ 脱硫効率	⑩ SOx 排出量	⑪ 正味のSOx排出量		⑫ 年間SOx排出量		
							⑬ SOx濃度	⑭ SOx排出量	⑮ SOx濃度	⑯ SOx排出量	
a 廃棄物の種類 ① 廃棄物の種類 ② 焼却炉の種類 ③ 下部処理 ④ その他	24年	1月	1.13	1.61	1.19	0.0	2.5	0.0	2.5	0.182	
	2月	1.12	1.21	1.01	1.41	0.0	3.6	0.0	3.6	0.155	
	3月	1.12	1.71	1.17	1.51	1.0	4.1	2.0	2.1	0.211	
	4月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	4.7	2.0	2.7	0.246	
	5月	1.13	1.71	1.17	1.17	1.0	4.3	5.0	8.3	0.207	
	6月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	4.9	0.0	4.9	0.223	
	7月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	2.3	5.1	2.4	2.4	0.205
	8月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	1.6	1.1	1.6	1.6	0.164
	9月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	1.6	1.1	1.6	1.6	0.164
	10月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	1.6	1.1	1.6	1.6	0.164
	11月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	1.6	1.1	1.6	1.6	0.164
	12月	1.12	1.11	1.17	1.17	1.0	1.6	1.1	1.6	1.6	0.164
年間	⑮								0.205		
⑯	年間								0.205		

申告書にプリントされている汚染負荷試験金番号を記入してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバ)であることを記入してください。

この様式は、廃棄物を焼却する焼却炉を設置している焼却工場等において用いてください。

⑩ 動燃剤からのSOx量及び⑪ SOx 排出量の合計に關しての注意
 次に示す通り算出してください。
 (イ) 排出ガス測定より算定する場合に動燃剤を使用せず、焼却開始時に動燃剤を使用した場合は、⑭+⑮
 (ロ) 排出ガス測定より算定する場合に常時動燃剤を使用したが、又は全く使用しなかった場合は、⑮のみ

排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

排出ガス測定月にだけb様式で算出した値を適用し、14日当たりのSOx量を算定してください。

⑯ 平均値は算術平均して求めてください。

※ 硫黄酸化物(SO₂+SO₃)の分析方法は、JISに定められていますが、20ℓ採取の場合の標準的測定濃度範囲は、中和滴定法70～2800ppm、沈殿滴定法140（光度測定の場合は50）～700ppm、比濁法5～300ppm、イオンクロマトグラフ法0.5～290ppmとなっていますので、濃度及び妨害成分に応じて分析方法を選択してください。

なお、標準的測定濃度範囲より低濃度の分析を行う場合には、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。

② 排出ガス量の測定

ア 試料採取方法及び採取位置等

①イ及びウに準じます。

イ 排出ガス量の測定方法

JIS Z 8808又はこれと同等の測定値が得られる方法を用いてください。ただし、排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくい場合は、燃料使用量及び排出ガス中のO₂濃度等の値から排出ガス量を算定してください。

③ 排出ガス中のO₂濃度の測定

ア 試料採取方法及び採取位置等

①イ及びウに準じます。

イ O₂濃度の分析方法

JIS K 0301（排ガス中の酸素分析方法）に規定するオルザット式及びベンベル式、又はこれらと同等の測定値が得られる分析方法を用いてください。

④ 測定に関する注意事項

ア SOx量の測定については「大気汚染防止法施行規則別表第1の備考欄」に掲げる方法で行ってください。

イ SOx濃度と排出ガス量は同時に測定してください。

なお、同時に測定していない場合は、各々の測定時におけるO₂濃度を測定してください。

ウ 排出ガスの測定は、ばい煙発生施設及び脱硫施設が平均的稼働状態にある時に行ってください。

(2) E様式を用いる場合の一般事項及び記載方法

E様式記載例

この様式に関連する様式の番号を記入してください。

排出ガスの測定機関(自社測定の場合は部門)を記入してください。

脱硫対象の施設名を具体的に記入してください。

脱硫装置の脱硫方式を記入してください。

補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E)

工場・事業場名 **靑島工業(株) 創成工場**

① 測定時期	平 成 24 年 1 月 23 日
② 測定機関 (又は部門)	NS分析センター
③ 脱硫対象施設名	2号ボイラー
④ 最大燃原料使用量	980 (kg, t, m ³)/h

⑤ 脱硫装置の適用期間 平成 24 年 1 月 ~ 2 月

⑥ 最大燃原料使用量 18,000 (kg, t, m³)/h

⑦ 脱硫装置の最大燃原料使用量 18,000 (kg, t, m³)/h

⑧ 脱硫装置の最大排出ガス量 1,193.9 (kg, t, m³)/h

⑨ 脱硫装置の最大SOx量 634 (kg, t, m³)/h

(2) 燃原料から求めるSOx量 (SI)

項目	① 燃原料の種類	② 測定時の使用量	③ 密度	④ 含有硫分	⑤ SOx量
①	C重油	653 (kg, t, m ³)/h	0.944 (kg, t, m ³)/h	2.28 %	9,838 (kg, t, m ³)/h

測定値又は計算値等

⑥ 合計SOx量【含有硫】 SIF = 9,838

(3) 排出ガス測定から求めるSOx量

項目	a. 脱硫装置前 (A口) のSOx量	b. 脱硫装置後 (出口) のSOx量
① SOx濃度測定値	105 (ppm)	122 (ppm)
② 平均SOx濃度	113 (ppm)	113 (ppm)
③ SOx濃度への補正係数	SI = 1.13	SI = 1.13
④ 補正SOx濃度	71 (ppm)	6.8 (ppm)
⑤ SOx濃度測定時のO ₂ 濃度測定値 (%)	0.1 = 0.10	0.6 = 6.33
⑥ SOx濃度測定時の平均O ₂ 濃度 (%)	0.1	0.6
⑦ 排出ガス検測値 (乾き)	9,880 (m ³ /h)	9,660 (m ³ /h)
⑧ 平均排出ガス量	9,776 (m ³ /h)	9,776 (m ³ /h)
⑨ 排出ガス検測値時のO ₂ 濃度測定値 (%)	7.4	7.2
⑩ 排出ガス検測値時の平均O ₂ 濃度 (%)	7.3	7.13
⑪ 補正排出ガス量	9,569 (m ³ /h)	9,569 (m ³ /h)
⑫ SOx量	1,081 (kg, t, m ³)/h	1,081 (kg, t, m ³)/h

3. 脱硫過程の簡略図

この場合、アフターバーナーに使用した燃料は、別に算定して下さい。

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

項目	測定値又は計算値等
① 脱硫効率 (%)	89.01 (%)
② 脱硫装置の稼働時間 (h)	1,416 (h)
③ 脱硫装置の排出ガス量 (m ³ /h)	9,569 (m ³ /h)
④ 脱硫装置の処理ガス量 (m ³ /h)	9,569 (m ³ /h)
⑤ その他の補正係数	—
⑦ 補正後の脱硫効率 (%)	84.54 (%)

89.01 × 1,416 = 84.54

【記入上の注意】

- ◎ このE様式、A様式、C様式及びD様式の「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするための書類です。記入の際は、34~35ページの「排出ガス測定的一般事項 (E様式及びb様式共通)」をまずお読みください。
- ◎ このE様式は、一つの補正後の脱硫効率の算定について1枚作成してください。(年6回の補正後の脱硫効率を算定した場合は、このE様式を6枚作成することになります。)
- ◎ このE様式を2枚以上作成する場合、2枚目以降には「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」は変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 脱硫効率は、脱硫装置 (製品等脱硫の場合は当該装置) 前後のSOx量によって次の式を用いて算出します。

$$\text{脱硫効率 (\%)} = \left[1 - \frac{\text{脱硫後のSOx量}}{\text{脱硫前のSOx量}} \right] \times 100$$

- ◎ 脱硫効率の算定は、一つの施設から排出されるSOx量に応じて、次に掲げる算定 (測定) 回数によってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSOx量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定としてください。

排出SOx量	算定 (測定) 回数
10m ³ /h以上	2か月に1回以上
10m ³ /h未満	年に1回以上

- ◎ E様式右上の「工場・事業場名」欄に、工場・事業場名 (会社名等も併せて) を記入してください。
 - ◎ SOx量及び測定値等に係る有効数字の取扱いに十分留意してください。
- 【様式内の番号対応説明】
- 一般事項
 - 37ページの記載例を参照のうえ、記入してください。

- 測定及び算定内容
 - 共通事項
 - 測定年月日
 - SOx濃度と排出ガス量の測定年月日を記入してください。
 - 脱硫適用期間

この様式で算定した補正後の脱硫効率を適用する期間を記入してください。

脱硫効率の適用期間については、施設の稼働状況等に応じて定めてください。

③ 適用期間中における平均燃原料使用量
適用期間中において、脱硫対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入して、該当する単位を○で囲んでください。

(2) 燃原料から求めるSOx量
測定時の燃原料ごとの1時間当たりの使用量、密度、含有硫黄分を記入し、A様式に準じてSOx量を求めてください。
なお、SOx量は有効数字4けた(5けた以下は切捨て)とし、その合計を⑥欄から求めたSOx量(Sf)に記入してください。

(3) 排出ガス測定から求めるSOx量
⑥ 脱硫装置前(入口)のSOx量を、上記(2)の燃原料から求める場合は⑥欄だけ記入し、⑥欄には記入する必要はありません。
①⑤⑨の測定値は、それぞれの測定結果(2回以上)を記入してください。
②⑥⑩の平均値は、それぞれの測定値を算術平均してください。
②⑥⑩の数値は有効数字3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。また、⑧の数値は有効数字4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。
なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を()書きしてください。

例：1時間間隔の平均SO₂濃度が238(ppm)の場合

項目	⑥ 脱硫装置後(出口)のSOx量
② 平均SO ₂ 濃度(ppm)	238 (1h) 〔有効数字3けた〕
SOx	

③ SO₂濃度測定値のSOx濃度への補正
SOx濃度測定ではなく、SO₂濃度測定を行っているときは、SOx濃度への補正係数をあらかじめ求め(年1回以上、排出ガス中のSO₂濃度とSOx濃度を同時に測定して、SOx濃度への補正係数を算出してください。SOx濃度<SO₂濃度の場合は補正係数を1としてください)、補正SOx濃度を算定してください。

補正SOx濃度(ppm) = 平均SO₂濃度(ppm) × SOx濃度への補正係数

(例) SOx濃度への補正係数
SOx濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときの濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SOx濃度への補正係数} = \frac{\text{SOx濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.03 \rightarrow 1.03$$

なお、SOx濃度とSO₂濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式による排出ガス測定はSO₂濃度が対象であるため、SOx濃度に補正する必要があります。

④ 補正SOx濃度

補正する必要がない場合は、②の値を記入してください。
SOx濃度測定ではなく、SO₂濃度測定を行っている場合は、上記③で求めた補正係数を用いて、補正SOx濃度を求めてください。

(例) ある期間の平均SO₂濃度が86.2ppmで、SOx濃度への補正係数が1.03の場合

$$\text{補正SOx濃度} = 86.2 \text{ ppm} \times 1.03 = 88.78 \rightarrow 88.7 \text{ ppm (有効数字3けた)}$$

④ 補正排出ガス量

補正する必要がない場合は、⑧の値を記入してください。

SOx (又はSO₂) 濃度測定時のO₂濃度と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なる場合は、排出ガス量を補正してください。

補正排出ガス量(m³N/h)

$$= \frac{\text{平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times 21(\%) - \text{平均排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{SOx濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}$$

(例) SOx濃度測定時の平均O₂濃度 6.15%

排出ガス量測定時の平均O₂濃度 5.85%

平均排出ガス量 45,930m³N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,850 \text{ m}^3\text{N/h}$$

※④⑩について、その他測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

④ SOx量(m³N/h)

SOx量は次によって求めてください(有効数字を4けたとし、5けた以下は切捨て)。

$$\text{SOx量 (m}^3\text{N/h)} = \text{補正排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \text{補正SOx濃度 (ppm)} \times 10^{-6}$$

④ SOx濃度測定法

JIS K 0103のいずれか該当するSOx濃度の測定法を記入してください。(JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法)があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式がありますが、この場合はSO₂濃度の測定のためSOx濃度に補正する必要があります。)

④ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量(吸引ガス量)を記入してください。

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

① 脱硫効率(%)の算定式

次のイ、ロ及びハのいずれかの算定式を用いて、%表示で小数点以下2けたまで(3けた以下切捨て)記入してください。ただし、脱硫装置の入口測定位置と出口測定位置の間で、余剰空気の漏れこみ以外の要素があるとき(例えば、アフターバーナー等)は、これらの計算式は使えません。

なお、標準的硫黄分を採用している場合は、必ず式で計算してください。

また、脱硫効率を補正し、補正後の脱硫効率を求める場合は、⑦補正後の脱硫効率(%)の算定を参考にしてください。

イ 脱硫効率を脱硫前(以下、「入口」という。)燃原料から求めたSO_x量と脱硫後(以下、「出口」という。)の排出ガス中のSO_x濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率}(\%) = \left[1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_f} \right] \times 100$$

S_f : 燃原料から求めたSO_x量(m³N/h)

S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)

V_e : 出口補正排出ガス量(m³N/h)

ロ 脱硫効率を入口・出口のSO_x濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率}(\%) = \left[1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_i \times V_i \times 10^{-6}} \right] \times 100$$

S_i : 入口補正SO_x濃度(ppm)

V_i : 入口補正排出ガス量(m³N/h)

S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)

V_e : 出口補正排出ガス量(m³N/h)

ハ 脱硫効率を入口・出口のSO_x濃度とO₂濃度から求める場合

$$\text{脱硫効率}(\%) = \left\{ 1 - \frac{S_e \times (21 - O_i)}{S_i \times (21 - O_e)} \right\} \times 100$$

S_i : 入口補正SO_x濃度(ppm)

O_i : 入口平均O₂濃度(%)

S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)

O_e : 出口平均O₂濃度(%)

21 : 空気中の酸素割合(%)

※①欄のかつこ内にイ、ロ又はハのいずれかを算定に用いたかを記入してください。

※イ、ロ、ハとも、分子・分母は有効数字4けた(5けた以下切捨て)として計算してください。具体的な計算は43～44ページを参照してください。

② 施設の稼働時間(h)及び③ 脱硫装置の稼働時間(h)

当該施設及び当該装置が稼働していた時間(1時間未満は切捨て)を記入してください。

⑦ 補正後の脱硫効率(%)の算定

次の(a)、(b)及び(c)を参考に脱硫効率を時間比及び排出ガス量比等で補正し、補正後の脱硫効率(%)を、小数点以下2けたまで(3けた以下切捨て)求めてください。

なお、補正する必要があるときは、①と同じ数値になります。

A 様式⑩補正後の脱硫効率、C 様式⑪補正後の脱硫効率及びD 様式⑫⑬補正後の脱硫効率は、この値を記入してください。

(a) 脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合

$$Y_R = Y_P \times K_t$$

Y_R: 補正後の脱硫効率(%)

Y_P: 脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t : \text{時間比} = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{施設の稼働時間(h)}}$$

(b) 排出ガスの一部を脱硫装置へ通し、他は通さない場合

$$Y_R = Y_P \times K_Q$$

Y_R: 補正後の脱硫効率(%)

Y_P: 脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_Q : \text{排出ガス量比} = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量(m}^3\text{N/h)}}{\text{施設の排出ガス量(m}^3\text{N/h)}}$$

(c) (a) と (b) を併用する場合

$$Y_R = Y_P \times K_t \times K_Q$$

Y_R: 補正後の脱硫効率(%)

Y_P: 脱硫装置の脱硫効率(%)

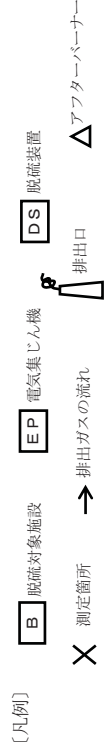
$$K_t : \text{時間比} = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{施設の稼働時間(h)}}$$

$$K_Q : \text{排出ガス量比} = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量(m}^3\text{N/h)}}{\text{施設の排出ガス量(m}^3\text{N/h)}}$$

※その他、測定位置等の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

3. 脱硫過程の簡略図

43～44 ページ等の記載例を参照して、脱硫対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの過程及び測定点を記入してください。

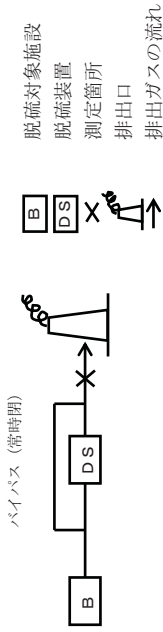


(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

※ 具体的な計算の方法

【例 1】

施設の排出ガスを全量脱硫装置で処理（脱硫）し、入口SOx量を燃原料から求め、出口SOx量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

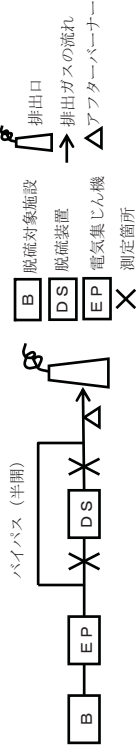
(燃原料)	排出ガス測定時の燃料使用量	653 t / h
	燃料の密度	0.944 g / cm ³
	燃料の硫黄分	2.28%
(出口)	平均SOx濃度	113ppm
	SOx濃度への補正係数	—
	平均排出ガス量	9,776m ³ / h
	平均O ₂ 濃度 (SOx濃度測定時)	6.83%
	平均O ₂ 濃度 (排出ガス量測定時)	7.13%
	施設の稼働時間	1,416 h
	脱硫装置の稼働時間	1,345 h

計算 (算定式イを用いる場合)

$$\begin{aligned} \text{入口SOx量} \quad S_i &= 653 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} = 9.838 \text{ t} \rightarrow 9.838 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h} \\ \text{補正SOx濃度} \quad S_e &= 113 \text{ ppm} \\ \text{補正排出ガス量} \quad V_e &= 9,776 \times \frac{21-7.13}{21-6.83} = 9,569. \text{ t} \rightarrow 9,569 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h} \\ \text{出口SOx量} \quad S_e \times V_e &= 113 \times 9,569 \times 10^{-6} = 1.081 \text{ t} \rightarrow 1.081 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h} \\ \text{脱硫効率} \quad &\left(1 - \frac{1.081}{9.838}\right) \times 100 = 89.01\% \rightarrow 89.01\% \\ \text{補正後の脱硫効率} \quad &89.01 \times \frac{1,345}{1,416} = 84.54\% \rightarrow 84.54\% \end{aligned}$$

【例 2】

施設の排出ガスを半量脱硫装置で脱硫し、入口、出口のSOx量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

(入口)	平均SO ₂ 濃度	1,220ppm
	補正係数	1.03
	平均排出ガス量	36,310m ³ / h
	平均O ₂ 濃度 (SO ₂ 濃度測定時)	4.15%
	平均O ₂ 濃度 (排出ガス量測定時)	5.25%
(出口)	補正SO _x 濃度	S _e = 131ppm
	補正排出ガス量	V _e = 35,430m ³ / h
	平均O ₂ 濃度 (SO _x 濃度測定時)	4.86%
	平均O ₂ 濃度 (排出ガス量測定時)	4.86%
	施設の排出ガス量 (平均O ₂ 濃度測定時5.25%)	70,490m ³ / h
	脱硫装置の処理ガス量 (平均O ₂ 濃度5.25%)	36,310m ³ / h

計算-1 (算定式ロを用いる場合)

$$\text{(入口) 補正SO}_x\text{濃度} \quad S_i = 1,220 \times 1.03 = 1,258 \text{ ppm} \rightarrow 1,250 \text{ ppm}$$

$$\text{補正排出ガス量} \quad V_i = 36,310 \times \frac{21-5.25}{21-4.15} = 33,938 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h} \rightarrow 33,930 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h}$$

$$\text{SO}_x\text{量} \quad S_i \times V_i = 1,250 \times 33,930 \times 10^{-6} = 42.41 \text{ t} \rightarrow 42.41 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h}$$

$$\text{(出口) SO}_x\text{量} \quad S_e \times V_e = 131 \times 35,430 \times 10^{-6} = 4.641 \text{ t} \rightarrow 4.641 \text{ m}^3 \text{ N} / \text{h}$$

$$\text{脱硫効率} \quad \left(1 - \frac{4.641}{42.41}\right) \times 100 = 89.05\% \rightarrow 89.05\%$$

$$\text{補正後の脱硫効率} \quad 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.87\% \rightarrow 45.87\%$$

計算-2 (算定式ハを用いる場合)

$$\text{脱硫効率} \quad \left\{1 - \frac{131 \times (21-4.15)}{1,250 \times (21-4.86)}\right\} \times 100 = 89.05\% \rightarrow 89.05\%$$

$$\text{補正後の脱硫効率} \quad 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.87\% \rightarrow 45.87\%$$

(備考) アフターバーナーを設置している場合は、アフターバーナーに使用する燃料は、別に算定する必要があります。

(3) b 様式を用いる場合の一般事項及び記載方法

b 様式記載例

排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

工場・事業場名 (株)白神製薬 秋田工場

排出ガス測定機 (自社測定の場合は部門)を記入してください。

測定対象施設 最大燃原料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

この場合、アフターパーナーに使用した燃料は別に算定してください。

測定点を明確に記入してください。

測定値を明確に記入してください。

連続測定の場合は、測定間隔を()書き込んでください。

SO_x濃度測定の場合、SO_x濃度と排ガス量測定時のSO_x濃度が異なる場合には、補正してください。(手引の48ページ参照)

SO_x濃度測定時と排ガス量測定時のSO_x濃度が異なる場合には、補正してください。

SO₂・SO_x濃度の測定法の①採取ガス量を記入してください。

3. 排出ガス経路及び測定位置 (簡略図)

1号ホイラー 湿式集塵機

1. 一般事項

① 関連する様式・番号	B-01/03	測定値又は計算値等 (1)	平成24年1月21日	測定値又は計算値等 (2)	平成24年2月22日	測定値又は計算値等 (3)	平成24年3月21日
② 測定機関 (又は部門)	NS分析センター	年月日	平成24年1月21日	年月日	平成24年2月22日	年月日	平成24年3月21日
③ 測定対象施設名	1号黒液回収ボイラー	適用期間における	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	平成24年3月	平成24年3月
		平均燃原料使用量	種類 使用量	種類 使用量	種類 使用量	種類 使用量	種類 使用量
		燃原料使用量	黒液 12,245 (kg, t, m ³) / h	黒液 11,886 (kg, t, m ³) / h	黒液 13,008 (kg, t, m ³) / h	黒液 12,516 (kg, t, m ³) / h	黒液 13,008 (kg, t, m ³) / h
		SO _x 濃度測定値	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)
		平均SO _x 濃度	150 (ppm)	170 (ppm)	160 (ppm)	150 (ppm)	170 (ppm)
		SO _x 濃度への補正係数	有効数字3けた 156	有効数字3けた 166	有効数字3けた 160	有効数字3けた 160	有効数字3けた 160
		補正SO _x 濃度	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)	種類 SO _x 濃度測定値 (ppm)
		SO _x 濃度測定時のSO _x 濃度測定値	156 (ppm)	166 (ppm)	160 (ppm)	160 (ppm)	160 (ppm)
		SO _x 濃度測定時の平均SO _x 濃度	7.0 (%)	6.7 (%)	6.6 (%)	6.9 (%)	6.9 (%)
		排出ガス量測定値 (乾基)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)
		平均排出ガス量	69,000 (m ³ /h)	71,700 (m ³ /h)	75,000 (m ³ /h)	72,300 (m ³ /h)	72,300 (m ³ /h)
		排出ガス量測定時のSO _x 濃度測定値	有効数字4けた 65,950 (ppm)	有効数字4けた 70,400 (ppm)	有効数字4けた 73,650 (ppm)	有効数字4けた 73,650 (ppm)	有効数字4けた 73,650 (ppm)
		排出ガス量測定時の平均SO _x 濃度	6.0 (%)	6.8 (%)	7.2 (%)	6.7 (%)	6.7 (%)
		補正排出ガス量	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)	種類 SO _x 濃度測定値 (m ³ /h)
		硫黄酸化物濃度の測定	68,400 (m ³ /h)	71,620 (m ³ /h)	75,640 (m ³ /h)	75,640 (m ³ /h)	75,640 (m ³ /h)

4. 測定及び算定内容

① 測定 SO_x濃度

② 年月日 排出ガス量

③ 適用期間における

④ 測定時における

⑤ SO_x濃度測定値

⑥ 平均SO_x濃度

⑦ SO_x濃度への補正係数

⑧ 補正SO_x濃度

⑨ SO_x濃度測定時のSO_x濃度測定値

⑩ SO_x濃度測定時の平均SO_x濃度

⑪ 排出ガス量測定値 (乾基)

⑫ 平均排出ガス量

⑬ 排出ガス量測定時のSO_x濃度測定値

⑭ 排出ガス量測定時の平均SO_x濃度

⑮ 補正排出ガス量

⑯ 硫黄酸化物濃度の測定

(排出ガス量の補正と理由)
 黒液使用量と排出ガス量がほぼ比例するために補正しました。また、SO_x濃度と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なったため、補正しました。
 $73,650 (\text{m}^3/\text{h}) \times \frac{21-6.95}{21-6.75} \times \frac{13.038 (\text{kg})}{12.516 (\text{kg})} = 75,640 (\text{m}^3/\text{h})$

(記入上の注意)

このb様式は、B様式又はD様式のb欄を用いてSO_x排出量を算定した場合の測定結果を明らかにするための書類です。記入の際は、34～35ページ「排出ガス測定的一般事項 (E様式及びb様式共通)」をまずお読みください。

- このb様式1枚には、3回分の測定データを記入することができます。
- このb様式を2枚以上使用する場合、2枚目以降の1～3は、変更がなければ記入する必要はありません。
- 排出ガスの測定は、2か月に1回以上行ってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSO_x量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定とさせていただきます。
- 脱硫装置のある施設で、測定適用期間において、脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合には、処理施設の稼働時と停止時に分けて排出ガスの測定を行い、個々にB様式を作成してください。
- 右上の工場・事業場名欄に、工場・事業場 (会社名等も併せて) の名称を記入してください。
- 測定値等に係る有効数字の取扱いに十分留意してください。

(様式内の番号対応説明)

- 1. 一般事項
 - 記載例を参照のうえ、記入してください。
 - ④最大燃原料使用量については、③の施設で使用する燃原料の種類と1時間当たりの最大使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。使用する燃原料が3種類以上の場合、SO_xを排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。
- 2. 排出ガス測定による理由
 - 燃原料から求める方法 (A様式) で算定できない理由を具体的に記入してください。
 - (例) 燃原料が各種の廃棄物であり、使用量、硫黄分等の把握ができない。
 - 燃原料 (例えば黒液) 中の燃焼性硫黄分が不明である。(分析データがない)
 - 中間製品等に吸収される硫黄分が不明であり、製品等への脱硫効率の算定が困難である。
 - 排煙脱硫装置を設置し、排出口においてSO_x濃度と排出ガス量を連続測定し、その測定値を電算機に連続入力し、月間平均値としている。

3. 排出ガス経路及び測定位置

測定対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの経路及び測定点等を記入してください。
(43～44 ページ等の記載例参照)

[凡例]



(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

4. 測定及び算定内容

この様式は、3回の測定及び計算ができるようになっていきますので、測定値及び計算値等欄の〔 〕内に、その測定回数を順次記入してください。

(例：1 枚目 [1] [2] [3]、2 枚目 [4] [5] [6])

- ① 測定年月日
SOx 濃度と排出ガス量のそれぞれの測定年月日を記入してください。

- ② 測定適用期間
測定結果を適用する期間を記入してください。

- ③ 適用期間における平均燃原料使用量

②の適用期間において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、1. ④と同様にSOxを排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。

- ④ 測定時における燃原料使用量

測定時において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、1. ④と同様にSOxを排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。

- ⑤⑥⑦の測定値は、それぞれの測定結果(2回以上)を記入してください。

- ⑧⑨⑩の平均値は、それぞれの測定値を算術平均してください。

⑩⑪の数值は、有効数字3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。また、⑫の数值は、有効数字4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を() 書きしてください。

例：1 時間間隔の平均SO₂濃度が238(ppm)の場合

項目	⑥ 脱硫装置後 (出口) のSO _x 量
② 平均SO ₂ 濃度 (ppm)	有効数字 3 けた 238 (1h)
SO _x	

- ⑦ SO₂濃度測定値のSOx濃度への補正

SOx濃度測定ではなく、SO₂濃度測定を行っているときは、SOx濃度への補正係数をあらかじめ求め(年1回以上、排出ガス中のSO₂濃度とSOx濃度を同時に測定して、SOx濃度への補正係数を算出して)ください。SOx濃度<SO₂濃度の場合は補正係数を1としてください。)、補正SOx濃度を算定してください。

補正SOx濃度(ppm) = 平均SO₂濃度(ppm) × SOx濃度への補正係数

(例) SOx濃度への補正係数

SOx濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときの濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SOx濃度への補正係数} = \frac{\text{SOx濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.03 \rightarrow 1.03$$

なお、SOx濃度とSO₂濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式による排出ガス測定はSO₂濃度が対象であるため、SOx濃度に補正する必要があります。

- ⑧ 補正SOx濃度

補正する必要がある場合は、⑥の値を記入してください。ただし、小数点以下は切り捨てます。

SOx濃度測定ではなく、SO₂濃度測定を行っている場合は、上記⑦で求めた補正係数を用いて補正SOx濃度を求めてください。

(例) ある期間の平均SO₂濃度が86.2ppmで、SOx濃度への補正係数が1.03の場合

補正SOx濃度 = 86.2 ppm × 1.03 = 88.78 → 88ppm (小数点以下切り捨て)

B様式⑩補正SOx濃度及びD様式⑫補正SOx濃度は、このb様式における⑧補正SOx濃度を記入します。

- ⑬ 補正排出ガス量

次のイ及びロに該当する場合には、⑭平均排出ガス量(m³N/h)を補正したもの(有効数字4けた)を記入してください。

なお、補正する必要のない場合には、⑭の値を記入してください。

イ. ⑩SO_x (又はSO₂) 濃度測定時の平均O₂濃度と⑬排出ガス量測定時の平均O₂濃度が異なる場合

$$\text{⑮補正排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} = \frac{21(\%) - \text{⑬排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{⑩SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)} \times \text{⑭平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)}$$

(例) SO_x 濃度測定時の平均O₂濃度 6.15%
 排出ガス量測定時の平均O₂濃度 5.85%
 平均排出ガス量 45,930m³N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,855 \text{ m}^3\text{N/h}$$

ロ. 排出ガス量測定時の1時間当たりの燃原料使用量が、適用期間中の1時間当たりの平均燃原料使用量と異なり補正する必要がある場合(この補正はD様式のb欄を用いる場合には、必要ありません。)

※その他測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

B様式⑩補正排出ガス量及びD様式⑭補正排出ガス量は、このb様式における⑮補正排出ガス量を記入してください。

⑯ SO_x 濃度測定法

JIS K 0103のいずれかに該当するSO_x濃度の測定法を記入してください。(JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法)があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式がありますが、この場合はSO₂濃度の測定のためSO_x濃度に補正する必要があります。)

⑰ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量(吸引ガス量)を記入してください。

3 JIS Z 8401による数値の丸め方

例：加重平均した硫酸分の数値を小数点以下2けたまでの数値に丸める場合

○.○○○
↑

この数値が4以下なら切り捨てます。

例：0.9245 → 0.92

この数値が6以上するとき及びこの数値が5で、それ以下に0以外の数字があるときは切り上げます。

例：0.9265 → 0.93

例：0.9251 → 0.93

この数値が5で、それ以下が0であるときは、次のようにします。

- (1) この数値の前が0, 2, 4, 6, 8ならば切り捨てます。
- (2) この数値の前が1, 3, 5, 7, 9ならば切り上げます。

例：(1)の場合……0.9250 → 0.92

例：(2)の場合……0.9150 → 0.92

丸め方の注意

この丸め方は、元の数値を一段階で丸めなければなりません。
例えば、0.9147を小数点以下2けたまでの数値に丸めれば0.91となります。
しかし、これを0.9147 → 0.915 → 0.92 としてはいけません。

4 申告後に誤りを訂正する場合 (修正申告)

- (1) 修正申告書及び修正納付書の記載例
新たに申告書を作成し、正当額の上段に修正前の額及びSOx排出量を () 書きし、申告書の右肩に「修正分」と書きし、速やかに機構又は商工会議所へ提出してください。
なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

修正申告書記載例

機構用		平成25年度汚染負荷量賦課金申告書		修正分		平成25年 7月 8日		
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿								
公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき 決せざりてお申し込みます。								
①	申告種別	汚染負荷量賦課金	申告年度	25	申告月	7	申告日	2
②	納ばい付種	ばい付種	納ばい付種	ばい付種	納ばい付種	納ばい付種	納ばい付種	納ばい付種
③	対象工場	事業場	事業場	事業場	事業場	事業場	事業場	事業場
④	汚染負荷量	汚染負荷量	汚染負荷量	汚染負荷量	汚染負荷量	汚染負荷量	汚染負荷量	汚染負荷量
⑤	延納の申請	延納の申請	延納の申請	延納の申請	延納の申請	延納の申請	延納の申請	延納の申請
注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。								

朱書きで修正分と記入して下さい。また、①申告区分は、11と記入してください。

修正前の数字は()書きとし、修正した数字をその下に記入してください。

修正納付書記載例

独立行政法人環境再生保全機構 963-0001 宮城県仙台市城野区番 1-2-3 氏名 青空工業 株式会社 仙台工場		納付書 納付金額 納付期 納付方法 納付場所	
納付書 納付金額 納付期 納付方法 納付場所		納付書 納付金額 納付期 納付方法 納付場所	

修正分
 先書きて「修正分」と記入して下さい。
 収納区分は「11」と記入して下さい。

5 業種名とその分類

申告書に記入すべき業種名	日本標準産業分類	中分類 (一部分大分類及び小分類を含む。)
02 旅館・飲食店	飲食店、旅館その他の宿泊業 (ホテルを含む。)、映画業、娯楽業	
03 学校・病院	医療業、教育・学習支援業 (試験研究機関を含む。)、保健業 (保健所、健康相談施設、検疫所 (動・植物検疫を除く。)) 等	
04 浴場	公衆浴場、特殊浴場	
05 洗たく業	洗たく業 (リネンサプライを含む。)、洗張・染物業	
06 廃棄物処理場	清掃業 (公共団体のものを含む。)	
10 農・林・漁業	農業、農業関連サービス業 (ライスセンター等)、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業	
11 鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、その他の鉱業 (鉱業法に定める鉱業)	
12 建設業	総合工事業 (アスファルトプラント等)、職別工事業、設備工事業	
14 電気業	電気業 (電気事業法に定める電気事業) (J R の発電所を含む。自家発電は各産業別に含める。)	
16 ガス業	ガス業 (ガス事業法に定めるガス事業)	
20 その他事業場	製造業以外で上記に含まれないもの、飲用給養、製菓・火葬業、分類不能の産業	
21 食品製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 (食品加工業及び砂糖、清涼飲料、ビール、酒、有機質肥料、たばこの製造業等)	
23 繊維工業	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業 (製糸業、紡績業及び織物、メリヤス、レース、絹、衣服の製造業等並びに染色整理業)	
25 木材・木製品工業	製材業、木製品製造業、家具・装備品製造業 (一般製材業、単板、床板、チップ、合板、パーティクルボード及び家具・装備品製造業等)	
27 パルプ・紙加工品業	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業 (パルプ、紙、加工紙、段ボール、セロファン、繊維板の製造業等及び新聞、出版、印刷、製本業等)	
29 化学工業	化学工業 (化学肥料、無機化学工業製品、有機化学工業製品、石油化学製品、化学繊維、薬品、洗剤、塗料、化粧品) の製造業等	
31 石油・石炭製品業	石油製品・石炭製品製造業 (石油精製業及び潤滑油、グリース、コークスの製造業)	
33 ゴム・皮革業	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製品製造業 (タイヤ、チューブ、ゴムベルト、ゴム、革、毛皮製品の製造業等)	
35 窯業・土石製造業	窯業・土石製品製造業 (セメント、ガラス製品、かわら、陶磁器、耐火物、炭素・黒鉛、石綿、石灰の製造業等)	
37 鉄鋼業	鉄鋼業 (製鉄業、製鋼・製鋼王延業及び鋼材、表面処理鋼材、鍛鋼、鋳鋼、鋅鉄鋼物の製造業等)	
39 非鉄金属業	非鉄金属製造業 (非鉄金属の製錬・精製、圧延業及び鋳物、電線・ケーブルの製造業等)	
41 金属製品業	金属製品製造業 (洋食器、刃物、手道具、暖房装置、建設用金属製品、くぎ、ねじ、ボルトの製造業等)	
43 機械工業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業 (ライラ・原動機、建設機械、電気機械・器具、一般産業用機械、通信機械器具、電子計測機、自動車、鉄道車両、船舶、航空機、武器の製造業等)	
50 その他製造業	楽器、玩具、運動用具、鉛筆、プラスチック成型品等の上記以外の製造業	

6. 商工会議所一覧表

北海道	函 館 札 罇 旭 川 室 蘭 釧 路 帯 広 北 見 稚 内 紋 別 苫 小 牧	商工会 議所名 熊 谷 さいたま 所 沢 飯 能	都 道 府 県 名 埼 玉	商工会 議所名 金 沢 小 松 福 井 敦 賀 甲 府 長 野 松 本 岐 阜 岐 大 多 治 見 土 岐	都 道 府 県 名 滋 賀 京 都 大 阪	商工会 議所名 大 津 京 都 舞 鶴 大 阪 堺 東 大 阪 泉 大 津 高 槻 樟 和 田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 中 興 豊 佐 野 北 大 阪 守 口 門 真	都 道 府 県 名 広 島	商工会 議所名 廣 島 呉 福 山 大 竹
青 森	青 森 弘 前 戸 八	千 葉 銚 子 千 葉 船 橋 市 川 戸 松 柏 市 原 野 田	東 京	岐 阜 岐 大 多 治 見 土 岐	大 阪	大 阪 堺 東 大 阪 泉 大 津 高 槻 樟 和 田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 中 興 豊 佐 野 北 大 阪 守 口 門 真	徳 島 香 川	徳 島 高 松
岩 手	盛 岡 仙 台	東 京 八 王子 武 蔵 野 立 川	東 京	静 岡 静 岡 浜 松 沼 津 三 島 富 士 磐 田	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	香 川	高 松
宮 城	秋 田	神 奈 川	神 奈 川	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	愛 媛	松 山 新 居 浜
秋 田	山 形 酒 田	新 潟	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	高 知	高 知
山 形	福 島 いわき	新 潟	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	福 岡	福 岡
福 島	水 戸 浦 立 日 下 館 下 宇 都 宮 足 利	新 潟 上 越 長 岡	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	福 岡	久 留 米 北 九 州 大 宰 田 佐 賀
茨 城	高 崎 前 橋	新 潟 上 越 長 岡	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	福 岡	久 留 米 北 九 州 大 宰 田 佐 賀
栃 木	宇 都 宮 足 利	新 潟 上 越 長 岡	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	福 岡	久 留 米 北 九 州 大 宰 田 佐 賀
群 馬	高 崎 前 橋	新 潟 上 越 長 岡	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	福 岡	久 留 米 北 九 州 大 宰 田 佐 賀
埼 玉	川 越 川 口	新 潟 上 越 長 岡	新 潟	愛 知	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加 古 川	福 岡	久 留 米 北 九 州 大 宰 田 佐 賀

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の5府県につきましては、平成25年度より本部管轄となります。

7. 関連法令集

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第52条 機構は、第48条の規定による納付金のうち、第4条第1項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関する公害保健福祉事業に要する費用に充てるため、第13条第2項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費用等」という。)の一部に充てるため、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

- 一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者
- 二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあっては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第4条第1項の規定に係る被認定者及び認定死亡者(以下「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。
- 2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日がその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第2号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。
- 3 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の納付等)

- 第55条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から45日以内に機構に納付しなければならない。
 - 2 前項の申告書には、第52条第1項第1号の政令で定める物質又は基準日以後に排出される対象物質の年間排出量を証する書類として環境省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第1項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。
 - 4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付しないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない。
 - 5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第3項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なおお余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。
- (汚染負荷量賦課金の延納)
- 第56条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。
- (督促及び滞納処分)
- 第57条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。
 - 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
 - 3 前項の督促状により指定する第1項の期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。
 - 4 機構は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対して、その徴収を請求することができる。
 - 5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
 - 6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から30日以内に滞納処分に

(汚染負荷量賦課金の額)

- 第53条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 前条第1項第1号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額
 - 二 前条第1項第2号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額
 - イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気の汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間(以下「算定基礎期間」という。)の各年における対象物質の年間排出量を大気の汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量(以下「累積量」という。)を乗じて得た額の合計額
 - ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額
 - 2 前項の年間排出量の算定の方式は、環境省令で定める。
- (単位排出量当たりの賦課金額)
- 第54条 前条第1項第1号の単位排出量当たりの賦課金額は、第3条第1項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した補償給付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額(以下「賦課金見込額」という。)のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排出する第52条第1項第1号の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量とを基礎として、当該物質による大気の汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。
 - 2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第2号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気の汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。
 - 一 前条第1項第2号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量
 - 二 前条第1項第2号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第58条 前条第1項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前2項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前3項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

- 一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。
- 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
- 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
- 四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
- 五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があるときと認められるとき。

(先取特権の順位)

第59条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第60条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(資料の提出)

第60条の2 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(環境省令への委任)

第61条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴

収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第141条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第139条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(罰則)

第146条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第60条の2（第66条において準用する場合を含む。）の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第140条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 旧公健康被害補償法施行令(抜粋)

(汚染負荷量賦課金の賦課対象物質)

第28条 法第52条第1項の政令で定める物質は、硫黄酸化物とする。

(最大排出ガス量)

第29条 法第52条第1項の最大排出ガス量（同項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当りの量を、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。）につき政令で定める量は、別表第三の第二欄に上げる地域の区分に応ずる同表第三欄に掲げる量とする。

(単位排出量当りの賦課金額)

第30条 法第54条の政令で定める単位排出量当たりの賦課金額は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した硫黄酸化物一立方メートルにつき、別表第三の第二欄に掲げる地域の区分に応ずる同表の第四欄に掲げる金額とする。

別表第三（第29条、第30条関係）

1	別表第一の二十八の項から三十一の項まで及び三十二の項に掲げる地域	5,000㎡	省略
2	別表第一の二の項から二十二の項までに掲げる地域	5,000㎡	省略
3	別表第一の一の項、二十四の項、二十五の項及び三十一の二の項に掲げる地域	5,000㎡	省略
4	別表第一の二十三の項、二十六の項、二十七の項及び三十三の項から三十七の項に掲げる地域	5,000㎡	省略
5	別表第一に掲げる地域以外の地域	10,000㎡	省略

(指定地域解除 昭和63年3月1日)

(3) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（抜粋）

(政令で定める年)

第31条 法第53条第1項第2号イの政令で定める年は、法第52条第1項第2号に規定する基準年度の前年度の属する年（別表第四において「基準年」という。）の4年前の年とする。

(年間排出量の換算の方法)

第32条 法第53条第1項第2号イの規定による法第52条第1項第2号に規定する対象物質（以下「対象物質」という。）の年間排出量の換算は、法第53条第1項第2号イに規定する算定基礎期間の各年における対象物質の年間排出量に別表第四の第二欄に掲げる地域の区分に従い、それぞれ、各年ごとに定める数を乗ずることにより行うものとする。

(4) 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（抜粋）

(年間排出量の算定の方式)

第33条 法第53条第2項の環境省令で定める同条第1項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める算式により得た値の硫黄酸化物の量（温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。）を合計するものとする。ただし、これとは別の方式により年間排出量が算定できるときは、この限りでない。

- 一 使用する原材料又は燃料が液体又は固体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じた次のいずれかの算式により算出するものとする。
 - イ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 リットル）×原材料又は燃料の密度（単位 グラム毎立方センチメートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×(22.4/32)
 - ロ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 キログラム）×原材料又は燃料

中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×(22.4/32)

- 二 使用する原材料又は燃料が気体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じた次の算式により算出するものとする。
 - 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）
- 2 前項の場合において、脱硫（原材料中又は製品等中に吸収されること及び原材料中又は灰分中に残留することを含む。第6条第1項第6号において同じ。）により除去される硫黄酸化物の量は排除して算定するものとする。

(納付の方法)

第5条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者（法第52条第3項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第2項、第7条、第8条及び第9条第2項において同じ。）が、これによらない旨をあらかじめ機関に届け出たときは、これとは別の方法により納付することができる。

(添付書類)

- 第6条 法第55条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 第3条第1項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類
 - 二 第3条第1項ただし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者にあつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類
 - 三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類
 - 四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類
 - 五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類
 - 六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

(フレキシブルディスクによる手続)

第6条の2 法第55条第2項の規定に基づく同条第1項の申告書への前条の書類の添付については、第4条第1項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要な事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第6条の3 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 日本工業規格X6221に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカー

トリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第6条の4 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6222、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6224又はX6225
 - 二 ポリウム及びファイア構成については、日本工業規格X0605
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208附属書一
- 2 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208による図形文字並びに日本工業規格X0211による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第6条の5 第6条の2のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6221又はX6223によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書(様式第一号)中の汚染負荷量賦課金番号
- 二 法第55条第1項の申告書の提出年月日

(書類の保存義務)

第19条 ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者又はばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者であつた者は、法又はこの省令による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(代理人選任の届出)

第20条 ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者は、法の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申告等)

第22条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出、法第56条の規定による延納の申請、第5条ただし書の規定による別の方法による納付の届出及び第20条の規定による代理人選任の届出(以下「電子申告等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、電子申告等を行う者の氏名その他必要な事項を文書で機構に届け出なければならない。

2 機構は、前項の規定による届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を電子申告等を行う者として届け出られた者に通知するものとする。

3 電子申告等を行う者は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項(次項において「電子申告等記録事項」という。)その他必要な事項を、電子申告等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる技術的基準に適合するものから入力して、電子申告等を行わなければならない。

一 機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能

二 機構の使用に係る電子計算機と通信できる機能

4 前項の規定により電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出を行う者は、第6条の2の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子申告等記録事項と併せて入力し、これを送信しなければならない。

申告等に関連する届出書式・記載例

届出書は、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります。該当する事項に変更が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は商工会議所に提出してください。

なお、届出書の書式は手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。
また、これらの届出書は賦課金ホームページ（汚染負荷量賦課金申告のご案内
内<http://www.erca.go.jp/fukakin/>）にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力の上、プリントアウトすることができます。

(1) 代理人選任・解任届出書記載例

ばい煙発生施設等設置者 特定施設等設置者		代理人選任・解任届出書	
賦課金番号 0 3 3 0 9 0 1 2	申告書にプレプリントしてある 賦課金番号を記入してください		
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設置して いた工場・事業場 (名称) 仙台工場	(所在地) 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3		
選任氏名 大森 一夫	新代理人の役職等 施設等設置者との関係 工場長		
代理人住所 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	選任した日 平成25年 4月 1日		
解任代理人氏名 鎌田 浩二	解任した日 平成25年 3月31日		
代理人が行うべき事項の範囲 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項			

平成 25年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

間違った多い例として、支店長や代理人本人が届出者になっているケースがあります。必ず代表者にしてください。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
青空工業株式会社
代表取締役社長 青空 一郎

代表者の印を押印してください。

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

〔記入上の注意〕

- ◎ 汚染負荷量賦課金番号
申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。
- ◎ ばい煙発生施設又は特定施設等を有する工場・事業場（名称・所在地）
申告対象となる対象工場・事業場の名称・所在地・電話番号を記入してください。
- ◎ 選任代理人氏名・選任日
選任する代理人氏名並びに選任日を記入してください。
- ◎ 施設等設置者との関係
施設等設置者との関係を記入してください。
- ◎ 解任代理人氏名・解任日
解任する代理人氏名並びに解任日を記入してください。
- ◎ 年月日
提出する日を記入してください。
- ◎ 届出者
ばい煙発生施設又は特定施設等を有する者の名称（法人名等）、住所、代表者等氏名を明記の上、押印してください。
また、この届出書は、代表者が行う行為を、代理人に処理させようとするものであるため、届出者欄は必ず組織の代表者としてください。

◎ オンライン申告を行っている方

オンライン申告を行っている事業者で、代理人で認証情報を取得している場合は、「電子申告等届出書」が「代理人選任・解任届出書」を兼ねていますので、代理人を変更する場合は「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

(2)名称等変更届出書記載例

名称等変更届出書

平成 25 年 4 月 22 日

独立行政法人環境再生保全機構理事 殿

届出者 氏名又は名称 代表者又は選任代理人

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者又は選任代理人

代表者又は代理人の印を押しください。

納付義務者又は届出者を記入してください。

申請書にプレプリントしてある照課金番号を記入してください。

次のとおり変更があつて、届け出ます。

Application form with fields for applicant details, change reasons, and company information. Includes checkboxes for various change types and a table for facility details.

変更箇所だけ記入してください。

担当者の連絡先等を必ず記入してください。

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。
※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合は記載してください。
注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。
注2 工場・事業場の合併、譲渡等で行う者が行った場合に、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。

【記入上の注意】

- 届出者
届出者の氏名又は名称・住所・代表者名を記入し、押印してください。
また、代理人を選任している場合は、氏名又は名称・住所・代理人の氏名を記入し押印してください。
汚染負荷量賦課金番号
申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。
変更年月日
下記変更理由の変更年月日を記入してください。
変更理由
該当する変更理由にレ点を付けてください。該当理由が無い場合は、その他の欄に記入してください。

以下の項目は、変更があった箇所の変更前及び変更後を記入してください。

- 1 納付義務者 (名称・住所・代表者氏名)
名称・住所・代表者氏名欄は、法人名や本社等の住所が変更になった場合等に記入してください。(代表者だけの変更の場合には、届出は不要です。)
2 申告対象工場・事業場 (名称・所在地)
申告対象工場・事業場の名称・住所表示が変更になった場合等に記入してください。
3 送付先
工場・事業場の移転、閉鎖によって今後申告書の送付先を変更する場合に記入してください。
連絡担当者氏名・所属部署・電話番号
この届出について、ご連絡をさせて頂く場合の連絡先を記入してください。

上記届出の内容を確認させて頂く書類として下記の書類等(客観的に分かるもの)を添付してください。

Table with columns for 'Name Change Reason' and 'Attachments'. Lists reasons like 'Relocation' and 'Mergers' with corresponding document types to be attached.

※ 営業譲渡の場合、営業譲渡後の納付義務者については、納付義務者と譲渡先との資本関係の有無等によって決まるので、届出を提出する前に機軸に相談してください。

ばい煙発生施設等設置者
特定施設等設置者
代理人選任・解任届出書

賦課金番号			(所在地)
ばい煙発生施設又は特定施設を設置し、又は設置していた工場・事業場			
選任氏名	施設等設置者との関係	電話	
代理人住所	選任した日	平成	年 月 日
解任代理人氏名*	解任した日*	平成	年 月 日
代理人が行うべき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項		

平成 年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、
上記のとおり届け出ます。

届出者
氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

通し番号72

名称等変更届出書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿
平成 年 月 日

届出者
氏名又は名称
住所
代表者又は選任代理人
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号		変更年月日	平成	年 月 日
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	<input type="checkbox"/> 簡号変更 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 会社分割	<input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・閉止 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更
項目	変更前	変更後		
① ばい煙発生施設等設置者 フリガナ 名称 (法人名等)				
住所 フリガナ (本店等所在地)				
※1 代表者氏名				
② 申告対象工場・事業場 フリガナ 名称 (申告対象工場等所在地)				
住所 フリガナ (法人名部課等)				
③ 送付先 フリガナ 住所				
連絡担当者氏名	所属部課	電話番号		

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。
 ※2 送付先欄には工場・事業場の移転・閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合は記載してください。
 注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。
 注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となります。再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、但認証情報は無効となります。

通し番号73

モ

メ

目次

III. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き	51
1. 申告等に関連する諸届出	51
2. オンラインによる名称等変更届出書の流れ	51
3. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き	52
(1) サイトへのログイン	52
(2) 送付書類選択画面	52
(3) オンライン届出メニュー画面	52
(4) 名称等変更届出書入力	53
(5) 名称等変更届出書のアップロード (送信)	55
(6) 名称等変更届出書送信詳細情報の印刷	56
(7) 名称等変更届出書送信記録の確認	57
IV. Excel 離型ファイル入力記載例	58
(1) 申告書入力記載例	58
(2) A 様式入力記載例	61
(3) B 様式入力記載例	63
(4) C 様式入力記載例	65
(5) D 様式入力記載例	69
(6) E 様式入力記載例	72
(7) b 様式入力記載例	76
(8) 加重平均一覧表入力記載例	79
(9) 修正申告入力記載例	82
V. FD 申告	83
1. FD 申告の流れ	83
2. FD 申告の手続き	84
(1) FD 申告様式 (Excel 離型ファイル) の入手	84
(2) FD の規格等	88
(3) 申告書及び添付書類の提出	89
VI. その他	90
1. 届出早見表	90
2. 間違いの多い事例/提出前チェックリスト	91
3. FAQ	93
4. 翌年度離型ファイルのダウンロードについて	96
VII. 事前登録手続きに必要な書類	97
○ 「識別コード送付先変更連絡票」離型	
○ 「電子申告等届出書 (兼代理人選任・解任届出書)」記載例	
○ 「電子申告等届出書 (兼代理人選任・解任届出書)」離型	
I. はじめに (必ずお読みください)	1
1. オンライン申告、FD 申告に使用できるパソコン	1
2. 申告に使用する Excel 離型ファイル	1
3. オンライン申告・FD 申告の特徴	3
4. 問い合わせ先	3
II. オンライン申告	4
1. オンライン申告の流れ	4
2. オンライン申告の事前登録	5
(1) 事前登録	5
(2) 「電子申告等届出書」	5
(3) 「電子申告等届出書」及び「識別コード送付先変更連絡票」の入手方法	5
(4) 「電子申告等届出書」の作成・提出	6
(5) 認証情報の受け取り	6
(6) 「電子申告等届出書」の記載例等	7
(7) オンライン申告におけるセキュリティの考え方	8
(8) オンライン申告サイトのログイン受付時間	8
3. オンライン申告の手続き	8
(1) ログインの準備	8
(2) オンライン申告サイトへのログイン	9
(3) 送付書類選択画面	17
(4) オンライン申告メニュー画面	17
(5) 申告書等 Excel 離型ファイルのダウンロード	18
(6) 終了手続き	21
(7) 申告ファイルの作成手順	22
(8) Excel 離型ファイルの起動	23
(9) Excel 離型ファイルの入力方法	28
(10) 「前年度データ複写」の操作手順	30
(11) 「前年度データ複写」機能で複写される項目について	31
(12) 申告書「前年の排出量取り込み」の操作手順	34
(13) 提出用 CSV 作成の操作手順	35
(14) 提出用データの準備	38
(15) 誤りを訂正する場合	39
(16) 申告ファイルのアップロード (送信)	40
(17) 申告ファイル送信記録の確認	43
(18) 添付ファイルのアップロード (送信)	44
(19) 添付ファイル送信記録の確認	45
(20) エラーメッセージ画面	46
(21) オンライン申告・FD 申告メニューのダウンロード	48
(22) その他	49

1. はじめに（必ずお読みください）

1. オンライン申告、FD申告に使用できるパソコン

オンラインによる申告（以下「オンライン申告」という）、フロッピーディスクによる申告（以下「FD申告」という）を行う場合は、それぞれ次の条件をいずれも満たすパソコンが必要になります。

	オンライン申告	FD申告
1 OS	Windows XP (SP3)、Windows Vista (SP2)、及びWindows 7 (SP1)のいずれかが搭載されていること	Windows XP (SP3)、Windows Vista (SP2)、及びWindows 7 (SP1)のいずれかが搭載されていること
2 アプリケーションソフト	Excel 2002、Excel 2003、Excel 2007、及び Excel2010 のいずれかのアプリケーションソフトが使用可能なこと	Excel 2002、Excel 2003、Excel 2007、及び Excel2010 のいずれかのアプリケーションソフトが使用可能なこと
3 ブラウザ	Microsoft Internet Explorer 7 日本語版以降	-
4 接続環境	128 ビット SSL 暗号化通信が可能なこと インターネットに接続されていること	-

* 上記は、OSとアプリケーションソフトを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。事業所の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じ事業所のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

2. 申告に使用する Excel 離型ファイル

- オンライン申告、FD申告の各様式は、Excel (Windows OS) で作成されています。なお、マクロを使用していますので、マクロが使用可能か確認してください。
- 各様式の使用にあたっては、セルやシートの保護を解除しないでください。
- 提出データを作成する前に、必ず「入力チェック」ボタンで正しく入力されていることを確認してください。
- 入力したデータを保存するには、各様式の下欄にある「提出用CSV作成」と「事業所保管用エクセル保存」の2つの保存ボタンで作成してください。
- 機構に提出する申告ファイルは、CSV形式です。各様式の「提出用CSV作成」ボタンにより、指定したフォルダにCSVファイルを自動作成します。これ以外の方法でCSVファイルは作成しないでください。



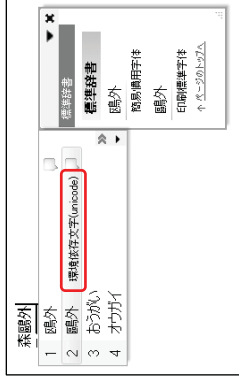
CSV形式のアイコン

SINKOKUCSV



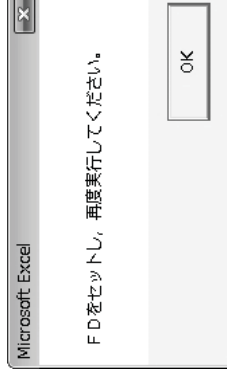
- Windows Vista、及び Windows 7 を使用する場合、漢字の変換時に下の画面のように「環境依存文字」と注釈がつく文字があります。この環境依存文字をご使用になりますと、文字化けなどの原因となり、文字を正しく扱えなくなることがあります。

環境依存文字は使用せず、代わりにの文字を使うなどしていただきますようお願いいたします。



- Excel離型ファイルやオンライン届出の入力時に環境依存文字を入力して保存しようとすると、エラーメッセージが表示され、保存ができません。

- 提出用ファイルを保存する場合、保存先のフォルダ名に環境依存文字が含まれていると、下の画面のような不正なエラーメッセージが表示され、保存が正しく行われないことがあります。



また、ファイルをアップロードするときに、アップロードするファイルが保存されているフォルダ名に環境依存文字が含まれている場合、誤った送信情報が記録されてしまうことがあります。

3. オンライン申告・FD申告の特徴

区分	オンライン申告	FD申告
事前登録手続き	「電子申告等届出書」により、「電子申告等を行う者」を 事前に届け出る ことが必要です。	
Excel 雛型ファイルの入手方法	オンライン申告サイトからExcel 雛型ファイルをダウンロードします。	① 賦課金ホームページよりExcel 雛型ファイルをダウンロードします。 ② 商工会議所で持参のFD等にデータをコピーして入手します。
Excel 雛型ファイル活用のメリット	→ 自動計算機能 → 入力チェック機能 → 入力漏れ、入力誤りの回避 → 入力方法のメッセージ表示機能 → 操作性・利便性の向上 ④ 提出用CSVファイルの自動作成機能	
オンライン申告のメリット	① 申告期間内ならいつでも申告できます。 ② 申告の際の押印は必要ありません。 ③ 「電子申告等を行う者」を変更しないかぎり認証情報は有効です。 ④ 翌年度雛型ファイル(各様式)の早期ダウンロードが可能です。(本年度は11月1日以降です。)	
申告書記載事項の取込み機能	オンライン申告サイトから、機密に登録されている最新情報をExcel 雛型ファイルに取込みダウンロードします。	Excel 雛型ファイルの「前年度データ複写」機能で取り込みます。
算定過程等記載事項の取込み機能	Excel 雛型ファイルの「前年度データ複写」機能で取り込みます。	
過去分業精換算量及び管轄コードの取得	賦課金番号を入力すると、自動的に過去分業精換算量及び商工会議所名を表示します。	
添付ファイルの送付	添付ファイルを、インターネット回線を利用して送信します。	
申告関係書類(データ)の提出	① 申告書を印刷し押印したものを提出します。 ② 申告書を含むCSVファイルをFDに保存して提出します。	
申告関係書類(データ)の提出先	機構(本部)	商工会議所

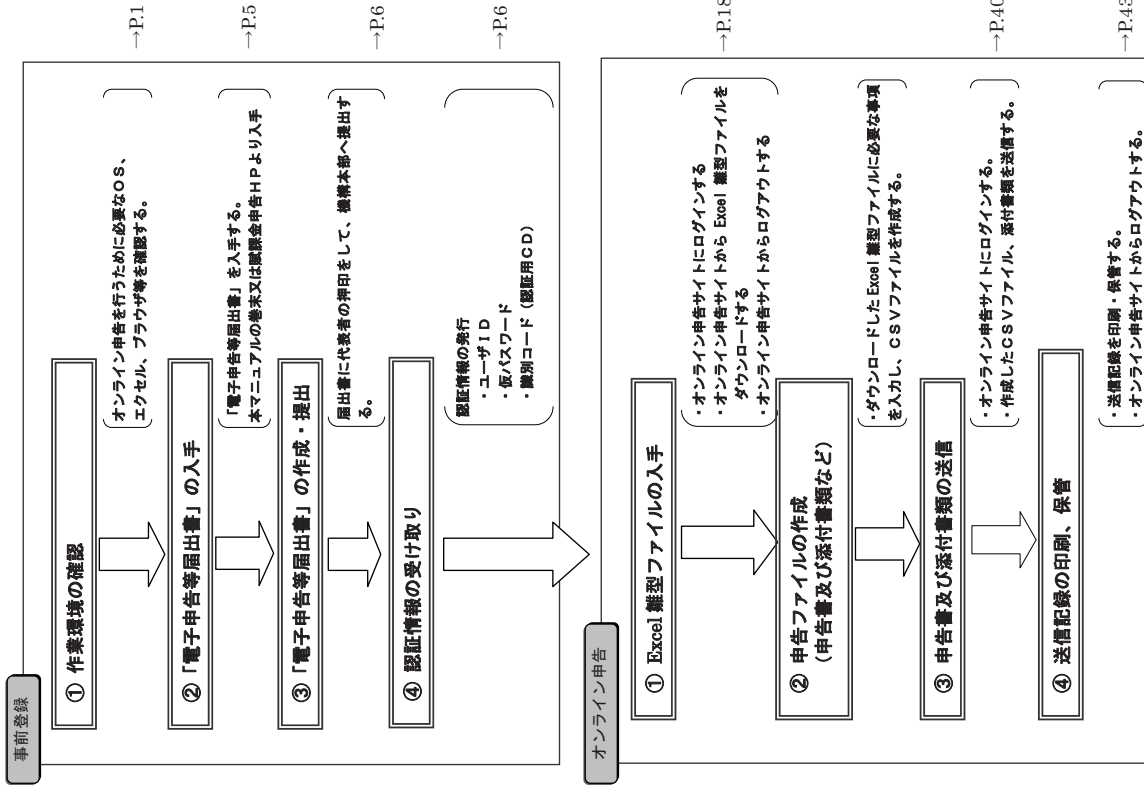
4. 問い合わせ先

補償業務部業務課
フリーダイヤル：0120-135-304 TEL：044-520-9545 FAX：044-520-2133 Eメール：h-gyoumu@erca.go.jp

II. オンライン申告

1. オンライン申告の流れ

オンライン申告は、以下の流れで作業を進めていきます。



2. オンライン申告の事前登録

(1) 事前登録

オンライン申告を行うためには、「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」（以下「電子申告等届出書」という）により事前登録を行い、オンライン申告サイトへログインするための認証情報を入手する必要があります。

(2) 「電子申告等届出書」

① 「電子申告等届出書」とは、

オンライン申告で送信する申告書に記載する代表者又は代理人を「電子申告等を行う者」として事前に登録するために提出いただく書類です。

② 「電子申告等を行う者」とは、

オンラインで送信していただく申告書に記載する代表者又は代理人に該当します。

・社長を登録した場合は、社長が交代しないかぎり有効です。

・代理人として、工場長等を登録した場合は、工場長等が交代しないかぎり有効です。

注1 「電子申告等届出書」は、登録した「電子申告等を行う者」に変更がない限り、毎年度提出していただく必要はありません。

注2 「電子申告等を行う者」として代理人を登録した場合は、同届出書は「代理人選任・解任届出書」を兼ねますので、改めて「代理人選任・解任届出書」を提出する必要はありません。

③ 「識別コード送付先情報」とは、

認証情報の送付先となります。オンライン申告を実際に行う担当者など、認証情報の受け取りに都合の良い送付先を記入してください。

「識別コード送付先情報」の記載事項に変更があった場合は、「**識別コード送付先変更連絡票**」によりご連絡願います。

④ 「納付義務者名称等」の変更について

「納付義務者名称」、「対象工場・事業場名称」、「所在地」欄に変更があった場合は、「名称等変更届出書」の提出が必要となります。

また、法人の合併、分割など組織の改変により納付義務に異動が生じるような場合は、「電子申告等届出書」を再提出していただくことがあります。

(3) 「電子申告等届出書」及び「識別コード送付先変更連絡票」の入手方法

届出書の書式を巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。また、これらの書式は賦課金ホームページからもダウンロードすることで入手できます。（参照 P. 84）

(4) 「電子申告等届出書」の作成・提出

巻末の記載例をご参照いただき、必要事項を記入してください。**届出者は代表者とし、必ず代表者の押印漏れのない様ご注意ください。**なお、作成した「電子申告等届出書」は、次の提出先へ郵送してください。

提出先：〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎センタートラクタワー8F
独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課

(5) 認証情報の受け取り

提出いただいた「電子申告等届出書」をもとに認証情報を発行いたします。発行した認証情報は、「識別コード送付先情報」欄に記載された送付先に書留でお送りいたします。

認証情報は、

・ユーザID

・仮パスワード

・識別コード（認証用CD）

以上の3種類のものをさします。

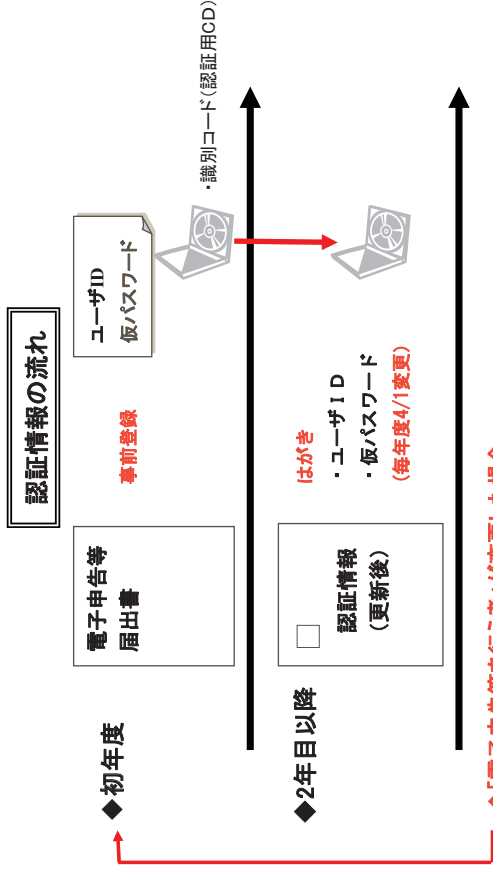
・ユーザIDは、8桁の賦課金番号です。

・仮パスワードは、毎年度更新いたします。

・識別コードは、認証用のCDに保存してあるファイルです。

翌年度以降は、「ユーザID」と更新した「仮パスワード」を明記したはがきを、**3月下旬に識別コード送付先情報欄に記載された送付先に郵送致します。**

認証用CDは、「電子申告等を行う者」に変更がない限り継続して使用していただけますので、大切に保管してください。



② 以前からオンライン申告を行っている場合（既に認証情報を取得済の事業者）

はがき

電子申告認証情報
(平成xx年度新パスワードの発行について)

納付義務者名称
対象工場・事業場名称
電子申告等を行う番地名称
様

独立行政法人環境再生保全機構

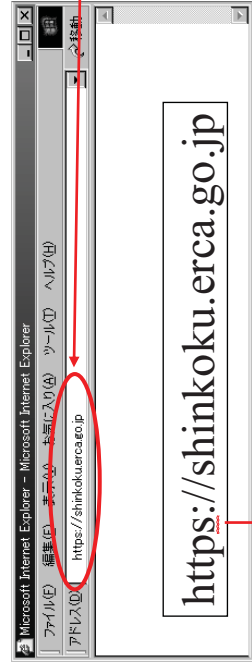
平成XX年度汚染負荷量賦課金の申告をオンラインで行うにあたり、本年度ご使用いただく認証情報は以下のとおりです。

ID	平成XX年度 仮パスワード
識別コード	認証用CDは登録時に送付したものが 利用いただけます。

- はがき紙面に記載されている仮パスワードは初回ログイン用のパスワードです。二回目以降のログインには事業所側で設定したパスワードを使用します。
- 識別コード(認証用CD)を紛失された場合は機構までご連絡ください。
- 仮パスワードに使用されている英字は全て半角大文字です。入力時にご確認ください。
- 仮パスワードには、英字の「I」「O」、数字の「1」「0」は、使用していません。

(2) オンライン申告サイトへのログイン

① オンライン申告サイトアドレスの入力



Internet Explorer
を起動しオンライン
申告サイトのアド
ドレスを入力した
後、Enter キーを押
してください。

○ 「https」のS(エス)を忘れがちなのでご注意ください。

○ アドレスを入力した後、ログイン受付時間にもかかわらず「ログイン受付時間外通知画面」が出る場合は、次ページ以降の手順でブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。

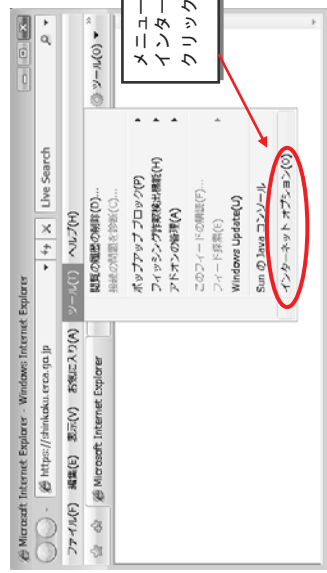


[ログイン受付時間外通知画面]

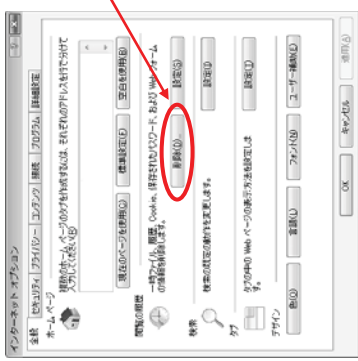


ブラウザのインターネット一時ファイルを削除する手順>

[Internet Explorer 7]

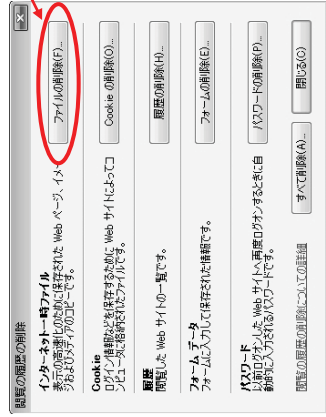


メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



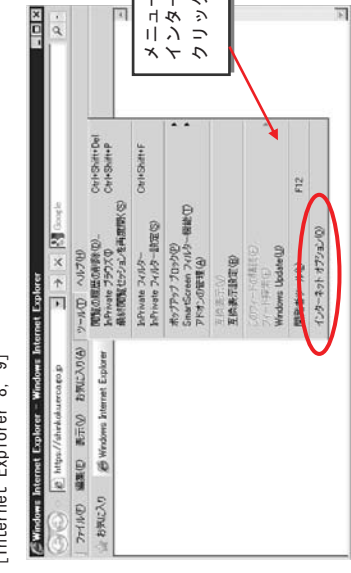
「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで「削除(D)」ボタンをクリックしてください。

「インターネット一時ファイル」セクションで「ファイルの削除(F)」ボタンをクリックしてください。

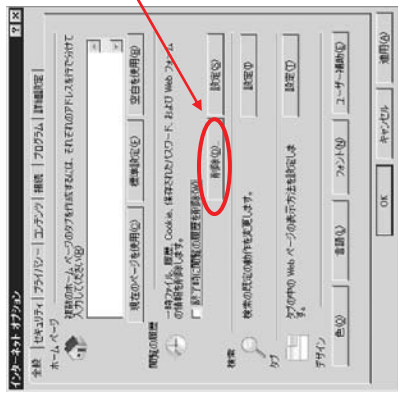


ブラウザのインターネット一時ファイルを削除する手順>

[Internet Explorer 8、9]



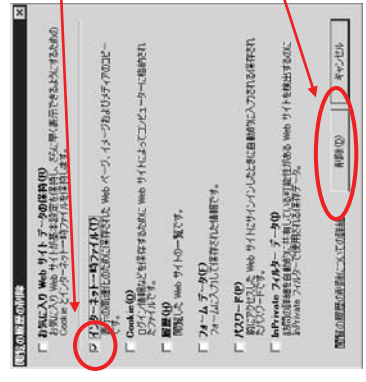
メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで「削除(D)」ボタンをクリックしてください。

『インターネット一時ファイル』のチェックボックスを手埃ックしてください。

『削除(D)』ボタンをクリックしてください。



② ユーザID、仮パスワードの入力



ユーザID、パスワードを入力し『ログイン』ボタンをクリックしてください。

◇ 初回ログイン時は、はがき・紙面に記載されている仮パスワード(初回時)を、二回目以降は、事業所側で設定したパスワードを入力してください。

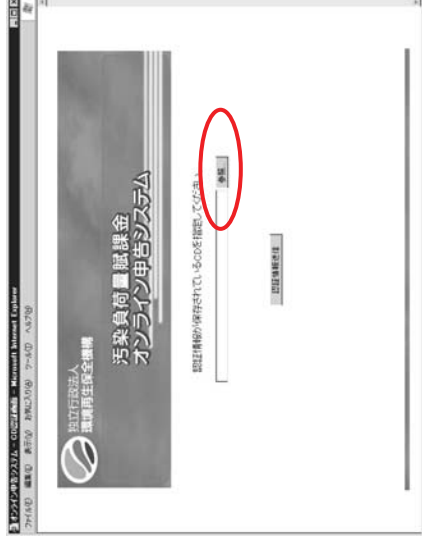
◇ 暗号化通信環境の確認
以下のよう、アドレス欄の右に鍵のマークが表示されていることで、暗号化通信を行っていることが確認できます。

◇ 暗号化通信とは、インターネットを通じてデータをやり取りする際に、通信途中で第三者による盗聴や改ざんを防ぐため、決まった規則に従ってデータを変換して通信することです。

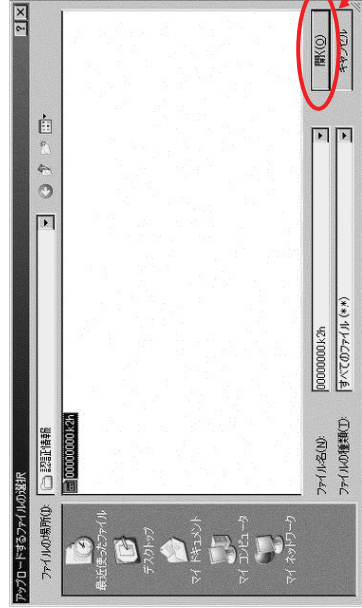


③ 識別コード (認証用CD) の指定

識別コードが格納されたCDをセットし『参照』ボタンをクリックしてください。

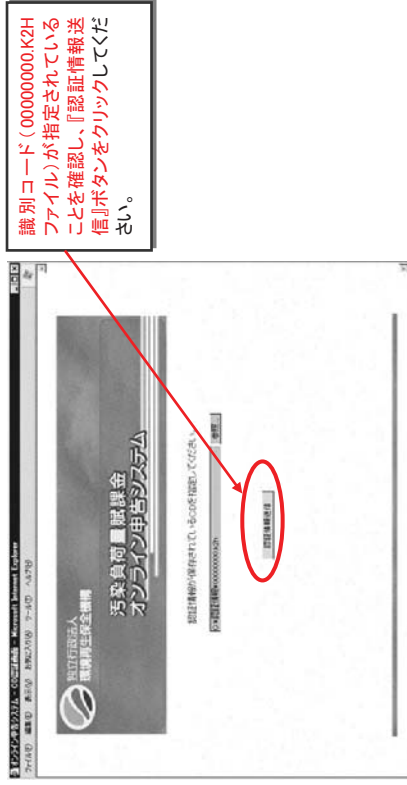


「ファイル選択」ダイアログが表示されますので、CDドライブもしくはk2hドライブを保存したフォルダにアクセスしk2hファイル(ここでは例としてファイル名を「00000000.k2h」としています)を選択後、「開く」ボタンをクリックしてください。

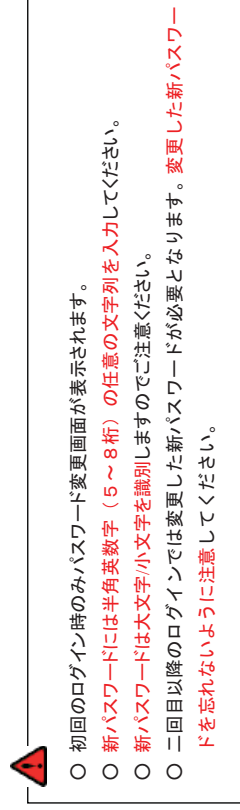
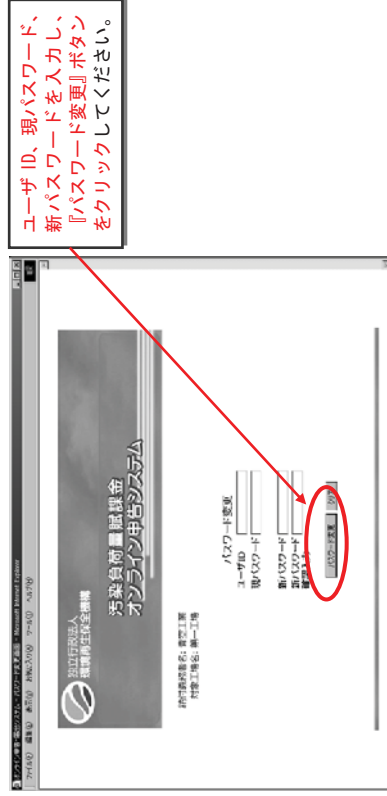


識別コード (00000000.k2hファイル)が選択されていることを確認し、『開く(O)』ボタンをクリックしてください。

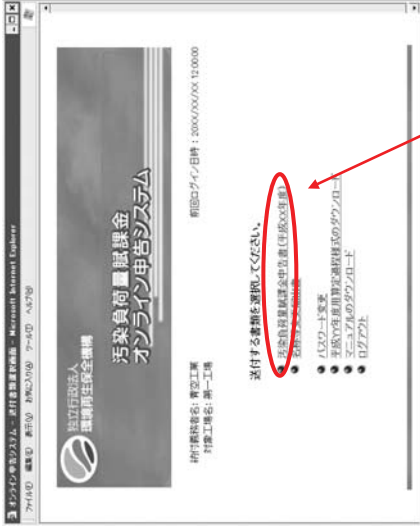
ブラウザ画面に戻ったら、「認証情報送信」ボタンをクリックすると、初回ログイン時は、パスワード変更画面、2回目以降は送付書類選択画面が表示されます。



④ 初回ログイン時の仮パスワードの変更
 ユーザ ID、現パスワード (= 仮パスワード)、新パスワードを入力し、『パスワード変更』ボタンをクリックしてください。パスワードが変更され、送付書類選択画面が表示されます。



(3) 送付書類選択画面



オンライン申告をする場合、「汚染負荷量賦課金申告書(平成XX年度)」メニューをクリックしてください。

- 汚染負荷量賦課金申告書(平成XX年度)汚染負荷量賦課金申告書を提出します。
- 名称等変更届出書 名称等変更届出書を提出します。
- パスワード変更 初回ログイン時以外でパスワードを変更します。
- 平成YY年度用算定過程様式のダウンロード 翌年度用の算定過程様式をダウンロードします。
- マニュアルのダウンロード オンライン申告・FD申告マニュアルをダウンロードします。
- ログアウト ログアウトします。

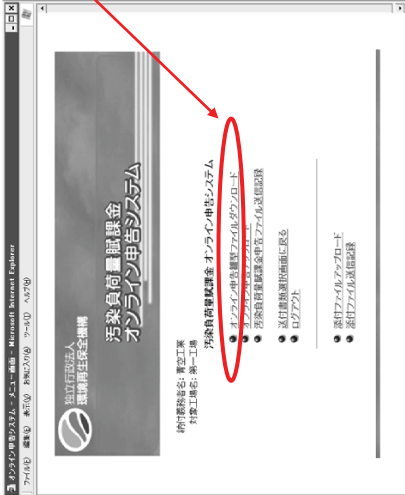
(4) オンライン申告メニュー画面



- オンライン申告メニュー画面 Excel 雛型ファイルをダウンロードします。
- オンライン申告アップロード 申告ファイルをアップロード(送信)します。
- 汚染負荷量賦課金申告ファイル送信記録 アップロード(送信)した申告ファイルを画面上で確認・印刷できます。
- 送付書類選択画面に戻る 送付書類選択画面に戻ります。
- ログアウト ログアウトします。
- 添付ファイルアップロード 添付ファイルをアップロード(送信)します。
- 添付ファイル送信記録 アップロード(送信)した添付ファイルを画面上で確認できます。

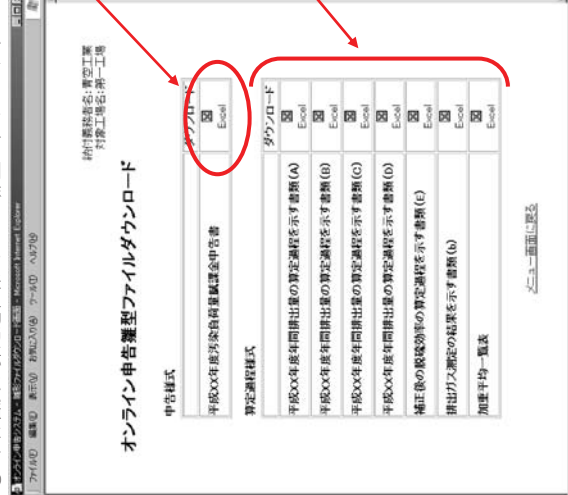
(6) 申告書 Excel 雛型ファイルのダウンロード

① Excel 雛型ファイルのダウンロード画面の表示



「オンライン申告雛型ファイルダウンロード」メニューをクリックしてください。Excel 雛型ファイルダウンロード画面が表示されます。

② 申告書及び算定過程様式 Excel 雛型ファイルのダウンロード



申告書の Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。

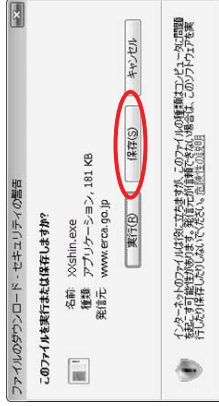
必要な Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。



- ダウンロードは1様式ずつ行ってください。
 - 申告書ダウンロードサイトが混雑している場合は、「ただ今大変混み合っております」というメッセージが表示されますので、その際は、しばらく時間を置いて頂くか、算定様式などを先にダウンロードしてください。
 - 「ファイルのダウンロード」ダイアログでファイルの処理方法を選択するときは、必ずハードディスクに保存するよう指定してください。
- 参考に、OSごとのダイアログメッセージを表示します。

[Internet Explorer 7, 8, Windows Vista (SP2)]

「保存(S)」ボタンをクリック



[Internet Explorer 9, Windows 7 (SP1)]

「保存(S)」ボタンの右端にある小さな「▼」をクリックして、開いたメニューから「名前を付けて保存(A)」



保存場所を指定して、「保存(S)」ボタンをクリックしてください。指定した場所にダウンロードファイルが保存されます。



- ダウンロードする前に、あらかじめ保存するフォルダを作成しておくことをお奨めします。



ダウンロードしたexeファイルが保存されているフォルダを開き、解凍するexeファイルのアイコンをダブルクリックしてください。解凍が実行されます。



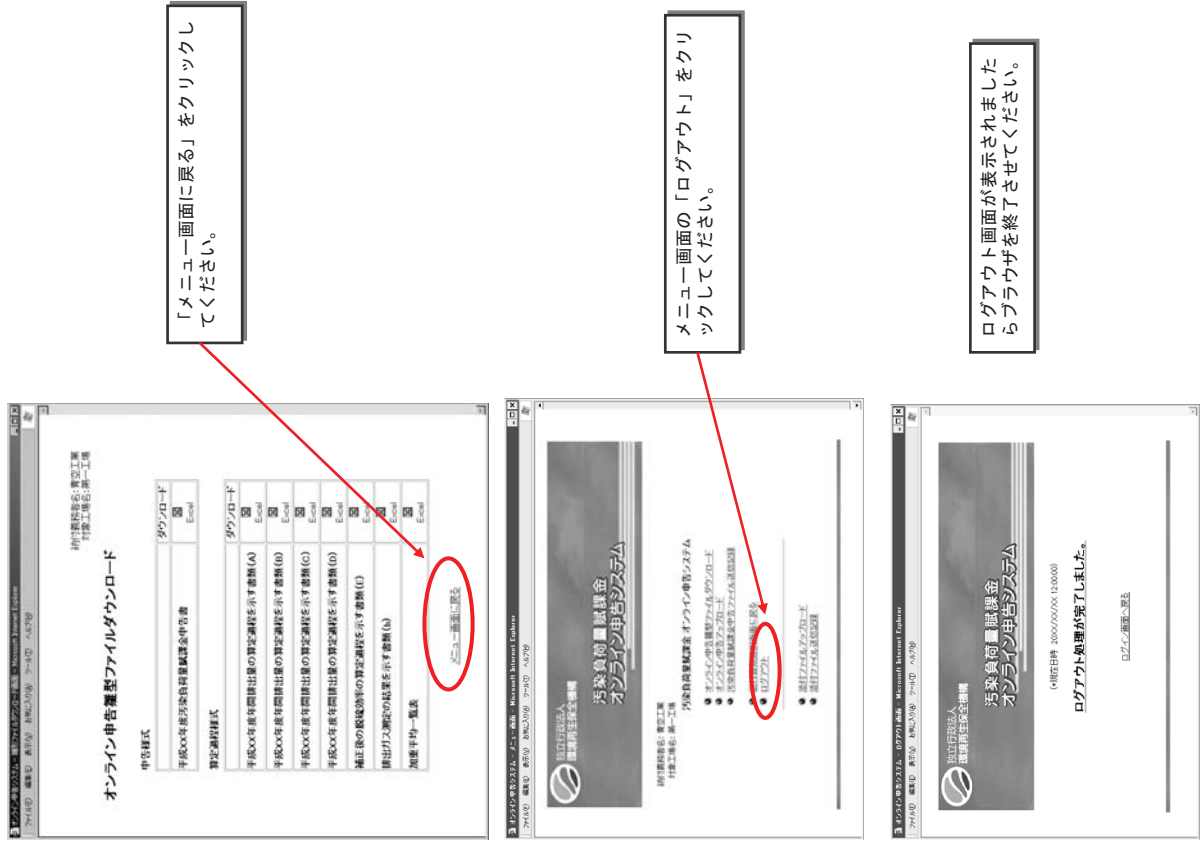
自動的に解凍が終了し、「xlis」の拡張子がついた Excel 雛型ファイルが現れます。解凍後のダウンロードファイル exe ファイルは不要となりますので削除してください。



- 解凍先のパスが長い（フォルダ階層が深い）場合、解凍に失敗することがあります。その場合、ドライブ直下などで解凍してください。
- 解凍先に十分な空き容量がない場合、解凍に失敗することがあります。その場合、十分な容量を確保して再度行ってください。

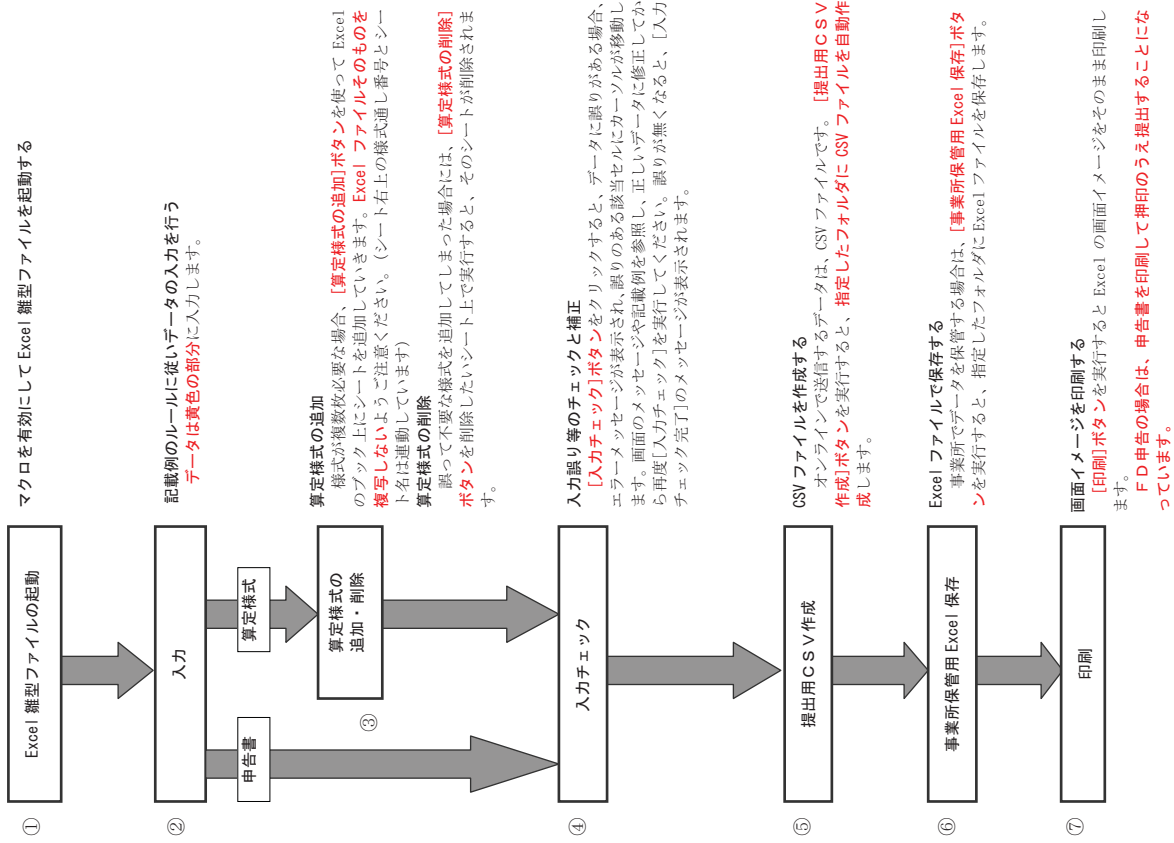
(6) 終了手続き

メニュー画面に戻り、ログアウトを行ってください。他の操作での終了手続きも同様の操作となります。



(7) 申告ファイルの作成手順

Excel 雛型ファイルは各様式とも以下の流れで作成することが基本になります。

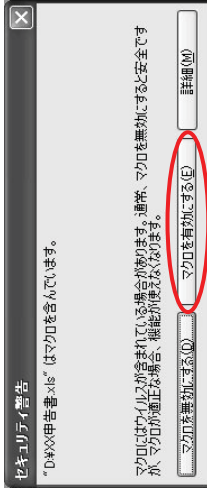


(8) Excel 雑型ファイルの起動

Excel 雑型ファイルはマクロ機能を有効にしていますので、必ずマクロを有効にしておいてください。

① [Excel 2003 以前の Excel をお使いの場合]

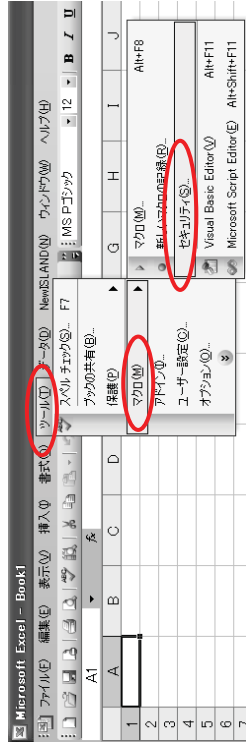
Excel 雑型ファイルを起動すると、マクロを有効にするかどうかを確認するダイアログボックスが表示されますので、必ず『マクロを有効にする(E)』を選択して起動してください。



- Excel 2003 以前の Excel をご使用のときに、マクロが有効にならない、あるいは上記ダイアログが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。雑型ファイルの入力後には設定の変更を戻すようにしてください。

[Excel 2002, Excel 2003 をお使いの場合]

- ① メニューから「ツール(T)」→「マクロ(M)」→「セキュリティ(S)」を選択します。

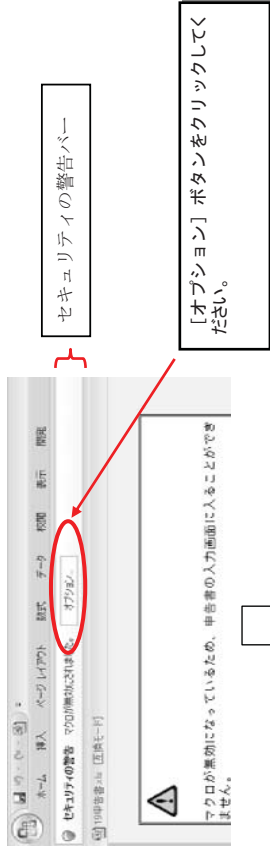


- ② 「セキュリティレベル」タブで「中(M)」を選択します。



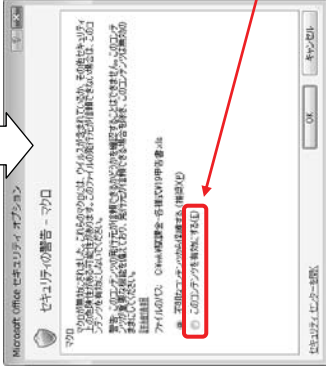
② [Excel 2007 をお使いの場合]

Excel 雑型ファイルを起動すると、マクロ無効時の画面と、セキュリティの警告バーが表示されます。[セキュリティ オプション] ウィンドウを開き、[このコンテンツを有効にする] をチェックして保護を解除してください。なお、この操作は Excel 雑型ファイルを起動する毎に行う必要があります。



セキュリティの警告バー

「オプション」ボタンをクリックしてください。

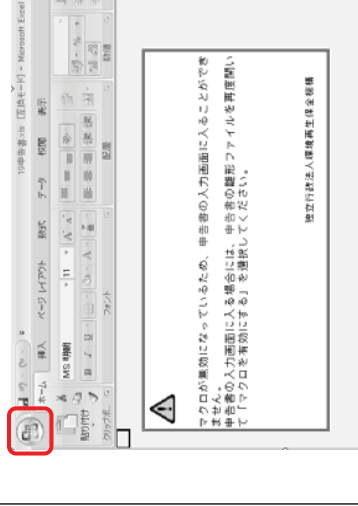


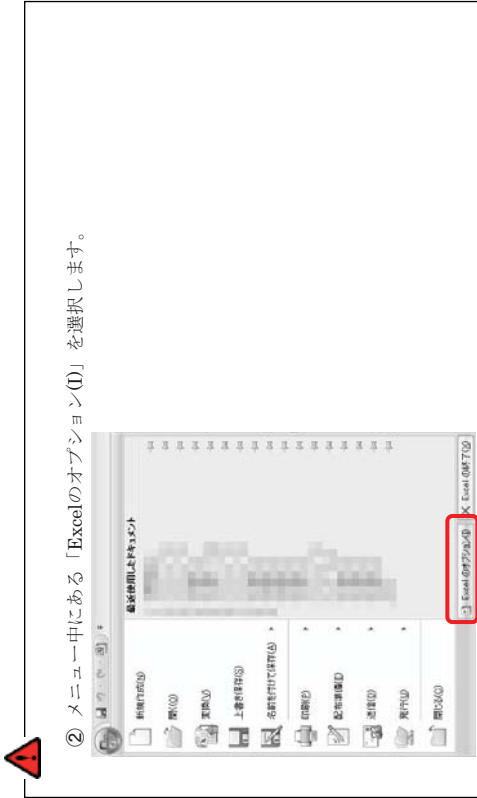
「このコンテンツを有効にする(E)」にチェックをつけて[OK]ボタンをクリックしてください。



- マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

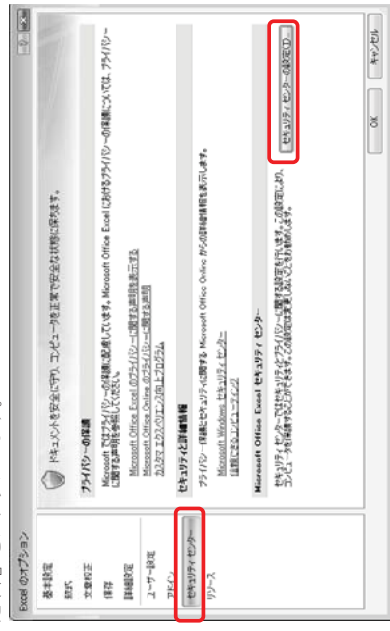
① Excel 左上の丸いボタンをクリックし、メニューを開きます。



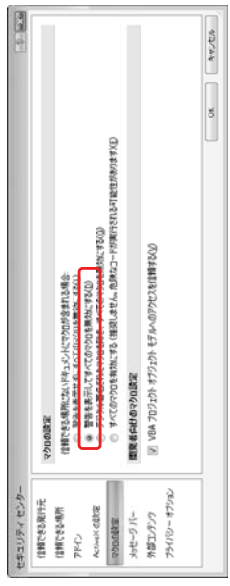


② メニューにある「Excelのオプション(D)」を選択します。

③ オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択し、「セキュリティセンター設定(T)」をクリックします。

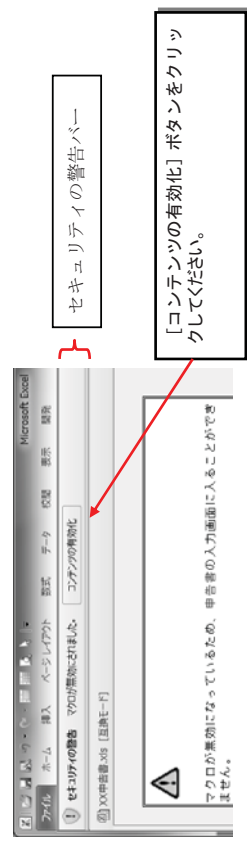


④ マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、雛型を開きなおします。



③ [Excel 2010 をお使いの場合]

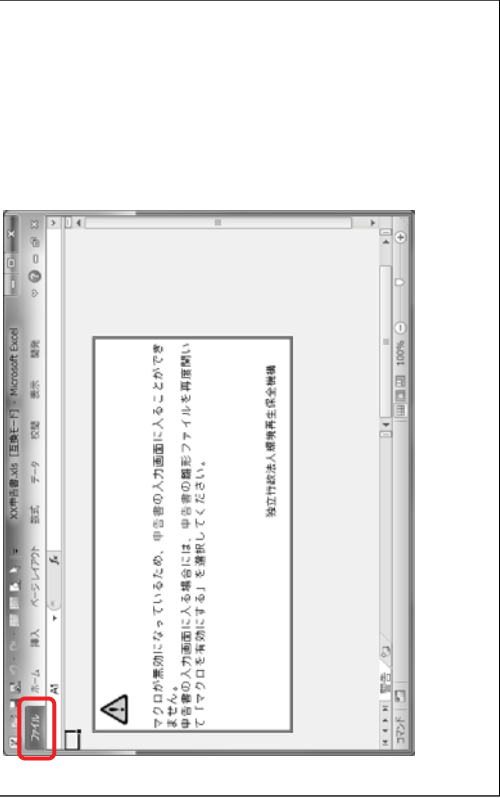
Excel 雛型ファイルを起動すると、マクロ無効時の画面と、セキュリティの警告バーが表示されます。[コンテンツの有効化]ボタンをクリックして、保護を解除してください。なお、この操作は同じExcel 雛型ファイルについて初回に一度行えば、2回目以降は表示されません。



○ マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

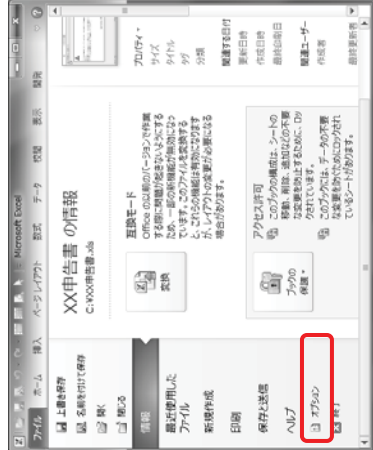
なお、雛型ファイルの入力後は変更を長ずようにしてください。

① Excel 上の「ファイル」タブをクリックします。

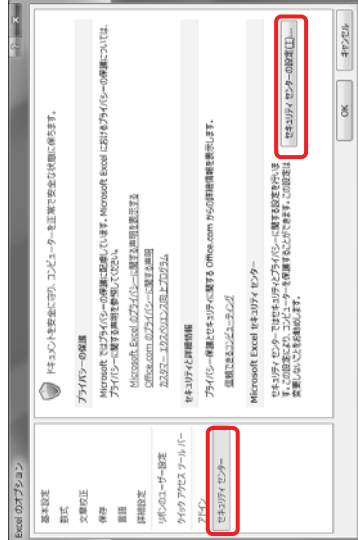




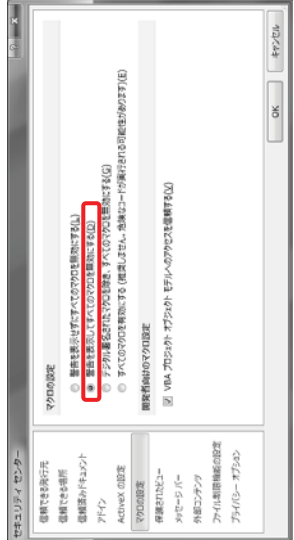
② メニュー中にある「オプション」を選択します。



③ オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択し、「セキュリティセンター設定(T)」をクリックします。



④ マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、雛型を開きなさい。



(9) Excel 雛型ファイルの入力方法

① 申告書

オンライン申告サイトから申告書の Excel 雛型ファイルをダウンロードした場合、以下に表示した項目についてはあらかじめ入力された状態でダウンロードされます。入力されている情報は、現在機権に登録されている最新情報を表示していますので、内容が変わっている場合は、必要に応じて修正してください。

平成 XX年度 汚染負荷量賦課金申告書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿 提出年月日、

公害健康被害の賠償等に関する法律第45条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	甲 区分	乙 区分	丙 区分	丁 区分	戊 区分	公害健康被害の賠償等に関する法律第45条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。
	10	1	03308	01	2	
納税者	(797) 法人番号	(797) 法人名称	(797) 代表者氏名	(797) 代表者住所	(797) 代表者電話番号	(797) 代表者印
	212-8554	株式会社 青空工業株式会社	青空工業株式会社	神奈川県川崎市東区大宮町 1-3-10	03-582-8181	印
対象工場・事業場	(797) 工場名称	(797) 所在地	(797) 名称	(797) 工場長氏名	(797) 工場電話番号	(797) 工場印
	6,230,000 平方	神奈川県川崎市東区大宮町 1-3-3	山台工場	山台工場	022-582-8181	印
汚染物質の排出量	(797) 排出量	(797) 排出量	(797) 排出量	(797) 排出量	(797) 排出量	(797) 排出量
	41,278	11,111	458,588	0	0	0
② 算定過程	(797) 算定方法	(797) 算定方法	(797) 算定方法	(797) 算定方法	(797) 算定方法	(797) 算定方法
	0	0	0	0	0	0
③ 所定事項	(797) 所定事項	(797) 所定事項	(797) 所定事項	(797) 所定事項	(797) 所定事項	(797) 所定事項
	0	0	0	0	0	0
④ 備考	(797) 備考	(797) 備考	(797) 備考	(797) 備考	(797) 備考	(797) 備考

申告書の Excel 雛型ファイル作成の詳細については、

「IV. Excel 雛型ファイル入力記載例」の (1) を参照してください。

② 算定過程様式

算定過程様式の Excel 雛型ファイル作成の詳細については

「IV. Excel 雛型ファイル入力記載例」の (2) ~ (8) を参照してください。

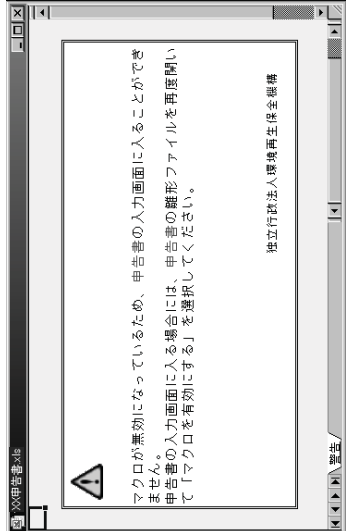


○ 各セルの右上隅の赤いマーカーにマウスを移動すると、入力ヒントが表示されます。

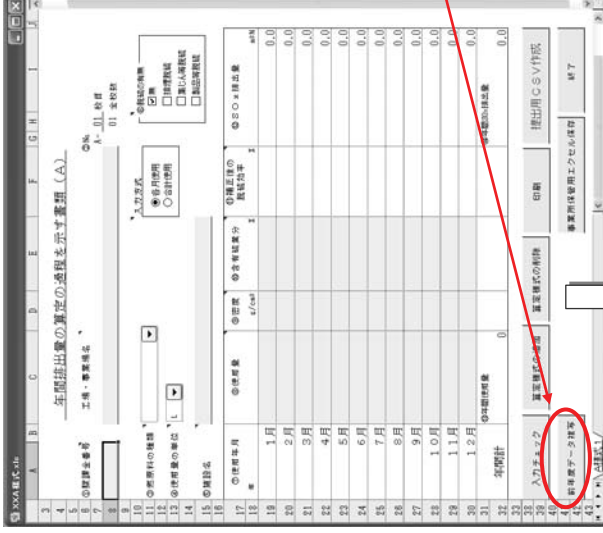
納税 所	納税番号は、連続した「桁 の半角数字(ハイフン)は 含めない)を入力して下 さい。【例】1080032	印
納税 義務 者 名	(b)氏名又は名称	



○ マクロが無効になっている場合、以下のような警告シートが表示されます。マクロを有効にして起動しなおしてください。



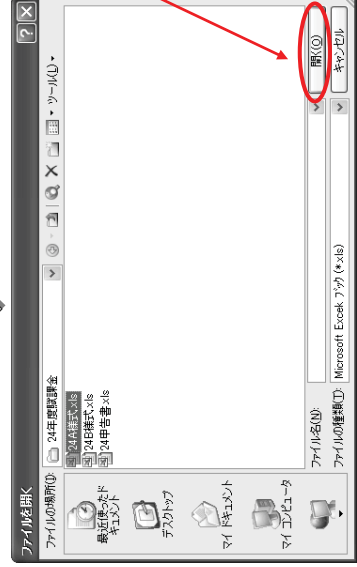
(10) 「前年度データ複写」の操作手順



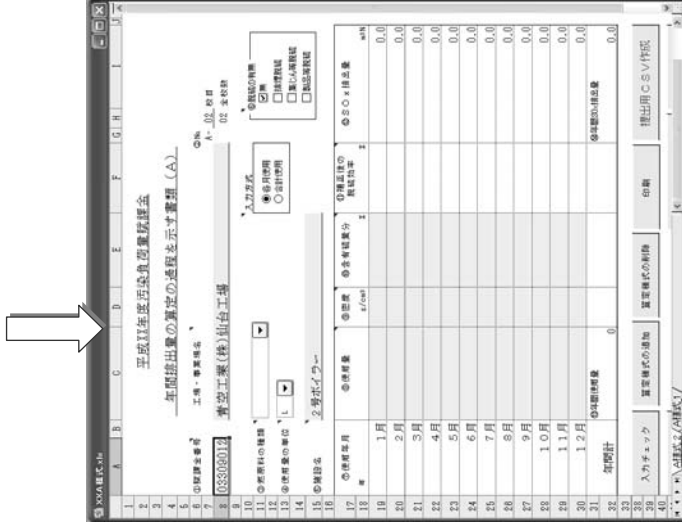
[前年度データ複写] ボタンをクリックしてください。



確認ダイアログが開くので、[はい(Y)]ボタンをクリックしてください。



前年度のファイルを指定するためのダイアログボックス [ファイルを開く] が表示されます。
[ファイルの場所] で、前年度作成した Excel 雛型ファイルの保存先フォルダに移動してください。
ファイルを選択し、[開く] ボタンをクリックしてください。



(11) 「前年度データ複写」機能で複写される項目について

算定過程及び申告書 (FD 申告の場合) の [前年度データ複写] ボタンを使うと前年度のデータを複写することができます。複写する際には入力済みの内容は破棄されますので注意してください。

算定過程については、前年度に使用した枚数のシートが複写されます。ただし、C様式の場合は、ブックごとに最初のシート一枚が複写されます。なお、複写される項目は以下のとおりです。

○A様式

No.	項目
1	① 賦課金番号
2	対象工場・事業場名
3	② No
4	枚数 全枚数
5	⑤ 施設名

○B様式

No.	項目
1	① 賦課金番号
2	対象工場・事業場名
3	② No
4	枚数 全枚数
5	③ 施設名

○C様式

No.	項目
1	① 賦課金番号
2	対象工場・事業場名
3	② 施設名
4	③ No 施設通し番号

○D様式

No.	項目
1	(1) 賦課金番号
2	対象工場・事業場名
3	(2) No 枚数
4	全枚数

○E様式

No.	項目
1	賦課金番号
2	対象工場・事業場名
3	No 枚数
4	全枚数
5	1.① 関連する様式番号
6	1.② 測定機関
7	1.③ 脱硫対象施設名
8	1.④ 最大燃原料使用量 種類 1～3
9	単位 1～3
10	1.⑤ 脱硫方式
11	1.⑥ 施設最大排出ガス量
12	1.⑦ 脱硫装置処理能力
13	1.⑧ 脱硫効率 入口SOx濃度 出口SOx濃度 設計値
14	
15	
16	1.⑨ 脱硫装置稼働開始年月日
17	1.⑩ 脱硫装置制作メーカー

○b様式

No.	項目
1	賦課金番号
2	対象工場・事業場名
3	No 枚数
4	全枚数
5	1.① 関連する様式番号
6	1.② 測定機関
7	1.③ 測定対象施設名
8	1.④ 最大燃原料使用量 種類 1～2
9	単位 1～2

○加重平均一覧表

No.	項目
1	賦課金番号
2	対象工場・事業場名

○申告書

No.	項目
1	①賦課金番号
2	納付義務者番号
3	工場事業場コード
4	C・D
5	住所郵便番号
6	住所フリガナ
7	住所
8	名称フリガナ
9	名称
10	電話番号
11	代表者氏名フリガナ
12	代表者氏名
13	代理人フリガナ
14	代理人
15	③対象工場・事業場
16	資本金
17	所在地郵便番号
18	所在地フリガナ
19	所在地
20	名称フリガナ
21	名称
22	電話番号
23	工場長氏名フリガナ
24	工場長氏名
25	業種
26	最大排出ガス量
27	現在分単位排出量当たりの賦課金※
28	作成担当者
29	所属課
30	電話番号
31	フリガナ
32	氏名

※前年度選択した地域ブロックに該当する箇所が選択状態になります。

(12) 申告書「前年の排出量取り込み」の操作手順

「前年の排出量取り込み」ボタンをクリックしてください。

この時点では、まだ「現在分SOX量」は入力されていません。

算定の元となる様式を指定するためのダイアログボックスが表示されます。

データのある算定様式のファイルを選択するため、ダイアログボックスが表示されます。

「ファイルの場所(I)」で、本年度作成した算定様式ファイルの保管先に移動してください。

該当する算定ファイルを選択して「開く(O)」ボタンをクリックしてください。

複数の種類の様式(A~D)がある場合は「Ctrl」キーを押しながら、全ての様式を同時に選択する必要があります。(E、b及び加重平均は対象外です)

直ちにデータが取り込まれます。



(13) 提出用CSV作成の操作手順

必要事項の入力が完了したら『入力チェック』ボタンをクリックし、入力チェックを実行してください。入力データに誤りがある場合、エラーメッセージが表示され、誤りのある該当セルに移動します。『印刷』ボタン、『提出用CSV作成』ボタンをクリック時にも入力チェックが行われます。

累積換算および料率が以下の内容で入力されています。よろしいですか。

- 過去分(累積換算) : [41.27%]
- 現差分(前年の排出量) : [1.111]
- 現差分賦課料率 : [123.8%]

はい(Yes) (N)

入力チェックが完了すると、入力チェック完了のメッセージが表示されます。『OK』ボタンをクリックしてください。

○ 申告書ファイルについては、提出年月日が未記入であっても印刷することができます。なお、提出用データを作成する場合には、提出年月日を入力しないとエラーとなります。

『提出用CSV作成』ボタンをクリックし、入力チェックに、誤りがない場合はフォルダの参照ダイアログが表示されます。



フォルダの参照
フォルダを選択してください

任意の場所にフォルダを作成して、そのフォルダを指定してください。それから『OK』ボタンをクリックしてください。参照ダイアログでFDドライブ(通常はAドライブ)を指定してください。

○ フォルダの参照ダイアログでFDドライブを選択したとき、ドライブにFDが入っていない場合には以下のメッセージが表示されます。ドライブにFDを入れて操作を続行するか、キャンセルボタンを押して操作を中断してください。

ドライブの挿入
A: ドライブにディスクを挿入してください。

(14) 提出用データの準備

① ファイル形式

提出するデータは、CSVファイルです。Excel 雛型ファイルではありませんので、ご注意ください。

Excel 雛型ファイルの各様式の[提出用CSV作成]ボタンで、自動的に作成されるCSVファイルを提出します。

◇ CSVファイルとは
Excel 雛型ファイルのデータの一部を一定の配列で抽出したもので、データの容量はExcel 雛型ファイルに比べて抑えられています。

CSVファイル

② CSVファイルの数

CSVファイルは、Excel 雛型ファイルの様式ごとに自動的に必要な数だけ作成されます。なお、作成されたCSVファイルを誤って削除しないようご注意ください。

以下に、様式ごとのCSVファイル数と作成例を示します。様式枚数にかかわらず、CSVファイルの数は固定です。

[様式ごとのCSVファイルの数]

Excel 雛型ファイル	CSVファイルの数
申告書	1
A様式	1
B様式	2
C様式	[対象施設数] × 2
D様式	6
E様式	1
b様式	1
加重平均一覧表	1

[作成例]

25甲告書.xls → SINKOKUCSV
25A様式.xls → ACSV
25B様式.xls → B1.CSV
B2.CSV

1) CSVファイルに関する注意点

- CSVファイルの名称は変更しないでください。
- [提出用CSV作成]ボタン以外の方法でCSVファイルは作成しないでください。
- F D申告の場合、F Dに直接保存してください。フォルダを作ってファイルをまとめたり、圧縮したりしないでください。

Microsoft Excel
保存完了
OK

指定した場所に提出用のCSVファイルが保存されます。

36 乙子FD (A)
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(I) 印刷(P)
SINKOKUCSV



- 作成したExcel 雛型ファイルは、来年度のデータ取り込みで使用できますので、フォルダを作って保管しておいてください。
- 共用のパソコンで作業を実施された場合、提出後の不要になった提出用データなどは残さないようにしてください。



- Excel 雛型ファイルを閉じる前に、Excel を終了しようとすると、下の画面のようなエラーメッセージが表示されてExcel を閉じることができません。終了ボタンをクリックするか、Excel 雛型ファイルを閉じてから、Excel を閉じる操作を行ってください。

Microsoft Excel

Excelを終了する前に 'XX甲告書.xls' を閉じてください。

OK

(15) 誤りを訂正する場合

① 申告前の訂正

データを提出する前であれば、Excel 雛型ファイルに戻って誤りを修正したうえで、再度「提出用CSV作成」ボタンでCSVファイルを作成してください。

(FD 申告の場合) 修正後の「申告書」を印刷し押印してください。FD 申告では、印刷した紙の申告書を手書き訂正することはできません。

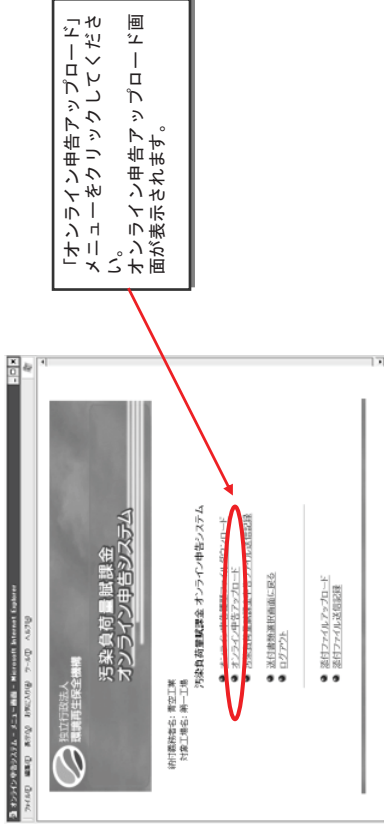
② 申告後の訂正

訂正がある場合は、機構へご連絡ください。

「事業所保管用エクセル保存」ボタンで Excel 雛型ファイルを保存している場合は、必要な訂正を行ったうえで修正申告することができます (参照 P. 82)。

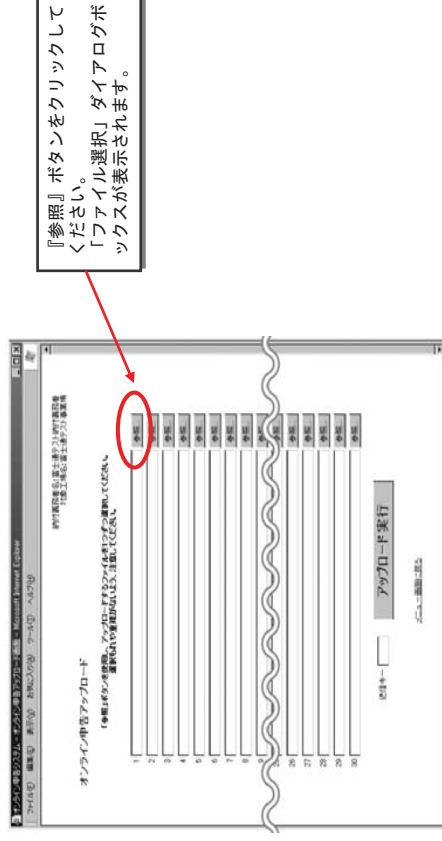
(16) 申告ファイルのアップロード (送信)

① オンライン申告アップロード画面の表示

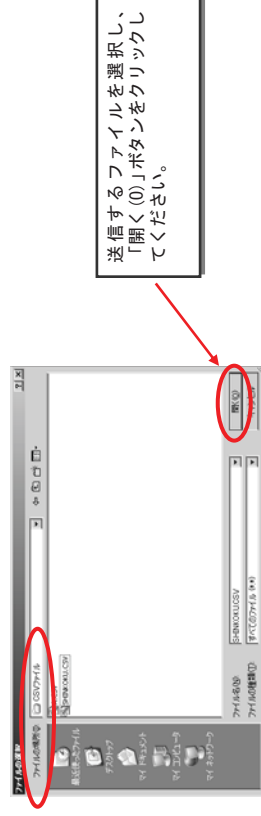


② 申告ファイルの指定

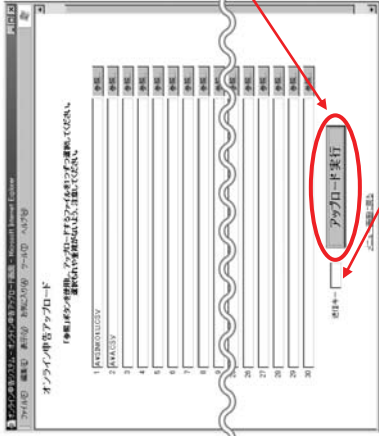
1) 送信する申告ファイルを指定します。



2) 「ファイルの場所」を送信用申告ファイル (CSVファイル) を格納したFD又はフォルダに移動してください。



3) 同じ要領で送信するすべてのファイルを選択してください。



『アップロード実行』ボタンをクリックすると、確認ダイアログが表示されます。

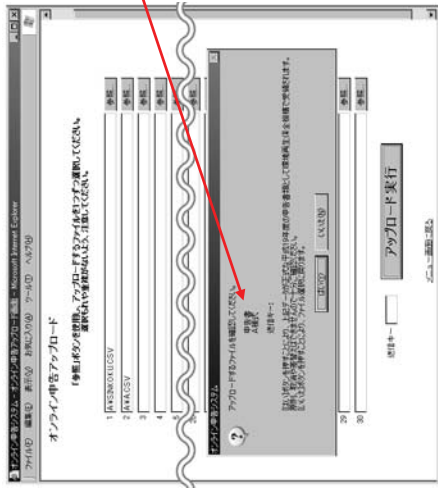
送信キーはデータ送信の際に指定するキー（任意に指定する半角数字4桁）で、申告書を選択することができない機能です。事業者側で、送信する申告書の場合にお使いください。



- 送信するファイルはCSVファイルであることを確認してください。
- 算定過程様式[※]のみの送信はできません。必ず申告書ファイルを選択してください。
- 間違ったファイルに指定した場合、あるいは同じファイルを重複して指定した場合カーソルを該当する入カフィールドへ移動させ入カフィールドの中のファイル名をDeleteキーで削除し、「参照ボタン」をクリックし正しいファイルを選択し直してください。

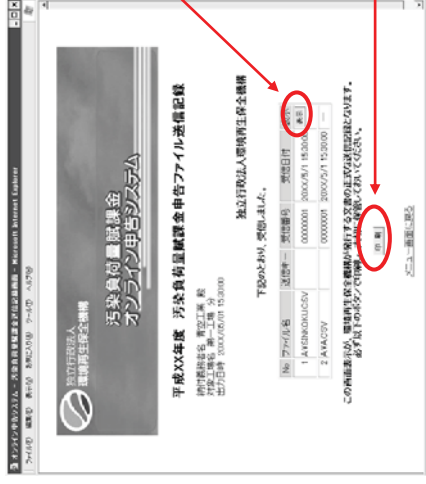
③ 申告ファイルのアップロード (送信)

1) 送信する申告ファイルの確認



送信する申告書、算定過程様式名が表示されますので確認してください。正しければ「はい(Y)」をクリックしてください。送信が実行されます。

2) 送信記録の確認



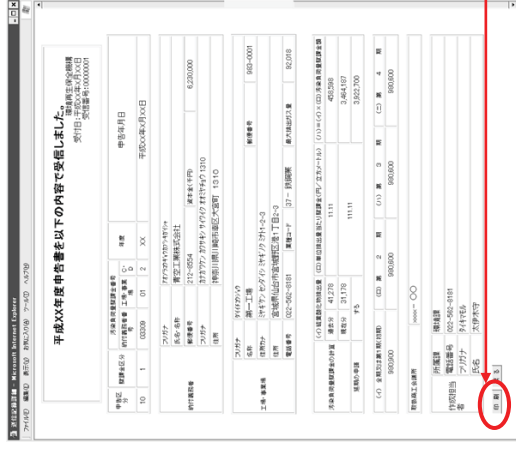
『表示』ボタンをクリックすると、送信記録詳細が表示されます。送信した申告書の内容を確認することができます。

正常に送信が完了すると、申告ファイル送信記録が表示されます。送信した申告書の内容を確認後『印刷』ボタンをクリック



- この送信記録が、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となりますので、必ず印刷し大切に保管してください。

3) 送信記録詳細の表示



『印刷』ボタンをクリックし、印刷・保管をしてください。



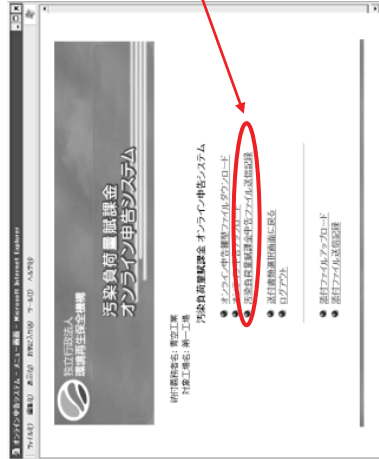
- 送信した申告に誤りがあった場合は、当初の申告を無効にしますので機構業務課までご連絡ください。

4) 終了手続き

メニュー画面に戻ってログアウトを行ってください。

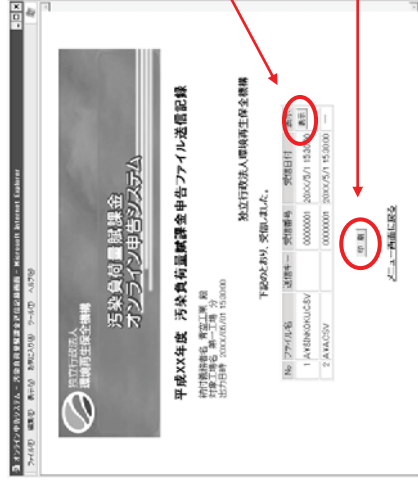
(17) 申告ファイル送信記録の確認

① 汚染負荷量賦課金申告ファイル送信記録画面の表示



送信後、内容を確認したい場合は「ファイル送信記録」メニューをクリックすると、申告ファイル送信記録画面が表示されます。

② 申告ファイル送信記録の確認、印刷



『表示』ボタンをクリックすると、送信記録詳細が表示されます。送信した申告書の内容を確認することができます。

『印刷』ボタンをクリックすると、印刷することができます。

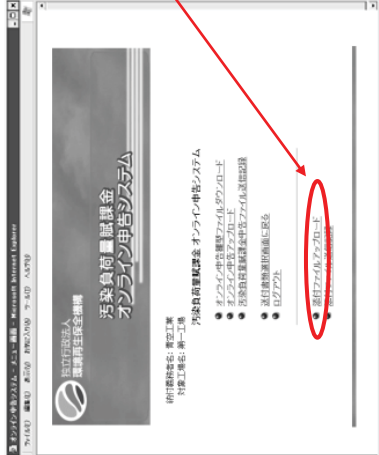
③ 終了手続き

メニュー画面に戻ってログアウトを行ってください。

(18) 添付ファイルのアップロード (送信)

Word, Excel, PDF で作成したファイルを送信することができます。

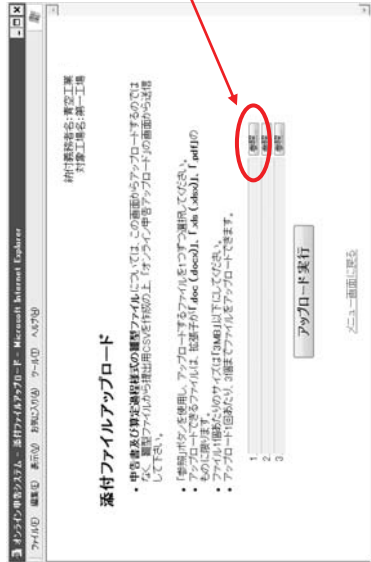
① 添付ファイルアップロード画面の表示



「添付ファイルアップロード」メニューをクリックしてください。添付ファイルアップロード画面が表示されます。

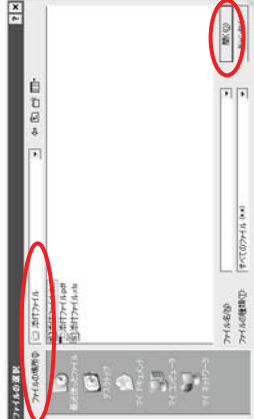
② 添付ファイルの指定

1) 送信する添付ファイルを指定します。



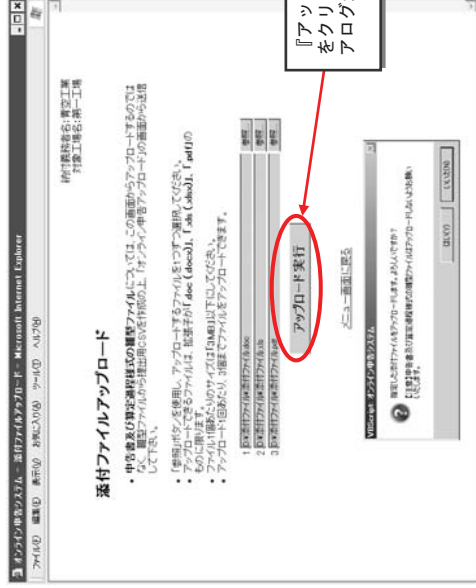
『参照』ボタンをクリックしてください。「ファイル選択」ダイアログボックスが表示されます。

2) 「ファイルの場所(1)」を、添付ファイルを格納したフォルダに移動してください。



送信するファイルを選択し、「開く(O)」ボタンをクリックしてください。

3) 同じ要領で送信するすべてのファイルを選択してください。



- Excel離型ファイルの送信は行わないでください。
- 送信するファイルの拡張子が、Wordの場合「doc (docx)」、Excelの場合「xls (xlsx)」、またはPDFの場合「pdf」であることを確認してください。
- 送信するファイル1個あたりのサイズが「3MB」以下であることを確認してください。
- 1回送信できるファイルは3個です。それ以上ある場合は再送信してください。
- 間違ったファイルを指定した場合、あるいは同じファイルを重複して指定した場合、カーソルを該当する入カフィールドへ移動させ入カフィールドの中のファイル名をDeleteキーで削除し、「参照ボタン」をクリックし正しいファイルを選択し直してください。

(19) 添付ファイル送信記録の確認



(20) エラーメッセージ画面

① ダウンロード混雑エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、ダウンロードサイトが込み合っており、以下のいずれかの方法をとってください。

- ① 先に算定様式をダウンロードし、その後、申告書をダウンロードする。
- ② しばらく時間を置き、再度、申告書をダウンロードする。

② システムエラー画面



左記のメッセージが表示された場合、何らかのシステムエラーが発生しています。しばらく時間を置き、再度、ログインし直していただください。続けてメッセージが表示される場合、機構へお問い合わせください。

③ 重複エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、本年度分の汚染負荷量賦課金申告が既に受信されています。算定様式の添付し忘れ等で再度、申告を送信する必要がある場合は当初の申告を無効にしますので補償業務課へご連絡ください。

④ 賦課金番号不一致エラー画面



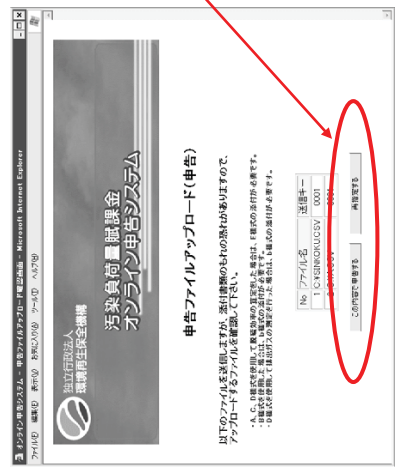
左記のメッセージが表示された場合、ログイン時のIDとExcel 雑型ファイルより作成した申告ファイルの賦課金番号が異なっています。
認証情報に記載されているユーザIDと、Excel 雑型ファイルの賦課金番号とを確認し、再度、送信し直してください。

⑤ 不正ファイル選択エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、
 ・Excel 雑型ファイル
 ・「提出用CSV作成」ボタン以外で作成されたCSVファイル
 を送信している可能性があります。
正しい申告ファイル（CSV形式）を選択し、再度、送信し直してください。

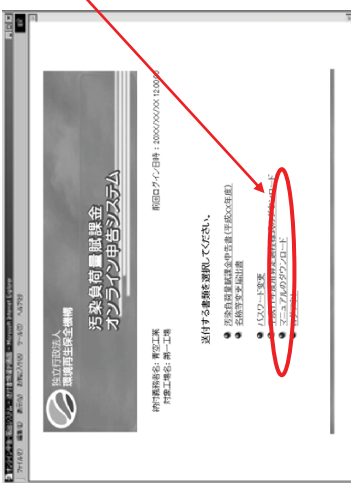
⑥ 添付書類もれアップロード画面



左記のメッセージが表示された場合、添付書類にもれがある可能性があります。
送信するファイルを確認し、そのまゝの内容で申告する場合は『この内容で申告する』ボタンを、もう一度送信するファイルを指定する場合は『再指定する』ボタンをクリックしてください。

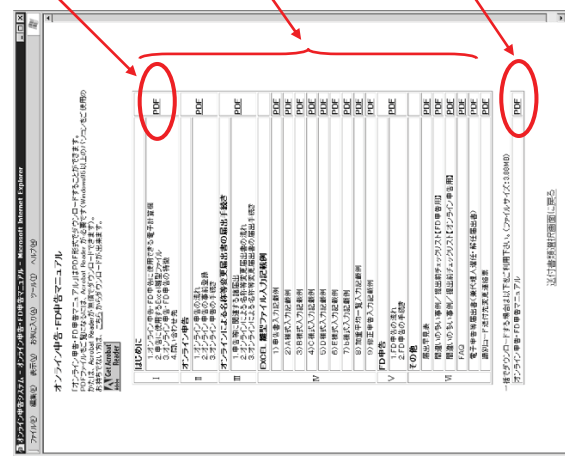
(2) オンライン申告・FD申告マニュアルのダウンロード

① マニュアルダウンロード画面の表示



送付書類選択画面で「マニュアルのダウンロード」をクリックすると、「オンライン申告・FD申告マニュアル」のダウンロード画面が表示されます。

② マニュアルのダウンロード



ダウンロードする PDF ファイルを選択してください。
 ダウンロードアイコンが表示されます。

必要な PDF ファイルを選択してください。

「オンライン申告・FD申告マニュアル」を一括でダウンロードする場合は、こちらの PDF ファイルをクリックしてください。



○ 「オンライン申告・FD申告マニュアル」はPDF形式となっています。ご覧になるにはAcrobat Readerが必要です。

③ 終了手続き
 メニュー画面に戻ってログアウトを行ってください。

(2.2) その他

① 使用上のトラブル等

Excel 離型ファイルを使用する際、様々なトラブルが発生することがあります。

どうしてもトラブルが解決できない場合には、用紙申告に切り替えていただくこともありますのでご了承ください。

なお、システム環境が原因であるケースもあるため、事業所のシステム管理者に確認していただく必要がある場合もありますのでご注意ください。

使用上のトラブル等	考えられる原因	解決方法
ホームページにアクセスできない ダウンロードできない。	URL、入力、事業所のサーバのトラブル、回線の混雑。	①メッセージが出る場合にはブラウザソフトのセキュリティオプションの設定が、事業所のサーバやネットワークのセキュリティ上の問題である可能性があります。その場合、システム管理者に相談してください。 ②回線が混雑していると思われる場合には、時間帯を変えて再度試みてください。
ダウンロードしたのが解凍できない ダウンロードしたファイルが開かない [様式の追加]ボタン実行時に、「メモリ不足」等のメッセージが表示され、シートが追加できない。	ダウンロード中にファイルが破損。 Excel 離型ファイルをFD上で実行している。	再度、Excel 離型ファイルをダウンロードしてください。 Excel 離型ファイルを、デスクトップやマイドキュメントなど、いったんパソコンのハードディスク上にコピーして実行してみてください。 Excel 離型ファイルは、本冊子1ページに記載したOSおよびアプリケーションにおいて、標準インストール時の動作確認を行なっています。 ただし、パソコンを長期間使用することにより、インストーラ当初の環境が微妙に変わってしまったり、別のプログラムをインストールしたりすることによってExcelの動作環境が上書きされ、不具合が発生する場合があります。 この場合、別のパソコンで操作するか、Excelを再インストールして再度操作してみてください。(前例では別のパソコンに変えることで問題なく動作する場合があります)
「入力チェック」「印刷」「様式の追加」等ボタン押下時に強制終了される。 「(不正な処理を行なったため、強制終了します)等」のメッセージが出る。 作業中に固まってしまふ。	入力項目以外のセルを誤って操作したり、マクロ情報を変更した。 インターネットでダウンロード中にファイルの一部が壊れてしまった。	再度、Excel 離型ファイルをダウンロードしてください。 再度、Excel 離型ファイルをダウンロードしてください。

使用上のトラブル等	考えられる原因	解決方法
Excel2002 以上で Excel 離型ファイルの起動せよしようとすると、警告シークが表示され、入力画面に移動することができない。 ※Excel がエラーメッセージを表示させる場合があります。	[Excel2002, 2003] Excel マクロのセキュリティレベルが、「高」以上に設定されている。	Excel 離型ファイルはセキュリティレベルが「中」以下でなければ正しく開くことができません。メッセージボックスを閉じ、[ツール(T)]メニューから[アドバンス(S)...]と選択して、セキュリティダイアログボックスを開きます。[セキュリティレベル]タブで、セキュリティレベルを「中(M)」に切り替えてください。 ※Excel2000バージョンより、マクロファイルを開く際にセキュリティレベルをユーザーが設定できるようになっております。 ※セキュリティレベルは初期状態では「高」に設定されています。解決方法については、p.23 を参照してください。
	[Excel2007, 2010] Excel マクロを無効にする設定になっている。	解決方法については、Excel2007 は p.24 を参照してください、Excel2010 は p.26 を参照してください。

② ウイルスに感染したら

提出したデータがウイルス等に感染している可能性がある場合には、速やかに補償業務部業務課へご連絡ください。

III. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き

1. 申告等に関連する諸届出

申告等に関連する諸届出として、

- ① 「代理人選任・解任届出書」
- ② 「名称等変更届出書」
があります。

届出書の様式は、賦課金ホームページからダウンロードすることができます。必要事項を入力して印刷するか又は印刷して必要事項を記入し、必ず代表者の押印をして提出してください。

また、認証情報をお持ちの事業者は、「**名称等変更届出書**」については、**オンラインによる届出が可能です**。なお、FDでの提出はできませんのでご注意ください。

2. オンラインによる名称等変更届出書の流れ

事前登録

事前登録の方法は、オンライン申告と同様です。

オンライン申告ですべてに認証情報を取得している場合は、その認証情報をそのまま使用できますので、改めて事前登録をする必要はありません。

→P.5

オンライン届出

① 届出書の作成

- ・オンライン申告サイトにログインする。
- ・届出書入力画面に直接入力して作成する。

→P.52

② 届出書の提出

- ・入力内容を確認し、届出書データを送信する。

→P.55

③ 届出書の確認

- ・送信した届出書を印刷、保管する。
- ・送信記録を印刷、保管する。
- ・オンライン申告サイトからログアウトする。

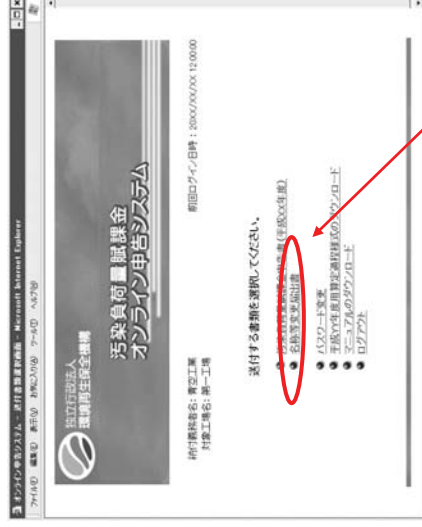
→P.56

3. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き

(1) サイトへのログイン

認証情報の準備、オンライン申告システムサイトへのログインについては「II. オンライン申告」P.4を参照してください。

(2) 送付書類選択画面



オンライン届出をする場合、「名称等変更届出書」メニューをクリックしてください。

- 汚染負荷量賦課金申告書 (平成XX年度) 汚染負荷量賦課金申告書を提出します。
- 名称等変更届出書 名称等変更届出書を提出します。
- パスワード変更 初ログイン時以外でパスワードを変更します。
- 平成YY年度用算定過程様式のダウンロード 翌年度用の算定過程様式をダウンロードします。
- マニュアルのダウンロード オンライン申告・FD申告マニュアルをダウンロードします。
- ログアウト ログアウトします。

(3) オンライン届出メニュー画面



- 名称等変更届出書入力 提出する名称等変更届出書を入力して作成します。
- 名称等変更届出書送信記録確認 提出した名称等変更届出書を確認・印刷できます。
- 送付書類選択画面に戻る 送付書類選択画面に戻ります。
- ログアウト ログアウトします。

(6) 名称変更届出書のアップロード (送信)

① 入力内容の確認

名称	青空工業株式会社	所属先	青空工業株式会社
代表者	代表取締役社長 本郷 隆	所属先	本郷 隆
住所	〒214-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10	所属先	〒214-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10
電話番号	03-5509-0041	所属先	03-5509-0049

以上の内容が名称変更届出書を提出します

送信キー: [送信]

入力した内容を確認し、正しければ『送信』ボタンをクリックしてください。

送信キーはデータ送信の際に指定するキー (任意に指定する半角数字4桁) で、届出書を選定することができる機能です。事業者側で、送信する届出書を管理する場合にお使いください。

② 名称変更届出書送信記録の確認

届出書番号	届出書種別	届出日付
0001	00000178	2007/07/15 20:00

印刷

送信した名称変更届出書の詳細情報を閲覧する場合は、詳細情報の『表示』ボタンをクリックしてください。

正常に送信が完了すると、送信記録が表示されます。内容を確認後『印刷』ボタンをクリックし、印刷・保管をしてください。

この送信記録が、機構が届出データを受信したことを示す通知文書となりますので、必ず印刷し大切に保管してください。

(6) 名称変更届出書送信詳細情報の印刷

① 印刷フォーム画面の表示

オンライン名称変更届出書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

住所: 東京都中央区大宮町1丁目3-10

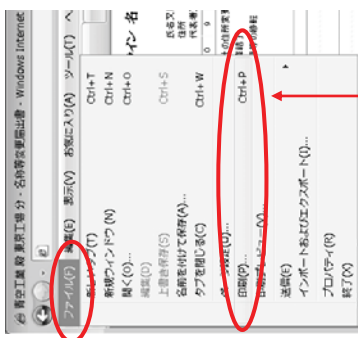
代表取締役社長 青空工業株式会社

〒214-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10

『印刷用画面を表示』ボタンをクリックすると、印刷に適したフォーマットの画面が表示されます。

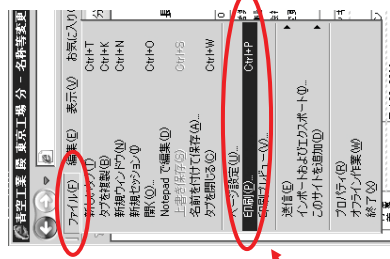
② 印刷フォーム画面での印刷

[Internet Explorer 7]



印刷フォーム画面で印刷を行う場合、ブラウザの「ファイル(F)」-「印刷(P)」から印刷を行ってください。

[Internet Explorer 8, 9]



前面に戻る場合は、『戻る』ボタンをクリックしてください。

印刷用画面

戻る

印刷

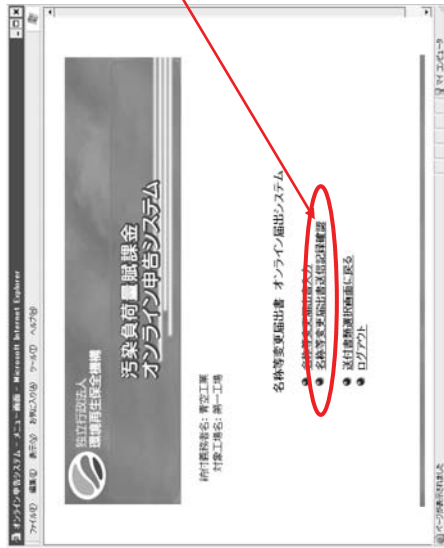
印刷用画面

印刷

③ 終了手続

メニュー画面に戻って、ログアウトを行ってください。

(7) 名称等変更届出書送信記録の確認
① 名称等変更届出書送信記録の確認



送信後、内容を確認したい場合は、「届出書送信記録確認」メニューをクリックすると、届出書送信記録確認画面が表示されます。

② 名称等変更届出書送信詳細情報の表示



送信した名称等変更届出書の詳細情報を閲覧する場合は、詳細情報の『表示』ボタンをクリックしてください。印刷方法については、P.56の手順を参照してください。

IV. Excel 雛型ファイル入力記載例

(1) 申告書入力記載例

※入力に関する共通事項
数字入力：半角、カア()は自動で表示します。
セル内で改行することはできません。
※黄色の範囲が、入力項目です。
※各セルの右上隅の赤いマークにマウスを移動すると、入力項目の入力方法を表示します。

算定様式もすべて同じです。

入力後、必ずチェックを行ってください。
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷 (A4 判) します。
申告書を必ずこのボタンで印刷し、押印の上提出してください。

(2) A様式入力記載例

①賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

②該当する③種別、④単位を▼で選択してください。

⑤使用量は数値値で入力してください。
0の場合は、その月の行全体を空欄にしてください。
(0のままでは、エラーとなり保存できません)

⑥密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

⑦入力後、必ずチェックを行ってください。
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

⑧シート名は変更しないでください。

現在表示されている画面を印刷（A4判）します。なお、「[F74]」メニューの「印刷」を実行しても、印刷処理はできません。

⑨補正後の脱硫酸率は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

⑩含有硫酸分は、小数点以下の数値で入力してください。

⑪年間排出量は、年間排出量欄に記入してください。

⑫排出先は、排出先欄に記入してください。

⑬排出先は、排出先欄に記入してください。

⑭排出先は、排出先欄に記入してください。

⑮排出先は、排出先欄に記入してください。

⑯排出先は、排出先欄に記入してください。

⑰排出先は、排出先欄に記入してください。

⑱排出先は、排出先欄に記入してください。

⑲排出先は、排出先欄に記入してください。

⑳排出先は、排出先欄に記入してください。

㉑排出先は、排出先欄に記入してください。

㉒排出先は、排出先欄に記入してください。

㉓排出先は、排出先欄に記入してください。

㉔排出先は、排出先欄に記入してください。

㉕排出先は、排出先欄に記入してください。

㉖排出先は、排出先欄に記入してください。

㉗排出先は、排出先欄に記入してください。

㉘排出先は、排出先欄に記入してください。

㉙排出先は、排出先欄に記入してください。

㉚排出先は、排出先欄に記入してください。

㉛排出先は、排出先欄に記入してください。

㉜排出先は、排出先欄に記入してください。

㉝排出先は、排出先欄に記入してください。

㉞排出先は、排出先欄に記入してください。

㉟排出先は、排出先欄に記入してください。

㊱排出先は、排出先欄に記入してください。

㊲排出先は、排出先欄に記入してください。

㊳排出先は、排出先欄に記入してください。

㊴排出先は、排出先欄に記入してください。

㊵排出先は、排出先欄に記入してください。

㊶排出先は、排出先欄に記入してください。

㊷排出先は、排出先欄に記入してください。

㊸排出先は、排出先欄に記入してください。

㊹排出先は、排出先欄に記入してください。

㊺排出先は、排出先欄に記入してください。

㊻排出先は、排出先欄に記入してください。

㊼排出先は、排出先欄に記入してください。

㊽排出先は、排出先欄に記入してください。

㊾排出先は、排出先欄に記入してください。

㊿排出先は、排出先欄に記入してください。

各機能の紹介

年月	⑩使用量	⑪密度	⑫含有硫酸分	⑬脱硫酸率	⑭年間排出量	⑮排出先
5月	440,588	0.944	2.28	84.54	1,026.9	
6月	481,324	0.944	2.25	84.54	1,080.3	
7月	480,718	0.946	2.23	85.13	1,055.5	
8月	489,883	0.945	2.26	85.13	1,110.7	
9月	500,841	0.944	2.17	85.89	1,013.3	
10月	501,032	0.940	2.22	85.89	1,032.9	
11月	489,457	0.942	2.34	85.92	1,085.0	
12月	506,656	0.942	2.27	85.92	1,067.8	
年間計	5,219,250				11,289.8	

⑯年間排出量
⑰排出先

入力チェック
算定様式の追加
算定様式の削除
印刷
提出用CSV作成

前年度データ複写
事業所保管用エクセル保存
終了

※ 使用量の単位、入力方式は最初に指定するようにしてください。
(後で変更すると、それまでに入力された⑧~⑭のデータは消去されます。)

前年度データ複写 → 操作方法 P.30

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程Aの Exco離型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

算定様式の追加

A様式を複数枚使用して前年の排出量を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使用します。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。

例えば、A様式を5枚使用する場合は、「算定様式の追加」を4回繰り返します。

算定様式の削除

A様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にダブリ等により、不要なA様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使用します。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「②No」の表示は自動的に修正されます。

提出用CSV作成

オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、離型提出用のFDにCSVファイルを作成して作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

事業所保管用エクセル保存

データを入力したExco離型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

終了

現在開いているExco離型ファイルを閉じます。

(3) B様式入力記載例

(排出ガス測定により求める場合)

平成xx年度汚染負荷重量調査票
年間排出量の算定の過程を示す書類(B)

工場・事業場名
(株)白神製紙 秋田工場

00233010

① 賦課番号は、申告書記載の番号を入力してください。

⑥ 燃料種類別、⑦ 使用量、⑧ 密度、⑨ 含有硫黄分は、A様式入力記載例と同様です。

⑦ 使用量は整数値で入力してください。

⑧ 密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

⑨ 含有硫黄分は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

⑩% P_01 数値 05 有効数 ⑩%の精度
⑩%の精度
 単位省略
 桁数省略
 小数点省略
 単位省略

⑪ 一般用
⑫ 稼働時間
⑬ 稼働時間

⑭ 補正排出ガス量
⑮ 補正SOx濃度
⑯ 稼働時間は整数値で入力してください。

⑰ 補正排出ガス量
⑱ 補正SOx濃度
⑲ 稼働時間は整数値で入力してください。

風速	1.58	79.310	169	720	9,655.9
9月	L	10,013,408	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
1.0月	L	10,124,518	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
1.1月	L	10,273,851	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
1.2月	L	8,343,475	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
年間計	L	72,860	154	879	7,557.7
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
年間計	L	104,885,857			88,004.7



前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程BのExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

算定様式の追加

B様式を複数枚使用して前年の排出量を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。
例えば、B様式を5枚使用する場合は、「算定様式の追加」を4回繰り返します。

算定様式の削除

B様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にダブリ等により、不要なB様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。
なお、「②No」の表示は自動的に修正されます。

提出用CSV作成

オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、機構提出用のFDにCSVファイルを作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

風速	1.58	79.310	169	720	9,655.9
9月	L	10,013,408	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
1.0月	L	10,124,518	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
1.1月	L	10,273,851	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
1.2月	L	8,343,475	kg		
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
年間計	L	72,860	154	879	7,557.7
風速	1.58 <th>79.310</th> <th>169</th> <th>720</th> <th>9,655.9</th>	79.310	169	720	9,655.9
年間計	L	104,885,857			88,004.7

シート名は変更しないでください。

入力後、必ずチェックを行ってください。
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

【入力切替】
通常は「一般用」を使用してください。
「稼働時間」は、SOx量を連続測定している場合のみ使用してください（この場合、⑩補正排出ガス量、⑰補正SOx濃度、⑲稼働時間は可能な限り入力してください）。

各機能の紹介

【例】2つ目の施設は「C-02」
 この場合、③の様式ナンバーは次のようになります。
 複数の施設を別のC様式で算定する場合は、「様式の追加」により様式を追加するのではなく、ダウンロードした新しい様式を表示させ、別の施設分のSOx量を算定する必要があります。

年月	燃料の種別	燃入量	単位	密度	含有硫黄分	硫黄量(1)	製品等の種別	産出量	含有硫黄分	硫黄量(2)	修正後の硫黄効率	SOx排出量
1	石灰石	164,026,891	kg		0.006	9,841	石灰	125,701,639	0.240	301,683		

年間排出量の算定の過程を示す書類 (C)

平成xx年度汚染負荷量賦課金

③施設の種類
 集じん等脱硫
 排煙脱硫
 集じん等脱硫

工場・事業場名 (株) 堅井セメント 小諸工場
 施設名 1号セメント焼成キル
 種別番号 C-02
 環境番号 01
 全機数

(Sパラメータにより求める場合)

【複数の施設を別のC様式で算定する場合】

現在開いているExcel離型ファイルを閉じます。

終了

小計または合計の行を削除したい場合には、取り消しを済ませたい小計または合計の行にカーソルをおき「取り消し」をクリックすると合計の行が削除されます。

取り消し

1月から12月すべてのデータを入力し、小計を作成した後、「合計作成」をクリックすると年間の装入側硫黄量、年間算出側硫黄量及び年間SOx排出量が自動計算されます。
 なお、「行の追加」、「行の削除」、「様式の追加」、「様式の削除」等を行い、「小計再計算」により小計を再計算する場合、一度合計を後述する「取り消し」で取り消した後、再度「合計作成」を行う必要があります。また、合計の行以外にデータを入力するとFDへの保存時にエラーとなります。データを入力する場合には、一度合計を「取り消し」で取り消した後、データを入力してください。

合計作成

「行の挿入」、「行の削除」を行った場合で既に小計を作成している場合、または入力値を変更した場合には、「小計再計算」をクリックすると全ページの小計が再度自動計算されます。

小計再計算

なお、⑤年月に誤りがあると小計行を作成することができません。年月を修正した後、小計行の作成を行ってください。
 ⑥SOx排出量が自動計算されます。
 月毎のSOx排出量を計算する場合は、小計を作成する行にカーソルをおき、「小計作成」をクリックすると装入側の⑩硫黄量、算出側の⑭硫黄量及び

小計作成

データを入力したExcel離型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

事業所保管用Excel保存

なお、合計行が作成されていない場合には、FDへの保存はできません。「合計作成」ボタンで合計行を作成してからFDに保存してください。
 オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、機械提出用のFDにCSVファイルが自動で作成されます。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

提出用CSV作成

(5) D 様式入力記載例

① 廃棄物の硫黄分より算定する場合

様式を追加すると自動で表示されます。

平成xx年度汚染負荷量試験課
年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)
D-01 02

(1) 試験番号は、申告書記載の番号を入力してください。
06041010

(2) 試験の種類は、申告書記載の番号を入力してください。
D-01 02

該当するものにチェックをし「無」を選択した場合 (9) の脱硫効率の欄は入力できません。

年間密度、硫黄分の真なる燃料を複数を回用した場合、加重平均密度及び硫黄分を計算してください。

(8)、(14)の含有硫黄分は小数点以下3桁までの数値で入力してください。

廃棄物の種類を選択してください。

入力チェック
算定様式の追加
算定様式の削除
印刷
提出用 CSV作成
事業所保管用 エクセル保存
終了

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、[F7(F4)]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

入力後、必ずチェックを行ってください。
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

種類	(4) 燃料 名称	(5) 燃料 単量	(6) 燃料量 単位	(7) 密度 g/cm ³	(8) 硫黄分 %	(9) 含有硫黄分 %	(10) 硫黄分 %	(11) 硫黄分 %	(12) 硫黄分 %	(13) 硫黄分 %	(14) 含有硫黄分 %	(15) 硫黄分 %	(16) 硫黄分 %	(17) 硫黄分 %	(18) 硫黄分 %	(19) 硫黄分 %	(20) 硫黄分 %	(21) 硫黄分 %	(22) 硫黄分 %	(23) 硫黄分 %	(24) 硫黄分 %	(25) 硫黄分 %	(26) 硫黄分 %	(27) 硫黄分 %			
燃料	1月	1,178,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		
	2月	1,041,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		
	3月	1,538,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	4月	1,804,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	5月	1,119,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	6月	1,345,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	7月	1,481,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	8月	1,405,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	9月	1,378,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	10月	1,518,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	11月	1,415,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	12月	1,442,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
年間総計	16,322,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		
年間平均	136,850	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間総計	16,322,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間平均	136,850	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間総計	16,322,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間平均	136,850	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	

② 排ガス測定より算定する場合

様式を追加すると自動で表示されます。

平成xx年度汚染負荷量試験課
年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)
D-02 02

(1) 試験番号は、申告書記載の番号を入力してください。
06041010

(2) 試験の種類は、申告書記載の番号を入力してください。
D-02 02

該当するものにチェックをし「無」を選択した場合 (9) の脱硫効率の欄は入力できません。

年間密度、硫黄分の真なる燃料を複数を回用した場合、加重平均密度及び硫黄分を計算してください。

(8)、(14)の含有硫黄分は小数点以下3桁までの数値で入力してください。

廃棄物の種類を選択してください。

入力チェック
算定様式の追加
算定様式の削除
印刷
提出用 CSV作成
事業所保管用 エクセル保存
終了

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、[F7(F4)]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

入力後、必ずチェックを行ってください。
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

種類	(4) 燃料 名称	(5) 燃料 単量	(6) 燃料量 単位	(7) 密度 g/cm ³	(8) 硫黄分 %	(9) 含有硫黄分 %	(10) 硫黄分 %	(11) 硫黄分 %	(12) 硫黄分 %	(13) 硫黄分 %	(14) 含有硫黄分 %	(15) 硫黄分 %	(16) 硫黄分 %	(17) 硫黄分 %	(18) 硫黄分 %	(19) 硫黄分 %	(20) 硫黄分 %	(21) 硫黄分 %	(22) 硫黄分 %	(23) 硫黄分 %	(24) 硫黄分 %	(25) 硫黄分 %	(26) 硫黄分 %	(27) 硫黄分 %		
燃料	1月	1,178,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	2月	1,041,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	3月	1,538,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	4月	1,804,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	5月	1,119,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	6月	1,345,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	7月	1,481,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	8月	1,405,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	9月	1,378,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	10月	1,518,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	11月	1,415,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	12月	1,442,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
年間総計	16,322,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間平均	136,850	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間総計	16,322,000	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
年間平均	136,850	kg	0.778	0.32	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	

各機能の紹介

⑤ SOx濃度測定時の平均O2濃度測定値 (%)	6.7	7.2	7.2
⑥ SOx濃度測定時の平均O2濃度 (%)	6.7	(有効数字3桁)	7.2
⑦ 排出ガス重量測定値 (kg/h)	(有効数字4桁)		
⑧ 平均排出ガス量	(有効数字4桁)		
⑨ 排出ガス重量測定時のO2濃度測定値 (%)	(有効数字3桁)		
⑩ 排出ガス重量測定時の平均O2濃度 (%)	(有効数字4桁)		
⑪ 補正排出ガス量	(有効数字4桁)		
⑫ SOx量	(有効数字4桁)		
⑬ 脱硫効率 (%)	(有効数字4桁)		
⑭ SOx濃度測定法の判定	⑮ 排出ガス量 (L)	⑯ 排出ガス量 (L)	
⑰ 脱硫効率判定	⑱ SOx濃度測定法	⑲ SOx濃度測定法	
⑳ 脱硫効率判定	㉑ SOx濃度測定法	㉒ SOx濃度測定法	

入力チェック

前年度データ複写

算定様式の追加

算定様式の削除

印刷

提出用CSV作成

事業所保管用エクセル保存

終了

※入力項目が異なる場合は、「脱硫効率の算定式」及び「(3) 排出ガス測定から求めるSOx量」の①SOx濃度かSSO濃度かを選択する欄が適正であるか確認してください。

前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程EのExcel離型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

算定様式の追加

種別の補正後の脱硫効率を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。例えば、E様式を5枚使用する場合、「算定様式の追加」を4回繰り返します。
なお、様式を追加した場合、脱硫効率の算定方式 (イ～ハ式) 及び一般事項は追加前の内容が表示されます。変更があれば、訂正する必要があります。

算定様式の削除

E様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にはダブリ等により、不要なE様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されている算定様式が削除されます。
なお、「No」の表示は自動的に修正されます。

提出用CSV作成

機軸排出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないください。

事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel離型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

終了

現在開いているExcel離型ファイルを閉じます。

(7) b様式入力記載例
①SOx濃度測定の場合

脱課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

工機・事業場名
南台神製紙 秋田工場

管理番号
08300012

排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

平成xx年度汚染負荷量試験金

機軸を追加すると自動で表示されます。

①～④は、燃料より求める方法(様式)で算定できないなどの理由を記入して下さい。

① 測定する物質・番号 (単位) / 測定期間 (年 月 日)

② 測定対象物質の種類 (単位) / 測定期間 (年 月 日)

③ 測定対象物質の種類 (単位) / 測定期間 (年 月 日)

④ 測定対象物質の種類 (単位) / 測定期間 (年 月 日)

該当する理由を選択してください(複数選択可)。具体的な理由を半角120(または、全角60)文字以内で入力してください。

- 天然原料の脱硫
- 天然原料の脱硫、重量分の脱硫が困難
- 製品品質への脱硫効果の算定が困難
- 脱硫装置などの脱硫効果の算定が困難
- その他

上記の具体的な理由 ⑩黒液中の鉄量等の把握が正確にできない、⑪スメントに吸収される量を把握できない。

4. 算定式及び算定内容

項目	測定値又は計算値等	(1) 測定値又は計算値等	(2) 測定値又は計算値等	(3) 測定値又は計算値等
① 測定	SOx濃度	平成XX年X月X日	平成XX年X月X日	平成XX年X月X日
② 算定期間	排出ガス量	平成XX年X月X日	平成XX年X月X日	平成XX年X月X日
③ 算定期間中における	平均脱硫率	使用量	使用量	使用量
④ SOx	排出ガス量	12230 kg/h	12245 kg/h	13088 kg/h
⑤ SOx	排出ガス量	11618 kg/h	11618 kg/h	12535 kg/h
⑥ SOx	排出ガス量	180 kg	170 kg	190 kg
⑦ SOx	排出ガス量	156 kg	-	180 kg
⑧ SOx	排出ガス量	156 kg	-	180 kg
⑨ SOx	排出ガス量	6.5	6.7	6.8
⑩ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑪ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑫ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑬ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑭ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑮ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑯ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑰ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑱ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑲ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75
⑳ SOx	排出ガス量	6.25	6.25	6.75

入力チェック

前年度データ複写

算定様式の追加

算定様式の削除

印刷

提出用CSV作成

事業所保管用エクセル保存

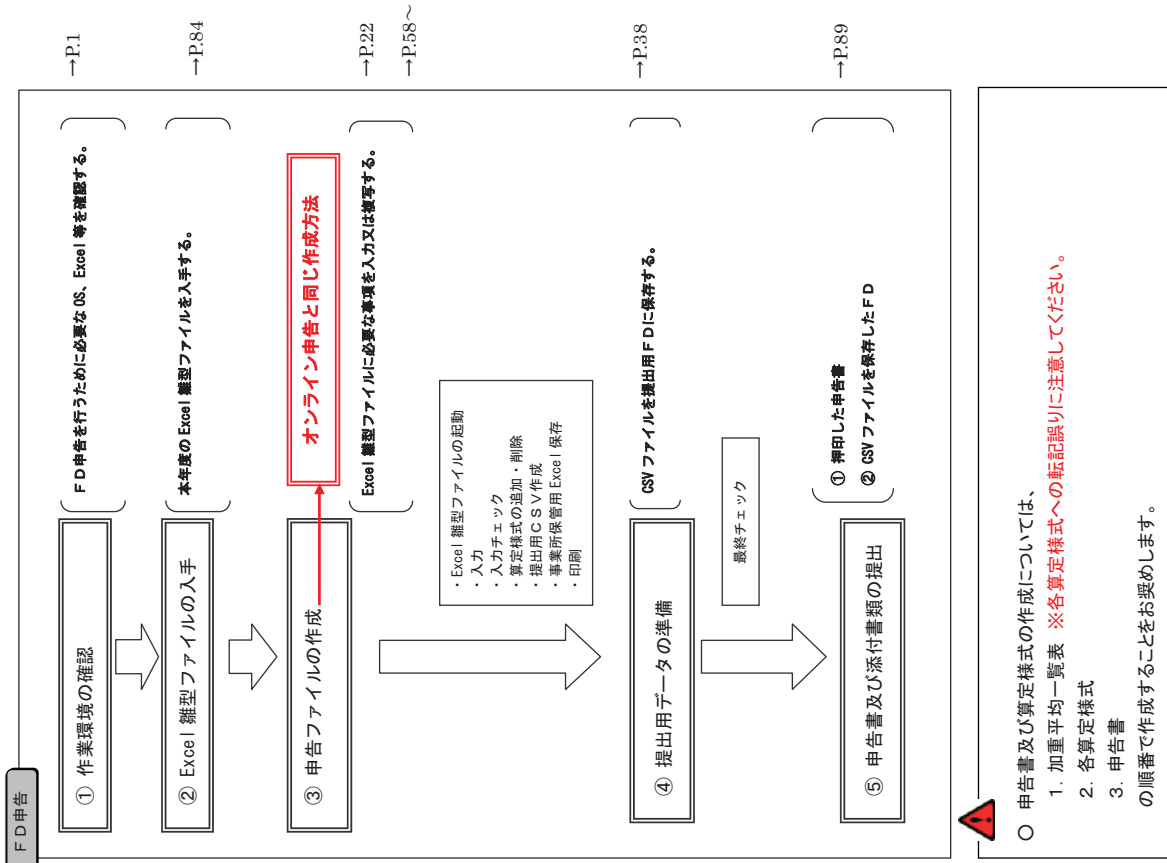
終了

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、「77体」メニューの「印刷」を実行しても、印刷処理はできません。

V. F D 申告

1. F D 申告の流れ

F D 申告は、以下の流れで作業を進めていきます。



2. F D 申告の手続き

(1) F D 申告様式 (Excel 雛型ファイル) の入手

Excel 雛型ファイルは、賦課金ホームページからダウンロードすることによって入手します。インターネットに接続しておらず、ダウンロードすることができない事業所の方は、商工会議所にて持参の F D 等にデータをコピーするか、又は、機構までご連絡ください。

① 汚染負荷量賦課金に関するホームページ

汚染負荷量賦課金の申告・納付の手続きに関する「賦課金ホームページ」を開示しています。
賦課金ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.erca.go.jp/fukakin/>

② Excel 雛型ファイルダウンロードの方法

このサイトでは、汚染負荷量賦課金の納付業務者となっている企業、事業者の努力を対
象に、申告・納付の手続きに関する情報を一環内しています。汚染負荷量賦課金申告の手
引等の冊子や印刷物を準備するためのツールとしてご利用下さい。

このバナーをクリックすると
Excel 雛型ファイルのダウン
ロード画面へジャンプしま
す。

このバナーをクリックすると
届出書ファイルのダウンロー
ド画面へジャンプします。

このバナーをクリックすると
「公害健康被害補償・予防の
手引」を参照又は、ダウンロ
ードする画面へジャンプしま
す。

このバナーをクリックすると
汚染負荷量賦課金の簡易計
算を行う画面を表示します。

このバナーをクリックすると
オンライン申告の手続きの
流れを表示します。

このページの先頭へ

〒712-8554 神奈川県横浜市南区大塚町1310番 ミューテ川崎センタービル4F
国立行政法人 環境再生保全機構 環境業務部
TEL:044-500-9500 FAX:044-500-9193
機密のご案内 | プライバシーポリシー | 著作権 | 免責事項 | お問い合わせ
Copyright ©2005 Environmental Restoration and Conservation Agency. All rights Reserved.

汚染負荷量賦課金の納付義務者の方を対象に、申告・納付の手続きに関する情報をご案内します。

独立行政法人 環境再生保全機構
総務部 環境課 環境課 環境課 環境課

Google | カスタム検索

本文 > 検索 > 文字の大きさ > 中 > 大

汚染負荷量賦課金申告のご案内

独立行政法人 環境再生保全機構
総務部 環境課 環境課 環境課 環境課

Google | カスタム検索

本文 > 検索 > 文字の大きさ > 中 > 大

制度の概要

用紙申告の手続

FD申告の手続

- FD申告の概要とメリット
- FD甲告マニュアル
- 使用上のトラブルについて
- FD甲告用様式及び届出関係書類
- FD甲告ダウンロード
- FD甲告・オンライン甲告マニュアルのダウンロード

オンライン申告の手続

汚染負荷量賦課金の納付

各種届出書

公害健康被害 補償・予防の手続き

Q&A

お問い合わせ

関係機関リンク集

FD申告 Excel型用紙ファイル

各種届出書様式

汚染負荷量賦課金番号

担当者

電話番号、又は電子メールアドレス

次へ進む

やり直し

次へ進む

やり直し

03309012

担当者 大伊木守

電話番号、又は電子メールアドレス 022-562-8181

次へ進む

やり直し

汚染負荷量賦課金番号等を所定の入力フォームに入力し、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

ここから雛型ファイルのダウンロード用ページに移動することができます。以下の入力フォームに入力し、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

「次へ進む」ボタンをクリックしてください。ダウンロード用ページに移動します。

必要な様式の Excel アイコンをクリックしてください。ダウンロードが開始されます。

汚染負荷量賦課金の納付義務者の方を対象に、申告・納付の手続きに関する情報をご案内します。

独立行政法人 環境再生保全機構
総務部 環境課 環境課 環境課 環境課

Google | カスタム検索

本文 > 検索 > 文字の大きさ > 小 > 中 > 大

汚染負荷量賦課金申告のご案内

独立行政法人 環境再生保全機構
総務部 環境課 環境課 環境課 環境課

Google | カスタム検索

本文 > 検索 > 文字の大きさ > 小 > 中 > 大

制度の概要

用紙申告の手続

FD申告の手続

- FD申告の概要とメリット
- FD甲告マニュアル
- 使用上のトラブルについて
- FD甲告用様式及び届出関係書類
- FD甲告ダウンロード
- FD甲告・オンライン甲告マニュアルのダウンロード

オンライン申告の手続

汚染負荷量賦課金の納付

次へ進む

やり直し

次へ進む

やり直し

03309012

担当者 大伊木守

電話番号、又は電子メールアドレス 022-562-8181

次へ進む

やり直し

平成XX年度汚染負荷量賦課金申告書

平成XX年度年間排出量の算定の過程を示す書類(A)

平成XX年度年間排出量の算定の過程を示す書類(B)

ダウンロード

Excel

Excel

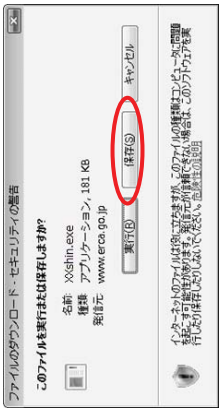
Excel

ダウンロードは1様式ずつ行なってください。

ファイルのダウンロードダイアログで、ファイルの処理方法を選択するときは、必ずハードディスクに保存するよう指定してください。

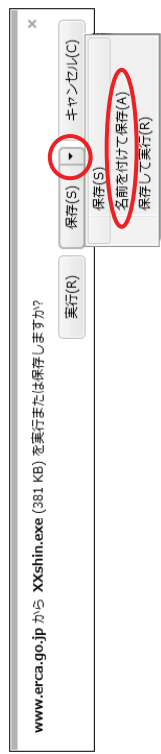
※ ダウンロードダイアログの表示例

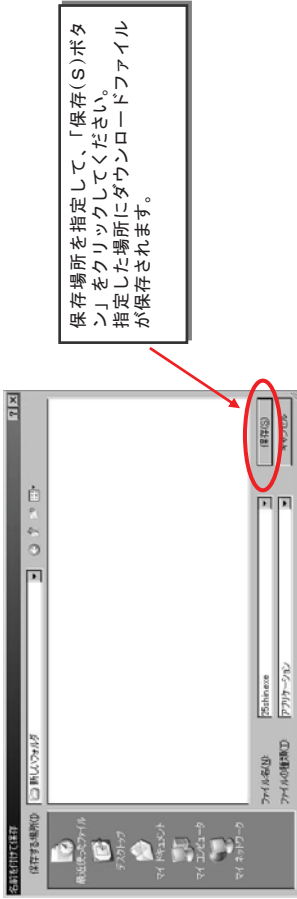
[Internet Explorer 7, 8, Windows Vista (SP2)]
「保存(S)」ボタンをクリック



[Internet Explorer 9, Windows 7 (SP1)]

「保存(S)」ボタンの右端にある小さな「▼」をクリックして、開いたメニューから「名前を付けて保存(A)」を選択





保存場所を指定して、「保存(S)ボタン」をクリックしてください。
指定した場所にダウンロードファイルが保存されます。

⚠️ ダウンロードする前に、あらかじめ保存するフォルダを作成しておくことをお奨めします。



ダウンロードしたexeファイルが保存されているフォルダを開き
解凍するexeファイルのアイコンをダブルクリックしてください。
解凍が実行されます。



自動的に解凍が終了し、「xlsj」の拡張子がついた Excel ファイル
が動きます。
解凍後のダウンロードファイル exe ファイルは不要となりますので
削除してください。

⚠️ 解凍先のパスが長い（フォルダ階層が深い）場合、解凍に失敗することがあります。
その場合、ドライブ直下などで解凍してください。
○ 解凍先に十分な空き容量がない場合、解凍に失敗することがあります。その場合、十分な容量を確保して再度行ってください。

(2) F D の規格等

- ① 提出する F D は、次の規格のものを使用してください。
 - ・ サイズ : 3.5 インチ (JIS X 6225、X 6224 又は X 6222)
 - ・ 記憶容量 (フォーマット済)
 - 2HD (1.44MB (JIS X 6225) 又は 1.2MB (JIS X 6224))
 - もしくは 2DD (720KB (JIS X 6222))
 - ・ 形式 : DOS フォーマット
- ② 提出に使用する F D は、事業所の負担となります。
- ③ F D が破損しないよう保護ケース等に入れて提出してください。
- ④ 1 事業所あたり必ず 1 枚の F D に申告データを保存してください。
- ⑤ 提出する F D には、商工会議所から送付する F D ラベルに必要事項を記入し、F D に貼付して提出してください。
- ⑥ F D に保存できない場合は、C D 1 枚にまとめて保存してください。
- ⑦ C D の場合はラベルをケースに貼付してください。

〔フロッピーディスク等に貼付するラベルの記載例〕

.....	提出年月日	平成 XX 年	5 月	10 日
1	汚染負荷量賦課金番号	03309012		
2	納付義務者及び対象工場・事業場の名称	青空工業㈱ 仙台工場		
3	保存データの内容	(1) 平成 XX 年度申告書		
4	添付書類	① A 様式 4 枚 ② B 様式 2 枚		
		③ C 様式 枚 ④ D 様式 枚		
		⑤ E 様式 枚 ⑥ b 様式 4 枚		
		⑦ 加重平均一覧表 0 枚		
		⑧ 特記事項 (①～⑦以外の添付ファイル等)		

※様式の枚数は、用紙ベースで
記入してください。
(ファイルの数ではありません)

(3) 申告書及び添付書類の提出

① 申告書

CSVファイルをFDに保存するとともに、同申告書を印刷し、社印及び代表者印又は代理人の印を押し印して必ず当該FDと一緒に提出してください。

② 添付書類

FD申告の対象となる様式は以下のとおりです。使用する添付書類の種類及び枚数は、工場・事業場ごとにそれぞれ異なります。

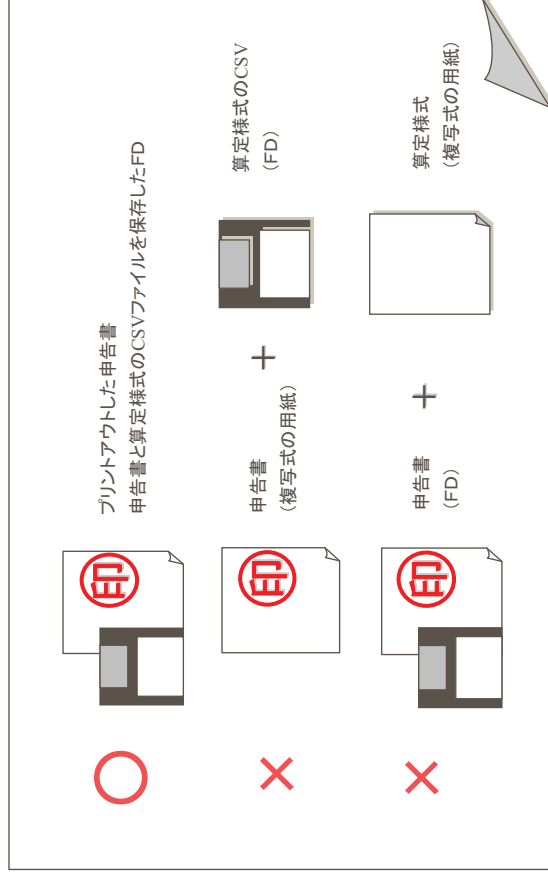
これらは印刷せず、CSVファイルのみを申告書データと同じFDに保存してください。

- 1) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (A様式)
- 2) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (B様式)
- 3) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (C様式)
- 4) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (D様式)
- 5) 補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E様式)
- 6) 排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)
- 7) 加重平均一覧表

ただし、E様式、b様式及び加重平均一覧表をFD申告用様式で作成することが困難な場合は、独自に作成した書類によって提出してください。

③ 提出にあたっての注意点

複写式の所定用紙と混在させて提出することはできません。



VI. その他

1. 届出早見表

(1) 申告等に関する諸届

① 名称等変更届出書

申告形態	提出方法	様式の入手方法	提出先
オンライン申告 用紙申告 FD申告	オンラインによる届出 注1)	オンライン申告サイトへ入力	機構へ送信
	用紙による届出	「申告の手引」からコピー 賦課金ホームページから様式ダウンロード	商工会議所又は機構 商工会議所又は機構

注1) 代表者で認証情報を取得している場合、合併・分割・譲渡等で法人格が変更になる場合は、「電子申告等届出書」を再提出して新しい認証情報を取得してください。

② 代理人選任・解任届出書

申告形態	提出方法	様式の入手方法	提出先
オンライン申告	用紙での届出 注2)	「オンライン申告・FD申告マニュアル」からコピー 賦課金ホームページから様式ダウンロード	機構 機構
	オンラインによる届出	できません	
用紙申告 FD申告	用紙による届出	「申告の手引き」からコピー 賦課金ホームページから様式ダウンロード	商工会議所又は機構 商工会議所又は機構
	オンラインによる届出	できません	

注2) 「電子申告等届出書」を提出してください。「電子申告等届出書」は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねますので、オンライン申告を行っている事業者で代理人を変更する場合は、「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

(2) オンライン申告に関する届出書

① 電子申告等届出書

提出方法	様式の入手方法	提出先
オンラインによる届出	できません	
用紙による届出	「オンライン申告・FD申告マニュアル」からコピー 賦課金ホームページから様式ダウンロード	機構 機構

② 識別コード送付先変更連絡票

提出方法	様式の入手方法	提出先
オンラインによる届出 注3)	オンライン申告サイトへ入力	機構へ送信
用紙による届出	「オンライン申告・FD申告マニュアル」からコピー 賦課金ホームページから様式ダウンロード	機構 機構

注3) オンライン申告サイトの「名称等変更届出書入力」メニューから入力・送信してください。

2. 間違いの多い事例／提出前チェックリスト

(1) オンライン申告用

以下の事例を確認後、提出前チェックリストで最終確認して提出してください。

間違いの多い事例

- ① 送信をしていない。
必ず送信記録で送信の確認をしてください。
- ② 算定様式ファイルの送信を忘れた。
速やかに機構までご連絡ください。送信した申告書ファイルを無効にしますので、再度申告書ファイルと算定様式ファイルを送信してください。
- ③ オンライン申告サイトにログインできない。
理由としては、次のものが考えられます。
 - ・アドレスの入力誤り。
 - ・オンライン申告サイトの、<https://>のS(エス)の入力漏れ。
 - ・前年度のパスワードを使用していた。
- ④ はがきが届いていない。又は紛失した。
速やかに補償業務課までご連絡ください。認証情報を再発行いたします。
- ⑤ 識別コード(認証用CD)を紛失した。
速やかに補償業務課までご連絡ください。識別コード(認証用CD)を再発行いたします。
- ⑥ 送信(アップロード)ができない。
理由としては、次のものが考えられます。
 - ・Excel離型ファイルを送信した。(必ずCSVファイルを指定して送信してください。)
 - ・申告書又は算定様式の賦課金番号が違っていた。

提出前チェックリスト

- 電子申告等を行う者が代理人の場合、申告書の代理人の欄に代理人名が入力されていますか？
- 送信するデータはCSVファイルです。Excel離型ファイルのまま送信していませんか？
- 申告のアップロードは「オンライン申告アップロード画面」(P40)からCSVファイルを送信します。「添付ファイルアップロード画面」(P44)からExcel離型ファイルを送信しようとしていませんか？
- 送信する算定様式を指定していますか？
- 送信するデータのCSVファイルの数は正しいですか？
- 送信記録で送信の確認をしましたか？

(2) FD申告用

以下の事例を確認後、提出前チェックリストで最終確認して提出してください。

間違いの多い事例

- ① FDにエクセルの状態で保存している。
必ず「提出用CSV作成」ボタンで作成したCSVファイルをFDに保存してください。
- ② FDに申告書又は算定様式が保存されていない。
提出の際は必ずFDに保存したCSVファイルの種類及びファイルの数を確認してください。
- ③ 用紙申告用の複写式の様式とFDを混在して申告している。
どちらか一方の申告方式を選択して提出してください。
- ④ 前年度の申告書又は算定様式を使用している。
Excel離型ファイルは、毎年更新していますので、必ず当年度にダウンロードしたExcel離型ファイルを使用してください。
- ⑤ FD申告であるのにFDが提出されていない。
- ⑥ 申告書又は算定様式の賦課金番号が間違っている。
- ⑦ 加重平均一覧表から算定様式への数値の転記誤りがある。
- ⑧ CSVファイルの名前を変更している。

提出前チェックリスト

- 提出するデータはCSVファイルです。Excel離型ファイルのまま保存していませんか？
- 提出するデータのCSVファイルの数は正しいですか？
- 印刷した紙の申告書に押印はされていますか？
- 複写式の所定用紙とFDが混在していませんか？
- 1枚のFDに複数の事業所のデータを保存していませんか？

3. FAQ

- (1) オンライン申告の事前登録
 - ① 「電子申告等届出書」に有効期限はあるか？
登録した「電子申告等を行う者」に変更がない限り有効です。
 - 1) 社長を登録した場合は、社長が交替しない限り有効です。
 - 2) 代理人として工場長を登録した場合は、工場長が交替しない限り有効です。注) 認証用CDは、「電子申告等を行う者」が変更しない限り継続して使用していただきますので大切に保管してください。
 - ② 認証情報の送付先である「識別コード送付先情報」欄に変更があった場合は、どのような手続きが必要か？
「識別コード送付先変更連絡票」によりご連絡ください。なお、この変更連絡票は、FAX、郵送、オンラインで提出して下さい。
 - ③ オンライン申告を代理人で行っている事業者で、代理人が変更になる場合、どのような手続きが必要か？
「電子申告等届出書」を提出してください。なお、同届出書は、「代理人選任・解任届出書」も兼ねていますので、改めて「代理人選任・解任届出書」の提出は必要ありません。
 - ④ オンラインで提出できる届出書は何か？
「名称変更届出書」と「識別コード送付先変更連絡票」です。どちらも認証情報の取得が必要です。
なお、「代理人選任・解任届出書」と「電子申告等届出書」は用紙での提出になり、必ず代表者の押印をお願いいたします。
 - ⑤ 認証情報を取得後、用紙申告またはFD申告に変更してもよいか？
認証情報を取得後であっても、用紙申告、FD申告に変更することは可能です。ただし、その際の提出先は、商工会議所になりますので、二重申告にならないようにご注意ください。
 - ⑥ オンライン申告の事業者で、代表者が変更になった場合は、どのような手続きが必要か？
「電子申告等を行う者」が代表者である場合は、「電子申告等届出書」を再度提出して新しい認証情報を取得してください。
「電子申告等を行う者」が代表者でない場合（代理人等の場合）は、特に手続きの必要はありません。
 - ⑦ 「電子申告等届出書」の納付義務者名称が変更になる場合は、どのような手続きが必要か？
「名称変更届出書」を提出してください。なお、「電子申告等を行う者」が変更になる場合は、「電子申告等届出書」を再提出してください。
- (2) オンライン申告サイトへのログイン
 - ① 変更したパスワードを忘れた場合は、どうすればよいか？
補償業務課へご連絡ください。変更したパスワードを無効化しますので、再度、仮パスワードでログインしていただき新パスワードを設定してください。
 - ② 識別コード（認証用CD）を紛失した場合は、どうすればよいか？
補償業務課へご連絡ください。識別コード（認証用CD）を再発行いたします。
 - ③ オンライン申告サイトにログインできない場合は、どうすればよいか？
次のような原因が考えられます。
 - 1) アドレスの入力誤り。
 - 2) オンライン申告サイトの、[https://s\(エス\)の入力欄れ](https://s(エス)の入力欄れ)。
 - 3) 前年度のパスワードを使用していた。

- ④ 認証情報の届がない、または紛失した場合は、どうすればよいか？
補償業務課へご連絡ください。認証情報を再発行いたします。
はがきの送付先に変更があった場合は、「識別コード送付先変更連絡票」によりご連絡願います。
 - ⑤ オンライン申告サイトにアクセスすると時間外通知画面が表示される場合は、どうすればよいか？
ブラウザのインターネット一時ファイルをクリックしてください。（手順P.10）
- (3) Excel 雛型ファイル
 - ① ダウンロードしたファイルが解凍できない。または開かない。
ダウンロード中にファイルが破損した可能性があります。再度、Excel 雛型ファイルをダウンロードしていただく。
 - ② エクセルのマクロ表示が出ない場合はどうすればよいか。
セキュリティレベルを変更してください。（手順P.23）
 - ③ CSVファイルをFDに保存する時は、保存する順番はあるのか。
保存する順番はありません。なお、保存したCSVファイルの名称は変更しないでください。
 - ④ 算定様式を複数枚作成する時は、必要枚数分ダウンロードするか。
算定様式が複数枚必要なときは、「算定様式の追加」ボタンで必要枚数を追加してください。
注) C様式については、1施設については1様式に入力します。複数の施設分を算定する場合は、入力されていないC様式のExcelファイルが必要な施設分だけコピーしてから作成してください。
 - ⑤ ダウンロードした後、Excel ファイルを開こうとすると強制終了してしまう。
また、入力後、入力チェック完了となっているにもかかわらず、強制終了されてしまう。
次のような原因が考えられます。
 - 1) 事業所内でのセキュリティの問題から、マクロファイルを使用できない環境になっているにも関わらず、無理に使用した場合、強制終了されることがあります。事業所内のシステム管理者にご相談ください。
 - 2) ネットワークの環境、PCとプリンターの接続などシステム環境によって、印刷ができなかったり、強制終了されたりするケースがまれに発生します。システム管理者にご相談ください。
 - 3) ファイルのブックやシートに保護をかけていますが、入力できないセルに無理に入力したり、ファイル名を変更した場合に強制終了される場合があります。このようなファイルの変更は行わないでください。
 - 4) 事業所内のインターネット接続環境で、混雑してダウンロードに時間がかかったりした場合、ダウンロードしたファイルの一部が損傷している場合があります。このようなファイルを使用した場合、強制終了される場合があります。もう一度ダウンロードし直して見てください。
 - ⑥ 算定様式で使用量なしの月を0で入力した場合、エラー表示となる。
0の場合はブランクとしてください。（全様式共通）
 - ⑦ 「様式の追加」の実行時に、「メモリ不足」のメッセージが表示される。
Excel 雛型ファイルをFD上で実行しているケースが考えられます。Excel 雛型ファイルをデスクトップやマイドキュメントなどのハードディスク上にコピーして実行してみてください。
 - ⑧ 届出書の様式は、どのように入手すればよいか？
 - 1) 賦課金ホームページにExcel 雛型ファイルを用意しておりますのでダウンロードしてご利用ください。
 - 2) 「申告の手引」、「オンライン申告・FD申告マニュアル」に届出様式を添付してありますのでコピーしてお使いください。

(4) オンライン申告

① 送信できない場合は、どうすればよいか？

次のような原因が考えられます。

- 1) Excel 雛型ファイルを指定して送信している
- 2) 申告書または算定様式の賦課金番号が間違っている

② 算定様式の送信を忘れた場合、または送信した内容が違っていた場合は、どうすればよいか？

補償業務部業務課へご連絡ください。送信したデータを無効にしますので、再度、正しい申告データを送信してください。

(5) F D 申告

① インターネットが接続されていない事業者は、どのようにExcel 雛型ファイルを手入れすればよいか。

商工会議所で持参のFD等にデータをコピーするか、補償業務部業務課までご連絡ください。

② 申告書は複写式の用紙で、算定様式はFDに保存して提出してもよいか。

紙の申告書と、算定様式をFDに保存して提出することはできません。

申告に関しては、用紙申告、FD申告、オンライン申告による3つの方式から選択することができますが、これらを混在して申告することはできません。

用紙申告：機構所定の複写式の用紙を使用して提出

FD申告：押印した申告書とCSVファイルを保存したFDを提出

オンライン申告：「電子申告等を行う者」を事前に登録し、CSVファイルをインターネット経由で送信

4. 翌年度 Excel 雛型ファイルのダウンロードについて

電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、翌年度 Excel 雛型ファイルの算定様式（A～D様式）、排出ガス測定の結果を示す書類（b 様式）、及び加重平均一覧表が11月1日以降、早期ダウンロードできます。

(1) オンライン申告サイトへのログイン

認証情報の準備、オンライン申告システムサイトへのログインについては「II. オンライン申告」P.4を参照してください。

(2) 送付書類選択画面の翌年度算定過程様式のダウンロードを選択

送付する書類を選択してください。

- 別の年度算定過程様式(前年度(平成00年度))
- 名称変更案内書
- 平成YY年度算定過程様式(ダウンロード)
- 排出ガス

「平成YY年度算定過程様式のダウンロード」メニューをクリックしてください。

(3) 必要な様式を入手

平成YY年度算定過程様式のダウンロード

平成YY年度算定過程様式A様式(Excel)	ダウンロード
平成YY年度算定過程様式B様式(Excel)	ダウンロード
平成YY年度算定過程様式C様式(Excel)	ダウンロード
平成YY年度算定過程様式D様式(Excel)	ダウンロード
排出ガス測定結果の算定過程様式(Excel)	ダウンロード
加重平均一覧表	ダウンロード

必要なExcel雛型ファイルを
クリックし、ダウンロード
してください。

○ 申告書のExcel雛型ファイルのダウンロードにつきましては、賦課料率を反映した4月1日以降となります。

VII. 事前登録手続きに必要な書類

- 「識別コード送付先変更連絡票」雛型
- 「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」記載例
- 「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」雛型

識別コード送付先変更連絡票

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

次のとおり変更があったので、連絡します。

賦課金番号		変更前		変更後	
項目					
郵便番号	〒				
所在地					
法人名					
事業場名					
担当部課					
担当者名					
電話番号					

識別コード送付先情報

*記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。

*変更内容が法人名の場合は、補償業務部業務課(044-520-9545)まで連絡してください。

*変更連絡票は FAX(044-520-2133)、郵送又はオンラインでご提出ください。

「電子申告等届出書」記載例

電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

（識別コード付与請求書）

賦課金番号 0 3 5 0 8 0 4 3	納付義務者名称 青空工業 株式会社	対象工場・事業場名称 仙台工場
対象工場・事業場所在地 宮城県仙台市青葉区青葉1丁目2番3号	工場長	電子申告等を行う者が代理人の場合、役職名を記入
電子申告等を行う者 氏名 大森 一夫	※施設等設置者との関係	申告書には届出者氏名を記入してください
住所 宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3	※選任日 平成 XX年 4月 1日	
※被解任者氏名	※解任日	電子申告等を行う者の現住所または勤務地の所在地を記入
平成 XX年 4月 1日		届出書の提出日を記入
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第20条及び)第22条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 青空工業 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 代表取締役社長 青空 一樹 代表者の印を捺印		
独立行政法人環境再生保全機構理事 殿 届出者		
郵便番号 9 8 1 0 1 1 6	電話番号 022 - 277 - 1122	
所在地 宮城県仙台市青葉区青葉1丁目2番3号		
法人名 青空工業 株式会社		
事業場名 仙台工場		認証情報の送付先になります 必ず記入してください
担当部課 環境安全課		
担当者名 大伊 守		

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、代理人を選任（解任）する場合のみ記入してください。

電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

（識別コード付与請求書）

賦課金番号									
納付義務者名称		対象工場・事業場名称							
対象工場・事業場所在地									
電子申告等を行う者 氏名		※施設等設置者との関係							
(代表者または代理人)									
住所		※選任日							
平成 年 月 日									
※被解任者氏名		※解任日							
平成 年 月 日									
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第20条及び)第22条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 届出者 独立行政法人環境再生保全機構理事 殿									
郵便番号									
電話番号									
所在地									
法人名									
事業場名									
担当部課									
担当者名									

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、代理人を選任（解任）する場合のみ記入してください。

独立行政法人環境再生保全機構

URL ① <http://www.erca.go.jp/fukakin/> (汚染負荷量賦課金申告に関する情報)
 ② <http://www.erca.go.jp/> (機構業務案内等に関する情報)

■ 本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
 ミューザ川崎セントラルタワー8F

FAX 044-520-2133

Eメール h-gyoumu@erca.go.jp

- ① 申告手続等に関する一般事項の照会
 TEL 044-520-9544 補償業務部業務課
- ② **オンライン申告・F・D申告に関する事項の照会**
 TEL 044-520-9545 補償業務部業務課
 フリーダイヤル 0120-135-304
- ③ 申告等賦課金算定に関する事項の照会
 TEL 044-520-9547 補償業務部調査管理課
- ④ 汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会
 TEL 044-520-9553 補償業務部業務課

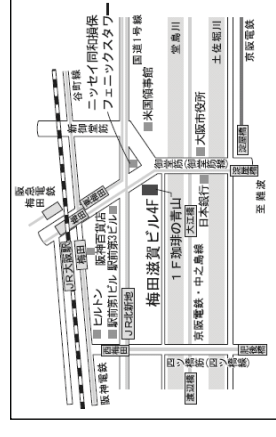
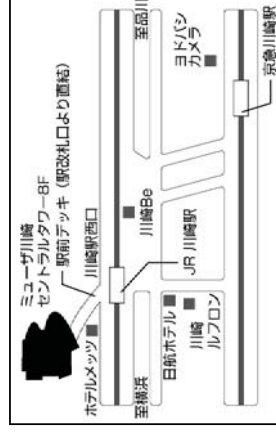
- 大阪支部 (平成25年6月28日(金)廃止予定)
 〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地1-1-49

梅田滋賀ビル4F

TEL 06-6342-0780

FAX 06-6342-0260

Eメール osaka@erca.go.jp



このマニュアルについてわからないことがありましたら、独立行政法人環境再生保全機構にお問い合わせください。

目 次

I	はじめに	
1.	経緯	1
2.	個人情報及び法人情報等の保持について	1
3.	連絡及び問い合わせ体制	1
4.	平成25年度の留意点	2
5.	徴収業務の流れ	3
II	機構から提供する資料等	
1.	機構から提供する資料	4
2.	委託業務関連オンラインシステムからダウンロードするもの	4
3.	委託業務関連オンラインシステムの流れ	5
4.	申告形態の流れ（用紙申告、FD申告、オンライン申告）	5
III	徴収業務の内容について	
1.	申告関係書類の送付	6
2.	円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応	8
3.	適切な申告書提出の促進	11
4.	申告書等の受理及び点検	12
5.	申告状況の確認・連絡	15
6.	未申告事業所に対する指導	15
7.	事業所の申告の記録	16
8.	申告書等の機構への送付	16
9.	徴収実施期間後の事業所からの相談	18
10.	帳簿等の保存	18
IV	点検要領・記載例	
1.	汚染負荷量賦課金申告書点検要領	19
2.	現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧）記載例	20
3.	各地商工会議所別委託事業実績書記載例	21～23
4.	業務実施台帳記載例	24
5.	商工会議所一覧	25

徴収業務の実施について

(平成25年度用)

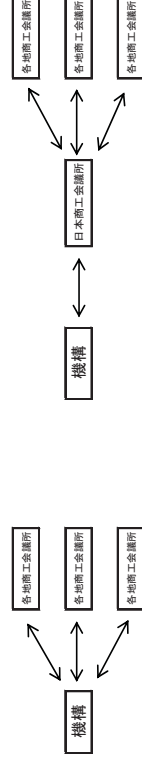
独立行政法人環境再生保全機構

日本商工会議所

I はじめに

1. 経緯

公害健康被害補償業務の徴収業務については、平成20年度まで独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）と各地商工会議所がそれぞれ個別に委託契約を交わしていましたが、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）及び公害健康被害補償業務の徴収業務における民間競争入札実施要項に基づく入札を行った結果、平成21年度から平成25年度まで、機構は日本商工会議所と委託契約を締結し、日本商工会議所は各地商工会議所と再委託という形で契約することになりました。



平成20年度まで

平成21年3月より

2. 個人情報及び法人情報等の保持について

再委託事業者である各地商工会議所の役員、その他委託徴収業務に従事する者又は従事していた者は、委託徴収業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはけません。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用があります。

なお、徴収業務従事者の変更については、速やかに日本商工会議所に連絡してください（3月下旬に、日本商工会議所より平成25年度徴収業務従事者の確認及び変更の連絡様式のご連絡を行いますので、同連絡に基づきご対応ください）。

3. 連絡及び問い合わせ体制

各地商工会議所からの連絡及び問い合わせについては、原則として日本商工会議所が受け付けます。ただし、急を要する場合や特定の事業者の個別の事情に関する相談については、直接機構へ連絡することも可能です。

その場合は後日、連絡、問い合わせの内容及び機構からの回答について、日本商工会議所に連絡してください。

(1) ご連絡方法

日本商工会議所 (sangvo2@jcci.or.jp) 宛に電子メールにてご連絡ください。

(2) 連絡頻度

連絡、質問の都度ご連絡いただくか、複数回の連絡、質問内容をまとめてご連絡いただくか、各地商工会議所にて都合のよい方法をお選びください。

(3) ご連絡いただく内容

「商工会議所名」「連絡、質問の内容」「機構からの回答」の3点

(4) 記載方法

(3) の内容は、メール本文に直接ご記入いただくか、複数回分を添付ファイルにまとめたものをご送付ください。

4. 留意事項

平成25年度の本業務の実施にあたり、以下の点にご留意ください。

(1) 事業所への汚染負荷量賦課金申告関係書類の送付

前年度に引き続き、機構では紙資源の保護及び環境への配慮という観点から、汚染負荷量賦課金申告関係書類（以下、「申告関係書類」という。）のうち、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）については、【前年度に用紙申告した事業所が使用した枚数＋予備見込分】しか印刷しておりません。なお、平成25年度よりF D貼付用ラベルについても、【前年度にF D申告した事業所数＋予備見込分】しか印刷しておりません。

よって、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）を管轄の事業所へ送付する場合は、必ず納付義務予定者名簿を確認し、【前年度に用紙申告を行った事業所が使用した枚数（＋予備見込分）】を送付するようにしてください。

また、F D貼付用ラベルについては、【前年度にF D申告した事業所】にのみ送付してください。

納付義務予定者名簿を確認せず、一律に全事業所へ一定枚数を送付してしまうと必ず不足することになりますので、くれぐれもご注意ください。（P.6～7 参照）

(2) 大阪支部廃止に伴う対応

平成25年6月28日（金）に機構の大阪支部は廃止することとなりました。京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商工会議所については、これまでどおり、大阪支部へ申告関係書類を送付していただきますが、平成25年6月29日以降は、機構本部にお送りください。（P.17 参照）

(3) クリアフォルダについて

平成25年度より、【前年度にF D申告、用紙申告した事業所数＋予備見込分】を配布いたします。F D収納スペースのついていないクリアフォルダも一部配布いたしますが、F D申告については、必ずF D収納スペースにF Dを入れるようにしてください。

5. 徴収業務の流れ

実施時期	機 構	日本商工会議所	各地商工会議所	納付義務者
2月以降		・徴収業務従事者からのヒアリング等（～3月） ・委託徴収業務実施計画書の提出 ・申告・納付説明会の開催等		
3月1日	・徴収実施期間開始			
3月上旬	・担当者研修会開催（3月7日）	・担当者研修会の出席調整	・担当者研修会出席 ・納付義務予定者名簿、委託業務関連74体のチラシダウンロード開始	
3月15日				
3月下旬	・申告関係書類の送付	・申告関係書類の送付（納付義務予定者名簿ダウンロード） ・平成25年度徴収業務従事者の履歴および変更の連絡様式の連絡	・申告関係書類の受理 （納付義務予定者名簿ダウンロード） （委託業務関連74体のチラシダウンロード）	
4月上旬			・申告関係書類の送付（申告・納付説明会開催通知同時） ・申告・納付説明会開催（P.8） ・相談窓口の開設（P.8）	・申告関係書類の受理 ・申告・納付説明会出席 ・明会出席
4月第1～3週				
4月4日		・申告書の受理（チラシ申告） ・連絡調整 ・進捗管理等	・相談窓口の開設（P.8） ・受付窓口の開設（P.12） ・申告書の受理及び点検（P.12～15） （チラシ申告の状況確認） ・納付義務者の申告の点検（P.16）	・申告書の作成及び提出
～ 6月14日				
※申告納付期限 5月15日				
5月15日以前		・申告状況の報告を依頼（のりこ）	・申告書提出の依頼（P.11）	
5月15日以後		・申告状況の報告（P.15）	・申告状況の確認・報告（P.15）	
5月16日～6月14日	・未申告事業所に対する措置	・未申告事業所に対する措置（P.15）	・未申告事業所に対する措置（P.15）	
5月25日頃	・申告書の受理（印刷申告、FD申告）	・申告書の受理（印刷申告、FD申告）	・申告書等の集積への送付（P.16～17）	
6月14日	・徴収実施期間終了			
6月28日	・大阪支部廃止			
6月30日		・委託事業委託書の集積への送付	・各地商工会議所別委託事業実施書・業務実施台帳の集積への送付（チラシで送届）（P.17）	
7月以降	・機納引換え	・納付義務者からの相談（P.18）	・納付義務者からの相談（P.18）	・期後の相談等
8月下旬～	・業務委託費の確定	・事務取扱事業所決定通知の送付	・事務取扱事業所決定通知の確認 ・業務委託費請求書	
～10月	・業務委託費の支払	・業務委託費の支払	・業務委託費請求書	

II 機構から提供する資料等

1. 機構から提供する資料

- (1) 徴収業務の実施について
- (2) 申告・納付指導要領
- (3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル
- (4) 汚染負荷量賦課金申告・納付の手引
- (5) オンライン申告・FD申告マニュアル
- (6) 公害健康被害補償・予防の手引*

* 公害健康被害補償制度を正しく理解していただくために、質疑応答形式でわかりやすくまとめたもので、数値資料及び用語解説も掲載しています。
機構ホームページの「汚染負荷量賦課金申告のご案内」ページ（以下、「賦課金ホームページ」という。）で閲覧するか又はダウンロードしてください。
→ http://www.erca.go.jp/fukakin/y_tebiki/index.html

2. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードするもの

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.1～14、16～26) 参照

- (1) 納付義務予定者名簿（賦課金番号順）
 - ① 帳票形式
 - 帳票形式のExcelファイルです。
 - ② リスト形式

宛名ラベル作成の二次加工が可能となるよう、1行につき1事業所を記載したリスト形式のExcelファイルです。

(2) FD申告用様式及び各種届出関係様式の雛型ファイル

FD申告を希望する事業所が、インターネットに接続できないために賦課金ホームページから雛型ファイルを手でできない場合は、各地商工会議所において雛型ファイルをコピーして当該事業所へ提供してください。

なお、保存容量の関係で、申告書雛型ファイルと算定様式（7種類）すべての雛型ファイルを一枚のFDに保存することはできませんので、CD等を持っていただくよう、当該事業所へご連絡ください。

(3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル
ダウンロードの方法や委託業務関連ファイルシステム等の操作手順を解説したマニュアルです。（上記1（3）と同じものです）

(4) 委託業務関連ファイルシステム

機構に提出する「申告書送付表」、「各地商工会議所別委託事業実施書」、「業務実施台帳」の作成や、納付義務者の申告状況の管理を行います。

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ウ	年間排出量の算定の過程を示す書類 (A～Dの各様式)			「前年度に用紙申告した事業所」の使用実績枚数(十予備分)を送付する。前年度FD又はオンライン申告の事業所へは送付しないこと。
エ	補正後の脱硫効率の算定の結果を示す書類 (E様式)	▲	※ 備考欄参照	委託業務関連オンラインシステムより納付義務予定者名簿(帳票形式)を確認し、前年度に用紙申告している事業所の「様式枚数」欄の枚数(十予備分)を送付してください。
オ	排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)			
カ	平成25年度汚染負荷量賦課金申告の手引	○	1	
キ	FD申告・オンライン申告マニュアル	○	1	
ク	平成25年度汚染負荷量賦課金の申告・納付のお願いについて	○	1	
ケ	平成25年度汚染負荷量賦課金の賦課料率について	○	1	パワーポイント画面を印刷した資料
コ	公害健康被害補償制度の概要	○	1	パワーポイント画面を印刷した資料
サ	平成25年度汚染負荷量賦課金申告・納付について	○	1	資料
シ	FD貼付用ラベル	▲	1 ※ 備考欄参照	「前年度にFD申告した事業所」にのみ送付する。前年度用紙又はオンライン申告の事業所へは送付しないこと。 委託業務関連オンラインシステムより納付義務予定者名簿(帳票形式)を確認し、前年度にFD申告している事業所に送付してください。
ス	申告・納付指導要領	×	—	公害健康被害補償業務担当者会議資料として配布(済)。
セ	委託業務関連オンラインシステムマニュアル	×	—	公害健康被害補償業務担当者会議資料として配布(済)。
ソ	オンライン申告のお願いについて	○	1	すでにオンラインで申告している事業所も含め、全事業所へ配布してください。
タ	クリアフォルダ	×	—	各地商工会議所から機轉へ申告書を送出する際に使用する。残部は機轉へ返還してください。

注1) 上記ウ～オ、シの配布にあたっては、備考欄の記載事項にご留意ください。全事業所に対して一律に一定枚数を送付してしまい、必ず不足が生じてしまいます。前年度と異なる申告方法で申告があった場合は、予備分から各書類を配布してください。

注2) すべて予備分を含めて送付しておりますが、書類が不足した場合は機轉へご連絡ください。

② 申告・納付説明会場で配布する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
チ	平成25年度申告・納付に関するアンケート	▲	1	申告納付説明会出席者へのみ配布すること。(欠席者には配布不要)

注) 上記チについては、説明会終了後に回収のうえ、後日、機轉へ郵送してください。

③ 各地商工会議所が作成する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ツ	平成25年度申告・納付のお知らせ	○	1	番号テと同一資料にして作成しても可。
テ	申告・納付説明会の案内状	○	1	番号ツと同一資料にして作成しても可。

注) 上記ツについては、申告・納付時期到来のお知らせや、FD申告における離型ファイルの入手方法(下記記載例を参照)等について記載してください。

(記載例)：FD申告の離型ファイルについては、機轉のホームページからダウンロードするか、あるいは商工会議所にCD等を持参していただければコピーして配布いたします。

2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

(1) 申告・納付説明会の開催

制度への理解・協力を得るため、事業所に対して申告・納付説明会を開催してください。

① 説明会当日は、会場設営、受付、式次第の作成、司会進行等を適切に行ってください。

② 申告関係書類等は、説明会開催前に事業所に届くように発送してください。

ただし、説明会開催日が4月上旬で申告関係書類等を事前に発送する余裕がない場合は、説明会当日に会場で申告関係書類等を配布し、欠席した事業所には速やかに送付してください。

(2) 相談窓口

徴収実施期間(3月1日から6月14日までの間)中は、相談窓口を開設し、事業所からの申告・納付に関する問い合わせや相談に対して適切な指導を行ってください。

申告・納付期限(5月15日)間近になると、各事業所からの問い合わせが多くなるので、その対応には万全を期し、適切に対処してください。

(3) 指導のポイント

事業所への指導に当たっては、以下の資料を参照してください。

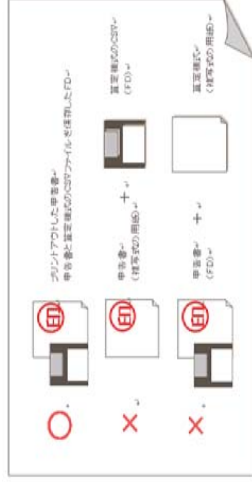
- ・「申告・納付指導要領」
 - ・「汚染負荷量賦課金申告の手引」
 - ・「オンライン申告・FD申告マニュアル」
 - ・「賦課金ホームページ(http://www.erca.go.jp/fukakin)」
- 「公害健康被害補償・予防の手引」(賦課金ホームページで閲覧又はダウンロードする。)

- ① 申告方式（用紙申告、FD申告、オンライン申告）の確認
次の申告方式から1つを選択して申告しているか確認してください。また、3つの申告方式を混在して提出している場合は、1つの方式にまとめて提出するように指導してください。

＜申告方式＞

- ア 用紙申告
所定の複写式の用紙を使って申告書と各算定様式を作成し、申告書に押印のうえ提出されます。
- イ FD申告
賦課金ホームページから、申告書と各算定様式の雛型ファイルをダウンロードし、同ファイルに入力して申告データを作成し、申告書のみを印刷（各算定様式は印刷不要）して押印のうえ、申告書と算定様式のデータ（CSVファイル形式）を保存したFDと一緒に提出されます。

OFD申告の提出内容



- ウ オンライン申告
最初に事前登録を行い、オンライン申告サイトにログインするための認証情報を入力します。認証情報を使用して同サイトにログインして、申告書と各算定様式の雛型ファイルを入力し、申告データ（CSVファイル）を作成のうえ、同サイトから機構にデータが送信されます。
- ② 用紙申告（複写式の紙での申告）の指導事項
ア 用紙申告書中の所在地・名称及びこれらのフリガナ、郵便番号、電話番号及び業種名はすでにプリントしてあります。内容に変更がある場合は、二重線で抹消して当該欄余白に変更後のものを記入します。また、届出が必要な場合は、「名称等変更届出書」を提出させてください。
- イ 資本金、最大排出ガス量等については、記入漏れが非常に多いので、記入漏れのないように指導してください。

- ③ FD申告の指導事項
ア 賦課金ホームページからFD申告用雛型ファイルをダウンロードして作成するよう指導してください。

なお、事業所がインターネットに接続しておらず、FD申告用雛型ファイルをダウンロードできない場合は、相談窓口でFD申告用雛型ファイルを複写する等の便宜を図ってください。

イ FD申告用雛型ファイルに必要事項を入力する際は、Excelシート上の黄色のセルに必要事項を入力するよう指導してください。

また、「前年度データ複写」の機能を使って申告書を作成する際、複写されるデータである住所、名称等が前年度から変更されている場合は、変更後のデータを入力するとともに、「名称等変更届出書」を提出させてください。

ウ 申告書は、FDにCSVファイルで保存するとともに、入力済の申告書を印刷し、代表者印等を押印のうえ、当該FDと併せて提出させてください。

エ 各算定様式は、FDにCSVファイルを保存して提出させてください。なお、印刷して提出する必要はありません。

また、作成されるCSVファイルの数は様式毎に異なりますので注意し、作成されるCSVファイルはすべてFDに保存して提出させてください。

オ 「補正後の脱炭効率の算定の過程を示す書類(B様式)」、「排出ガス測定の結果を示す書類(b様式)」及び「加重平均一覧表」は、FDにCSVファイルを保存して提出させてください。

なお、FD申告用雛型ファイルを使って算定が困難な場合には、独自に作成した書類を印刷して提出させてください。

カ 必ず1事業所1枚のFDに、作成したCSVファイルを保存して提出させてください。**1枚のFDに保存しきれない場合は、CD1枚にまとめて保存し、提出するよう**に指導してください。

また、提出に当たっては、FDに提出年月日等の事項を記載したラベルを貼付して提出するよう指導してください（CDの場合はケースに貼付）。

- ④ オンライン申告の指導事項

ア オンライン申告を行う場合は、予め「電子申告等届出書」によって事前登録を行い、オンライン申告サイトへログインするための認証情報（ID、仮パスワード及び認証用CD）を入力するよう指導してください。

なお、認証用CDは「電子申告等を行う者」が変更しない限り継続して使用するので、大切に保管するよう指導してください。

イ オンライン申告サイトから、雛型ファイルをダウンロードして申告書を作成する方法は、FD申告の場合と同様です。

作成した提出用データ（CSVファイル）は、オンライン申告サイトからデータ送信します。

⑤ 各種届出書についての指導事項

ア 各種届出書の様式は、賦課金ホームページに掲載しているので、ダウンロードして使えます。ダウンロードした各種届出書の様式は、申告方式にかかわらず、すべての方が利用することができます。

イ 印刷した届出書には、必ず事業所の代表者印等を押印のうえ提出するよう、指導してください。(FDへ保存して提出することはできません。)

ウ 事業所より、工場等の全面廃止や移転の連絡があった場合は、

- ・「名称等変更届出書」
 - ・「ばい煙発生施設使用廃止届出書(写)」
(＝大気汚染防止法に基づき都道府県知事等に提出するもののコピー)
- を機構に提出するよう指導してください。

特に、事業所を閉鎖した場合、「名称等変更届出書」の送付先欄に以後の申告関係書類等の送付先(原則として本社となります)を記入するよう指導してください。

エ 代表者又は代理人に変更があった場合の各種届出書の提出の指導については下表を参照してください。

変更する者	申告形態	届出方法
代表者	用紙申告	届出の必要はありません。
	FD申告	申告書には、変更後の代表者を記載して申告してください。
	ワケウ申告	変更する代表者が、「電子申告等を行う者」として登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。
代理人	用紙申告	「代理人選任・解任届出書」を提出してください。
	FD申告	変更する代理人が、「電子申告等を行う者」で登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。
	ワケウ申告	

3. 適切な申告書提出の誘導

申告・納付期限(5月15日)までの間、注意喚起を促すために、電話、ハガキ、面談等の方法により、申告書の提出を誘導してください。

(参考)

昭和63年3月1日から公害健康被害補償法の改正法が施行され、改正後の納付義務者は、昭和62年4月1日現在で一定規模以上のばい煙発生施設を設置している者に固定された。そのため、昭和62年4月1日以降、移転、閉鎖等によって、ばい煙発生施設をすべて廃止した事業所であっても、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務がある。

4. 申告書等の受理及び点検

(1) 受付窓口

申告書等の逸失及び情報漏えいを防ぐため、受付窓口を開設し、事業所からの申告書等を適正に受理するようにしてください。

(2) 申告書への受理印の押印

用紙申告、FD申告により申告書の提出があったときは、申告書上部余白に必ず商工会議所による受理印の押印を行ってください。

用紙申告の申告書は4枚複写となっておりますが、1枚目の「機構用」、3枚目の「商工会議所用」に受理印を押印してください。4枚目の「事業者用」については、本来、商工会議所への提出は不要なものです。提出があった場合は受理印を押印のうえ、当該事業所へ確実な方法で返却するようにしてください。

申告書に添付して提出される書類のうち、各算定様式(A～E、b様式)については受理印は不要ですが、各種届出書(「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」)については、提出があった場合は受理印を押印してください。

なお、6月14日までに事業所から受け取り、商工会議所で受理印を押印した申告書が委託費の支払対象件数となります。

(3) 用紙申告の受理及び点検

① 申告書の点検

4枚複写のうち「商工会議所用」を控えとして保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.50～56) 参照

申告書については、日本商工会議所が作成する点検マニュアルに基づき、点検をさせていただきますが、特に、汚染負荷量賦課金の算定内容箇所(※)については次のとおり対応してください。

(※) 汚染負荷量賦課金の算定内容箇所とは、 申告書中の
⑤ 「汚染負荷量賦課金賦課金の計算」欄
⑥ 「延納の申請」欄
⑦ 「汚染負荷量賦課金の別納付額内訳」欄

を指します。

上記の算定内容箇所について、記載漏れや記載誤り等があった場合は、各地商工会議所担当者は、事業所に対して訂正印による修正等は求めず、記載漏れや記載誤り等のあった箇所への付箋貼付やメモ書き等により、機構へ当該箇所を正確に伝えてください。

また、事業所に対しては、必要に応じて、「後日、機構による最終確認後に算定

金額等について修正のお願い等の連絡が入る場合もありますので、ご了承ください。
い。」と指導してください。

なお、算定内容箇所以外については、記載漏れは事業所に記載させ、記載誤りは申告書作成担当者の訂正印を押印して修正させるよう、指導してください。

(P.19「汚染負荷量賦課金申告書点検要領」を参照。)

申告書が提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書と差し替えてもらうようにしてください。申告書を差し替えた場合は、元の申告書は事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

② 添付書類の点検

ア 年間排出量の算定の過程を示す書類 (各算定様式)

イ 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を要する場合は、「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を相互に関連つけた一覧表」(加重平均一覧表)

ウ 密度及び硫黄分に自社分析値を用いた場合、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記した一覧表

エ A、C又はD様式を使用し、脱硫によって除去されるSOxがある場合は、補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E様式)

オ B又はD様式の排出ガス測定欄を使用した場合は、排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)

カ E及びb様式の添付が必要なときで、同様式による算定が困難な場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

<使用様式ごとの添付書類早見表>

使用様式	使用量、密度及び硫黄分の一覧表	E様式 脱硫あり	E様式 脱硫なし	b様式	その他の
A様式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B様式	×	×	×	○	
C様式	※2 △	※4 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	※3 △	○	×	×	
		×	×	○	

※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合には一覧表の添付が必要です。
 ※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要
 です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合には一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。

(4) F D申告の受理及び点検

① 印刷して押印された申告書と、CSVファイルで保存したF Dがあることを確認してください。印刷・押印された申告書はコピーして「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.50～56)参照

印刷・押印された申告書及びF Dが提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書及びF Dに差し替えてもらうようにしてください。印刷・押印された申告書及びF Dを差し替えた場合は、元の申告書及びF Dは事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

② F Dには、「提出年月日」、「汚染負荷量賦課金番号」、「納付義務者及び対象工場・事業場の名称」及び「保存データの内容」を記載した所定のラベルが貼付されているか確認してください。

なお、各項目の記載内容がわかれば所定以外のラベルでも構いません。

(5) オンライン申告の点検 (申告状況の確認)

オンライン申告した事業所については、委託業務関連オンラインシステムにアクセスして当該事業所のオンライン申告内容を確認してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.31～32)

また、当該事業所のオンライン申告書情報を印刷して「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.31～32、50～56)参照

(6) 硫黄酸化物(SOx)排出量の前年度との比較及び確認

申告方法に関わらず、全ての申告書の算定内容箇所にある硫黄酸化物排出量(現在分)について、前年度申告書の数値との比較を行ってください。

前年度申告書(控)又は「業務実施台帳」の前年度の欄と比較し、前年度と大きく乖離していた場合(前年度より2分の1以下になった場合又は5割増加した場合)は事業所へ連絡して数値等の確認をし、現在の硫黄酸化物排出量誤りでないことを確認するなど状況を報告してください。

確認した内容については、「現在分SOx排出状況(前年度との乖離状況一覧)」(記入例はP.20参照。別途、日本商工会議所から記入様式のデータをイントラネット等で提供いたします。)により、申告書等の送付時に併せて機構へ提出してください。

(7) 各種届出書の受理確認

「代理人選任・解任届出書」及び「電子申告等届出書」については、届出者が代表者となっているかを確認してください。
届出者が代表者でない場合は、再提出を依頼してください。

5. 申告状況の確認・連絡

日本商工会議所からの依頼に基づき、申告・納付期限（5月15日）時点における申告件数と、納付義務者の状況（電話等の連絡がつかない未申告事業者等）を連絡してください。

6. 未申告事業者に対する指導

申告・納付期限（5月15日）までに申告書の提出がない未申告事業者に対しては、次の手順で指導してください。

- (1) 電話等によって申告・納付の督促を行う。
なお、電話等によって督促を行ったにも関わらず、申告・納付を行わない事業者については、可能な限り事業所に向いて、申告・納付の督促を行う。
- (2) 「5. 申告状況の確認・連絡」にて連絡した、電話等の連絡がつかない未申告事業者のうち、特に機構が情報収集を指示する事業所について、可能な限り当該事業所の情報収集を行う。
情報収集を行う場合は、以下のように対応する。
 - ① 土地、建物の登記事項証明書の取得
 - ② 事業所所在地の現況を確認できる写真の撮影（可能であれば）
 - ③ 事業所所在地の近隣の方から当該事業所の状況について聴取（可能であれば）

なお、対応を行っていた案件については、1事業所につき2割増しの単価で委託費をお支払いいたします（写真撮影や状況の聴取が難しい場合、登記事項証明書取得のみでも、単価は2割増しとします）。

- (3) 未申告事業者に対して実施した督促状況及び事業者の状況確認の内容を、委託業務関連オンラインシステムより「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」に記入し、機構へ引き継いでください。

注）「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.50、57～58、63～70、71～72) 参照

7. 事業所の申告の記録

委託業務関連オンラインシステムより、申告の状況等を「業務実施台帳」に記録してください。

注）「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.71～72) 参照

8. 申告書等の機構への送付

- (1) 申告書等の送付

申告書等の機構への送付は、本徴収業務の中で最も重要な事項ですので、間違いないように行ってください。

- ① 遅くとも申告・納付期限（5月15日）後10日以内に機構へ到着するように送付してください。

遅れて提出された申告書等については、順次、機構へ送付してください。

- ② 申告書及び添付書類は、必ず1事業所ごとに機構から配布するクリアフォルダ1部に入れるようにしてください。

複数の事業所分の申告書及び添付書類を1部のクリアフォルダに入れたりしないようにしてください。

FD申告の場合、提出されたFDについては、クリアフォルダ表面のFD収納スペースに確実に入れるようにしてください。また、クリアフォルダをホチキス止めしないでください。

使用せずに余ったクリアフォルダについては、次年度も利用いたしますので、機構へ申告書等を送付する際に同封して返送してください。

- ③ 申告書等の送付に当たっては、委託業務関連オンラインシステムから「申告書送付表」を作成し、添付してください。申告書送付表は、「申告書送付表（用紙申告分）」、「申告書送付表（FD申告分）」を別様に作成してください。

なお、オンライン申告の場合は、送付する申告書自体がありませんので、「オンライン申告事業者連絡表」を作成し、送付してください。

注）「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.59～62) 参照

- ④ 「4. (6) 硫黄酸化物（SOx）排出量の前年度との比較及び確認」(P.14～15)で硫黄酸化物（SOx）排出量の大幅な乖離があった場合には、「現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧）」を併せてご送付ください。

- ⑤ 申告書等を送付する際は、③で作成した「申告書送付表（用紙申告分）」及び「申告書送付表（FD申告分）」の記載順に、②で用意したクリアフォルダに入れた申告書を並べ、申告書送付表に記載した事業所分ごとに輪ゴム等でまとめてから梱包してください。

また、「申告書送付表」は、4枚1組となっているので、すべて印刷したうえで、1枚目の「商工会議所用」は商工会議所で保管し、2～4枚目の機構用を申告書とともに送付してください。

⑥ 申告書等の機構への送付にあたっては、IV 5. 商工会議所一覧 (P. 25) を参照のうえ、機構本部 (川崎市) 又は大阪支部 (大阪市) へ送付してください。
平成25年度6月28日(金)に機構大阪支部は廃止されますが、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商工会議所については、これまでどおり、平成25年6月28日(金)までは引き続き、大阪支部へ申告書を送付していただきます。

⑦ 申告書等の送付にあたっては、個人情報、法人情報が含まれるため、送付記録が残るかつかつ受取の確認ができる手段 (宅配便又は書留郵便小包等。普通郵便は不可。) により確実に行ってください。

⑧ 差替えや添付書類の不備等の理由で、一部の申告書にかかる送付が遅れている場合は、その旨の連絡文書等を添付のうえ、送付可能な他の申告書等を優先して機構へ送付するようにしてください。

(2) 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」等の提出
「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を作成してください。

なお、本業務についての従事日報の作成や提出は不要です。

① 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」は、委託業務関連ファイルシステムにより作成し、事業実績データ (「事業所.csv」、「事業実績.csv」、「業務実施台帳.csv」) を6月30日までに機構にデータ送信してください。

注) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 63～74、27～30) 参照

② 「各地商工会議所別委託事業実績書」に係る申告書提出協力要請、申告書等の点検状況については可能な限り把握し、その数値等を記入してください。

注) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 65～66) 参照

9. 徴収実施期間後の事業所からの相談

徴収実施期間 (3月1日から6月14日までの間) 後に、事業所から相談があった場合は誠実に対応し、必要に応じて相談内容を機構へ連絡してください。

10. 帳簿等の保存

業務実施台帳、各地商工会議所別委託事業実績書、申告書の商工会議所控は、5. 年間保存するようにしてください。

4. 業務実施台帳記載例

業務実施台帳
(方策負荷重課課表)

商工会議所名 <input type="checkbox"/> ○ ○ ○ ○ 商工会議所 地域区分 緑園業 所在地 〒000-0000 東京都千代田区千代田0番地0号 電話 03-1234-5678 送付先 〒000-0000 東京都千代田区千代田0番地0号 電話 03-1234-5678 その他地域	区 分 平成24年度 FD申告 平成25年度 FD申告 作成者担当所属課 環境課 作成担当者氏名 大伊木 守 申告受理年月日 平成24年5月12日 1時当たりの最大排出量 92.018 m ³ /h 4月1日現在の資本金 6,230,000 千円 過去5年間の平均排出量 41.278 m ³ /年 前年のSO ₂ 排出量 31.178 m ³ /年 過去分課料率 11.11 円/m ³ N 過去分課料率 11.11 円/m ³ N 過去分課料率 111.00 円/m ³ N 過去分課料率 458,598 円 過去分課料率 3,464,787 円 過去分課料率 3,922,700 円 過去分課料率 980,900 円 過去分課料率 980,600 円 過去分課料率 980,600 円 過去分課料率 980,600 円 過去分課料率 980,600 円 過去分課料率 980,600 円 過去分課料率 980,600 円
--	--

業務実施台帳は、下記の要領で記載してください。

こちらは、「委託業務関連システム」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されていますので、記載する必要はありません。

説明会に出席したか又は欠席か、該当する方を選択してください。

申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。

未申告事業所の罰則状況等を、具体的に記入してください。

重要、意見を記入してください。

届出書の有無は、「委託業務関連システム」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されます。

3. 説明会開催状況及び資料送付状況

説明会開催の日時	平成〇年〇月〇日	13:30~16:00
説明会開催の場所	〇〇会議所 会議室	
出席者数及び事業所数	70名	65事業所
説明会開催通知数	80	事業所
説明会資料送付部数	80	事業所
説明会当日資料配布	0	部

・脱炭素率の算定方法について
 ・事業所において発電部門のみが別会社として分離独立したか、今後の申告方法はどうか。

・「寛義」の作成方法について
 ・清掃工場を移転する予定であるか、今後の申告はどうか。
 ・脱炭素率の今後の見通しについて

窓口相談	39	件数	32	件数	57	件数	48	件数	96	件数	80
電話相談	32	件数	57	件数	48	件数	96	件数	80	件数	80
合計	71	件数	89	件数	105	件数	184	件数	176	件数	160

6. 申告書等の点検

申告書総数	78	誤り総数	35
記載もれ	21	誤り事項	10
計算誤り	4	添付書類不備	10
添付書類不備	10	誤り総数	35

※1()内はうち数でFD申告、※2()内はうち数でオンライン申告の件数。
 ・資金金、最大排出量の記入漏れ。
 ・添付書類の不備等について、事業所に連絡し、是正するよう依頼した。

氏名	環境太郎	振興課 課長
氏名	環境明夫	振興課 係長
氏名	環境花子	振興課 振興課

8. 機構へ送付する申告書等 (申告書)
 送付月日 送付件数 送付月日 送付件数
 5・17 64 5・17 9
 5・24 14 5・31 4

期限	82
内限	83
後限	62
合計	55

●この様式は、「委託業務関連システム」→「実績書の作成/印刷」→「事業実績の入力」から入力してください。

9. 機構に対する連絡事項
- ① A興産(株)とB石油精製(株)が〇年〇月〇日に合併の予定。
 - ② K合板(株)は不況のため、〇年〇月〇日〜〇日にて廃業。
 - ③ S市清掃工場センター、〇年〇月に移転計画あり。

5. 商工会議所一覧

受託事業者：日本商工会議所									
再委託先：各地商工会議所									
都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名
北海道	函館 札幌 旭川 室蘭 釧路 帯広 北見 稚内 紋別 苫小牧	千歳 葉巻 船橋 木更津 市川 松戸 柏 市原 野田	福井 山梨 長野 岐阜	福井 甲府 長野 岐阜	井賀 府野本 垣見 岐	大阪	大阪	山口	開部 宇都府 防徳山 徳岩国 小野田 徳島 高松 松山 新居浜
青森	青森 弘前 八戸	東京	静岡	静岡	岡松津島 浜沼三富	兵庫	兵庫	高知 福岡	高知 福岡 北九州 大牟田
岩手	盛岡	神奈川	愛知	愛知	磐田 名古屋 岡崎 豊橋 半宮 蒲郡 豊川 刈谷	奈良 和歌山	奈良 和歌山	佐賀 長崎	佐賀 長崎
宮城	仙台				横須賀 川崎 小田原 箱根				
秋田	秋田								
山形	山形								
福島	酒田 福島 いわき				平塚 藤沢 茅ヶ崎 厚木 秦野 鎌倉 相模原				
茨城	水戸 土浦 日立 館								
栃木	宇都宮 足利 高崎 前橋	新潟			新潟 上越 長岡				
群馬	高崎	富山			富山 高岡 射水				
埼玉	川越 川口 熊谷 さいたま 所沢 飯	石川			金沢 小松				

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の5府県につきましては、平成25年度より本都管轄となります。

委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル 目次

1. システムの説明	1
2. 委託業務関連オンラインシステム・ファイルシステムに使用できるパソコンについて	1
3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ	3
4. 認証情報について	4
(1) 認証情報とは	4
(2) 認証情報の流れ	4
5. 委託業務関連オンラインシステムにおけるセキュリティの考え方	5
(1) 不正アクセスの防止について	5
(2) 通信路上の盗聴防止について	5
(3) 情報の保護について	5
6. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトのログイン受付時間	5
7. 委託業務関連オンラインシステムの利用手順	6
(1) ログインの準備	6
(2) 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトへのログイン	7
(3) 委託業務関連オンラインシステムメインメニュー画面	14
(4) 運用スケジュール	15
(5) ダウンロードのページ（予定者名簿・雛型ファイル・操作マニュアル）	16
(6) 納付義務予定者名簿のダウンロード	17
(7) 雛型ファイルのダウンロード	20
(8) 操作マニュアルのダウンロード	21
(9) 委託業務関連ファイルシステムメニュー	22
(10) 委託業務関連ファイルシステムのダウンロード	23
(11) 委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード（送信）	27
(12) 送信記録の確認、印刷	30
(13) オンライン申告検索・閲覧	31
(14) エラーメッセージ画面	33
(15) パスワード変更	36

平成25年度

委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル



1. システムの説明

・「委託業務関連オンラインシステム」

独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）から配布される認証情報（ユーザID、仮パスワード、識別コード）をもとに、機構に設けたWEBサイトにログインすることにより、下記の作業を行うことができます。

- 1) 「納付義務予定者名簿」（以下、「名簿」という。）や「委託業務関連ファイルシステム」をはじめとした各種資料のダウンロード
- 2) オンライン申告の事業所にかかる検索、申告内容閲覧
- 3) 機構への報告データのオンラインでの事務処理

・「委託業務関連ファイルシステム」

「委託業務関連オンラインシステム」WEBサイト内に用意されているシステムです。

同WEBサイトからダウンロードして、各事業所の申告状況管理・機構への報告書類の作成、報告書類のオンライン送信をするためのシステムで、下記の処理を行うことができます。

- 1) 汚染負荷量賦課金申告書（以下、「申告書」という。）及びオンライン申告内容のデータ入力
- 2) 未申告事業所の表示
- 3) 送付表及びオンライン申告事業者連絡表の作成
- 4) 委託事業実績書（＝各地商工会議所別委託事業実績書）の作成
- 5) 業務実施台帳の作成
- 6) 機構への提出データの作成
- 7) 宛名ラベルの作成

2. 委託業務関連オンラインシステム、ファイルシステムに使用できるパソコンについて

委託業務関連オンラインシステム、ファイルシステムを利用する場合は、それぞれの条件をいずれも満たすパソコンが必要になります。

委託業務関連オンラインシステム、ファイルシステム	
1 OS	Windows XP(SP3)、Windows Vista (SP2)、及び Windows 7 (SP1)のいずれかが搭載されていること
2 アプリケーションソフト	Excel 2002、Excel 2003、Excel 2007 及び Excel2010のいずれかかのアプレケーションソフトが使用可能なこと
3 ブラウザ	Microsoft Internet Explorer 7 日本語版以降
4 接続環境	128 ビット SSL 暗号化通信が可能なこと インターネットに接続されていること

- * 上記は、OSとアプリケーションソフトを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。
 商工会議所の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じて、商工会議所のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

8. 委託業務関連ファイルシステムの利用手順	43
(1) 委託業務関連ファイルシステムとは	43
(2) 委託業務関連ファイルシステムの起動	43
(3) 委託業務関連ファイルシステムのメインメニュー	50
(4) 「申告書の入力」メニューについて	51
(5) 「未申告事業所の表示/印刷」メニューについて	57
(6) 「送付表の印刷」メニューについて	59
(7) 「実績書の作成/印刷」メニューについて	63
(8) 「業務実施台帳の作成/印刷」メニューについて	71
(9) 「データ受け渡し処理」メニューについて	73
(10) 「宛名ラベルの印刷」メニューについて	75
(11) 「操作マニュアルの表示」メニューについて	80

<お問い合わせ先>

独立行政法人環境再生保全機構
 補償業務部業務課 総括係
 TEL 044-520-9544

4. 認証情報について

(1) 認証情報とは

認証情報は、商工会議所の管轄ごとに発行いたします。
 認証情報は、以下の3種類のことを指します。

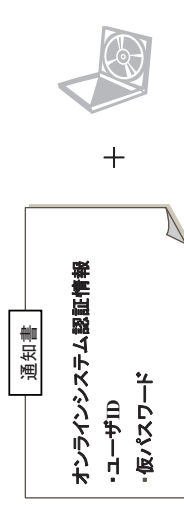
- ・ ユーザID
- ・ ユーザID
- ・ 仮パスワード
- ・ 識別コード

翌年度以降は、「ユーザID」と更新した「仮パスワード」を明記した通知書を、3月上旬に配布いたします。

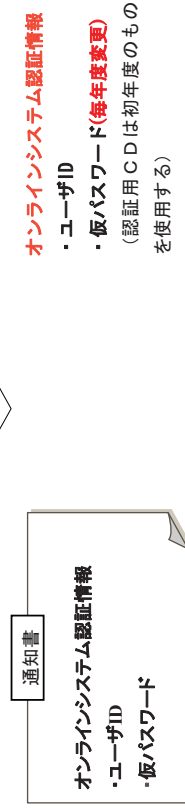
認証用CDは、継続して使用していただきますので、大切に保管してください。
 (紛失した場合は、届精までお申し出ください)

(2) 認証情報の流れ

◆初年度



◆翌年度以降



5. 委託業務関連オンラインシステムにおけるセキュリティの考え方

(1) 不正アクセスの防止について

商工会議所ごとに認証情報(ユーザID、仮パスワード、識別コード(=認証用CD中に保存))の発行を行っています。

これら3つの認証情報のうち仮パスワードは毎年度更新し、安全性の確保に努めています。

(2) 通信路上の盗聴防止について

委託業務関連オンラインシステムでは、通信路上における盗聴防止のために、暗号化技術としての標準である「128ビットSSL (Secure Sockets Layer) 暗号化通信」を採用しています。

(3) 情報の保護について

委託業務関連オンラインシステムでは、情報を記録しているデータベースやサーバーは、ファイアウォールとウイルス検索技術などにより保護されています。

6. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトのログイン受付時間

期間	曜日	平日	土日祝日
納付義務予定者名簿及び委託業務関連 ファイルシステムのダウンロード 全ての機能が使用可能	3月15日～6月30日	8:30～24:00	8:30～18:00
	4月1日～1月31日		
運用停止期間	2月1日～3月14日		

7. 委託業務関連オンラインシステムの利用手順

(1) ログインの準備

委託業務関連オンラインシステムにログインするには

- ・ユーザ ID
- ・仮パスワード
- ・識別コード（**認証用CD中に保存**）

の認証情報が必要です。上記3点の認証情報をお手元に準備してください。

通知書

オンラインシステム認証情報
(発行)

OO県工業局
委託業務担当 股

独立行政法人環境衛生保全機構

委託業務関連オンラインシステムを使用するにあたり、今回 独立行政法人環境衛生保全機構が、貴局工業局所 有して発行する認証情報は以下のとおりです。

ID	
平成 年度 仮パスワード	
識別コード	
認証用CD	
オンライン URL	https://shinkoku.erca.go.jp/Itaku

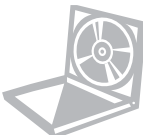
◆ この情報は所属の認証用CDにのみ 本局に管理・保管してください。

◆ 発行コードは発行年度変更ありません。

◆ 認証情報に誤りがあると利用できません。以下に間違いを教えてください。

独立行政法人環境衛生保全機構
総務課
〒104-8544
(TEL) 04-520-5644

+



識別コード（**認証用CD**）

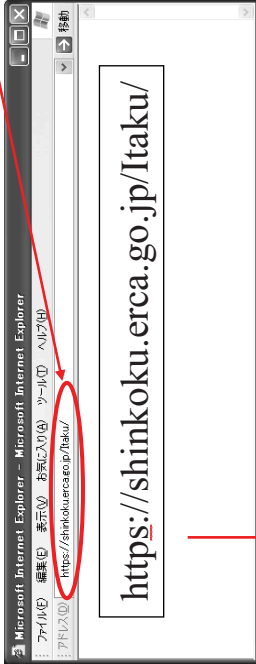


注意

- 通知書に記載されている仮パスワードはそのまま使用してください。
- 識別コード（認証用CD）を紛失された場合は機構までご連絡ください。
- パスワードには、英語の「I」「O」、数字の「1」「0」は、使用していません。

(2) 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトへのログイン

①委託業務関連オンラインシステムWEBサイトのアドレスの入力



https://shinkoku.erca.go.jp/Itaku/

「https」のS(エス)を忘れがちなので、ご注意ください。

Internet Explorer
を起動し委託業務
オンラインサイトの
アドレスを入力し
た後、Enter キーを
押してください。



注意

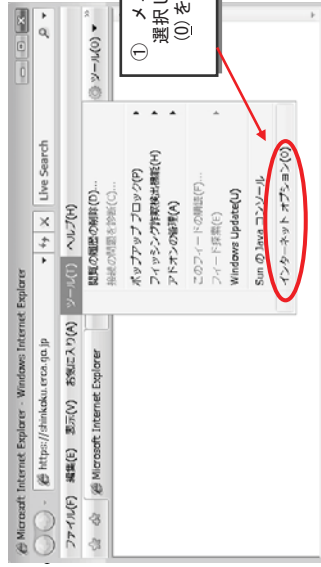
- アドレスを入力した後、ログイン受付時間内にもかかわらず「ログイン受付時間外通知画面」が出る場合は、次の手順に従って、ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。



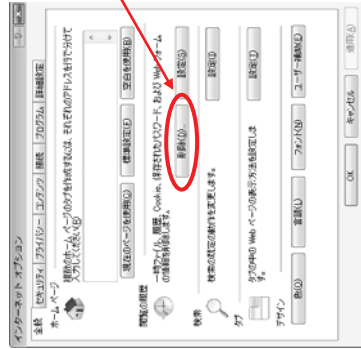
[ログイン受付時間外通知画面]

<ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアする場合の手順>

[Internet Explorer 7]

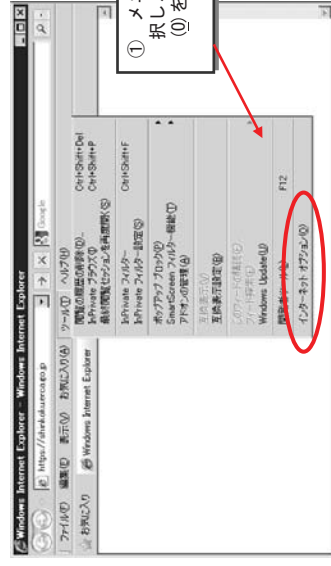


注意



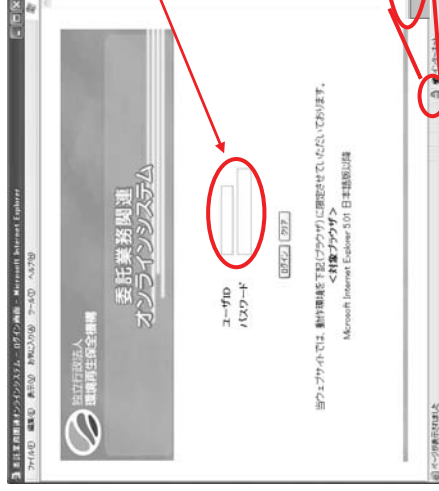
<ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアする場合の手順>

[Internet Explorer 8、9]





② ユーザ ID、仮パスワードの入力



ユーザーID、仮パスワードを入力し『ログイン』ボタンをクリックしてください。

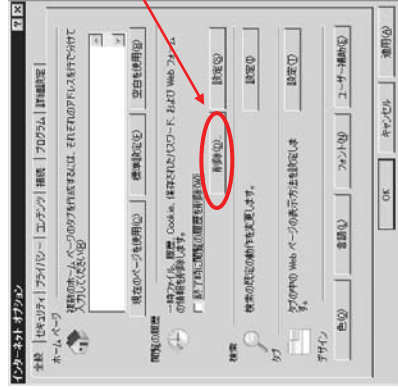
◇ ユーザID・仮パスワードは通知書に記載されているものを使用してください。

◇ 暗号化通信環境の確認
マウスをステータスバーの鍵マークに合わせてください。右の画面の様に「SSL 保護付き (128 ビット)」と表示され、暗号化通信を行っていることが確認できます。

◇ 暗号化通信とは、インターネットを通じてデータをやり取りする際に、通信の途中で第三者による盗聴や改ざんを防ぐため、決まった規則に従ってデータを交換して通信をすることです。



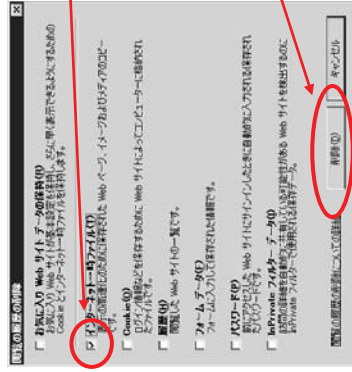
○ ユーザID、仮パスワードをブラウザに残さないようにするには、Internet Explorer のオートコンプリートの設定をオフに設定します。
詳細な設定の方法についてはP.37~を参照してください。



② 「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除』ボタンをクリックしてください。

③ 『インターネット一時ファイル』のチェックボックスをオフにしてください。

④ 『削除』ボタンをクリックしてください。



③識別コード（認証用CD）の指定

識別コードが格納されたCDをセットし、『参照』ボタンをクリックしてください。
 「ファイル選択」ダイアログが表示されますので、CD中の「COOOO.k2h」ファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックしてください。
 ブラウザ画面に戻ったら「認証情報送信」ボタンをクリックしてください。初回ログイン時には、パスワード変更画面が表示されます。

2 回目以降は、委託業務関連オンラインシステムメニュー画面が表示されます。

④初回ログイン時の仮パスワードの変更

ユーザID、現パスワード（＝仮パスワード）、新パスワードを入力し、「パスワード変更」ボタンをクリックしてください。

パスワードが変更され、委託業務関連オンラインシステムメニュー画面が表示されます。

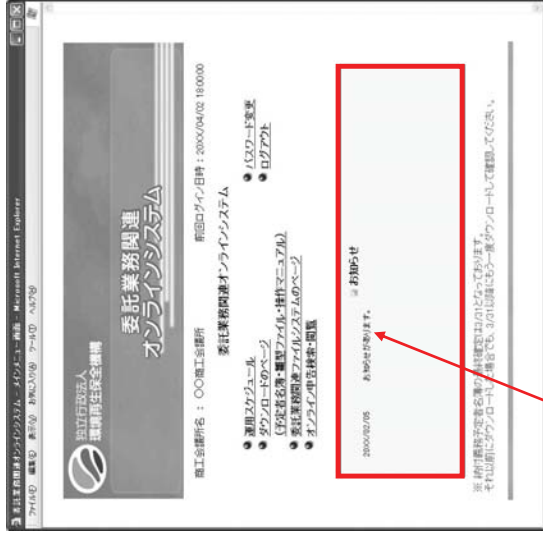
（新パスワードの設定について）

- ・半角英数字 8～12 文字（英字と数字は混在していても可）で設定してください。
- ・大文字、小文字は区別されます。
- ・「&」「'」「<」「>」の 5 文字は使用できません。

注意

- ユーザIDとパスワードの認証、または識別コードの認証で、入力の失敗が既定回数（3回）を超えると、以下の画面が表示され、ログインができなくなります。
その場合は、現在開いているブラウザを閉じていただき、再度ログインし直して下さい。

(3) 委託業務関連オンラインシステムメニュー画面

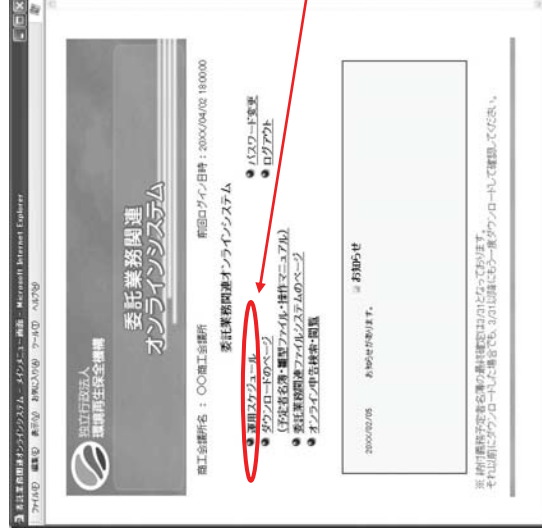


機構からのお知らせがある場合、トップ画面のお知らせ欄に掲載されます。

- 運用スケジュールを参照し運用スケジュールを参照します。
- ダウンロードのページ(名簿・雛型ファイル・マニュアル)委託業務に関する以下のファイルダウンロードします。
 - ・ 納付義務予定者名簿(帳票、リスト)
 - ・ 各種雛型ファイル
 - ・ 操作マニュアル
- 委託業務関連オンラインシステムのページ委託業務関連オンラインシステムのダウンロード、アップロードを行うためのメニューを表示します。
- オンライン申告検索・閲覧管轄の事業所のオンライン申告の状況を確認します。
- パスワード変更パスワードを変更します。
- ログアウトログアウトします。

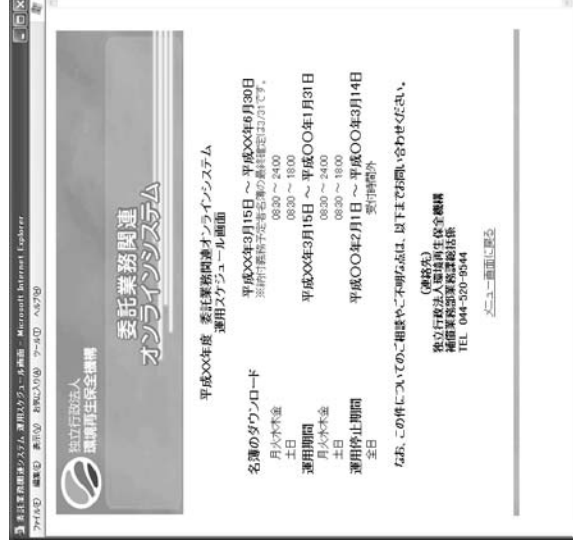
(4) 運用スケジュール

①運用スケジュールの表示



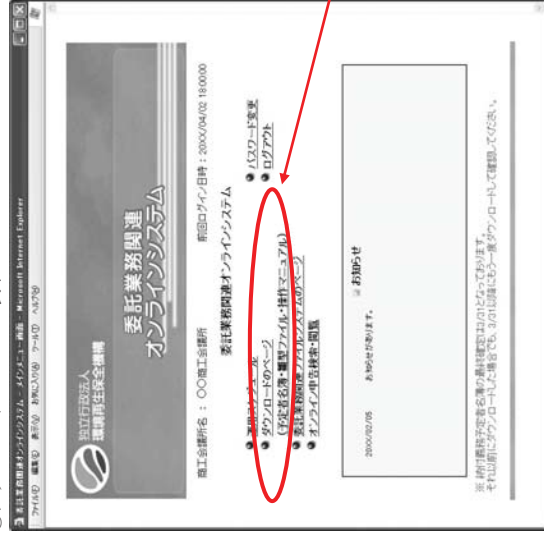
「運用スケジュール」メニューをクリックしてください。本システムの運用スケジュール画面が表示されます。

②運用スケジュール画面



(5) ダウンロードのページ（予定者名簿・雛型ファイル・操作マニュアル）

①ダウンロードのページの表示



「ダウンロードのページ（予定者名簿・雛型ファイル・操作マニュアル）」メニューをクリックしてください。
ダウンロードのページ画面が表示されます。

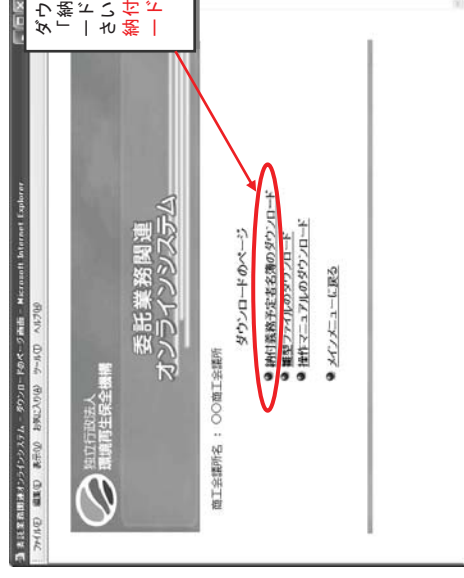
②ダウンロードのページ画面



- 納付義務予定者名簿のダウンロード
納付義務予定者名簿のダウンロード画面を表示します。
- 雛型ファイルのダウンロード
雛型ファイルのダウンロード画面を表示します。
- 操作マニュアルのダウンロード
操作マニュアル（本マニュアルと同じもの）のダウンロード画面を表示します。
- メインメニューに戻る
メインメニューに戻ります。

(6) 納付義務予定者名簿のダウンロード

①納付義務予定者名簿のダウンロードの表示

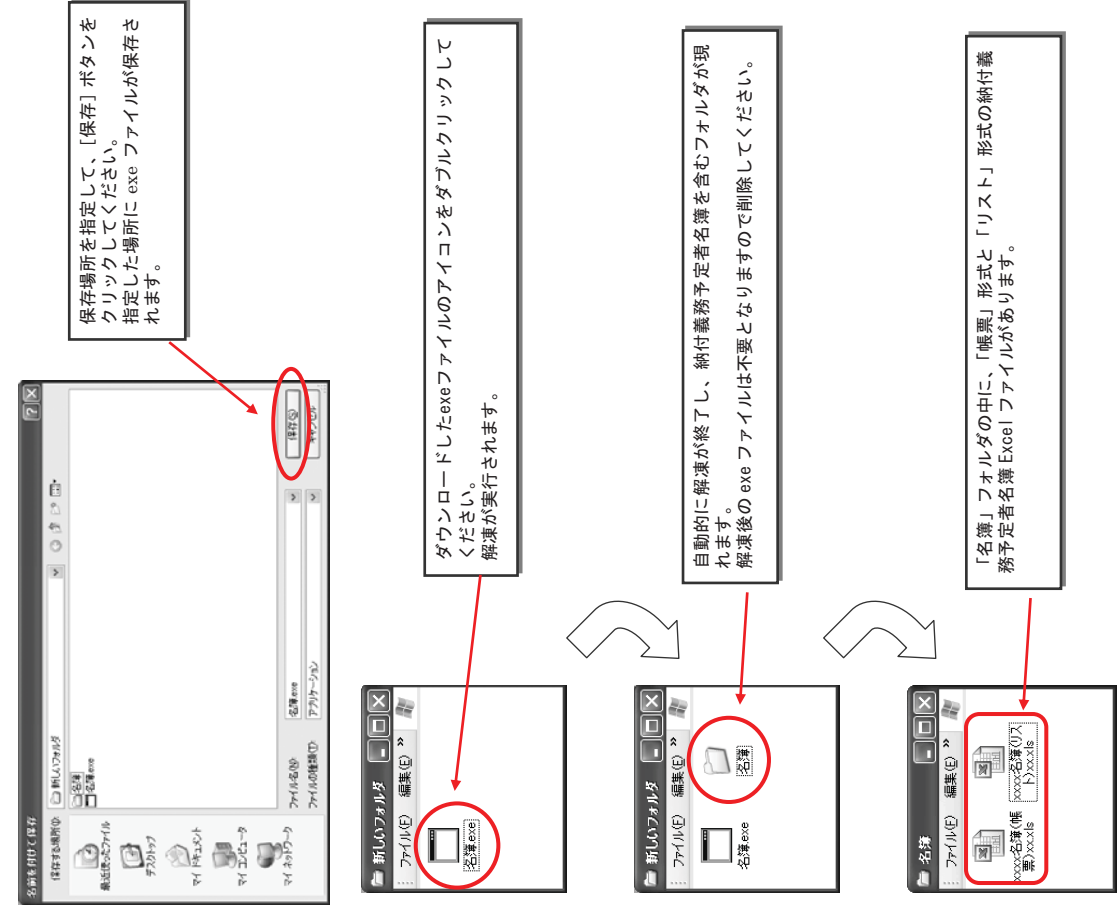


ダウンロードのページで「納付義務予定者名簿のダウンロード」メニューをクリックしてください。
納付義務予定者名簿のダウンロード画面が表示されます。

②納付義務予定者名簿のダウンロード画面



Excel ファイルのアイコンをクリックし、ダウンロードしてください。



③終了手続き
メニュー画面へ戻り、ログアウトをしてください。

注意

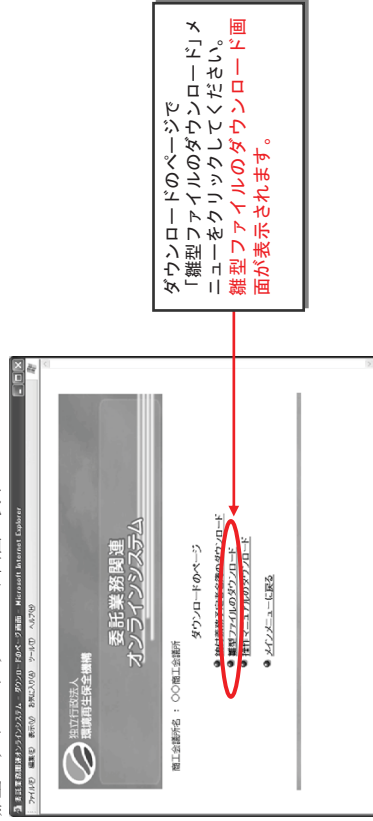
○ 「ファイルのダウンロード」ダイアログで、ファイルの処理方法を選択するときは、必ずディスクに保存するよう指定してください。
参考に、OSごとのダイアログメッセージを表示します。

[Internet Explorer 7, 8, Windows Vista (SP2)]
保存ボタンをクリック

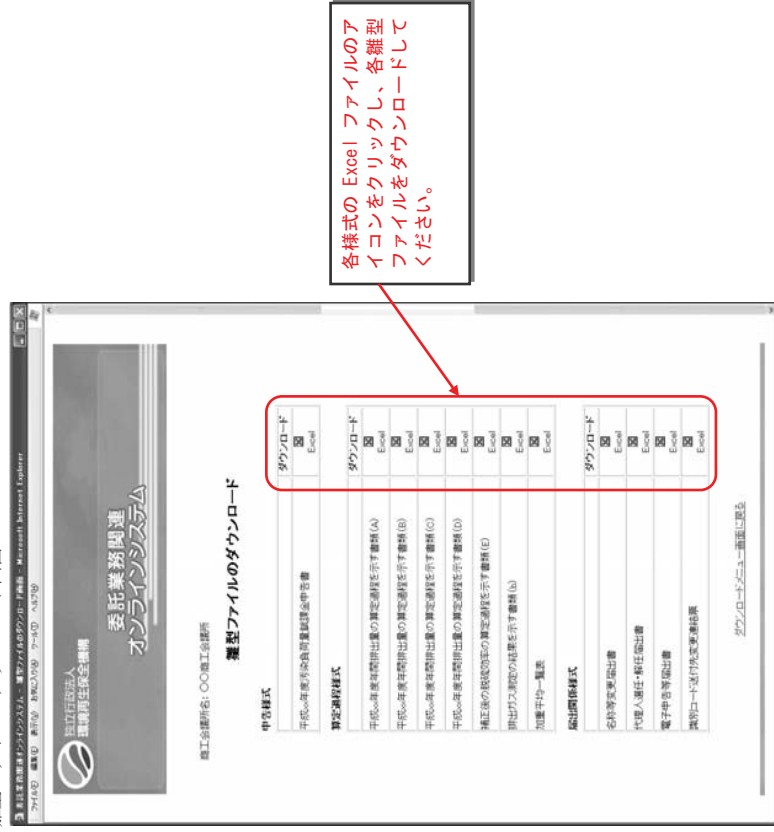
[Internet Explorer 9, Windows 7 (SP1)]
保存ボタンの右端にある小さな「▼」をクリックして、開いたメニューから「名前を付けて保存 (A)」を選択

(7) 縦型ファイルのダウンロード

① 縦型ファイルのダウンロード画面の表示



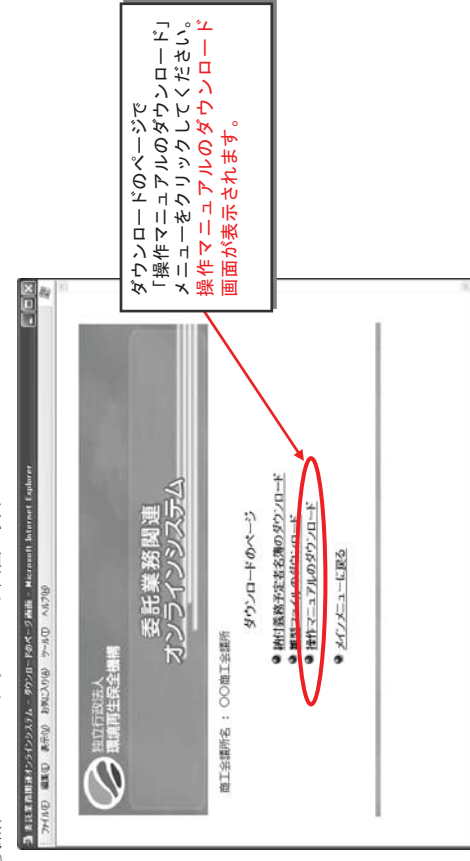
② 縦型ファイルのダウンロード画面



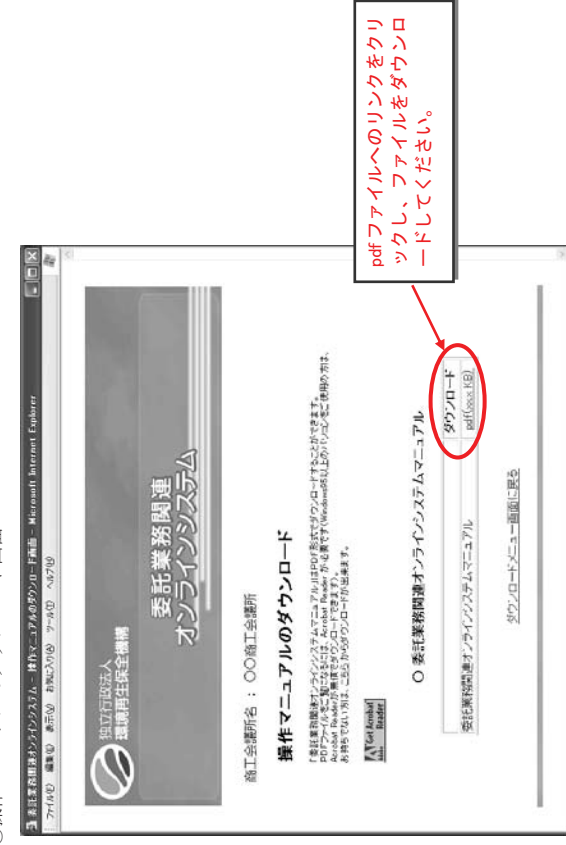
(8) 操作マニュアルのダウンロード

本マニュアル「委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル」をダウンロードすることができます。

① 操作マニュアルのダウンロード画面の表示

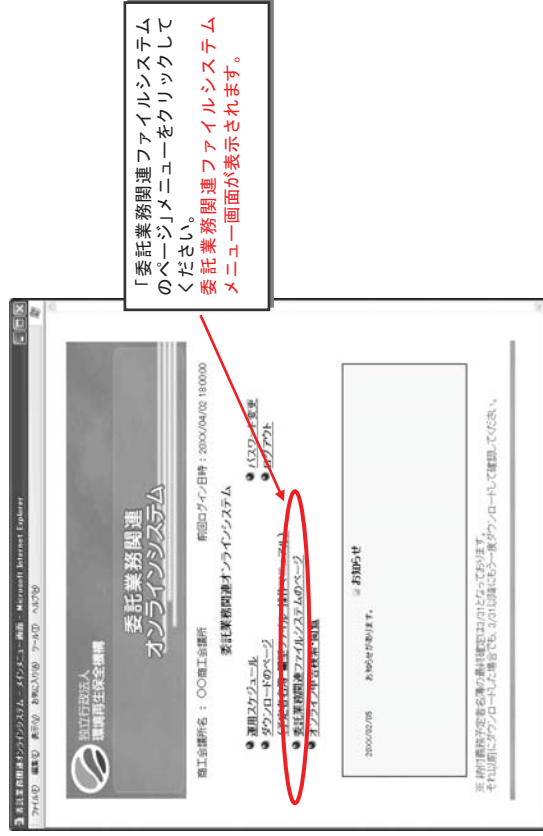


② 操作マニュアルのダウンロード画面

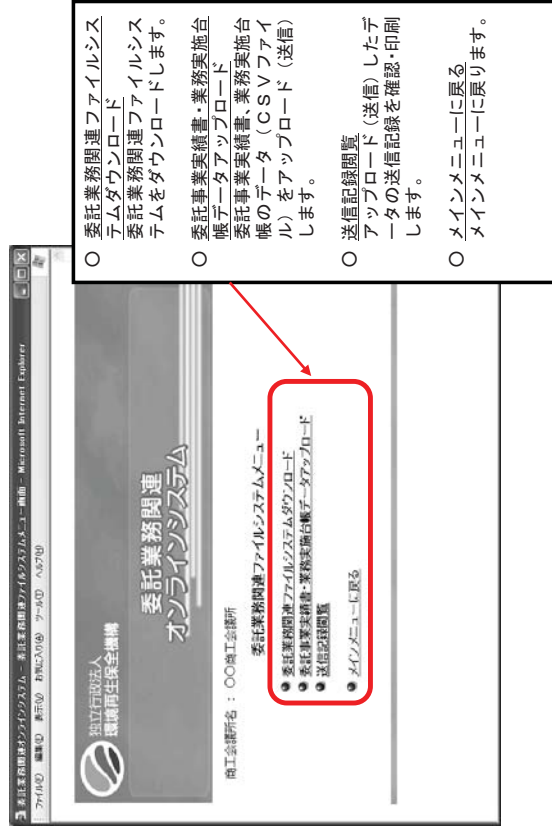


(9) 委託業務関連ファイルシステムメニュー

①委託業務関連ファイルシステムメニューの表示



②委託業務関連ファイルシステムメニュー画面



(10) 委託業務関連ファイルシステムのダウンロード

①あらかじめ、委託業務関連ファイルシステムのダウンロード用に、保存先となる「新しいフォルダ」を作成しておいてください。

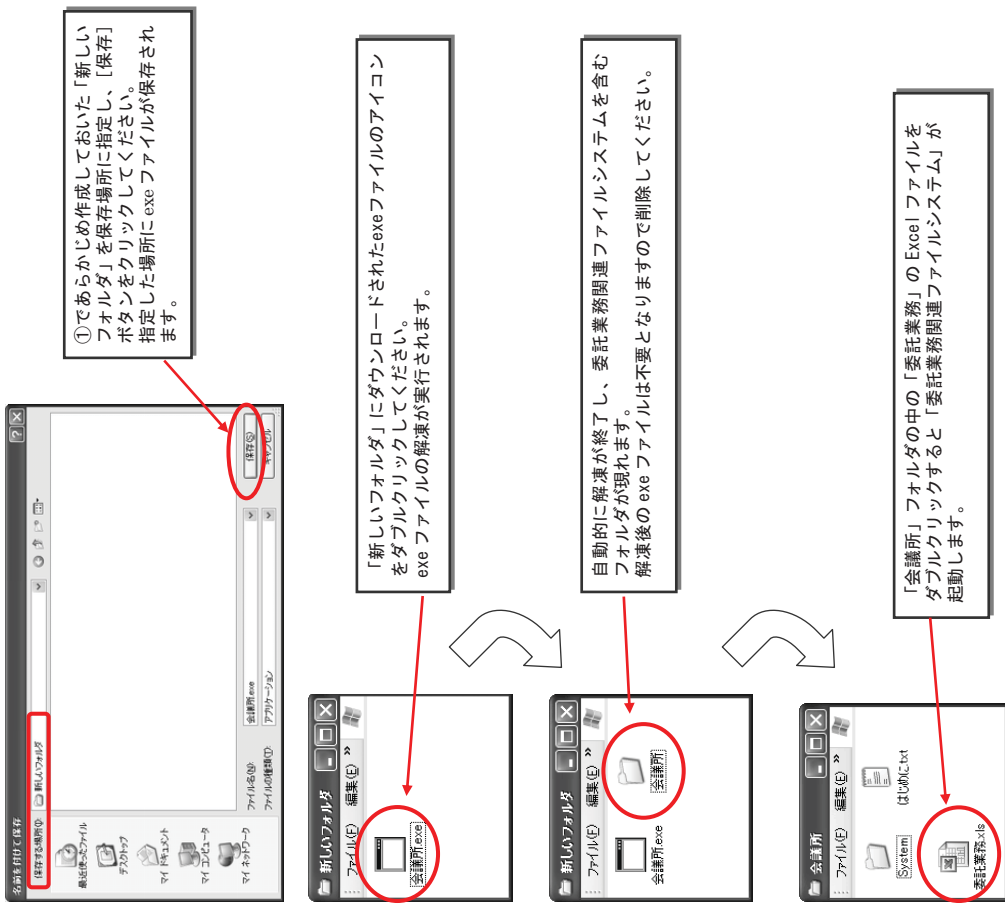
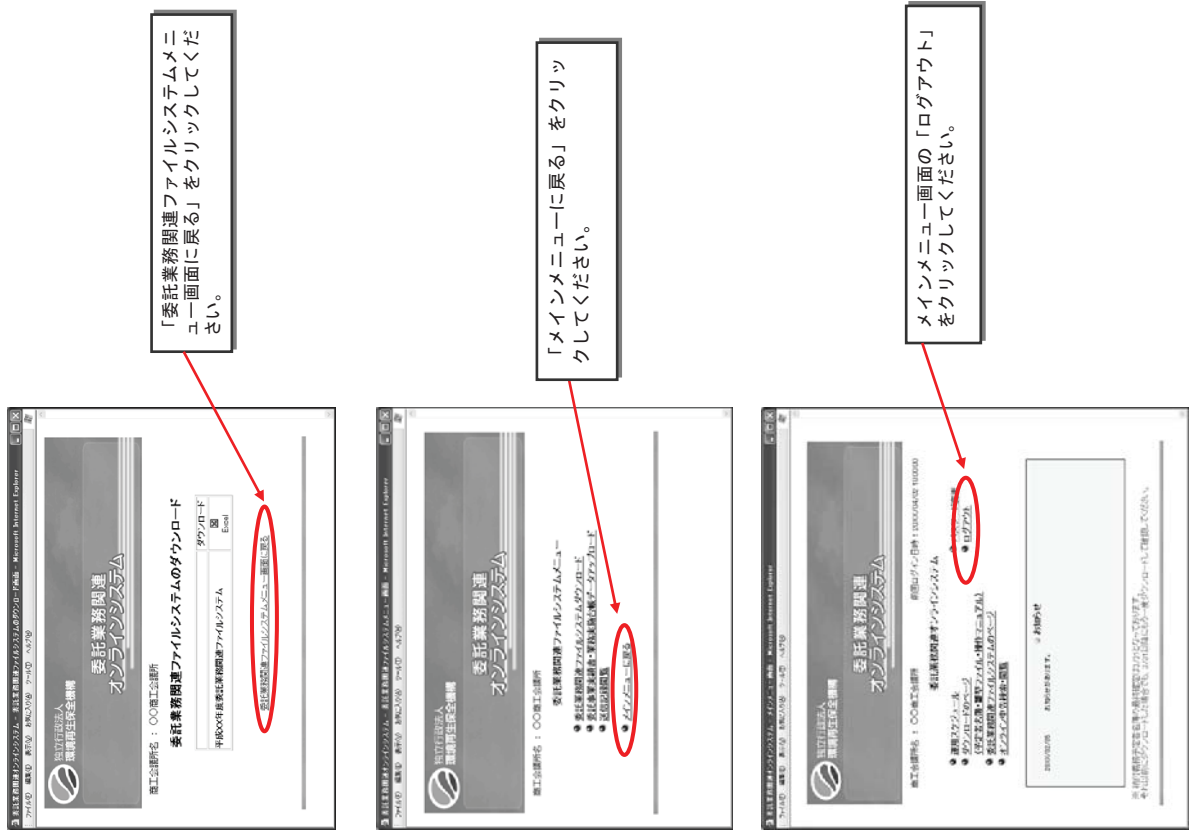
②委託業務関連ファイルシステムのダウンロード画面の表示



③委託業務関連ファイルシステムのダウンロード



④終了手続き
ログイン画面に戻り、ログアウトをおこなってください。他の操作での終了手続きも同様の操作となります。



※ 委託業務関連ファイルシステムの利用手順については、P.43~を参照してください。

注意

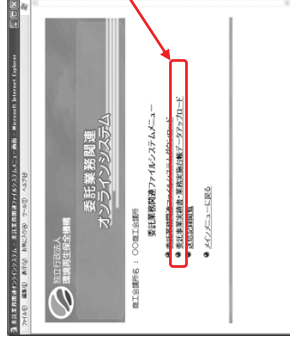
- 解凍先のパス名が長い（またはフォルダ階層が深い）場合、解凍に失敗することがあります。その場合、ドライブ直下などで解凍してください。
- 解凍先に十分な空き容量がない場合、解凍に失敗することがあります。その場合、十分な空き容量を確保して再度行ってください。



ログアウト画面が表示されましたら、ブラウザを終了させてください。

- (11) 委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード (送信)
委託業務関連オンラインシステムで作成した「事業所」、「委託事業実績書」、「業務実施台帳」のデータ (CSVファイル形式。作成方法はP.73参照) を、機構へアップロード (送信) します。機構へのアップロード (送信) は、徴収実施期間終了後の6月15日以降に行ってください。

① 委託事業実績書・業務実施台帳データアップロード画面の表示



「委託事業実績書・業務実施台帳データアップロード」メニューをクリックしてください。
委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード画面が表示されます。

② アップロード (送信) する際のパターンアップロード (送信) するCSVファイルは、以下の2通りのパターンから選択します。

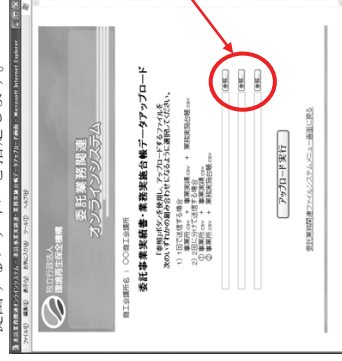
- 1) 1回で送信する場合
事業所.csv + 事業実績.csv + 業務実施台帳.csv
- 2) 2回に分けて送信する場合
① 事業所.csv + 業務実施台帳.csv
② 事業所.csv + 事業実績.csv



注意

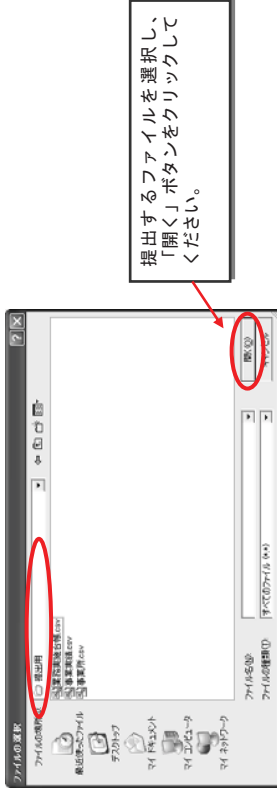
- 委託事業実績書CSVファイル、業務実施台帳CSVファイルをアップロードするときには、必ず**事業所CSVファイルを含めてアップロード**してください。

③ 提出ファイルの指定
提出するファイルを指定します。

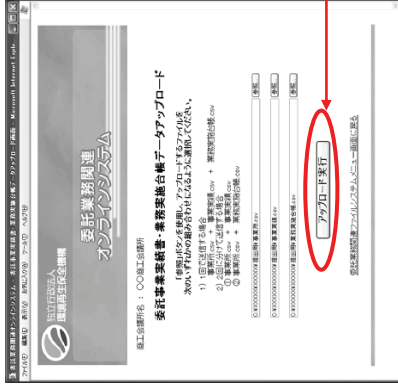


『参照』ボタンをクリックしてください。
「ファイル選択」ダイアログボックスが表示されます。

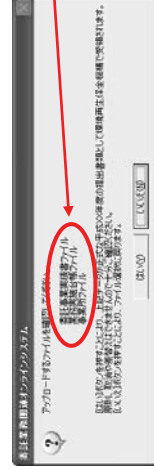
④提出するファイル（事業実績.csv、業務実施台帳.csv、事業所.csv）の選択
下の画面では、「提出用」という名称のフォルダ内に、提出するファイルが保存されています。



⑤提出ファイルのアップロード（送信）
送信する提出ファイルの確認



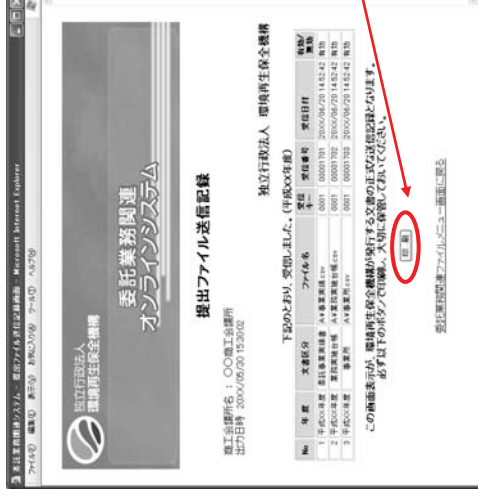
送信するファイル名が表示されるので確認してください。
「はい」をクリックすると、アップロード（送信）が実行されます。



注意

- **アップロード（送信）するファイル名が、「事業所.csv」、「事業実績.csv」又は「業務実施台帳.csv」であることを確認してください。**
- 間違ったファイルを指定した場合は、再度「参照」ボタンをクリックして正しいファイルを選択し直してください。

⑥送信記録の確認



注意

- この送信記録は、機構が提出ファイルを受信したことを示す通知文書となりますので、必ず印刷して大切に保管してください。

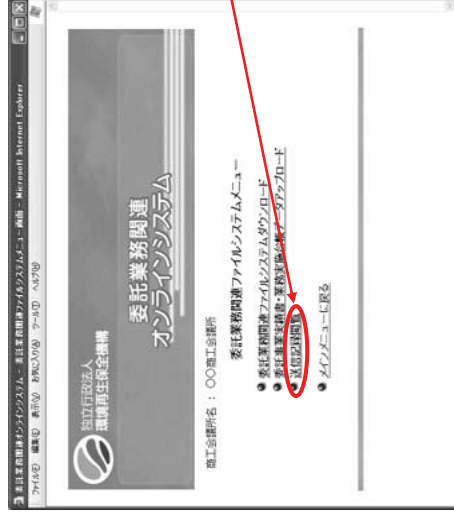
⑦終了手続き

メニュー画面へ戻り、ログアウトをしてください。

(1 2) 送信記録の確認、印刷

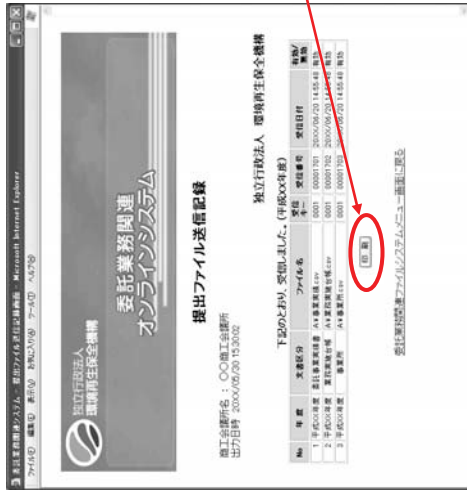
送信記録は、随時、画面上での確認及び印刷が可能です。

①送信記録閲覧画面の表示



送信後、内容を確認したい場合は「送信記録閲覧」メニューをクリックすると、提出ファイル送信記録画面が表示されます。

②提出ファイル送信記録の確認、印刷



送信記録を確認することができます。また、『印刷』ボタンをクリックすることで、印刷することもできます。

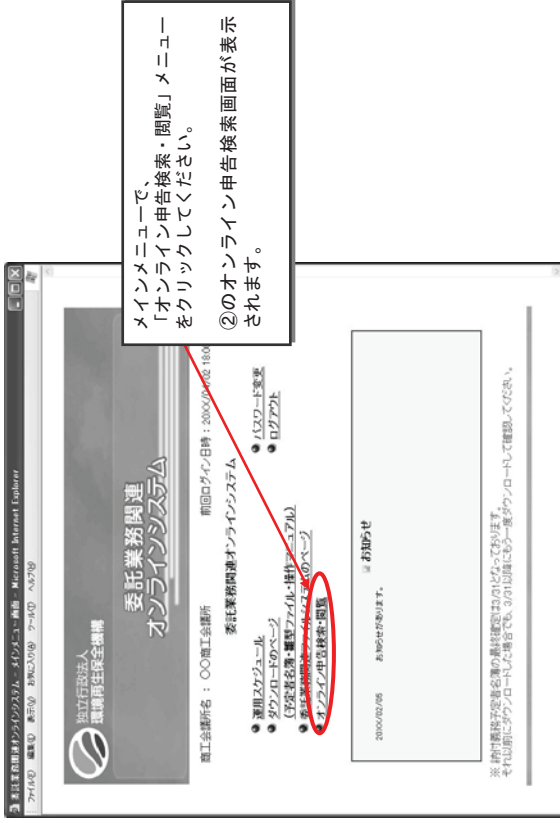
③終了手続き

メニュー画面へ戻り、ログアウトをしてください。

(1 3) オンライン申告検索・閲覧

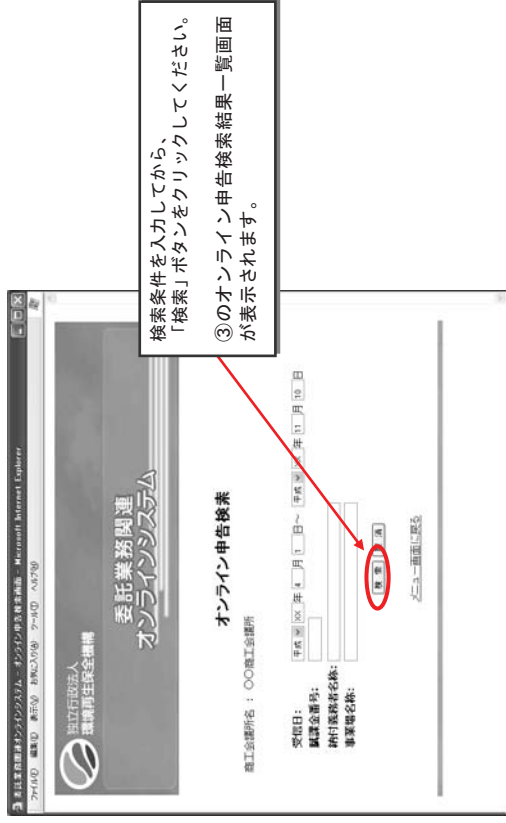
オンライン申告を行った事業所の申告内容は、ここで確認することができます。

①オンライン申告検索画面の表示



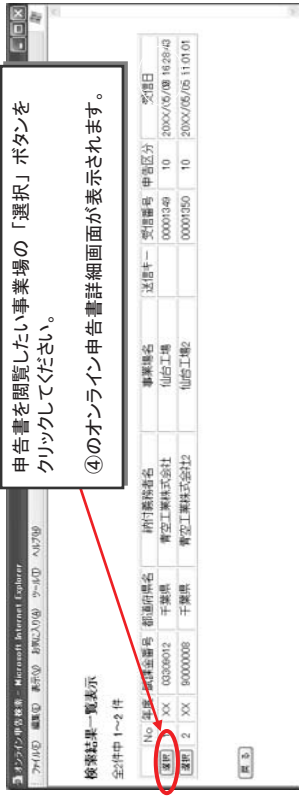
①メインメニューで、「オンライン申告検索・閲覧」メニューをクリックしてください。
②のオンライン申告検索画面が表示されます。

②オンライン申告検索画面



検索条件を入力してから、「検索」ボタンをクリックしてください。
③のオンライン申告検索結果一覧画面が表示されます。

③オンライン申告検索結果一覧画面

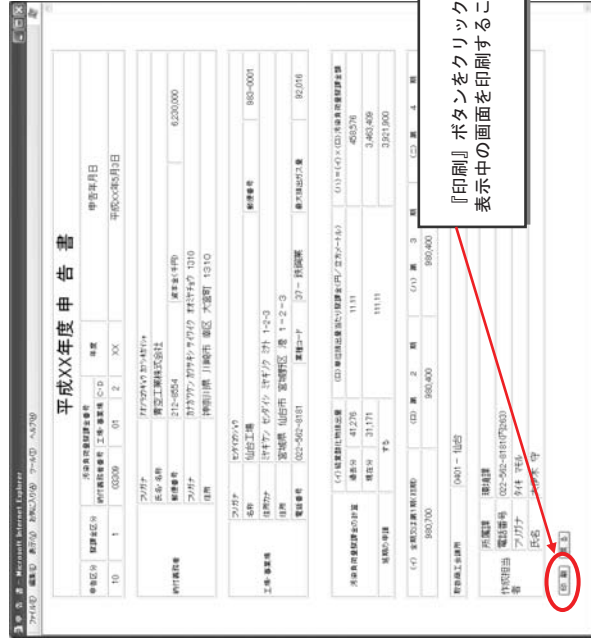


申告書を一覧表示
印刷

申告書を一覧表示
印刷

※ 一覧画面は、受信日順（受信日の新しいものが先頭）に表示されます。

④オンライン申告書詳細画面



印刷
印刷

本画面の印刷内容をもとに、委託業務関連ファイルシステムより「申告書入力」を行ってください。
(P. 50～56 参照)

(14) エラーメッセージ画面

①システムエラー画面



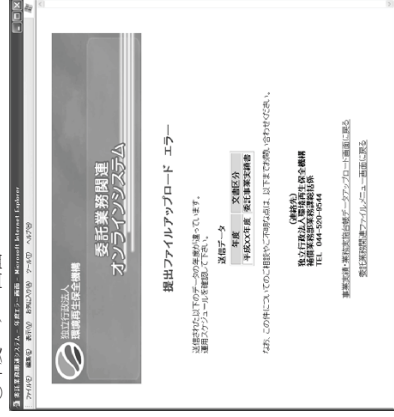
左記のメッセージが表示された場合、何らかのシステムエラーが発生しています。再度同じ操作をしても同じメッセージが表示される場合は、機構へお問合せください。

②管轄コード不一致エラー画面



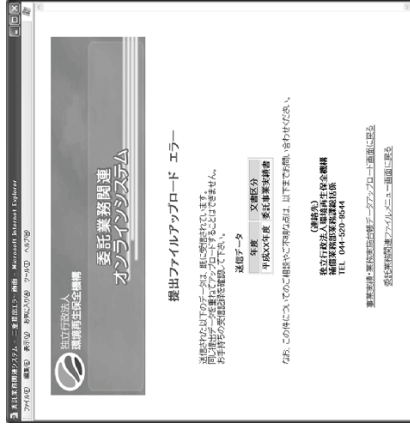
左記のメッセージが表示された場合、ログイン時のIDと委託業務関連ファイルシステムから作成した提出ファイル中の管轄コードとが異なります。
認証情報に記載されているユーザIDと、委託業務関連ファイルの管轄コードとを確認し、再度送信してください。
委託事業実績書を印刷(P.50、63～70参照)した後、アップロードするCSVファイルを作成してください。
委託事業実績書に全く記載がなされていないと、左記のメッセージが表示されることがあります。

③年度エラー画面



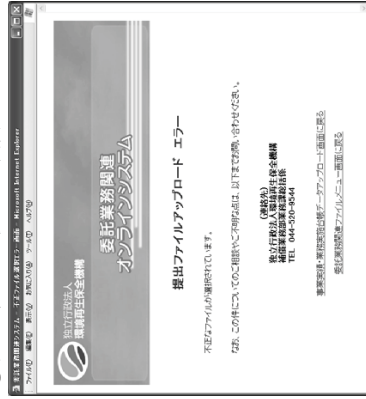
左記のメッセージが表示された場合、ログインに使用した認証情報の年度と、委託業務関連ファイルより作成した提出ファイルの年度が異なっています。
過年度に作成したCSVファイルを送信していないか、ご確認ください。

④重複エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、本年度分の、表示されている文書区分の提出ファイルが既に受信されています。
同じ年度、同じ文書区分の送信データを再度送信する必要のある場合は、機構側で当初の送信データを無効にしますので、ご連絡ください。

⑤不正ファイル選択エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、**委託業務関連ファイルシステム以外で作成されたファイルを送信している可能性があります。**
 正しい提出ファイルを選択し、再度送信し直してください。

⑥委託業務関連ファイルダウンロード画面



左記のメッセージが表示された場合、委託業務関連ファイルダウンロードに何らかのシステムエラーが発生しています。再度操作しても同じメッセージが表示される場合、機構へお問合せください。

⑦タイムアウト、不正アクセス通知画面



左記のメッセージが表示された場合、次の二つの原因が考えられます。
 1. ログインしたまま 40 分以上操作をしなかった。
 → ログイン画面へ戻って、再度ログインしなおしてください。
 2. ログインしないままシステムの各ページへ、URL を入力して直接アクセスしようとした。
 → ログインしてから、リンクをたどって各ページへアクセスしてください。

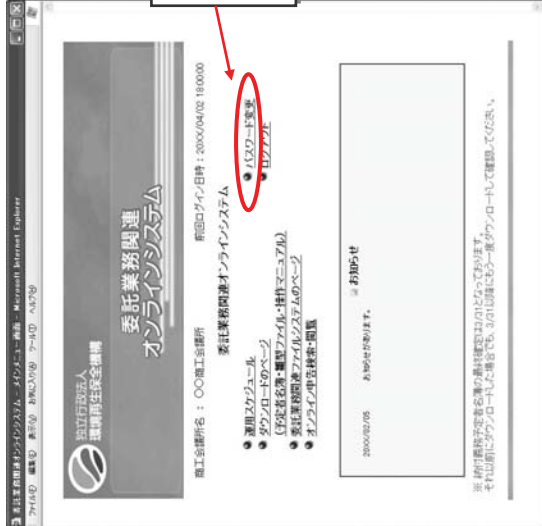
⑧ログイン受付時間外通知画面



受付時間内にもかかわらず、左記のメッセージが表示される場合は、ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。
 (クリア方法は P8~10 参照)

(15) パスワード変更

①パスワード変更画面の表示



②パスワード変更



⚠️ 注意

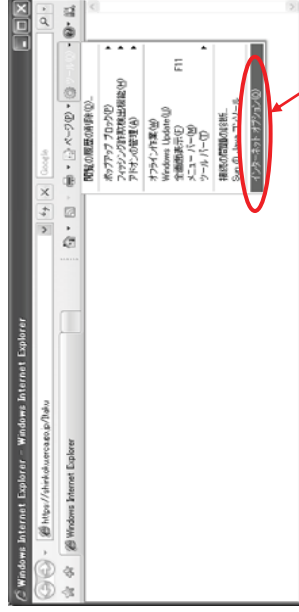
- 初回ログイン時には、自動的にパスワード変更画面が表示されます。パスワードを変更しないと他の操作を行うことができません。
- 現パスワードと新パスワードを同じにすることはできません。

■ オートコンプリートの設定方法

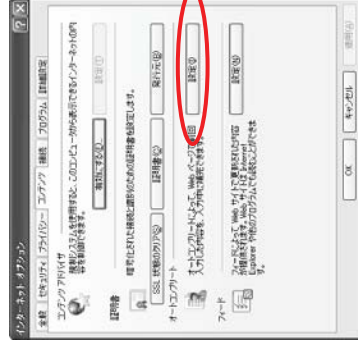
⚠️ 注意

- ユーザID、仮パスワードをブラウザに残さないようにするには、Internet Explorer のオートコンプリートの設定をオフにします。
- オートコンプリートの設定をオフにすると、委託業務関連オンラインサイト以外のサイトでも、パスワードを保存していたページがある場合には自動表示されなくなります。
- パスワードを記録する外部ツールなどは使用しないでください。

[Internet Explorer 7]



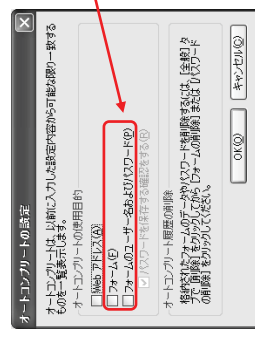
メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



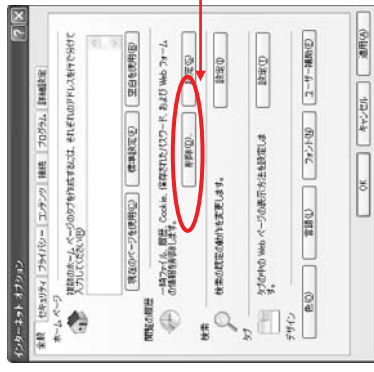
「コンテンツ」タブの「オートコンプリート」セクションで『設定』ボタンをクリックしてください。



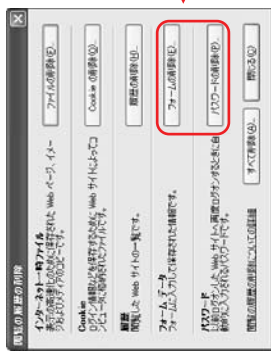
注意



「フォーム」及び「フォームのユーザ名およびパスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。



「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除』ボタンをクリックしてください。

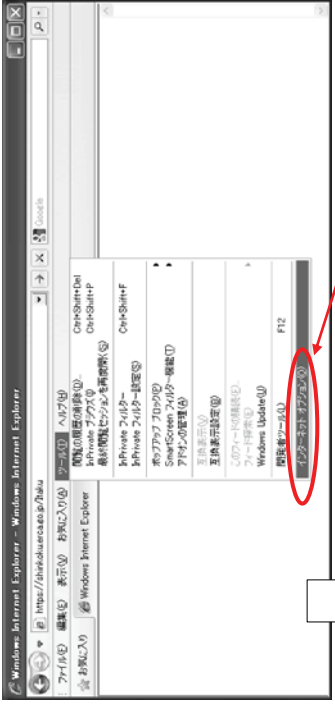


「フォームの削除」ボタン及び「パスワードの削除」ボタンをクリックしてください。

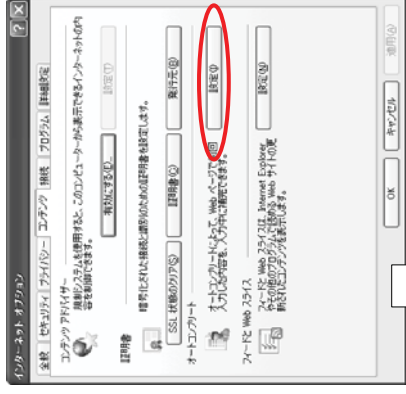


注意

[Internet Explorer 8]



メニューから「ツール」を選択し、インターネットオプションをクリックしてください。



「コンテンツ」タブの「オートコンプリート」セクションで『設定』ボタンをクリックしてください。

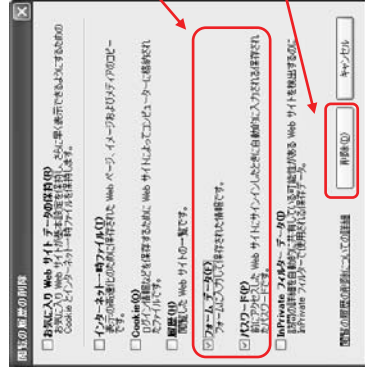


「フォーム」及び「フォームのユーザ名およびパスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。

「オートコンプリートの履歴の削除」ボタンをクリックしてください。



注意



「フォームデータ」及び「パスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックをつけてください。

「削除」ボタンをクリックしてください。

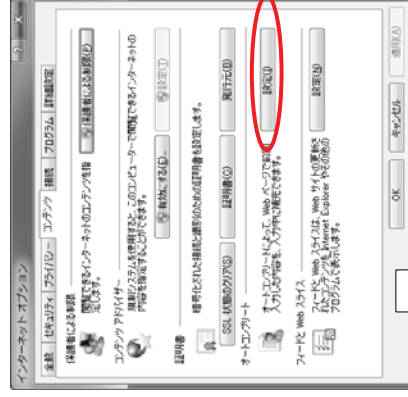


注意

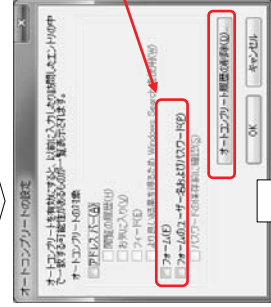
[Internet Explorer 9]



メニューから「ツール」を選択し、インターネットオプションをクリックしてください。



「コンテンツ」タブの「オートコンプリート」セクションで『設定』ボタンをクリックしてください。

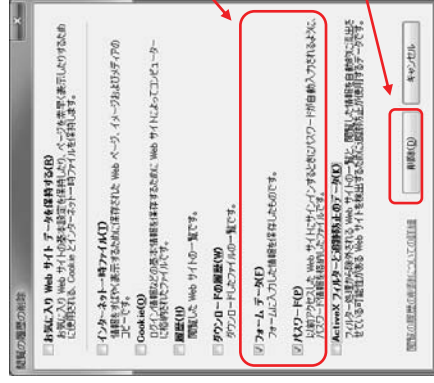


「フォーム」及び「フォームのユーザ名およびパスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。

「オートコンプリートの履歴の削除」ボタンをクリックしてください。



注意



「フォームデータ」及び「パスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックをつけてください。

「削除」ボタンをクリックしてください。

8. 委託業務関連ファイルシステムの利用手順

(1) 委託業務関連ファイルシステムとは

委託業務関連ファイルシステムとは、機構からの委託業務に関わる一連の事務処理を行うシステムで、「委託業務関連オンラインシステム」のWEBサイトからダウンロードして使用するものです。

このファイルシステムは Excel によって作られており、入力した申告書の情報がそのまま帳票に反映されます。なお、印刷する内容（シート）を直接編集することはできません。主な使用方法は以下のとおりです。

- ① 事業所から送付された「申告書」をもとに数値等の入力を行います。
- ② 事業所の状況等を入力して記録します。
- ③ 「送付表」、「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」を作成し、印刷や保存をします。
- ④ 機構へ提出するためのデータ（CSVファイル）を作成します。

(2) 委託業務関連ファイルシステムの起動

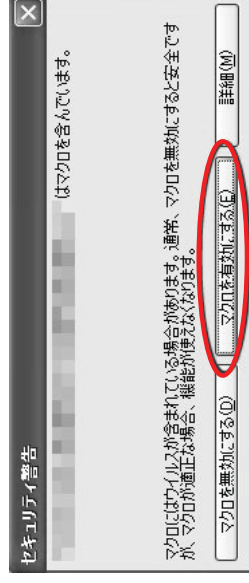
委託業務関連ファイルシステムは、Excel のマクロ機能を使用しています。必ずマクロを有効にしておいてください。



委託業務関連オンラインシステムからダウンロードした「会議所」フォルダの中の「委託業務」のエクセルシートをダブルクリックすると、「委託業務関連ファイルシステム」が起動します。
(P. 23~24 参照)

① [Excel 2002、Excel 2003 をお使いの場合]

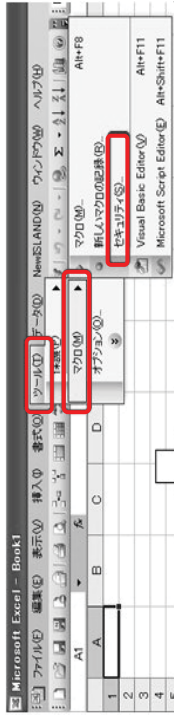
委託業務関連ファイルシステムを起動すると、マクロを有効にするかどうか確認するダイアログボックスが表示されますので、必ず「マクロを有効にする」を選択して起動してください。



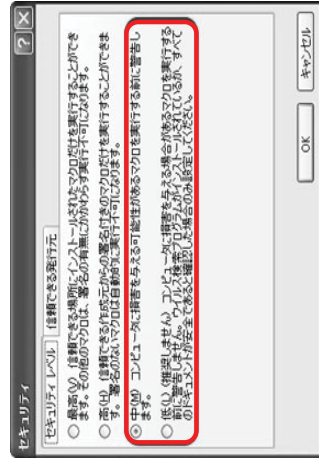
Excel 2002、Excel 2003 をご使用のときに、マクロが有効にならない、あるいは上記ダイアログが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

【マクロ機能の設定方法】

(a) メニューから「ツール(T)」 - 「マクロ(M)」 - 「セキュリティ(S)」を選択します。

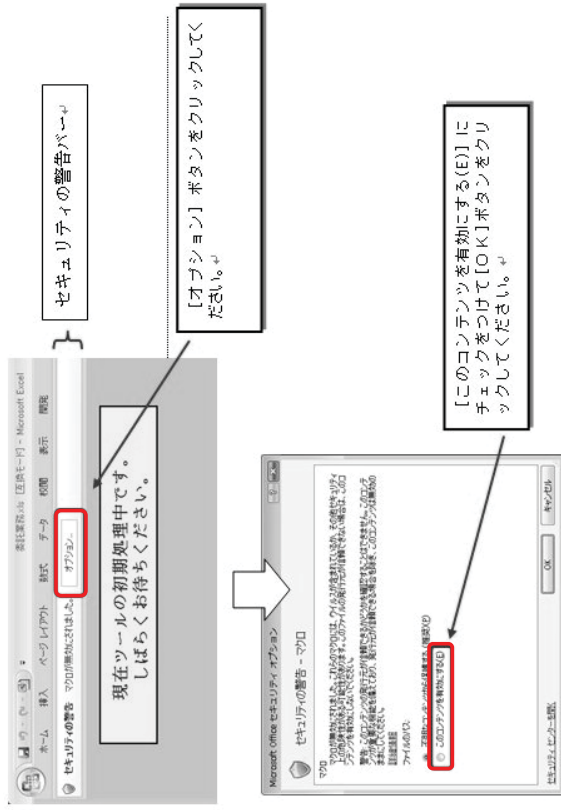


(b) 「セキュリティレベル」タブで「中(M)」以下を選択します。



② [Excel 2007 をお使いの場合]

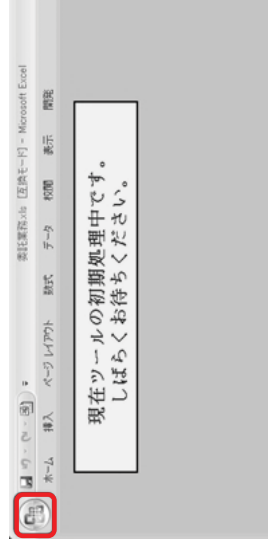
Excel 2007 で委託業務関連ファイルシステムを起動すると、マクロ無効時の画面と、セキュリティの警告バーが表示されます。[セキュリティ オプション]ウィンドウを開き、[このコンテンツを有効にする]をチェックして保護を解除してください。



Excel 2007 をご使用のときに、マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

【マクロ機能の設定方法】

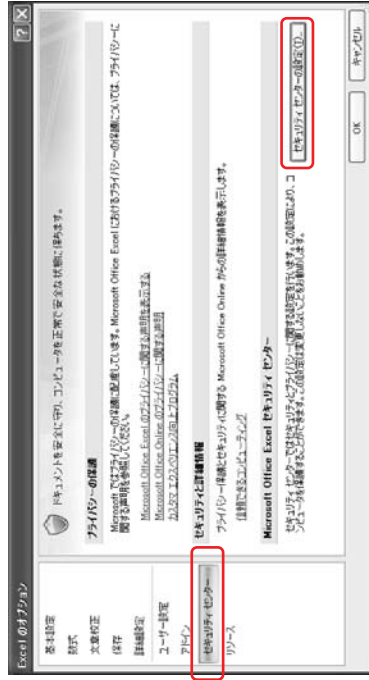
(a) Excel 左上の丸いボタンをクリックし、メニューを開きます。



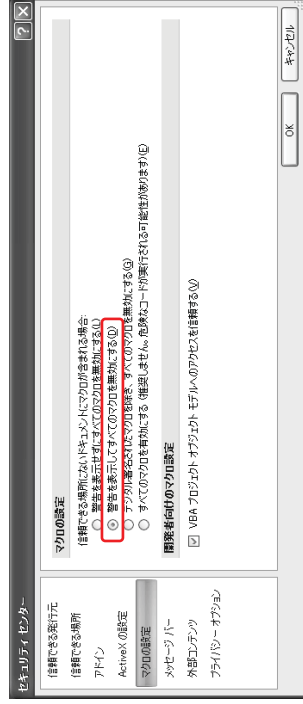
(b) メニュー中にある「Excel のオプション(D)」を選択します。



(c) オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択して、「セキュリティセンター設定」をクリックします。

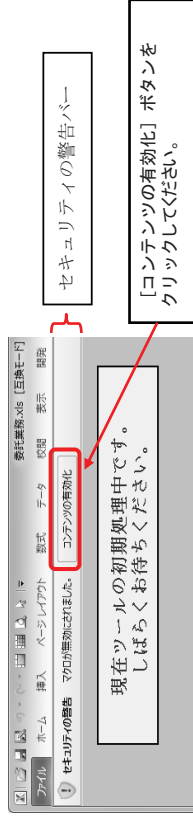


(d) マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、委託業務関連ファイルシステムを開き直します。



③ [Excel 2010 をお使いの場合]

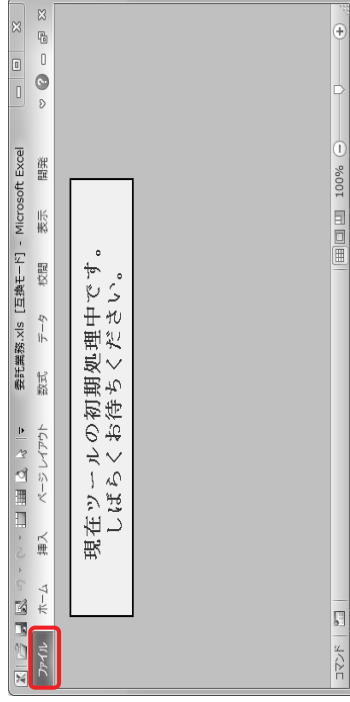
委託業務関連ファイルシステムを起動すると、マクロ無効の画面とセキュリティの警告バーが表示されますので、「コンテンツの有効化」ボタンをクリックし、保護を解除してください。この操作は、同じ Excel 離型ファイルについて一度行えば、2 回目以降は表示されません。



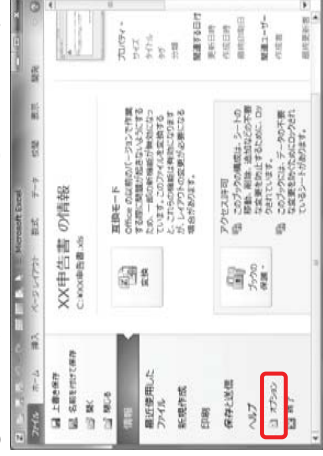
注意

○ マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。
なお、離型ファイルの入力後は変更を長ずようにしてください。

① Excel 上の「ファイル」タブをクリックします。



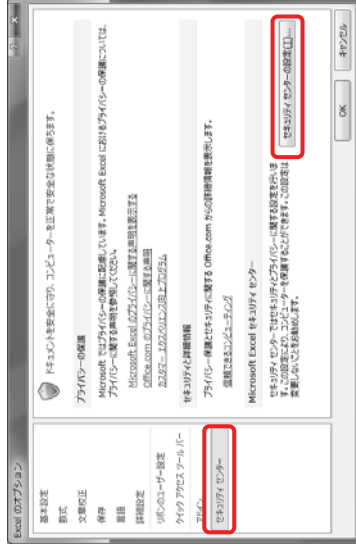
② メニュー中にある「オプション」を選択します。



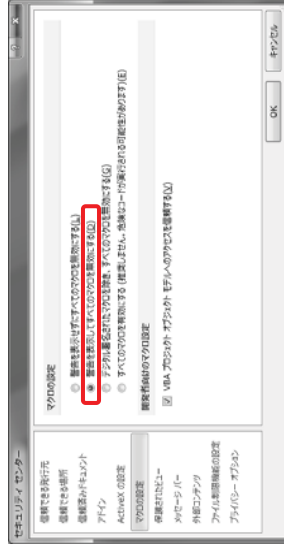


注意

- ③ オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択し、「セキュリティセンター設定」をクリックします。

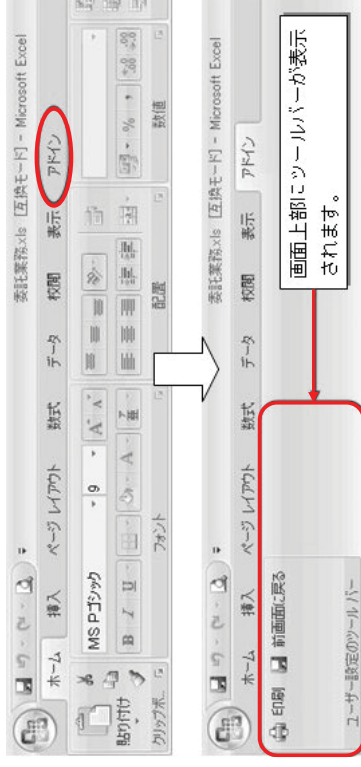


- ④ マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、雛型を開きなおします。



- ④ Excel2007,2010のツールバーの表示方法

Excel2007およびExcel2010では、委託業務関連ファイルシステムでの操作を行うためのツールバーが初期状態では表示されません。画面上部にあるリボンの「アドイン」を選択することにより、ツールバーを表示してください。



(3) 委託業務関連ファイルシステムのメインメニュー

委託業務関連ファイルシステムの「委託業務.xls」の Excel ファイルを起動すると、メインメニューが表示されます。

① メニュー画面



② 各メニューの処理内容

メニュー名	処理の内容
1 申告書の入力	事業所からの申告書の内容を入力します。
2 未申告事業所の表示印刷	未入力の事業所を表示し、印刷します。
3 送付表の印刷	入力した申告書の送付表を印刷します。
4 実績書の作成印刷	事業実績内容を入力し、実績書を作成し、印刷します。
5 業務実施台帳の作成印刷	各事業所の状況等を入力し、業務実施台帳を作成し、印刷します。
6 データ受け渡し処理	機構に提出するデータ (CSVファイル) を作成します。
7 宛名ラベルの印刷	宛名ラベルを印刷します。
8 操作マニュアルの表示	委託業務関連オンラインシステム操作マニュアルを表示します。
9 システムの終了	委託業務関連ファイルシステムを終了します。

(4) 「申告書の入力」メニューについて

① メニューの内容

事業所から提出された用紙申告、FD申告の申告書内容を入力します。

オンライン申告については、申告内容を印刷・確認 (P.31~32 参照) のうえ、内容を入力します。
 賦課金番号を指定すると、納付義務者名称や住所などの納付義務予定者名簿 (以下「名簿」という。) の記載内容及び資本金、最大排ガス量、過去分SOx累積換算量、賦課料率の基本情報が自動表示されます。

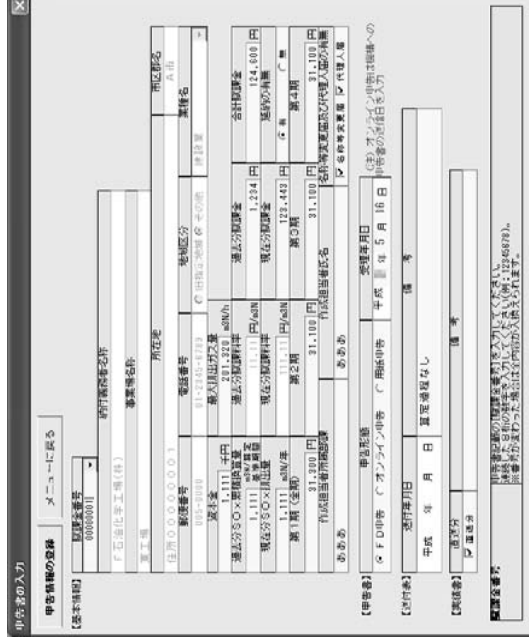
現在分SOx排出量、賦課金額、申告形態や受理年月日等の入力を行います。

名簿に記載のない事業所から受理した申告書は、「他会議所分」として登録しますので、申告書の内容をそのまま手入力してください。

この画面で [受理年月日] 欄に入力しないと、申告書が受理されたことになりません。
オンライン申告の場合は、機構への申告書送信日を [受理年月日] 欄に入力してください。

② 操作手順

メインメニューから [申告書の入力] を選択すると表示される画面です。



ア 処理ボタンの説明

ボタン	説明
[申告情報の登録]	画面の情報を登録します。
[メニューに戻る]	メインメニューに戻ります。
[データ削除]	納付義務予定者名簿にない事業所を入力すると、このボタンが表示されます。なお、ボタンを押すと表示している情報を削除します。

イ 入力項目の説明

項目	名簿 記載分	名簿 未記載分	備考
基本情報			
賦課金番号	選択	手入力	
納付義務者名称	自動設定	手入力	
事業場名称	自動設定	手入力	
所在地	自動設定	手入力	手入力の場合は、都道府県から入力します。
市区郡名	自動設定	自動設定	[所在地]から自動設定されます。
郵便番号	自動設定	手入力	手入力の場合は、ハイフン無しの7桁で入力します。
電話番号	自動設定	手入力	手入力の場合は、市外局番と市内局番の間にそれぞれハイフンを入れてください。
地域区分	自動設定	選択	
業種名	自動設定	選択	
資本金	自動設定 (手入力可)	手入力	
最大排出ガス量	自動設定 (手入力可)	手入力	
過去分SOx 累積換算量	自動設定 (手入力可)	手入力	
過去分賦課料率	自動設定	自動設定	
過去分賦課金	自動計算 (手入力可)		自動計算の場合は、[過去分SOx 累積換算量]×[過去分賦課料率]で 計算されます(1円未満切捨て)。
現在分SOx 排出量	自動設定	手入力	
現在分賦課料率	自動設定	選択	
現在分賦課金	自動計算 (手入力可)		自動計算の場合は、[現在分SOx 排出量]×[現在分賦課料率]で計算 されます(1円未満切捨て)。
合計賦課金	自動計算 (手入力可)		自動計算の場合は、[過去分賦課 金]+[現在分賦課金]で計算されま (100円未満切捨て)。
延納の有無	選択		「有」を選択した場合は、納付額 内訳が自動計算されます。

項目	名簿 記載分	名簿 未記載分	備考
第1期(全期)			自動計算の場合は、[延納の有無] により以下のように計算されま す。 【有の場合】 [合計賦課金]を4等分した結果 を100円単位で計算(※100円 以下になる場合の残は、第1期 に加算) 【無の場合】 [合計賦課金]を全期に設定
第2期			
第3期		自動計算 (手入力可)	
第4期			
作成担当者 所属部課		手入力	提出された申告書中に記載がない 場合は「申告書に記載なし」など と入力してください。
作成担当者氏名			
名称変更届及び 代理人届の有無		選択	名称変更届及び代理人選任・解 任届を受理している場合には、該 当する届をチェックします。 ここにチェックしますと、 送付表、委託事業実績書、業務実 施台帳の備考欄に届出の記載が 自動設定されます。
申告形態		選択	
申告書		手入力	申告書を受理した年月日を正しく 入力してください。 この受理年月日が設定されると、 申告書が提出されたものとみなさ れます。
送付年月日		自動設定	送付表を印刷すると自動設定され ます。
備考		手入力	送付表の備考を入力します。 送付表に入力した内容が印刷され ます。
実績書		選択	直送分とは、用紙申告又はFD申 告で、申告書が機構に直接送付さ れたものを指します。 直送分の申告書(控)は機構から 商工会議所へ転送します。入力中 の申告書が直送分である場合に、 チェックします。
備考		手入力	実績書の備考を入力します。 実績書に入力した内容が印刷され ます。
ガイド表示		—	マウスが置かれている項目につい ての説明が、画面下部に表示され ます。

ウ 申告書情報の登録

賦課金番号を入力すると、基本の情報が表示されます。申告書を確認しながら申告情報を入力し、[申告情報の登録]をクリックします。



[はい]ボタンを押すと、内容のチェックを行います。



入力チェックが完了すると、入力チェック完了のメッセージが表示されます。[OK]ボタンを押すと画面の内容が登録され、各項目がクリアされます。

③ 注意事項

ア [受理年月日]について

**本システムでは、この画面の [受理年月日] が重要な意味を持ちます。
[受理年月日] の年月日が設定されると、同日付けで申告書が受理されたこととなります。
[受理年月日] が空欄の場合、その事業所は申告書未提出という扱いになってしまいますので、
正しく入力するよう、特にご注意ください。**

イ 登録前に賦課金番号を変更するとき

[申告情報の登録]を行わずに賦課金番号を変更すると、画面の内容はクリアされますので、ご注意ください。



保存が必要な場合には、[いいえ]をクリックし、[申告情報の登録]をします。

ウ 登録前に終了するとき

登録前に[メニューに戻る]をクリックすると、画面の内容はクリアされますので、ご注意ください。



保存が必要な場合には、[いいえ]をクリックし、[申告情報の登録]をします。

エ 名簿がない事業所について

名簿がない賦課金番号を入力すると、自動的に「他会議所分」として扱われます。
送付表の印刷や実績書の印刷時に名簿未掲載分として扱われます。



【データの削除】

「他会議所分」の場合のみ[データの削除]ボタンが表示されますので、[データの削除]ボタンをクリックします。(名簿にある事業所の情報は削除できません。)



[はい]ボタンを押すと、確認のウインドウが表示されます。



削除する場合には、[OK]をクリックします。

オ 誤って他の事業所の情報を入力した場合

名簿記載分の事業所に対して、誤って他の事業所の情報を登録した場合には、**受理年月日を空欄にして登録すると入力内容がクリアされます。**

受理年月日を空欄にして登録を行うと、確認ウインドウが表示されます。



未申告扱いに戻す場合には、[はい]ボタンをクリックしてください。

自動設定項目以外の項目が空欄に設定されます。

カ 賦課金額の自動計算について

賦課金額計算に関連する項目を変更して別の項目に移動すると、その他のいくつかの項目について、自動計算するウィンドウが表示されます。



賦課金額を自動計算する場合には、[はい]ボタンをクリックしてください。

現在分SOx排出量及び延納の有無を入力して、自動計算してから、申告書の記載内容と確認してください。

(a) 自動計算対応表

変更する項目	自動計算項目			備考
	過去分賦課金	現在分賦課金	合計賦課金額	
過去分SOx累積換算量	○	—	○	
現在分SOx排出量	—	○	○	
現在分賦課料率	—	○	○	名簿に記載されている事業所
現在分賦課金	—	—	○	
合計賦課金	—	—	—	

例えば、「過去分SOx累積換算量」の値を変更して別の項目に移動すると、表の自動計算項目で「○」がついている「過去分賦課金」、「合計賦課金額」、「期別納付内訳」について、自動計算するかを確認するウィンドウが表示されます。

ここで自動計算する場合には、[はい]ボタンをクリックしてください。

※ 確認ウィンドウが表示されない(自動計算が行われない)場合は、以下の操作を行ってください。

1. 一度、賦課金計算に関連するいずれかの項目を空欄にして、別の項目に移動する。
2. 再度、空欄にした項目の内容を入力して、別の項目に移動する。

キ [名称等変更届及び代理人届の有無]及び[直送分]について

[名称等変更届及び代理人届の有無]の欄にチェックをつけた場合、送付表、委託事業実績書及び業務実施台帳の各帳票の備考欄に、届出が提出された表示が自動設定されます。

また、[直送分]の欄にチェックをつけた場合、委託事業実績書の備考欄に「機構直送」の表示が自動設定されます。

直送分とは、用紙申告又はFD申告で、申告書が機構に直接送付されたものを指します。

直送分の申告書(控)は機構から商工会議所へ転送しますので、入力中の申告書が機構から転送されてきた直送分である場合にチェックをつけてください。

(6) 「未申告事業所の表示/印刷」メニューについて

① メニューの内容

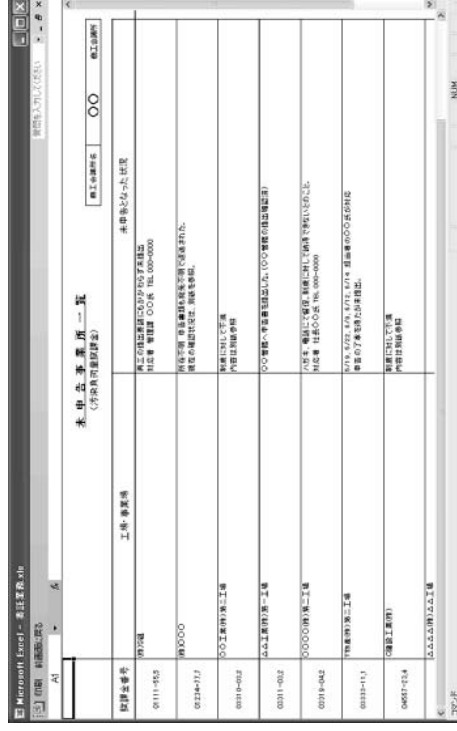
申告書を受理していない事業所の一覧を表示・印刷しますので、このメニューで未申告事業所を確認してください。

この一覧では、「申告書の入力」メニューの中で「受理年月日」が未入力の事業所が表示されます。表示された事業所の申告書受理状況について、今一度ご確認ください。

② 操作手順

(a) 未申告事業所一覧

メインメニューから「未申告事業所の表示/印刷」を選択すると、申告書を受理していない事業所の一覧が表示されます。



「未申告となった状況」欄は、委託事業実績書(=各地商工会議所別委託事業実績書)の作成時に入力します。(P.63~64 参照)

(b) 処理ボタンの説明



画面上部のツールバーのボタンから処理を選択します。

メニュー名	説明
印刷	画面の情報を印刷します。
前面に戻る	メインメニューに戻ります。

※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

③ 注意事項

未申告事業所画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。
このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合は、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ 操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。

(6) 「送付表の印刷」メニューについて

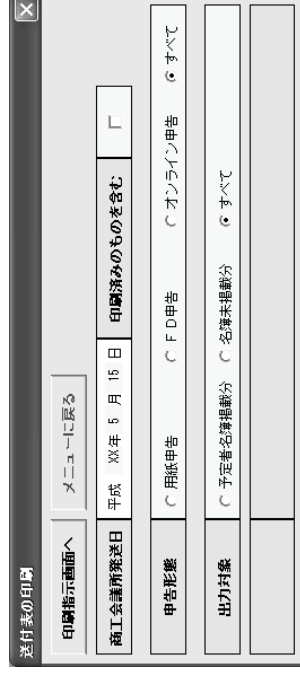
① メニューの内容

受理した申告書について、申告書内容を入力 (P.50～56) 後、「送付表」(用紙申告分、FD申告分) 及び「オンライン申告事業者連絡表」(オンライン申告分) を印刷します。

「送付表」及び「オンライン申告事業者連絡表」を印刷した事業所については、委託事業実績書の【8. 機構へ送付する申告書等】の送付月日及び件数が自動設定されます (P.66)

② 操作手順

メインメニューから[送付表の印刷]を選択すると表示される画面です。



ア 表示項目の説明

項目	説明
商工会議所発送日	送付表の発送日を入力し、発送日として印刷します。 (初期値として操作日が表示されます)。 印刷後は、委託事業実績書の【8. 機構へ送付する申告書等】の送付年日及び送付件数欄へ自動設定されます。
印刷済みのものを 含む	チェックをつけると、送付表を印刷していない事業所のほかに、印刷済みの事業所も合わせて抽出します。 チェックをはずすと、送付表を印刷していない事業所だけを抽出します。 (初期設定：チェックなし)
申告形態	印刷対象を用紙申告 / FD申告 / オンライン申告 / すべてから選択します。
出力対象	印刷する対象を、名簿掲載分 / 未掲載分 / すべて から選択し、印刷指示画面に出力させます。

イ 印刷指示画面

(a) 条件に該当する事業所を抽出し、印刷したい事業所を指定します。

送付年月日: 送付年月日付で印刷する事業所をチェックしてください。現在印刷対象は 7 件です。

印刷	送付年月日	中台名称	名称	印刷番号	印刷済事業所名	事業場所属
<input checked="" type="checkbox"/>		FO事業	F 石油化学工場(株)	00000001	F石油化学工場(株)	東工場
<input checked="" type="checkbox"/>		FO事業	D 配管工業(株)	00000008	D配管工業(株)	南工場
<input checked="" type="checkbox"/>		FO事業	B 市	00000005	B市	清掃センター
<input checked="" type="checkbox"/>		FO事業	資工工業株式会社	00000012	資工工業株式会社	仙石工場
<input checked="" type="checkbox"/>		川岸事業	E 硝成(株)	00000002	E硝成(株)	西岸事業所
<input checked="" type="checkbox"/>		川岸事業	C 硝成(株)	00000004	C硝成(株)	北工場
<input type="checkbox"/>		川岸事業	A 硝成(株)	00000006	A硝成(株)	川岸事業所

(b) 表示項目の説明

項目	説明
印刷チェック	チェックを外すと、印刷しません。 チェックをつけると、印刷対象となります。 (初期設定：チェックあり)
送付年月日	すでに送付表を印刷した場合に、その送付年月日が表示されます。 はじめて印刷する事業所は空欄となります。
申告形態	申告形態が表示されます。
名簿	名簿未掲載 (他会議所分) のとき、[未]が表示されます。
賦課金番号	賦課金番号が表示されます。
納付義務者名称	納付義務者名称が表示されます。
事業場名	事業場名が表示されます。

(c) 印刷確認のウィンドウ

印刷実行ボタンをクリックします。印刷確認のウィンドウが表示されます。

印刷シートが 枚あります。

イメージ表示(プレビュー)

印刷実行

前の画面に戻る

(d) イメージ表示 (プレビュー)

送付表の印刷イメージを画面上で確認します。(表示のみ)

FD申告分

印刷番号	工場・事業場	納付年月日	納付形態	備考
00000-001	F石油化学工場(株) 東工場	5月16日	5月付分	送付済事業場、代印人欄、得意通帳互し
00000-002	D配管工業(株) 南工場	5月16日	5月付分	送付済事業場、
00000-005	B市 清掃センター	5月16日	5月付分	
00000-012	資工工業株式会社 仙石工場	5月16日	5月付分	

商工会議所受付年月日欄は、申告・納付期限後 (5月16日～) の工場・事業場については斜体かつ赤字で表示されます。

画面の切り替えは、画面上部のツールバーのボタンを使います。

「印刷確認」ウィンドウへ戻るときは、「前画面に戻る」をクリックします。



※ Excel 2007, 2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

(e) 印刷実行

送付表の印刷を行います。印刷した事業所には、「送付年月日」が自動設定されます。

1. 印刷確認ウィンドウで[印刷実行]を選択します。
2. 送付表が印刷されます。
3. 印刷が終わると、印刷条件設定画面に戻ります。

初めて印刷したときには、印刷した日付が事業所の「送付年月日」として自動設定され、以降は「印刷済」として扱われます。

- 2 回目以降に印刷したときには、「送付年月日」は新しい日付で更新されます。

③ 注意事項

ア イメージ表示(プレビュー)画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。

このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ 操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。

イ 印刷済の事業所をもう一度印刷したいとき

「印刷済のものを含む」にチェックをつけることで過去に印刷済の事業所も一覧に表示されます。

ウ 名簿がない事業所について

名簿がない事業所については、「送付表」の備考欄の先頭に「*」が表示されます。

(7) 「実績書の作成/印刷」メニューについて

① メニューの内容

未申告事業所の状況や事業実績を入力し、委託事業実績書 (=各地商工会議所別委託事業実績書) を作成し、印刷します。

委託事業実績書の各帳票は以下のとおりです。

- ・ 『1. 申告書提出事業所一覧』
- ・ 『2. 申告書未提出事業所一覧』
- ・ 『3～9. (各) 事業実績』

② 操作手順

メインメニューから[実績書の作成/印刷]を選択すると、以下の「実績書サブメニュー」画面が表示されます。



ア 実績書サブメニューの説明

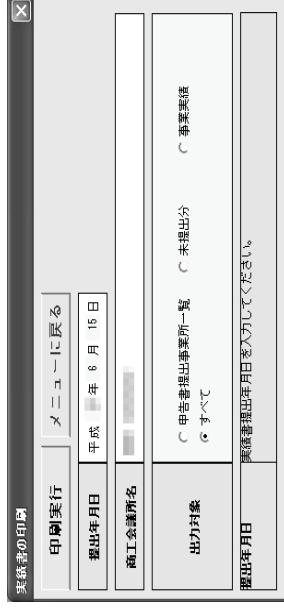
メニュー名	説明
未申告データ入力	未申告事業所がある場合、その状況を入力します。 帳票『2. 申告書未提出事業所一覧』は、この入力内容をもとに自動設定・印刷されます。
事業実績の入力	委託事業実績書の内容を入力します。 帳票『3～9. (各) 事業実績』は、この入力内容をもとに自動設定・印刷されますので、必ず入力してください。
実績書の印刷	委託事業実績書の印刷イメージ表示(プレビュー)を行います。
メニューに戻る	実績書サブメニューを閉じて、メインメニューに戻ります。

事業実績の報告内容欄

番号	項目名	内容
	説明会開催の日時	毎年4月に開催される汚染負荷量賦課金申告・納付説明会(以下、「説明会」)を開催された場合に入力してください。 なお、他の商工会議所と合同開催した場合も、開催日時及び場所(〇〇商工会議所〇〇ホール等)を入力してください。
	説明会開催の場所	
3.説明会開催状況及び資料送付状況	出席者数及び事業所数	説明会の受付簿等から出席者及び事業所数を入力してください。 合同開催の場合は、自会議所管轄の該当数を入力してください。
	説明会開催通知数	管轄の事業所への説明会開催通知数を入力してください。
4.窓口相談及び電話相談	説明会資料送付部数	説明会開催前に資料送付した部数、また、説明会に欠席した事業所へ後日送付した部数の合計を入力してください。
	説明会当日資料配付	説明会当日に資料配付した部数を入力してください。
5.申告書提出協力要請	窓口相談及び電話相談	それぞれの相談に対応した件数、事業所数を入力してください。合計欄は自動設定されます。
	電話ハガキ等面談	申告納付期限(5月15日)内及び期限後について、提出要請をした件数を入力してください。合計欄は自動設定されます。
6.申告書等の点検	申告総数	受理年月日が徴収実施期間内(～6月14日)である申告書件数の総数、うちFD申告件数・オンライン申告件数が自動設定されます。
	誤り事項	申告書等の点検時における各事項の件数を入力してください。
7.指導員の氏名	誤り総数	自動設定されます。
	主な誤り及び指導内容	特記すべき点などがございましたら、入力してください。
8.機構へ送付する申告書等	送付月日	本業務の担当者氏名及び役職を入力してください。
	送付件数	自動設定されます。
9.機構に対する連絡事項		機構への連絡事項がございましたら、入力してください。

エ 実績書の印刷

実績書サブメニューから「実績書の印刷」を選択すると、印刷内容の設定画面が表示されます。



(a) 表示項目の説明

項目	説明
提出年月日	実績書の提出年月日を入力します。 徴収実施実施期間の翌日(6月15日)以降の日付を設定してください。
商工会議所名	自動設定されます。
出力対象	印刷する帳票を選択します。 申告書提出事業所一覧 / 未提出分 / 事業実績 / すべて から選択します。

(b) 印刷実行



印刷確認のウインドウが表示されます。

(c) イメージ表示(プレビュー)

実績書の印刷イメージを画面上で確認します。(表示のみ)
画面の切り替えは、画面上部のツールバーのボタンを使います。



※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

(d) 印刷実行(印刷確認画面)

委託事業実績書の印刷を行います。

③ 注意事項

イメージ表示(プレビュー)画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。

このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ **操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。**

イ 実績書サブメニューから未申告データ入力をした事業所が、後から申告書を提出してきたとき委託業務関連ファイルシステムの、メインメニューの「申告書の入力」(P.50~56 参照)で、「受理年月日」等を入力し、再度、実績書の印刷を行ってください。

※ [未申告データ入力]は、申告書の「受理年月日」が空欄の事業所が対象となります。

ウ 委託事業実績書「6. 申告書等の点検」の「申告書総数」が実際の数と異なるときこの「申告書総数」は自動設定される項目です。
徴収実施期間(毎年3月1日~6月14日)に受理された用紙申告とFD申告及びオンライン申告分が自動計算されます。

実際の総数と異なる場合は、「申告書の入力」画面で「受理年月日」と「申告形態」の確認をしてください。

(受理年月日が空欄、または入力値が誤っている場合などには、申告書が未提出との扱いになります。)

エ 名簿がない事業所について

名簿がない事業所については、『1. 申告書提出事業所一覧』の備考欄の先頭に「*」マークが表示されます。

(8) 「業務実施台帳の作成/印刷」メニューについて

① メニューの内容

賦課金番号ごとに業務実施台帳を作成します。

賦課金番号を指定すると、事業所名称や住所など基本情報が自動設定されます。各事業所の状況等を入力(黄色表示の部分)して保存、印刷を行います。

② 操作手順

メインメニューから[業務実施台帳の作成/印刷]を選択すると表示される画面です。

処理選択で「表示」を選択した場合

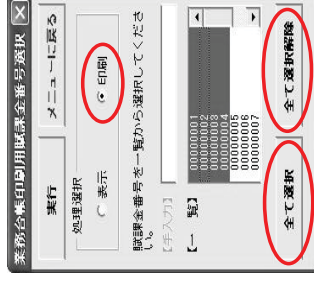
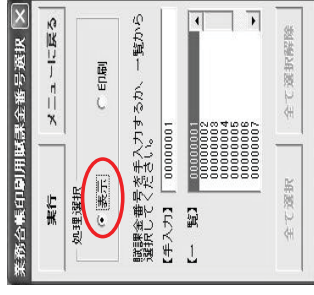
【手入力】 賦課金番号の直接入力可。

【一覧】 個別選択可、複数選択は不可。

処理選択で「印刷」を選択した場合

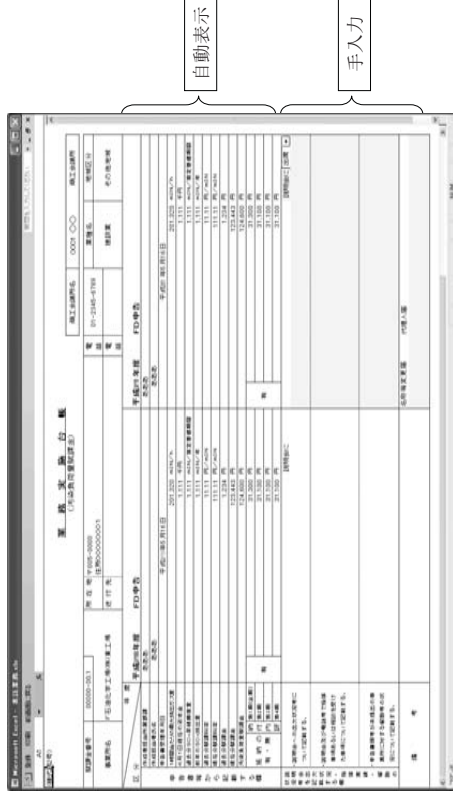
【手入力】 賦課金番号の直接入力不可。

【一覧】 個別選択、複数選択とも可。



(a) 業務実施台帳の表示

賦課金番号を手入力するか、一覧から選択して[実施台帳を表示]ボタンをクリックすると、業務実施台帳画面が表示されます。



(b) 表示画面の説明

区分	説明	
	前年度	当年度
申告書等から記載する欄	前年度の申告書の内容が自動表示されます。	「申告書の入力」メニューで入力した内容が表示されます。
説明会欠状況・指導実績・督促の状況等を記載する欄	前年度の記載内容が自動表示されます。	当年度の状況を手入力します。次年度の参考になりますので、具体的に記載してください。
備考	前年度の記載内容が自動表示されます。	当年度の状況を手入力します。

(c) 処理ボタンの説明



画面上部のツールバーのボタンから処理を選択します。

メニュー名	説明
登録	画面で編集した情報を登録します。
印刷	画面の情報を印刷します。
前画面に戻る	賦課金番号選択ウィンドウに戻ります。

※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

(3) 注意事項

業務実施台帳画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。
このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[はい]ボタンをクリックしてください。
※ **操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。**

(9) 「データ受け渡し処理」メニューについて

① メニューの内容

機軸に提出するための電子データ (CSV ファイル) をここで作成します。
作成したデータを『委託業務関連オンラインシステム』へ受け渡し、機軸へアップロード (送信) します。(アップロード方法は P.27~29 参照)

あらかじめ、提出用に一時保存フォルダを作成しておくか、保存先を決めておいてください。

② 操作手順

メインメニューから[受け渡しデータの作成]を選択すると表示される画面です。
保存場所を選択して、[OK]ボタンをクリックしてください。



(例)

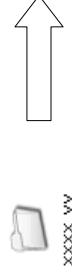
あらかじめ作成しておいた「提出用」という名称のフォルダに保存する場合



○ 保存場所のファイル名やパス名が長すぎると、データ受け渡し処理が行えないことがあります。



選択したフォルダまたはドライブ内に、サブフォルダが自動作成されます。



(例) あらかじめ作成した「提出用」フォルダ内に自動作成されたサブフォルダ「xxxx_yy」



指定したフォルダまたはドライブ内に自動作成されたサブフォルダの中には、4つの提出用の受け渡しデータが含まれています。
この4つのデータの内容は、次のとおりです。

○ データの内容

作成されたデータ	説明	提出データ		備考
		オンライン送信の場合	CD等での提出の場合	
会議所.ini	年次情報/商工会議所コード等	不要	○	CD等で提出する場合は、提出データ用サブフォルダをそのままコピーしてください。
事業所.csv	事業所についての情報	○	○	
事業実績.csv	事業実績についての情報	○	○	
業務実施台帳.csv	業務実施台帳についての情報	○	○	

③ 注意事項

提出用ファイルを作成する際、作成先のフォルダ名に環境依存文字(P.2参照)が含まれていると、以下の画面が表示され、提出データを作成することができません。



[OK] ボタンを押して、環境依存文字を含まないフォルダを作成してください。

実際のデータのアップロード(送信)の方法については、P.27~29「委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード(送信)」を参照してください。

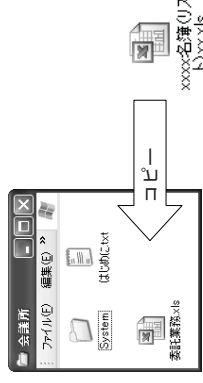
(10) 「宛名ラベルの印刷」メニューについて

① メニューの内容

宛名ラベルを印刷します。

宛名ラベルの印刷には、納付義務予定者名簿のリストが必要です。

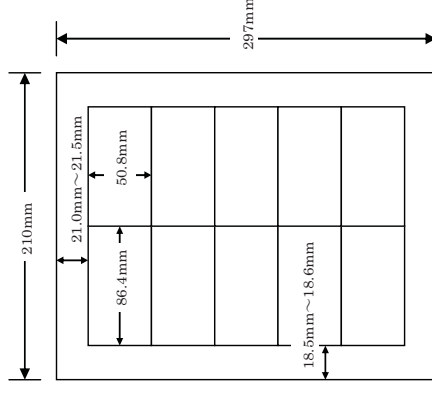
P.17~19でダウンロードした納付義務予定者名簿のリスト(ファイル名"xxxx名簿(リスト)xx.xls")を、委託業務ファイルシステムのフォルダ(「会議所」フォルダ)の中にコピーしてください。



② 宛名ラベルのシート

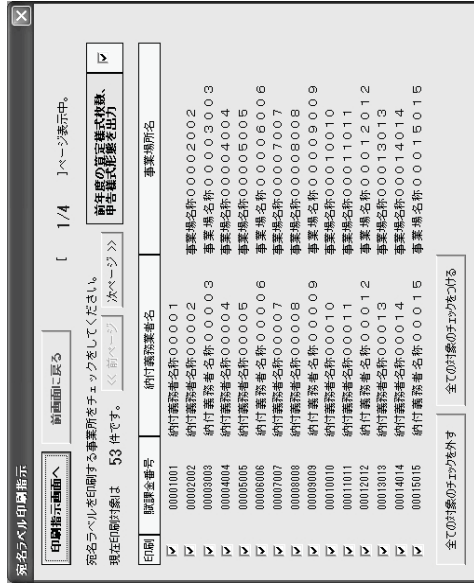
宛名ラベルのシートについては、A4判10面(2列×5段)のものをご用意ください。

<フォーマット例>



③ 画面と操作方法

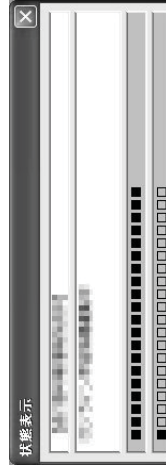
メインメニューから[宛名ラベルの印刷]を選択すると、納付義務予定者名簿に含まれる事業所の一覧が表示されます。



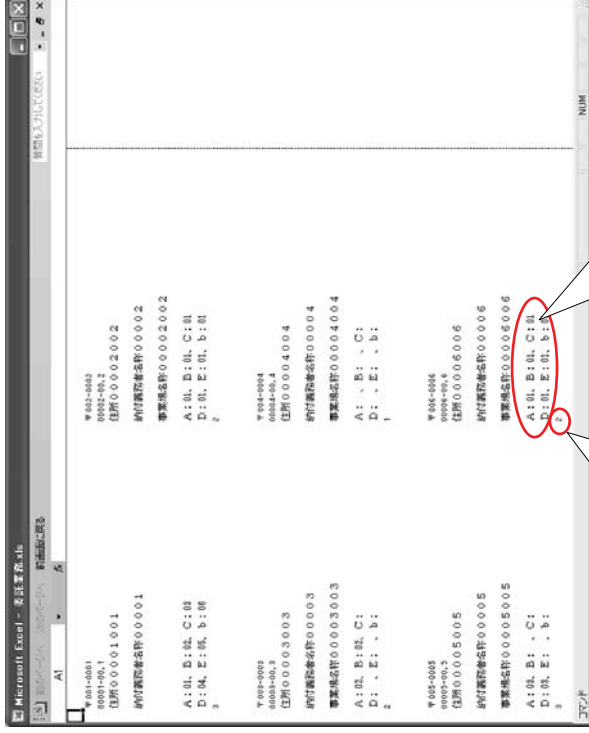
表示画面中の「印刷」欄のチェックを外したものは印刷されません。チェックをつけると印刷対象となります。

ア 印刷確認のウィンドウ

[印刷指示確認画面へ]ボタンをクリックします。印刷確認のウィンドウが表示されます。



イ イメージ表示 (プレビュー)



※1 前年度申告形態

- 1 : 用紙申告
- 2 : FD申告
- 3 : オンライン申告

※2 様式枚数

前年度に提出した算定様式(A、B、C、D、E、b)の枚数を表示します。

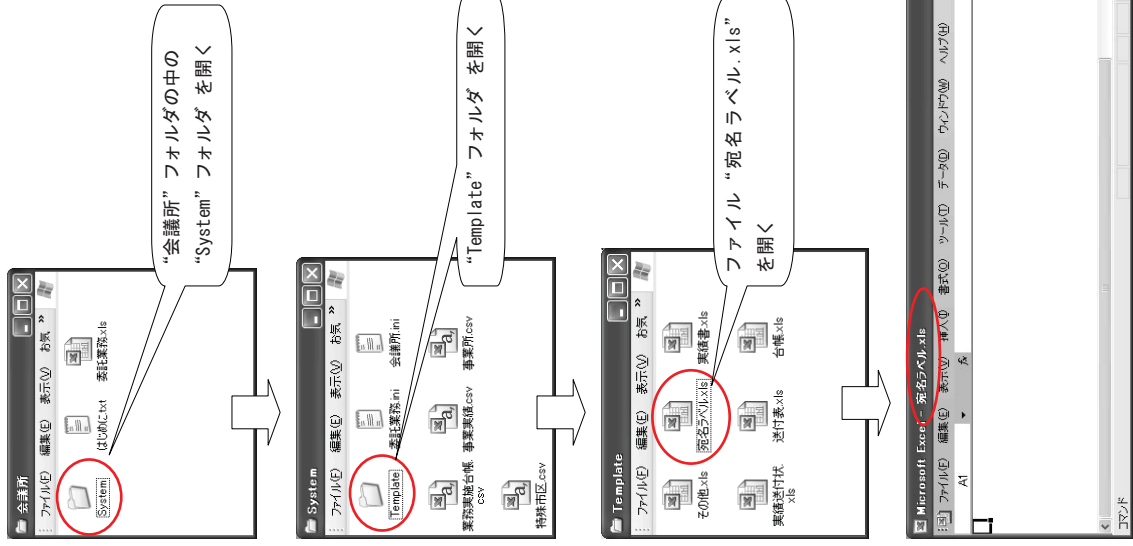
ウ 印刷実行

宛名ラベルの印刷を行います。

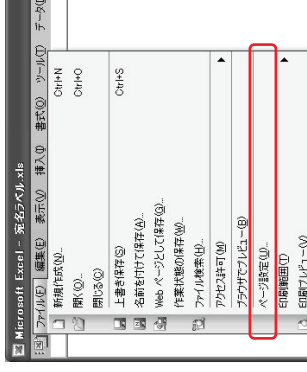
ラベルに印刷する前に、文字がラベルの枠内に印刷されるか、事前にご確認ください。

※ ラベルの枠内に印刷されたいときは、以下の方法で余白を調整してください。

(a) 委託業務ファイルシステムを終了してから、委託業務ファイルシステムのフォルダ以下にある『System\Template\宛名ラベル.xls』をダブルクリックして開いてください。

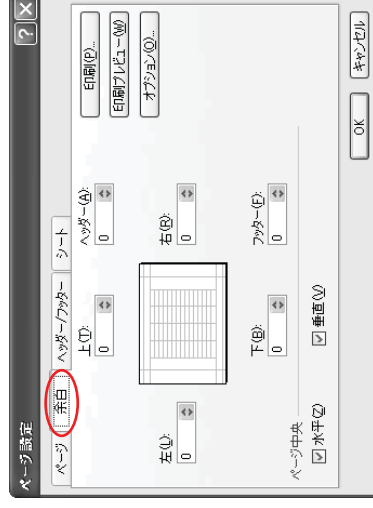


(b) ファイルメニューから「ページ設定」を選択してください。



(c) ページ設定ダイアログで「余白」タブを選択し、上下左右の余白に数字を入力して、印刷位置を調整してください。

<例> 印刷時、左に1センチメートルずれている場合は、余白の「左」に「1」と入力します。
(センチメートル単位で入力します)。



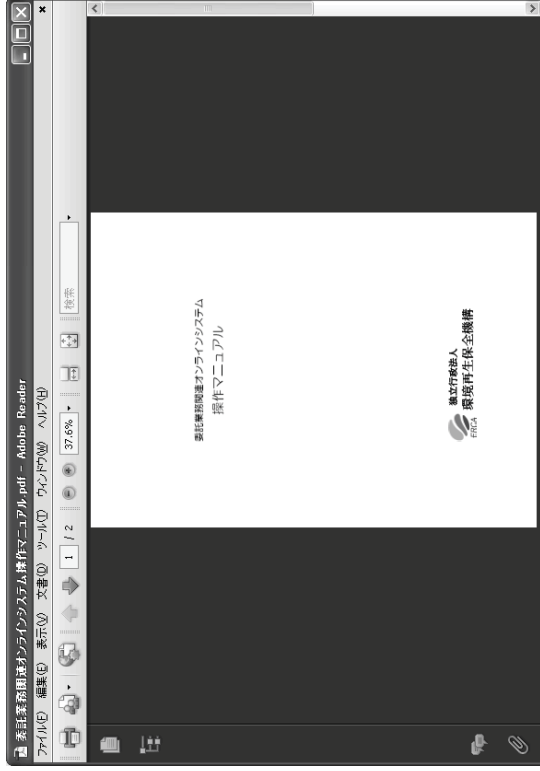
(d) 「OK」を押してダイアログを閉じ、保存してから”宛名ラベル.xls”を閉じてください。

(e) 委託業務ファイルシステムを開き、再度宛名ラベルの印刷を行ってください。

(11) 「操作マニュアルの表示」メニューについて

① メニューの内容

このマニュアルを、pdfファイル形式で表示します。



② 印刷

印刷する場合は、「ファイル」の印刷メニューから印刷してください。

<お問い合わせ先>

独立行政法人 環境再生保安機構
補償業務部業務課 総括係
TEL 044-520-9544

汚染負荷量賦課金

申告・納付指導要領

(平成25年度)

独立行政法人 環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金 申告・納付指導要領

1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額

納付義務者

- (1) 納付義務者
指定地域の解除があった日(昭和63年3月1日)の前日の属する年度(昭和62年度)の初日に納付義務者としての要件を満たしていた事業者です。
具体的には、次の要件に該当する事業者が、汚染負荷量賦課金(以下「賦課金」という。)の納付義務者として、将来にわたって毎年度、申告・納付をする義務を負います。
①昭和62年4月1日に、ばい煙発生施設等(大気汚染防止法に定めるもの)を設置していた事業者。
②その施設が、硫酸酸化物を排出し得るものであったこと。
③その施設が、設置されていた工場・事業場における最大排出ガスの合計が、旧指定地域の場合 $5,000\text{m}^3\text{N/h}$ 以上その他地域の場合同じ、 $10,000\text{m}^3\text{N/h}$ 以上であったこと

【参考】

大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等の規模は、昭和62年4月1日現在、政令で規定されていたものとします。
昭和62年4月1日において納付義務者の要件を満たしていなかった事業者は、その後、ばい煙発生施設等を増設・新設しても賦課金の納付義務者とはなりません。

目次

1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額	1
2 申告書の記載方法	7
3 申告と納付の方法	7
4 硫酸酸化物の年間排出量の算定	9
5 A様式を用いる場合の算定方法	11
6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法	21
7 E様式及びb様式について	25
8 申告書に添付すべき書類	29
9 申告等に関連する諸届出	33
10 申告後に誤りを訂正する場合	35
11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等	35

Q 1-1 ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

A 昭和62年4月1日現在において、大気汚染防止法(以下、「大防法」という。)第2条第2項に規定する施設(具体的には大防法政令別表第一に掲載されていた29施設)をいいます。

Q 1-2 硫黄酸化物(以下、「SOx」という。)を排出し得るとはどのようなことですか？

A 現在排出しているかどうかということではなく、SOxの排出可能(硫黄分を含む燃料原料を燃焼できる等)な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

Q 1-3 ばい煙発生施設を設置する工場・事業場が複数隣接してある場合、同一工場・事業場として取り扱うのですか？

A ばい煙発生施設設置者の工場・事業場が複数隣接してある場合は、次のとおり取り扱います。

①同一敷地内に組織上、生産工程上等から一体とみなされる複数の工場・事業場(以下、「事業所」という。)がある場合は、同一事業所として取り扱います。

②道路、河川をへだてている等近接した敷地に複数の事業所がある場合は、組織上、生産工程上等からみて、ばい煙を発生する事業所として一体とみなされる場合は同一事業所として取り扱います。

(具体的なケースについては、独立行政法人環境再生保全機構(以下、「機構」という。)に問い合わせ下さい。)



Q 1-4 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

A 廃止施設であるか否か、原則として当該施設について大防法に基づき「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

Q 1-5 排風機(ブローア)が設置されている施設の最大排出ガス量は、どのようにとらえるのですか？

A 排風機によって排出ガス量を吸引し、大気中に排出している場合は、原則として排風機の能力 (m³/h) をもって最大排出ガス量とします。

Q 1-6 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？

A 機構に問い合わせてください。
機構では、当該施設の能力等を示す資料を提出していただき、検討した結果を連絡いたします。

Q 1-7 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

A 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、当該事業者は賦課金の納付義務者とはなりません。

Q 1-8 会社が解散(倒産)した場合の納付義務の取扱いは、どうなるのですか？

A 会社が解散(倒産)した場合、清算終了の日をもって納付義務が消滅します。したがって、清算終了時では、賦課金の申告・納付の義務がありません。

汚染負荷量賦課金

(2) 汚染負荷量賦課金の額
指定地域解除前のSOx排出量を基本に、指定地域解除後のSOx排出量も勘案して算定します。具体的には、次の①②の額を合算したものと なります。

- ① 過去の賦課金
各年度の要徴収額のうち6割分とし、各事業所の過去の賦課金については、指定地域解除前5年間(昭和57～61年)の「算定基礎期間」におけるSOx排出量に換算係数を乗じて算定した額
- ② 現在の賦課金
各年度の要徴収額のうち4割分とし、各事業所の現在の賦課金額は、各事業場が前年のSOx排出量を基礎として算定した額

【参 考】

過去分と現在の負担割合は、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)の政令によって6割:4割と定められています。

【特に注意して頂きたい事項】

過去分賦課金額及び現在分賦課金額に1円未満の端数があるとき、及び合計金額に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てます。

前年のSOx排出量の算定は、大防法に規定されたばい煙発生施設等以外の施設から排出したSOxの排出量も合算し、算定します。

(3) 納付義務の承継

納付義務者が合併した場合、合併法人に納付義務が承継されま す。また、会社分割による新設会社又は吸収会社に権利義務が承継された場合は、納付義務も承継されます。したがって、合併等が行われた場合は、個別的に判断されるケースが多いので、届出を出す前に機構に相談するように指導してください。

納付義務の承継

Q 1-9 ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 昭和62年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後はばい煙発生施設の一部を廃止又は能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で5,000m³N/h未満、その他地域で10,000m³N/h未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

Q 1-10 ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 昭和62年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

Q 1-11 事業の停止によって、ばい煙発生施設のすべてを廃止した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？また、事業所を移転した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A いずれの場合も納付義務は継続されますが、現在分の取扱いについては異なる場合がありますので、必ず機構へ相談してください。
なお、具体的なケースについては、必ず機構に問い合わせてください。

Q 1-12 昭和62年4月1日以降に会社の合併があった場合、過去分賦課金の計算の基礎になるSOxの累積換算量はどのようになりますか？

A 合併によって消滅することとなる会社のSOx累積換算量は、合併後の新会社又は存続会社に包括的に承継されることとなります。

Q 1-13 ばい煙発生施設を譲渡・賃貸した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 原則として、納付義務は継続されます。
なお、具体的なケースについては、必ず機構に問い合わせてください。

2 申告書の記載方法

代表者又は
代理人

- (1) 用紙申告及びFD申告は、代表者印を必ず押印してください。ただし、代理人選任・解任届出書によって代理人を選任している場合には、代理人の印を押してください。
オンライン申告は、事前登録が必要となります。
- (2) 申告書の記載事項を訂正する場合は、必ず代表者(代理人を選任している場合は代理人)の訂正印を押印してください。

3 申告と納付の方法

申告書の提出

- (1) 申告書は、商工会議所宛に5月15日までに提出してください。
- (2) 納付は、所定の賦課金納付書によって取扱金融機関の本支店又は機構の窓口で行ってください。
なお、取扱金融機関で納付する場合の手数料は不要です。

【参考】

商工会議所は、汚染負荷量賦課金申告の手引(以下「手引」という。)の55ページを、取扱金融機関は15ページをそれぞれ参照してください。

Q 2-1 代理人を選任していない場合でも、申告書の代理人欄に記入する必要はありますか？

A 必要ありません。

Q 2-2 賦課金を延納申請する場合は、延納回数が4回未満でも良いですか？

A 賦課金額が30万円以上である納付義務者が延納することになりますが、4回未満は認められません。「全納」か「4期に延納するか」どちらかを選ぶ必要があります。

Q 2-3 年の途中(平成24年6月)に施設の一部を廃止したため、最大排出ガス量の合計が15,000m³N/hから12,000m³N/hに減少しました。この場合、廃止した施設の分のSOx量は申告する必要がありますか？

A 前年中(1~12月)に当該工場から排出されたすべてのSOxが申告の対象となりますので、平成24年1月から廃止した平成24年6月までの間にSOxの排出実績があれば、この分も含めて申告する必要があります。

Q 2-4 試運転や実験的に使用した分の燃原料でも申告する必要がありますか？

A 事業所において前年中に排出されたすべてのSOx量が申告の対象となりますので、その分も申告してください。

Q 3-1 事業所が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接機構へ提出してもよいですか？

A 必ず事業所を管轄している商工会議所へ、それぞれ提出してください。なお、各事業所の賦課金の納付は、本社等で一括納付しても結構です。この場合は、納付書の「複数事業所分をまとめて納付」欄の「する」に○を付し、納付書の第3頁(領収済通知書)裏面に、その明細を忘れずに記入してください。

4 硫黄酸化物の年間排出量の算定

SOx 排出量

硫黄酸化物の排出量の算定には、過去分賦課金の基礎となる算定基礎期間におけるSOx排出量(過去分SOx累積換算量)の算定と現在分賦課金の基礎となる前年のSOx排出量(現在分)の算定があります。

- (1) 過去分SOx累積換算量の算定
算定基礎期間における各事業所のSOxの各年間排出量に各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計します。
各事業所の数値は、各々の申告書の過去分累積換算量欄にプリントしてあります。

【参考】

算定基礎期間

昭和57~昭和61年の5年間をいいます。なお、この期間は将来とも固定された期間です。

換算係数

算定基礎期間における各年度の賦課料率(単位円/立方メートル)の1/1000の数値(単位なし)をいいます。なお、この換算係数は昭和62年政令第368号にて公布されております。

- (2) 前年(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)のSOx排出量の算定(現在分)
- ① 算定の方式は、公健法施行規程第3条本文に示されている方法(すなわちA様式)によることが原則です。
 - ② D様式は、原則として地方自治体の清掃工場用のもので、一般の事業所はA様式を使用してください。
 - ③ E様式は脱硫効率、b様式は排出ガスの測定結果を明らかにする書類です。

現在分

Q 3-2 「手引」(15ページ)及び「納付書・領収証書(裏面)」に記載のある金融機関以外でも賦課金の納付は可能ですか？

A 賦課金の納付は、「手引」又は「納付書・領収証書(裏面)」に記載している金融機関以外でも納付していただくことは可能ですが、その場合には振込み手数料が必要になります。

Q 4-1 SOx排出量の算定に機構指定以外の様式を使用してもよいですか？

A 機構指定の様式を使用してください。
なお、納付義務者が電算機等で様式を独自に作成する場合は、各様式の1枚目(機構用)及び2枚目(機構用写)を機構の様式と同一のものとしてください。



【注意事項】

- ・算定様式の選択に当たって疑問がある場合は、機構へ問い合わせさせていただきます。
- ・施設名を必ず記入してください。
- ・燃原料が液体及び固体の場合のSOx排出量の計算において22.4/32を乗じていないものが一部にみられます。必ず乗じてください。

5 A様式を用いる場合の算定方法

- (1) A様式の記入上の注意
(i) ②No.の欄
上欄に様式ごとの通しナンバーを下欄に全枚数記入します。
(例) A様式5部、B様式1部の場合

A-	0 1	0 2	0 3
	0 5	0 5	0 5
	A-	A-	A-

A-	0 4	0 5	...	枚目
	0 5	0 5	...	全枚数
	A-	A-		

B-	0 1		
	0 1		

Q 5-1 様式の使用枚数は、燃原料の種類ごと、脱硫装置ごとに様式を作成することになっていますが、具体的に説明してください。

A 例えば、A重油とC重油を使用しているときは、A重油でA様式1枚、C重油でA様式1枚作成してください。
また、年の途中で燃原料を変更した場合は、新たにもう1枚A様式を作成してください。
さらに、脱硫装置の有無や仕様が異なる場合には、それぞれA様式を分けて作成してください。

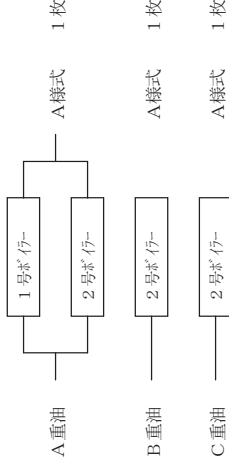
Q 5-2 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどのようにすればよいですか？

A 「使用量の単位」の欄のkgを○で囲み、密度の欄の記入は、不要です。

使用枚数の例

【様式使用枚数の例1】

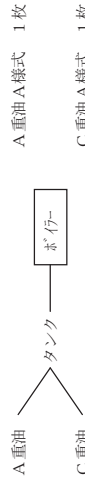
A、B、C重油を複数施設で使用している場合



A、B、C重油各1枚で計3枚

【様式使用枚数の例2】

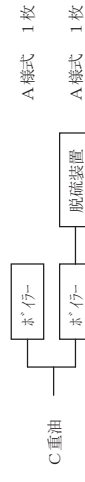
A重油とC重油を自社でタンク混合して使用している場合



A重油とC重油各1枚で計2枚

【様式使用枚数の例3】

C重油を脱硫装置のある施設と、ない施設とで使用している場合



施設ごとに各1枚で計2枚

Q 5-3 使用燃料が手引のコード表に見当たらない場合のコードは、どのように適用すればよいのですか？

A 燃料料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原料料の区分の中にそれぞれ「その他」のコードがあります。この中から該当するコードを選び、できる限り具体的な燃原料名を記入してください。該当するコードが見当たらない場合は、機構へ問い合わせてください。

Q 5-4 燃原料コード表から特A重油、特B重油及び特C重油が除かれています。特A重油、特B重油及び特C重油を使用している場合には、どのコードを使用すればよいのですか？

A 特A重油はA重油、特B重油はB重油及び特C重油はC重油として、それぞれの重油コードを使用してください。

Q 5-5 茶灯油、白灯油、混合油、廃油、木屑・わら、ブタンガス、発生炉ガス、セメント原料、ガラス原料及び陶器原料、オイルコークス、RPF及びRDFは、それぞれの燃原料コードを使用すればよいですか？

A 次のとおり取り扱ってください。

(1) 茶灯油及び白灯油については、液体燃料欄の灯油のコードを、混合油及び廃油は、その他の液体燃料のコードを使用してください。

(2) 木屑・わらは、固体燃料欄の木材のコードを使用してください。

(3) ブタンガスは、気体燃料欄の液化石油ガス(LPG)のコードを、発生炉ガスは、その他の気体燃料コードを使用してください。

(4) セメント原料、ガラス原料及び陶器原料は、原材料欄の窯業・土石原料のコードを使用してください。

(5) オイルコークスは、コークスではなく、その他の固体燃料のコードを使用してください。

(6) RPF及びRDFは、その他の固体燃料のコードを使用してください。

なお、その他コードを選択したら、燃原料名についてはできる限り具体的な名称を記入するようにしてください。

脱硫の有無の欄

(ii) ⑥脱硫の有無の欄
該当する脱硫項目にすべて○印を付します。
(例) 一つの施設で排煙脱硫と製品等脱硫がある場合

- 1 無
- 2 排煙脱硫
- 3 集じん等脱硫
- 4 製品等脱硫

(iii) ⑨密度の欄
小数点以下3けたまで記入します。
(iv) ⑩硫黄分の欄
%表示で小数点以下2けたまで記入します。

密度の欄

硫黄分の欄

各数値の取扱い

- (2) 成績表の数値の取扱い
密度-----小数点以下4けた目を切捨て、3けたまでとします。
含有硫黄分--小数点以下3けた目を切捨て、2けたまでとします。
- (3) 加重平均値を求める場合の注意
密度-----加重平均した数値は小数点以下4けた目をJIS Z 8401 (数値の丸め方) による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまでの数値とします。
含有硫黄分--加重平均した数値は%表示で小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって小数点以下2けたまでの数値とします。

[特に注意して頂きたい事項]

硫黄分の加重平均値の算出は、「手引」(10~11ページ)を参照し、必ず密度を加味した加重平均としてください。
なお、加重平均をしたときの数値は、JIS Z 8401による方法(手引)51ページ(参照)又は四捨五入によって丸めた数値を記入してください。

Q 5-6 そもそも加重平均はどんな場合に必要なのでしょう？

A 加重平均は、密度及び含有硫黄分(以下、「硫黄分」という。)の平均を求めるときに、それぞれの数値に使用量を乗じて平均する方法で、複数の購入先あるいは複数の製造ロットの燃料を同一タンクに受け入れ、同一月に使用した場合などにおいて、月別の平均密度及び硫黄分を求める場合に必要な方法です。

なお、前月繰越分がある場合は、繰越分を含めて加重平均してください。



Q 5-7 購入先の成績表が各月ない場合はどうすればよいですか？

A 重油等の購入先の試験成績表は、製造ロットごとに異なりますので、密度・硫黄分が変わることに取り寄せてください。

使用している重油等が前月と同じロットであれば同一の密度・硫黄分となります。

Q 5-8 購入先成績表を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に応用してもよいですか？

A 購入元からその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して結構です。

Q 5-9 購入先成績表に硫黄分値が「0.01%以下」と記入されている場合、どのように取り扱えばよいですか？

A 硫黄分を0.01%として算出してください。

Q 5-10 硫黄分が0.01%未満の白灯油等の燃料で成績表がない場合がありますが、どうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？

A 購入メーカーに問い合わせ、成績表を取り寄せてください。

また、白灯油、LPG等で硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び硫黄分(0.00%)を記入し、SOx排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「手引」(13ページ)を参照してください。

Q 5-11 県・市の立入調査等によって燃原料の硫黄分が明らかになった場合、その数値を用いてよいですか？

A 原則として購入先成績表の数値を用いることとします。

【参考】

燃原料コードの記入例

- ・混合した状態で重油を購入し使用している場合：混合重油・コード`09
- ・オフガスを使用している場合：その他の気体燃料・コード`59

廃棄物等の焼却時の水分が分析によって「手引」の平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSOx排出量を求めてください。

(1) 補正後の焼却量

$$\text{補正後の焼却量(kg)} = \text{焼却量(kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_0}$$

W = 焼却時水分 (%)

W₀ = 「手引」の12ページに記載した平均的水分 (%)

(2) SOx排出量

$$\text{SOx量(m}^3\text{N)} = \text{補正後の焼却量(kg)} \times \frac{S_0}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

S₀ = 「手引」の12ページに記載した標準的硫黄分 (%)

Q 5-12 数種類の廃棄物が混入して硫酸分が不明の場合はどうすればよいですか？

A 廃棄物の種類ごとの量を算出して、「手引」の標準的硫酸分を用いて申告してください。「手引」の標準的硫酸分に分類がない場合は、機構へ問い合わせてください。

Q 5-13 「手引」中の標準的硫酸分とはどのようなものですか？
また、どんな場合に用いられるのでしょうか？

A 「手引」の標準的硫酸分は、全国的な平均値です。事業所における廃棄物等の硫酸分が不明な場合に用います。
なお、この標準的硫酸分は、平均的水分を加味した湿り状態で表示しております。「手引」に記載のない廃棄物等の場合には、分析した数値を用いてください。

Q 5-14 廃棄物を自社分析(又は第三者分析)した結果、「手引」の標準的な硫酸分と異なる値となった場合、この値を用いてSOx排出量を算定してよいのでしょうか？

A 差し支えありません。この場合、分析方法・分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

Q 5-15 廃棄物の量が把握できないときはどうしたらよいですか？

A できるだけ廃棄物の量を把握してください。どうしてもわからない場合は、例えば、「定格能力 × 稼働時間」として算定してください。

Q 5-16 数種類の廃棄物を焼却している場合、それぞれ別の用紙を用いるべきですか？

A 各産業廃棄物の場合は、その種類ごとに個々にA様式を用いてください。

6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法

B様式

<B様式について>

- (1) B様式は、排出ガス量、O₂濃度、SO_x濃度等の排出ガス測定によってSO_x排出量を算定する場合に用いますが、この場合必ず2か月以上(常時測定義務のある施設は1か月の平均値を用います)の測定が必要です。
- (2) 燃原料の使用量、密度、硫酸分のデータが不明又は不正確であっても概略値を記入します。
- (3) 記入方法等は「手引」(21～23ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- (4) 排出ガス測定の結果を明らかにする書類としてB様式を添付します。

【参考】

大防法に定める測定回数

大防法第16条

大防法施行規則第15条

1 施設の排出口において排出SO_x量が10m³N/h以上の場合は2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、10m³N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

C様式

<C様式について>

- (1) C様式は、製品等に硫酸分が吸収される場合に用いますが、施設に装入する硫酸分を含有する燃原料及び産出する製品等は全て記入するとともに、月1回以上の硫酸分析値を求めることが原則です。
- (2) 原料及び製品等の硫酸分は、%表示で小数点以下4けた目は切捨て、3けたまでとします。ただし、燃料は、A様式に準じます。

Q 6-5 廃棄物であればすべてD様式を使用してもよいですか？

A 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。一般廃棄物を焼却する清浄工場の場合、D様式を使用してください。

なお、産業廃棄物は、その種類ごとにA様式を用い、排出SOx量を算定してください。

Q 6-6 都市ゴミの硫黄分が自社分析(又は第三者分析)によって明らかな場合は、自社分析値を用いてよいですか？

A 差し支えありません。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

Q 6-7 D様式を用いて、排出ガス測定によって算定する場合の測定回数は、何回必要ですか？

A B様式と同様で2か月に1回以上必要です。この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D様式「a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合」によって算定してください。

Q 6-8 助燃剤を年間複数回購入している場合、密度・硫黄分は、加重平均するのですか？

A 加重平均してください。
また、助燃剤を、D様式に記入しないで、A様式を用いて申告してもかまいません。ただし、この場合には、助燃剤はD様式に記入しないでください。

7 E様式及びb様式について

排出ガスの測定

〈排出ガス測定について〉

E及びb様式の排出ガス測定には、次の点に注意してください。

- (1) 排出ガスの測定は、施設の平均的稼働状態の時に測定してください。
- (2) SOx濃度の分析方法は、JIS K 0103 (排ガス中の硫黄酸化物分析方法)に定める分析方法から、硫黄酸化物(SO₂ + SO₃)を分析する方法を、濃度に応じて選んでください。
- (3) 排出ガスの測定については、「手引」(34～49ページ)を参照してください。

補正について

1. SOx濃度への補正は、原則としてSO₂濃度で測定している場合だけとします。この場合の補正係数は、1以上となります。

〈例〉

「手引」(39～40、及び48ページ参照)では

$$\text{SOx濃度への補正係数} = \frac{\text{SOx濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow 1.03$$

と例示しています。

(環大企第5号第4の5によります。)

2. 上記以外の補正は、測定時の実態に応じて補正することとし、その補正理由及び補正方法を明示してください。

JIS K 0103に定める硫黄酸化物(SO₂ + SO₃)の分析方法

中和滴定法 70～2,800ppm

沈殿滴定法 140～700ppm

(光度測定の場合、下限は50ppm)

比濁法 5～300ppm

イオンクロマトグラフ法 0.5～290ppm

(試料採取ガス量20ℓの場合)

E及びb様式には、SOx濃度測定方法・採取ガス量を必ず記入してください。

Q 7-1 排出ガス測定を行う場合、 O_2 濃度の測定は、必要でしょうか？

A SO_x 濃度と排出ガスを同時に測定していれば SO_x 量は算定できますが、排出ガスを検証するため、できるだけ測定してください。

Q 7-2 連続計で SO_2 濃度を測定していますが SO_x 濃度の測定が必要ですか？

A SO_2 濃度の連続測定を行っている場合には、化学分析によって SO_x 濃度の測定を行い、これと同時に SO_2 濃度との比から SO_3 の割合を求め、 SO_x 濃度への補正係数を算定してください。

Q 7-3 乾き排出ガスを燃原料の組成から計算してもよいでしょうか？

A 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガスの算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中の O_2 濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガスを算定してください。

Q 7-4 排出ガスを苛性ソーダで洗浄しているため、 SO_x 濃度が検出限界以下となりますがどうしたらよいのでしょうか？

A 排出ガス測定を、より低濃度域の分析が可能な分析方法に変更してください。また、標準的濃度範囲より低濃度の分析の場合は、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。それでも検出限界以下となった場合には、機構へ問い合わせてください。

E様式

〈E様式について〉

E様式は、A様式、C様式及びD様式において脱硫がある場合の脱硫効率を排出ガスの測定結果等から明らかにするものです。

「手引」(17ページ)の、使用様式ごとの添付書類早見表を参照してください。

〈b様式について〉

b様式の記入に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) b様式はB様式及びD様式のb欄を使用する場合、その算定の基礎となる SO_x 濃度・排出ガス量等の測定の結果を明らかにするものですから、必ず記入してください。
 - (2) 排出ガス経路の簡略図中には測定位置を明確に記入してください。
 - (3) A様式で算定できない理由を具体的に記入してください。
 - (4) 記入方法等は、「手引」(45～49ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- 補正については、手引の「b様式を用いる場合の一般事項及び記載事項」のページを参照してください。

b様式

Q 7-5 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよろしいですか？

A 1施設の排出口において排出SOx量が $10\text{m}^3\text{N/h}$ 以上の場合、2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、 $10\text{m}^3\text{N/h}$ 未満の場合は、年に1回以上の測定が必要で

す。
また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月1回算定してください。
負荷の変動によって脱硫効率が変化する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

Q 7-6 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいでしょうか？

A 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

Q 7-7 補正後の脱硫効率を算定する場合、E様式以外の独自の様式を使ってよいですか？

A できるだけE様式を用いて算定していただきますが、E様式を用いることが困難な場合には、E様式の「1.一般事項」及び「3.脱硫過程の簡略図」を記入し、算定過程を明らかにする書類を別途添付してください。

Q 7-8 排出ガスの測定が年2回以上の場合、E様式は何枚作成すればよいですか？

A 1回の脱硫効率の算定に1枚のE様式を用いてください。1施設で2枚以上作成する場合は、「1.一般事項」及び「3.脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2枚目以降は、同項目を省略して結構です。

Q 7-9 年に1回脱硫効率を算定していますが、途中で仕様の異なる脱硫装置に交換した場合、脱硫効率の適用期間は、どうすればよいですか？

A 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換後のSOx排出量の算定に適用してください。
旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

8 申告書に添付すべき書類

添付書類

- 添付書類は、次のとおりです。
- (1) 算定の過程を示す書類(A、B、C及びD様式)
3枚複写の上の2枚(機構用と機構用写)を提出します。
 - (2) 使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表
 - (3) 脱硫している場合は「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E様式)」
 - (4) 排出ガスの測定によってSOx排出量を求める場合は「排出ガスの測定の結果を示す書類(b様式)」
 - (5) E及びb様式によることができなない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

詳細は、「手引」(17～18ページ)を参照してください。

「使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」については、加重平均を要する場合及び自社測定値に基づいて申告する場合に限り、また、購入先の成績表等によって申告する場合で、加重平均を要しない場合(A又はD様式で作成した場合で、燃原料の硫黄分0.01%未満のものを使用している場合を含む)は、一覧表の添付を省略することができます。

上記の添付書類については、作成の基礎となった原始帳票はそれぞれの事業所で暦年で5年間保存してください。

申告書の審査において、必要がある場合には機構から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。

Q 8-1 一覧表を作成して添付すれば、成績表等の添付は、省略してもかまいませんか？

A 使用量、密度及び硫黄分をまとめて一覧表にした場合は、一覧表だけを添付してください。
なお、一覧表の作成基礎となった成績表等の原始データは、暦年で5年間保存してください。

Q 8-2 一覧表として様式化したものは、あるのでしょうか？

A 特に、様式化したものではありません。「手引」(18ページ)の例示を参考のうえ、作成してください。

Q 8-3 加重平均をしていないのでA様式と一覧表が全く同じですが、一覧表を添付する必要がありますか？

A 必要ありません。ただし、成績表等の原始帳票は、暦年で5年間保存してください。

Q 8-4 硫黄分が0.1%未満のものについては、一覧表にかえて成績表を添付していましたが、添付しなくてもよいのでしょうか？

A 添付しなくても結構です。ただし、成績表等の原始帳票は、暦年で5年間保存してください。



Q 8-5 使用量、密度及び硫黄分について電算処理しているのですが、一覧表の代わりに出力量を添付して差し支えないですか？

A 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも結構です。

Q 8-6 燃料の密度、硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

A 密度、硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを加重平均一覧表に添付してください。

Q 8-7 賦課金を納付したことを示す領収証書写の添付は必要ですか？

A 添付の必要はありません。

Q 8-8 本社等が複数の事業所の賦課金を一括して納付した場合、各事業所は、領収書写(納付書第2片)に替わるべきものとして、本社名等、納付年月日、金額、金融機関名を明らかなりにした書類を添付する必要がありますか？

A 必要ありません。ただし、本社等が一括納付する場合は、納付書第3片裏面の「複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳」欄に各事業所ごとの内訳を記載してください。

Q 8-9 添付書類は、機構用及び商工会議所用とで2部必要ですか？

A 機構用の1部だけで結構です。

9 申告等に関連する諸届出

諸届出書

- (1) 「代理人選任・解任届出書」を過年度において届出し、その内容に変更のない場合は、新たに提出する必要はありません。
変更があった場合は、その都度届出してください。
- (2) 本社、工場等の名称、所在地等に変更があった場合は、「名称等変更届出書」を提出してください。
また、事務所を移転したり、閉鎖したことによって、ばい煙発生施設等を廃止した場合にも「名称等変更届出書」を提出してください。
い。(1)及び(2)の記載方法については、記載例(37、39ページ)を参考にしてください。
- (3) オンライン申告の事業者は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねた「電子申告等届出書」の提出が必要となります。

名称等変更届出書の添付資料

名称変更の理由	添付書類
(1) 全面廃止又は工場移転	大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2) 合併	①合併契約書(写) ②会社登記簿謄本(写)
(3) 営業譲渡・施設の賃貸借	①大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②営業譲渡契約書(写)、賃貸借契約書(写)等 ③会社登記簿謄本(写)
(4) 会社分割	①大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②分割契約書類(写)等 ③会社登記簿謄本(写)

その他、上表に記載した添付書類以外に事実関係を確認できる関係書類の提出を依頼する場合があります。

Q 9-1 代理人等を変更する場合、届出書は2部提出しなければなりませんか？

A 1部で結構です。

Q 9-2 代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

A ちがいます。公害防止管理者である必要はありませんが、工場長など責任ある立場の人を選任してください。

Q 9-3 施設が老朽化したため施設を廃止し、他の場所に新たな施設を設置した場合や、事業所閉鎖に伴い施設を廃止した場合は、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

A 施設廃止に関する具体的なケースについての手続きは、機構に問い合わせてください。

Q 9-4 会社を解散、清算終了して、所有していたばい煙発生施設のすべてを廃止しましたが、どのような手続きをすればよいのですか？

A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、ばい煙発生施設をすべて廃止したことを明らかにする書類として大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書の(写)及び会社登記簿(清算終了登記)の謄本(写)を添え、機構に提出してください。

Q 9-5 会社が合併した場合には、どのような手続きをすればよいのですか？

A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、合併したことを明らかにする書類として合併契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

10 申告後に誤りを訂正する場合

申告書を提出した後、賦課金額に誤りがあることに気づいたときは、事前に機構へ連絡の上、機構の指示に従って処理してください。
所在地の記入ミス等の単純な誤りについては、電話、ハカキその他の適宜の方法で訂正を申し出てください。

11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金に関する書類は暦年で5年間保存してください。

注※ 大防法の書類保存期間（3年間）とは異なるので、注意してください。

ばい煙発生産施設等設置者
特定施設等設置者

代理人選任・解任届出書

申告書にプレプリントしてある
賦課金番号を記入してください

賦課金番号	0	3	3	0	9	0	1	2
ばい煙発生産施設 又は特定施設を 設置し、又は設置して いた工場・事業場 (名称)	仙台工場							
選任氏名	大森 一夫 工場長							
代理人	宮城県仙台市宮城野区港1-2-3 平成25年 4月 1日							
解任代理人氏名*	鎌田 浩二 平成25年 3月31日							
代理人が行う べき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生産施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項							

新代理人の役職等
施設等設置者との関係
電話 022-562-8181

平成 25年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、
上記のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
青空工業株式会社
代表取締役社長 青空 一郎

間違った多い例として、支店長や代理人
本人が届出者になっているケースがあり
ます。必ず代表者にしてください。

代表者の印を押してください

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を
選任していない場合は、記入する必要はありません。

■ 質疑応答 ■

- Q 9-6 ばい煙発生産施設を譲渡又は賃貸した場合には、どのような手続きをすればよいのでしょうか？
- A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、ばい煙発生産施設を譲渡・賃貸したことを明らかにする書類として大防法の承継届出書(写)、譲渡等の契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。
- Q 9-7 会社分割を行った場合には、どのような手続きをすればよいのですか？
- A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、大防法に基づくばい煙発生産施設の承継届出書(写)、分割契約書類(写)等及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。
- Q 12-1 Nm^3/h から m^3/h に変更した理由は、何ですか？
- A 計量単位の国際単位(SI)系への移行に伴ない変更したものです。
なお、この変更はあくまで表示上の問題であり、これに伴う換算は不要です。

名称等変更届出書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

平成 年 月 日

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号	変更年月日	平成	年	月	日
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の買収 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input checked="" type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()				
項目	変更前	変更後			
① ばいり発納付義務等設置者	フリガナ 名称 (法人名等)				
	フリガナ 住所 (本店等所在地)	〒			
	※1 代表者氏名				
② 申告対象工場・事業場	フリガナ 名称 (申告対象工場等名称)				
	フリガナ 住所 (申告対象工場等所在地)	〒			
※2	フリガナ 名称 (法人名部課等)				
③ 申告書送付先	フリガナ 住所	〒			
連絡担当者氏名	所属部課	電話番号			

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となります。

再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は無効となります。

公害健康被害補償 ・予防の手引



目次

■ 質疑応答	
問1 公害とは	2
公害という言葉は、実にはいろいろな場で使われていますが、どのように理解すればよいのでしょうか。	
問2 公害による健康被害	3
公害による健康被害にはどのようなものがありますか。	
問3 公害の四大裁判とは	4
公害の四大裁判が公害健康被害者の救済に重要な役割を果たしたといわれますが、それは、どのような裁判ですか。	
問4 公害健康被害の救済	5
どのような経緯で、公害健康被害の救済制度ができたのですか。	
問5 公害健康被害補償制度の基本的な考え方	7
公害健康被害補償制度は、種々の割り切りにより被害者の補償を行なっていますが、その基本的な考え方はどういうところにあるのですか。	
問6 補償の仕組み	8
第一種地域の公害健康被害者に対する補償の仕組みは、どのようになっているのですか。	
問7 給付	10
既被災認定者の補償として、どういう給付が行われていますか。	
問8 健康被害予防事業	13
公害健康被害補償制度においては、公害健康被害者の補償に加え、健康被害予防事業が行われていますが、どのような事業が行われていますか。	

- 問 9 費用負担の考え方、仕組み 15
 公害健康被害補償制度における費用負担の考え方、仕組みはどうか。
- 問 10 汚染負荷量賦課金 ① 17
 多くの企業が、毎年多額の賦課金を支払っています。公害健康被害者の救済にどのように役立っているのですか。また、賦課金等が徴収され、最終的に被害者救済に至るまでの仕組みはどうなっていますか。
- 問 11 汚染負荷量賦課金 ② 18
 どのような事業者が汚染負荷量賦課金を納付しなければならぬのですか。
- 問 12 汚染負荷量賦課金 ③ 19
 どの程度の規模の工場・事業場が汚染負荷量賦課金の納付の対象になるのでしょうか。
- 問 13 汚染負荷量賦課金 ④ 20
 汚染負荷量賦課金の額はどのようにして計算するのですか。
- 問 14 汚染負荷量賦課金 ⑤ 22
 汚染負荷量賦課金の賦課料率はどのようにして決められるのですか。
- 問 15 汚染負荷量賦課金 ⑥ 24
 賦課料率が指定地域とその他の地域とで異なるのはどういう理由ですか。
- 問 16 汚染負荷量賦課金 ⑦ 25
 指定地域の中でも給付費よりも賦課金が大幅に上回っている地域があったり、逆に給付費よりも賦課金が著しく少ない地域があったりしますが、不公平ではないでしょうか。
- 問 17 汚染負荷量賦課金 ⑧ 27
 賦課料率を事務処理の関係上早く知りたいのですが、毎年いつ頃、賦課料率がわかるのでしょうか。
- 問 18 汚染負荷量賦課金 ⑨ 28
 汚染負荷量賦課金の申告・納付はどのようにするのですか。
- 問 19 汚染負荷量賦課金 ⑩ 29
 指定地域でない地域でもどうして汚染負荷量賦課金を納めなければならぬのですか。
- 問 20 汚染負荷量賦課金 ⑪ 30
 汚染負荷量賦課金を申告・納付しなかったらどうなりますか。
- 問 21 自動車の費用負担形式 31
 公害健康被害の補償給付の費用の一部を自動車が生かしているといわれますが、どういう理由で、どのような方式で負担しているのですか。
- 問 22 特定賦課金 32
 特定賦課金とはどういうものですか。
- 問 23 独立行政法人環境再生保全機構 33
 独立行政法人環境再生保全機構とはどういう性格の法人でどのような業務をしているのですか。
- 問 24 認定又は処分の救済 34
 公害病であるかどうかの認定や、環境再生保全機構が賦課徴収について行なった処分に不服がある場合には、どうすれば救済されますか。

質疑応答

公害健康被害補償制度

■ 参考資料

- I. 公害健康被害補償制度の仕組み
 1. 公害健康被害の補償等に関する法律の概要（第一種地域関係）…………… 36
 2. 平成24年度公害健康被害補償制度費用負担見込み（旧指定地域）…………… 37
 3. 給付の概要…………… 38
 4. 障害の程度（障害補償費）…………… 39
 5. 障害補償標準給付基礎月額（平成24年度）…………… 39
 6. 遺族補償標準給付基礎月額（平成24年度）…………… 40
 7. その他の標準給付（平成24年度）…………… 40
 8. 平成24年度汚染負荷量賦課金の賦課料率及び料率格差…………… 41
 9. 平成24年度汚染負荷量賦課金のブロック構成…………… 42
 10. 汚染負荷量賦課金の賦課料率の年度別推移…………… 43
 11. 汚染負荷量賦課金の料率格差の年度別推移…………… 47
 12. 旧指定地域の内訳…………… 50
- II. 公害健康被害補償制度の実施状況
 1. 旧第一種地域の指定状況…………… 58
 2. 現存被認定者数の推移（年度別）…………… 60
 3. 汚染負荷量賦課金申告額の推移…………… 60
 4. 汚染負荷量賦課金申告件数の推移…………… 61
 5. 汚染負荷量賦課金前年SOx排出量の推移…………… 61
 6. 汚染負荷量賦課金業務別申告金額の推移…………… 62
 7. 被認定者の旧指定疾病別・年齢階級別構成割合の推移（旧第一種地域）…………… 63
 8. 旧指定地域別・旧指定疾病別認定者構成割合（旧第一種地域）…………… 64
 9. 旧指定地域別・年齢階級別被認定者構成割合（旧第一種地域）…………… 65
 10. 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の推移（給付種類別・事業種目別）…………… 66
 11. 平成23年度補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の納付状況…………… 67
 12. 平成23年度汚染負荷量賦課金旧指定地域別申告状況…………… 68
 13. 平成23年度汚染負荷量賦課金都道府県別申告状況…………… 69
- III. 用語の解説…………… 71

問 1 公害とは

公害という言葉は、実にいろいろな場で使われていますが、どのように理解すればよいのでしょうか。

答

「公害」という言葉は、これまで社会一般には、人の生活や財産に支障を及ぼし、健康を損ない、あるいは人の迷惑になる現象や活動などをさすものとして、広く用いられ、その意味する範囲には相当な差があります。

戦前には、足尾銅山鉱毒事件、浅野セメント降灰事件のような深刻な問題もありましたが、これらの多くは新興の鉱工業が引き起こした地域的な紛争としてとらえられ、対応がなされました。戦後の復興期以降、特に、重化学工業を中心とする高度経済成長と都市化の過程において、著しい大気汚染、水質汚濁などが全国的にも大きな社会問題として認識されるにつれ、「公害」が重要な国政上の課題とされるに至りました。

今日では、「公害」は、先進国・発展途上国にも共通してみられる問題であり、人の活動に伴って環境を汚染し、健康・生活・財産に悪影響を及ぼすことととらえられています。環境基本法では、公害対策基本法を引き継ぎ、「公害」を

- 1) 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる
- 2) 相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭（いわゆる典型7公害）によって
- 3) 人の健康または生活環境に被害が生ずること

と定義しています。

この法律の考え方は、公害を社会的な問題としてとらえ、一定の原則に基づいて対応策を講ずべきものを明らかにしています。

したがって、地震、台風、雷、洪水のような自然現象によるものや、日照妨害、電波障害などの事象は公害から除かれています。

問 2 公害による健康被害

公害による健康被害にはどのようなものがありますか。

答

公害による被害には、動物・植物・家具等の一般財産等に及ぼす財産被害や、視程、視界の減少といった被害もありますが、我が国において最も問題とされたのは、健康被害です。

公害による健康被害としては、騒音・振動等の物理的な影響によるものと、化学物質等が人間の身体に作用することによるものと二つに分けることができます。

公害健康被害補償制度では、上記の化学物質等による健康被害のうち、

- 1) 大気汚染による気管支ぜん息等の非特異的疾患（個々の患者についてみてみた場合、原因物質との因果関係が明らかでない疾病）
- 2) 大気汚染、水質汚濁の原因物質との因果関係が明らかである特異的疾患（水俣病、イタイイタイ病などの疾病）を救済の対象としています。

このように対象を大気汚染、水質汚濁による疾病に限定したのは、その被害が社会的に見て問題が多く、被害者の救済が緊急かつ重大であるため、制度的に救済する必要があると考えられたからです。

なお、騒音、振動等の公害による健康被害あるいは財産被害は、鉄道、道路、空港等の設置者等が、その防止対策、被害救済を図ることとされています。



問3 公害の四大裁判とは

公害の四大裁判が公害健康被害者の救済に重要な役割を果たしたといわれますが、それは、どのような裁判ですか。

答

戦後の日本経済は急速な成長を遂げましたが、一方では工場等が排出するばい煙、汚水等により環境の汚染が進み、とりわけ公害による健康被害の発生は重大な社会問題となりました。

これらの公害健康被害の深刻さを如実に物語る裁判として有名なものが、昭和46年6月のイタイイタイ病裁判をはじめとして、46年9月の新潟水俣病裁判、イタイイタイ病控訴審裁判、47年7月の四日市公害裁判、そして、48年3月の熊本水俣病裁判へと続くいわゆる四大公害裁判です。

これらの四大公害裁判は、その公害による被害者が多数に及び、また、その被害も人命に及ぶなど悲惨なものがあつたという点で、大きな社会的関心を呼んだものです。四大公害裁判において裁判所が下した判決は、いずれも原告が勝訴し、公害の原因企業に対し損害賠償の支払を命じるとともに、厳しく企業の責任を追及するものでした。

この四大公害裁判のうち、公害健康被害補償制度に特に関係の深いものは、47年7月24日に判決が下された四日市公害訴訟です。この訴訟は、42年9月1日に三重県四日市市磯津地区の住民が、隣接して四日市石油コンビナートを形成している6社を相手に、6社の操業により排出されたばい煙によってぜん息などの健康被害を受けたことに対して損害の賠償を請求したものです。

この訴訟は、他の公害訴訟がいずれも単一の企業が起こした公害が問題とされたのと異なり、コンビナートを形成している複数の工場から排出されたばい煙による公害健康被害が問題とされたため、審理の中では、このような大気汚染による被害に対して工場等が共同して責任を負うこととなるのかどうか大きな争点となりました。

これに対して、判決では、各種の疫学調査結果等をもとに磯津地区での原告らのぜん息等とばい煙による大気汚染との因果関係を認め、さらに、被告工場6社が順次隣接し合つて集団的に立地し、だいたいの時を同じくして操業を行っていることなどを認定したうえ、各工場ごとに排出した煙がどれだけ寄与したのかを問わず、共同して賠償責任を負うものとされました。

このような四大公害裁判の結果を背景に、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るために、49年9月より公害健康被害補償制度が施行されることとなったのです。

問4 公害健康被害の救済

どういう経緯で、公害健康被害の救済制度ができたのですか。

答

日本経済は、戦後、昭和20年代の復興と国土再建、30年代から40年代前半にかけての高度成長にみられるように、目ざましい発展を遂げてきました。

反面、経済成長とともに、工場等が排出するばい煙、汚水等により、環境汚染が進み、動植物のみならず、地域住民にも被害を及ぼしました。

こうした事態に対応して、公害による健康被害者の間には、訴訟により損害賠償を求め、動きが活発になり、46年から48年にかけて、いわゆる「四大公害裁判」（問3参照）の判決が出されました。

一方、法制度面からも、42年に「公害対策基本法」が制定され、健康被害の未然防止の施策の確立がうたわれ、44年には「公害に係る健康被害の救済に関する法律」（45年2月施行）——いわゆる旧「救済法」——が制定されました。この法律は、社会保障の補完的な制度として、当面緊急を要する医療費（健康保険の自己負担分）を給付することとし、財源も、事業者からの寄付による納付金（1/2）と公費（1/2）によっていました。

その後、47年に制定された「公害に係る無過失責任法」（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正）により、公害発生の原因者は故意・過失の有無にかかわらず責任を負うことができることとされ、さらに、その附則で公害の被害者に対し、損害賠償を補償する制度について検討を加え、速やかに措置を講ずるものとするという規定が加えられました。

先に述べましたように、旧「救済法」においては、医療費の自己負担金を給付するにすぎず、財産的損失に対する補償や慰謝料は含まれていませんでした。また、訴訟によってこれらの問題を解決するには、かなりの労力と日時を要し、原因者が不特定多数の場合には、民事上の解決に委ねることに限界があるという問題がありました。

このような事情を背景に、47年4月に中央公害対策審議会は、環境庁長官から「わが国における公害に関する費用負担は今後いかにあるべきか。また、環境汚染によって生ずる損害賠償費用はいかに負担すべきか」という諮問を受け、公害健康被害補償制度の検討に着手しました。

時あたかも、47年7月、四日市公害裁判において原告側が勝訴し、被害者救済の緊急性が叫ばれるようになり、当初立法準備期間は2～3年必要とされていましたが、異例の速さで、48年10月「公害健康被害補償法」（49年9月施行）が制定されました。

公害健康被害補償制度は、制度発足以来、公害による健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきました。

ところで、近年の我が国の大気汚染の状況は、全般的には改善の方向にあり、こうした

大気汚染の状況を踏まえ、58年11月に環境庁長官から中央公害対策審議会に対し「今後における第一種地域のあり方について」諮問が行なわれました。

61年10月、中央公害対策審議会は、1) 第一種地域の指定解除、2) 既被認定者に対する補償の継続、3) 総合的な環境保健施策の推進、4) 大気汚染防止対策の強化を骨子とする答申を取りまとめ、環境庁(当時)において公害健康被害補償法の改正法案が作成され、国会に提出されました。

公害健康被害補償法の改正法は、62年9月に成立し、これを受けて、63年3月1日に、第一種地域の指定解除が行われ、同日以降基金に基づき健康被害予防事業が実施されることとなりました。法律の題名も「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められています。

このように、公害健康被害補償制度は、現在の大気汚染の状況を踏まえ、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から、地域住民の健康被害の未然防止に重点を置いた制度へと転換することとなりました。

また、平成7年に公害健康被害の補償等に関する法律は一部改正され、1) 遺族補償費の支給要件の改正、2) 災害等の場合における認定更新の特例措置の創設を内容とした制度改正がなされました。

問5 公害健康被害補償制度の基本的な考え方

公害健康被害補償制度は、種々の割り切りにより被害者の補償を行なっていますが、その基本的な考え方はどういふところにあるのですか。

答

公害健康被害補償制度の基本的な考え方は、本来、原因者と被害者の間の損害賠償により解決が図られるべき公害による健康被害の紛争を、個別の因果関係の立証が困難であるとか、原因者が不特定多数であるとかの公害被害の特殊性に鑑み、基本的には民事責任をふまえず、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するところにあります。しかし、基本的には民事責任を踏まえていることから、指定疾病とその原因物質の間には一般的な因果関係があること、また、汚染原因者が補償給付に要する費用を負担すること、が制度の前提となります。

しかし、本制度は行政上の救済制度としての性格を持つことから、民事の領域における被害者救済と異なり、第一種地域に係るものとしては、

1 大気汚染と疾病との疫学的な因果関係を前提とし、個別の因果関係は問わないこととし、指定地域に存する汚染の曝露を受け、一定の症状があれば、公害病患者として「認定」することとしています(個別の患者に係わる因果関係の割り切り)。

2 補償給付に要する費用を負担する者は、原因物質を排出した大気汚染防止法上の一定の施設を設置していた者に限定されること(原因者の範囲に係る割り切り)。

3 補償給付の内容が定型化されていること。

4 救済の対象は健康被害に限定されていること。

が、特徴として上げられます。

通常、公害健康被害補償予防制度が割り切りを重ねた制度といわれているのは、上記の第1、第2の考え方をさしていわれているものです。



問6 補償の仕組み

第一種地域の公害健康被害者に対する補償の仕組みは、どのようになっているのですか。

答

1 公害健康被害者の認定

公害健康被害補償制度によって補償を受けるためには、大気汚染の影響により気管支ぜん息等の疾病にかかっていることについて、都道府県知事等の認定を受ける必要があります。

健康被害者の認定については、気管支ぜん息等の疾病が非特異的疾患であることから、大気汚染が気管支ぜん息の疾病の原因であるかどうかを問わず、

- 1) 大気汚染が著しく、気管支ぜん息等の疾病が多発している地域（指定地域）に、
- 2) 一定期間以上居住又は通勤（曝露要件）し、
- 3) 一定の疾病（指定疾病）に、

かかっているれば、大気汚染の影響により疾病にかかったものとみなして認定されることとなります。

指定地域については、「相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発している地域」を第一種地域として指定することとされています。

第一種地域は、これまで41地域が指定されており、これらにこれらの地域に係る疾病として、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれらの続発症が定められていましたが、現在の大気汚染の状況、その健康への影響等を踏まえ、昭和63年3月1日をもって、第一種地域の指定はすべて解除されました。

第一種地域の指定が解除されたことにより、昭和63年3月1日以降は、新たな認定申請は行うことができなくなりました。

2 補償給付の支給等

都道府県知事等の認定を受けた被認定者は、公害医療機関で必要な医療を受けられるほか、その請求に基づき障害補償費等の補償給付を受けることができます。

また、被認定者本人が指定疾病に起因して死亡した場合には、その遺族に対しても、遺族補償費等が支給されます。

被認定者は、補償給付の支給を受けられるだけでなく、損なわれた健康を回復させ、回復した健康を保持し増進させるための公害保健福祉事業（リハビリテーション、転地療養、療養用具の支給、療養指導、インフルエンザ予防接種に係る本人負担分の助成）の対象となります。

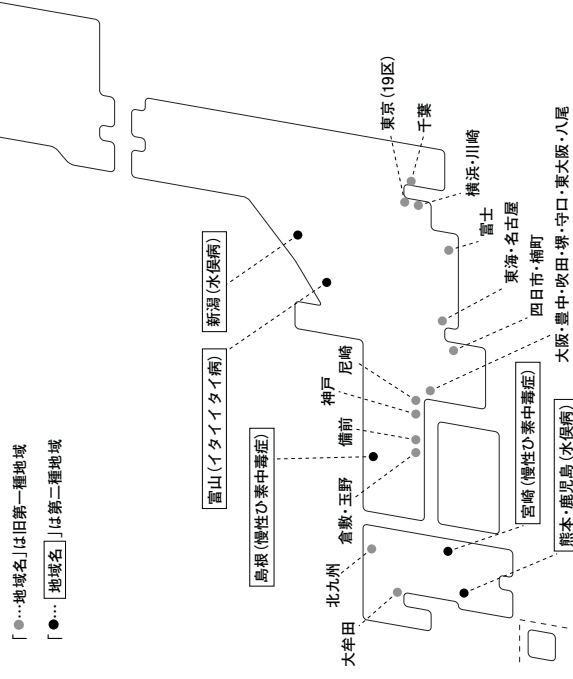
第一種地域の指定が解除されたことにより、新たな健康被害者の認定は行われな

となりませんが、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者については、認定更新、補償給付の支給等従前とおりの補償が行われます。

○第一種地域の指定経緯

指定年次	49.9	49.11	50.12	52.1	53.6	63.3
地域数	12	23	37	39	41	指定の全部解除

○指定地域および指定疾病一覧



注 榑町は平成17年2月から四日市市と合併

なお、遺族補償費の支給は、既被認定者の死亡により破壊された遺族の生活が回復し、安定した生活ができるようになるまでの期間を別途とし、通常民事において損害賠償として支払われる一時金の額との均衡を失しないものとなるような妥当な期間として、10年間の支給期間としています。

(4) 遺族補償一時金

遺族補償費を受けることができる遺族がいない場合などに、一定範囲の遺族に対して一時金として遺族補償一時金が支給されます。

遺族補償一時金の額は、遺族補償標準給付基礎月額額の36か月分とされています。

(5) 児童補償手当

児童(15歳未満)は、労働能力の喪失等による損害がないなどの理由から障害補償費の支給の対象にはなりません。指定疾病にかかった児童は、成長が遅れる、学業が遅れる等の支障を来とし、発作等による肉体的精神的苦痛があることなどの理由から、児童の日常生活の困難度に応じて、養育者に対して、児童補償手当が支給されることになっています。

なお、平成15年度からは、支給対象者が想定されないため、同手当の額は定められていません。

(6) 療養手当

療養手当は、既被認定者の入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、その病状の程度が一定の状態にある場合に、その病状の程度に応じて一定額を支給するものです。

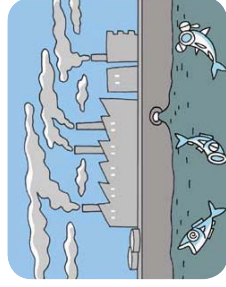
(7) 葬祭料

葬祭料は、既被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して支給されるものです。
葬祭料の額は、通常葬祭に要する費用として定められています。

(参考資料)

I 公害健康被害補償制度の仕組み

- 3. 給付の概要 P.38
- 4. 障害の程度(障害補償費) P.39
- 5. 障害補償標準給付基礎月額(平成21年度) P.39
- 6. 遺族補償標準給付基礎月額(平成21年度) P.40
- 7. その他の補償給付(平成21年度) P.40



問8 健康被害予防事業

公害健康被害補償制度においては、公害健康被害者の補償に加え、健康被害予防事業が行なわれていますが、どのような事業が行われていますか。

答

昭和61年10月の中央公害対策審議会の答申においては、現在の大気汚染の状況の下では、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する個別の補償を行うことは合理的ではなく、公害健康被害補償制度を公正で合理的なものとするため、第一種地域の指定をすべて解除し、今後は健康被害予防事業の実施など総合的な環境保健施策を推進することが適当とされました。

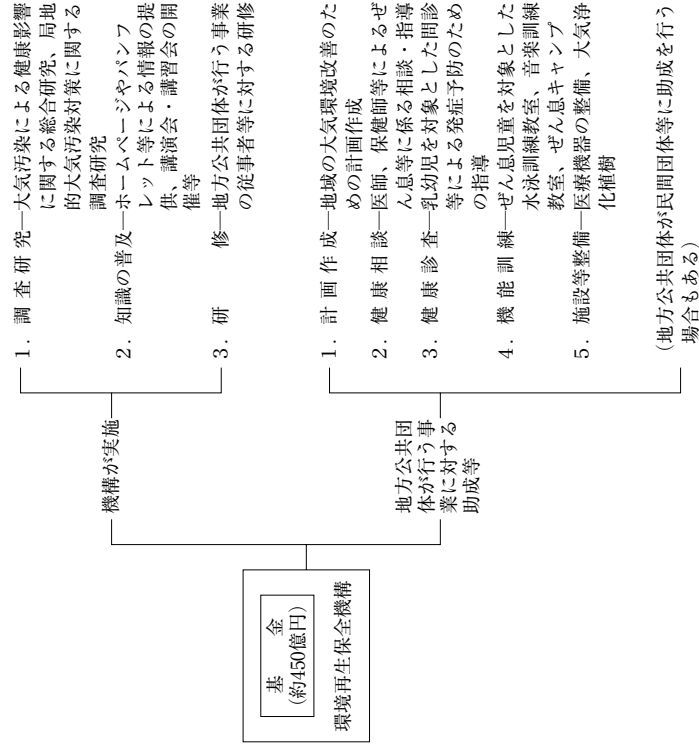
中央公害対策審議会の答申を踏まえ、公害健康被害補償法等の改正が行われ、63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除され、健康被害予防事業が実施されることになりました。

健康被害予防事業は、現在の大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染の影響による健康被害を予防するために実施されるものであり、これにより地域住民の健康の確保を図ることを目的としています。

健康被害予防事業は、人の健康に着目し、健康の確保・回復を図る事業と環境そのものに着目し、環境自体を健康被害を引き起こす可能性がないものとしていく事業とに大きく分けられます。具体的には、環境再生保全機構が実施する調査研究、知識の普及及び研修並びに指定解除前の第一種地域を管轄する地方公共団体が機構の助成等を受けて行う計画作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備の事業です。

健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、機構に基金を設け、その運用益により賄うこととしています。基金は、大気汚染の原因者である事業者等から拠出される拠出金及び国からの財政上の措置(出資)により設けられています。

なお、平成20年度より、環境省から自立支援型公害健康被害予防事業補助金が交付されています。



○事業の対象地域は、旧第一種地域及びこれに準ずる地域

問9 費用負担の考え方、仕組み

公害健康被害補償制度における費用負担の考え方、仕組みはどのような
ていますか。

答

1 公害健康被害者の補償費用

公害健康被害補償制度における被害者補償の基本的な考え方は、原因者と被害者との間で損害賠償として処理されるべきものを制度的に解決しようとするところにあります。

したがって被害者救済のために必要な費用は、全額を汚染原因者が負担することとされています。

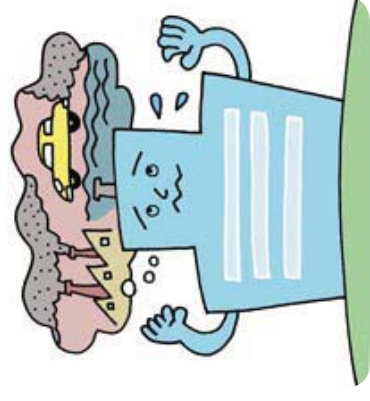
ただし、公害健康被害者の健康回復事業等を行う公害保健福祉事業は、福祉施策の性格もあるということで、原因者と公費で1/2ずつ負担することとしています。

なお、被害者救済のための費用は、汚染原因者の負担によることとしていますが、第一種地域関係と第二種地域関係とは、その内容が異なります。

第一種地域関係は、どこの煙突から出た煙がどれだけの被害をもたらしたかということをはつきりさせることができません。

したがって、発生した被害を救済するために、全国の汚染原因者が共同してその費用を負担することとしています。現在、大気汚染の原因は、工場・事業場の煙突から出る煙と自動車の排気ガスの二つであると割り切り、この両者から出る硫黄酸化物(SOx)と窒素酸化物(NOx)の量に応じ、工場・事業場8割(汚染負荷量賦課金として徴収します。)、自動車2割の割合で費用を負担することとしています。

また、第二種地域関係は、原因物質と疾病との因果関係が一般的に明らかでありま
すから、原因物質を排出した施設を設置した者(これを「特定施設設置者」といいます。)が、費用を負担することとなっています。これを特定賦課金といいます。



○補償給付費等の負担方法

	第一種地域	第二種地域
補償給付費	汚染負荷量賦課金(事業者) 8:2 別(自動車重量税) 法律	特 定 事 業 賦 課 金 (事業者)
公害保健福祉事業費	8:2 汚染負荷量(事業者) 賦課金(別(自動車重量税)) 2/4 国 1/2 県又は市 1/4	(特 定 事 業 賦 課 金 (事業者)) 2/4 国 1/2 県又は市 1/4
給付事務費	国 1/2 県又は市 1/2	国 1/4 県又は市 1/2
徴収事務費	汚染負荷量賦課金(事業者) 一部交付金	特定賦課金(事業者) 一部交付金

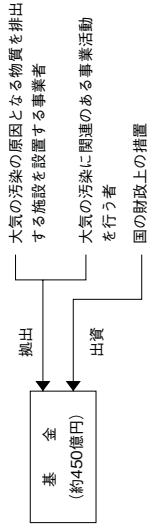
注 給付事務費とは県知事又は市長が行う事務の処理に要する費用をいい、徴収事務費とは環境再生保全機構が行う事務の処理に要する費用をいいます。

2 健康被害予防事業の実施費用

健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、基金を設け、その運用益により賄うことにしています。健康被害予防事業は、現在の大気汚染が健康に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないという状況を踏まえ、大気汚染の影響による健康被害を予防するために行われるものであり、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者及び大気汚染に関連のある事業活動を行う者に拠出金の拠出を求め、これにより基金を設けています。また、健康被害予防事業は、健康被害予防のための一般的な対策を補完し、より効果あるものとするものであり、国からも基金に関する財政上の措置(出資)が講じられています。

なお、平成20年度より、環境省から自立支援型公害健康被害予防事業補助金が交付されています。

○健康被害予防事業に係る基金



問 10 汚染負荷量賦課金 ①

多くの企業が、毎年多額の賦課金を支払っていますが、公害健康被害者の救済にどのように役立っているのですか。
また、賦課金等が徴収され、最終的に被害者救済に至るまでの仕組みはどうなっていますか。

答

毎年約8千4百の事業所が、汚染負荷量賦課金の納付を行なっています。これらの事業所が申告納付した賦課金は、自動車重量税収入の一部と合わせ、公害健康被害者に対する補償給付等の財源に充てられることとなり、極めて重要な役割を果たしています。

補償給付のうち、主なものが1)「療養の給付及び療養費」つまり医療費と2) 障害補償費で、全体の4分の3を占めています。このほか、3) 遺族補償費、4) 遺族補償一時金、5) 児童補償手当、6) 療養手当、7) 葬祭料の各種給付制度があります(問7参照)。これらの費用は全額を汚染原因者の負担分として汚染負荷量賦課金(8割)と自動車重量税収入の一部(2割)によって、賄われています。

汚染負荷量賦課金が既被認定者にまで到達する仕組みは、次のようになっています。まず、各事業者が、環境再生保全機構に、賦課金を申告、納付します。機構は、政府から交付を受けた自動車重量税収入の一部と合わせて、県市区の請求に応じ必要なお金を送ります。県市区は、医療機関や被害者の請求に基づき補償給付の支払をします。

このほか、公害による健康被害を予防したり、健康を回復させる事業として、公害保健福祉事業があります。この事業に必要な資金として、2分の1は国、県市区により負担されますが、残りの2分の1は、汚染原因者分として、汚染負荷量賦課金(残り2分の1の8割)と自動車重量税収入の一部(残り2分の1の2割)によって、賄われています。

問 11 汚染負荷量賦課金 ②

どのような事業者が汚染負荷量賦課金を納付しなければならぬのですか。

答

汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、第一種地域の公害健康被害者に対する補償給付等に要する費用のうち8割分に充てるために、次に述べる全国の事業者に対して排出量に応じて負担を求めめるものです。

なお、昭和63年3月1日に第一種地域の指定がすべて解除されており、63年度以降に徴収する賦課金は、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者に関する補償給付等に要する費用に充てられることとなります。

賦課金を納付しなければならない事業者（納付義務者）は、既被認定者が制度上指定解除前の大気汚染の影響により健康を損なったものと考えられることから、指定解除前に煙を排出していた全国の事業者が費用を共同して負担するとの考え方に基づき、62年4月1日において、次の要件に該当する工場・事業場を設置していた者とされています。

- 1) 硫黄酸化物(SO_x)を排出し得る大気汚染防止法の規制の対象となっている一定の施設（ばい煙発生施設といえます。）等が設置されていること。
- 2) 工場・事業場の全施設の「最大排出ガス量」が、次に示す値以上のものであること。
旧指定地域に所在するもの 5,000 m³N/時
その他の地域に所在するもの 10,000 m³N/時

（なお、「最大排出ガス量」、「m³N」については、問12を参照して下さい。）
納付義務者の要件を満たしている事業者は、その工場・事業場を全国どの地域に設置しているか、賦課金を申告・納付する義務が生じることとなります。

なお、本制度が汚染原因者負担の原則を基本としている以上、経営状態が悪化している事業者であっても他の事業者と同様に賦課金を申告・納付しなければなりません。

問 12 汚染負荷量賦課金 ③

どの程度の規模の工場・事業場が汚染負荷量賦課金の納付の対象になるのでしょうか。

答

汚染負荷量賦課金の納付の対象となる工場・事業場は、昭和62年4月1日における最大排出ガス量の規模によって指定解除前に地域指定されていた地域とその他地域別に次のとおりとなっています。

旧指定地域：最大排出ガス量が5,000 m³N/時以上
その他地域：最大排出ガス量が10,000 m³N/時以上

注 「最大排出ガス量」とは、工場・事業場に設置されるばい煙発生施設等において発生し、大気中に排出される排出ガス全体の1時間当たりの量を標準状態（温度が0℃で圧力が1気圧の状態）に換算したものの最大値の合計をいいます。

また、「1 m³N」は、「1立方メートルノーマル」といい、標準状態に換算した後の気体1立方メートルのことをさします。

このように、賦課金の納付義務者は一定規模以上の工場・事業場を設置していた事業者に限ることとなっています。これは零細な工場・事業場は、その個々の大気汚染に対する寄与度が著しく小さく、その負担すべき賦課金の額も少額であり、もし、これらの零細な工場・事業場まで費用を負担することとすれば、徴収される賦課金額に比べて徴収コストがぼう大なものとなって極めて非効率となるためです。

ただし、旧指定地域にあつては、ある程度規模の小さい工場・事業場でも、集中していることにより、旧指定地域に寄与したものと考えられますので、その他地域より小規模の工場であっても納付義務者となります。

問 13 汚染負荷量賦課金 ④

汚染負荷量賦課金の額はどのようにして計算するのですか。

答

納付義務者が納付すべき汚染負荷量賦課金の額は、納付義務者が排出した硫黄酸化物(SOx)の排出量に応じて算定することになります。昭和63年度以降に申告・納付する賦課金の額は、指定解除前の算定基礎期間(57年から61年までの5年間)における硫黄酸化物(SOx)の排出量(過去分排出量)を基本に、各前年のSOxの排出量(現在分排出量)も勘案して算定されます。具体的には、全国一律のSOxの単位排出量当たりの賦課金額(過去分賦課料率)にその事業者の算定基礎期間におけるSOxの累積換算量を乗じて得た「過去分賦課金額」と、各事業者の所在する地域に適用されるSOxの単位排出量当たりの賦課金額(現在分賦課料率)にその事業者の前年1年間のSOxの総排出量を乗じて得た「現在分賦課金額」とを合算した金額を申告・納付することになります。なお、過去分賦課料率及び現在分賦課料率は、毎年度、政令で定められます。

賦課金額 = 過去分賦課金額 + 現在分賦課金額

┌ 過去分賦課金額

= 過去分賦課料率 × 各事業者の算定基礎期間におけるSOx累積換算量

└ 現在分賦課金額

= 現在分賦課料率 × 各事業者の前年のSOx排出量

(試算例)

- ・ 算定基礎期間におけるSOx累積換算量 5万 m³N
 - ・ 前年におけるSOx排出量 1万 m³N
 - ・ 過去分賦課料率 500円/m³N
 - ・ 現在分賦課料率 1,000円/m³N
- 賦課金額 = 50,000m³N × 500円/m³N + 10,000m³N × 1,000円/m³N
 = 25,000,000円 + 10,000,000円
 = 35,000,000円

注1 SOxの年間排出量は、全暦年(1月～12月)の排出量ですが、年間排出量の算定については、一定の算定方法が定められています。

注2 SOxの累積換算量は、算定基礎期間における各年のSOxの年間排出量に地域に応じ各年ごとに政令で定める係数(換算係数)を乗じて換算した量を累積してとめます。

注3 賦課金額の計算は、まず過去分賦課金額及び現在分賦課金額について1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、次の両者の合計額について100円未満の端数が生じたときは、

これを切り捨てることになっています。

(参考)

換算係数

地 域	SOx排出年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年
1 大阪ブロック(大阪、豊中、吹田、守口、東大阪、八尾、堺、尼崎)		2.55919	3.06364	3.31894	4.14196	5.36290
2 東京ブロック(東京19区、横浜、川崎)		1.54898	1.85431	2.00883	2.50698	3.24597
3 名古屋ブロック(名古屋、東海)		1.41429	1.69306	1.83415	2.28898	2.96371
4 四日市ブロック(四日市、楠町)		1.07755	1.20933	1.31011	1.63499	2.11694
5 神戸ブロック(神戸)		1.34694	1.61244	1.74681	2.17998	2.96371
6 千葉ブロック(千葉)		1.34694	1.61244	1.74681	2.17998	2.96371
7 富士ブロック(富士)		1.07755	1.28995	1.39745	1.63499	2.11694
8 福岡ブロック(北九州、大牟田)		0.94286	1.12871	1.22277	1.63499	2.11694
9 岡山ブロック(倉敷、玉野、備前)		0.94286	1.12871	1.22277	1.52599	2.11694
10 その他地域		0.14966	0.17916	0.19409	0.24222	0.31362

注 楠町は平成17年2月から四日市市と合併



問 14 汚染負荷量賦課金 ⑤

汚染負荷量賦課金の賦課料率はどのようにして決められるのですか。

答

汚染負荷量賦課金の賦課料率は、各事業者が納付すべき賦課金の額を算定するときに必要な、「硫黄酸化物 (SOx) 1立方メートル当たりの賦課金額」のことをいい、「過去分賦課料率」と「現在分賦課料率」が定められています。

賦課料率は、毎年度、その年度に必要な経費と過去分及び現在分の SOx 排出量を基礎として定められます。

(1) 過去分賦課料率

過去分賦課料率は、当該年度に必要と見込まれる補償給付費等のうち事業者の負担分である 8 割に相当する額 (要徴収額) に過去分の負担割合 (6 割) を乗じて得た金額を、算定基礎期間における全国の SOx 累積換算量で割ることによって算出されます。

過去分賦課料率の算出の考え方

$$\frac{\text{要徴収額の6割}}{\text{算定基礎期間における全国のSOx累積換算量}} = R \quad \dots\dots \text{過去分賦課料率}$$

(2) 現在分賦課料率

現在分賦課料率は、旧指定地域とその他地域間に格差が設けられているほか、補償給付等に要する費用の多い地域に所在する事業者にはより多くの負担を求めため旧指定地域の間にも格差が設けられています。

したがって、具体的な賦課料率は、まず、要徴収額に現在分の負担割合 (4 割) を乗じて得た金額を、前年の全国の調整 SOx 排出量で割り、その他地域の賦課料率を算定します。次に、その他地域の賦課料率を 9 倍し、これに各旧指定地域の料率格差を乗じることにより、各旧指定地域の賦課料率を算出します。

各地域の現在分賦課料率の考え方

$$\text{①} \quad \frac{\text{要徴収額の4割}}{\text{調整SOx排出量}} = R \quad \dots\dots \text{その他地域の現在分賦課料率}$$

$$\text{②} \quad \text{旧指定地域の賦課料率} = R \times 9 \times \text{料率格差}$$

例えば、患者が多く、赤字となっているA地域の料率格差を1.70とすれば、 $R \times 9 \times 1.70$ で算出されます。

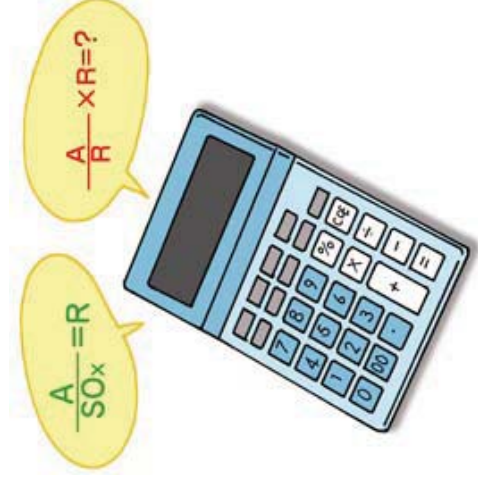
注 「調整 SOx 排出量」とは、旧指定地域の負担を大きくするため全国の SOx 総排出量を加重する

必要があることにかんがみ、次式により調整を行った前年の SOx 総排出量のことをいいます。
調整 SOx 排出量 = (旧指定地域の各地域の SOx 排出量を 9 倍し、これに料率の格差を乗じたものを合計した量) + (その他地域の SOx 排出量)

(参考資料)

I 公害健康被害補償制度の仕組み

8. 平成 22 年度汚染負荷量賦課金の賦課料率および料率格差 P.41



問 15 汚染負荷量賦課金 ⑥

賦課料率が指定地域とその他の地域とで異なるのはどういう理由ですか。

答

公害健康被害補償制度においては、大気汚染による健康被害については、その費用は全国の事業者が共同して負担することが適当であることなどから、全国の事業者に費用の負担を求めるところとしています。しかしながら、汚染負荷量賦課金の賦課料率については、旧指定地域と「その他地域」に対して同一の負担を求めるとは不公平であることなどから、両地域間に格差を設けることとされています。

現在分の賦課料率は、「大気汚染の状況に応じた地域の別に従い」定めることとされており、具体的には、旧指定地域内に所在する事業者が本制度に要する費用のかなりの部分を負担すべきであるとの考え方を勘案し、旧指定地域の賦課料率の平均と「その他地域」の賦課料率では9対1の格差が設けられています。

なお、過去の賦課料率は、全国一律の料率が定められていますが、過去分賦課金額の算定に際し、算定基礎期間における硫黄酸化物(SOx)の排出量を地域格差等を勘案して換算することとしています(問13参照)。



問 16 汚染負荷量賦課金 ⑦

指定地域の中でも給付費よりも賦課金が大幅に上回っている地域があったり、逆に給付費よりも賦課金が著しく少ない地域があったりしますが、不公平ではないでしょうか。

答

昭和51年度までは、指定地域の賦課料率は一律であったため、制度施行以来の収支実績をみますと、指定地域によっては、補償給付の給付費(支出)と汚染負荷量賦課金の額(収入)とが著しく乖離しているところが生じていました。

これは、指定地域内において、指定疾病に影響を与える大気汚染の程度に違いがあったためと考えられます。このような事態を是正するため、昭和52年度より、指定地域の賦課料率について、指定地域を近接するブロックにまとめ、そのブロックごとに指定疾病に影響を与える大気汚染の状況に応じた格差が導入されました。

具体的な格差の基本的な考え方は、指定地域のブロックごとの制度施行以来の補償給付支出の実績と汚染負荷量賦課金の収入実績をもとに、SOxの排出量が比較的少ないにもかかわらず給付支出が多いために収支差が赤字となっている地域は、収支差の1/2を是正することを目安に自己負担を増加させるべく平均より賦課料率を高くすることとしていきます。逆に、赤字となっている地域では、黒字幅の1/2の負担を軽減するべく賦課料率を平均より低くすることとしています。

指定地域の賦課料率の基本的な考え方

赤字地域 (大阪、東京等) 収入 < 支出	黒字地域 (岡山、福岡等) 収入 > 支出
収支差(赤字)の1/2を自己負担とするため、その分指定地域の平均の賦課料率をより高くする。	収支差(黒字)の1/2を軽減するため、その分指定地域の平均の賦課料率をより低くする。

このような賦課料率の格差の導入により、被認定者が少なく、収支が黒字となっている指定地域の事業者は相対的に少なく負担をし、また被認定者が多く、収支が赤字となっている地域の事業者には多くの負担を求めるという仕組みがとられています。

第一種地域の指定解除後における賦課金の算定に当たっても以上のような考え方により地域別の不公平の是正を図ることとしています。

なお、過去分賦課料率については、過去分賦課金額の算定に際し、算定基礎期間における硫黄酸化物(SOx)の排出量を地域格差等を勘案して換算することとしており、全国一

律の料金が定められています。

(参考資料)

I 公害健康被害補償制度の仕組み

8. 平成 22 年度汚染負荷量賦課金の賦課料率および料率格差 P.41

問 17 汚染負荷量賦課金 ⑧

賦課料率を事務処理の関係上早く知りたいのですが、毎年いつ頃、賦課料率がわかるのでしょうか。

答

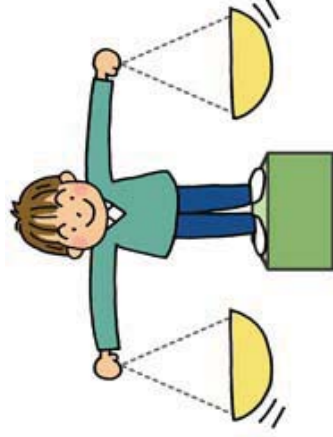
汚染負荷量賦課金の賦課料率は、翌年度に既被認定者に支給される補償給付等の見込額と算定基礎期間（昭和 57 年から 61 年まで）の全国の硫黄酸化物（SOx）の累積換算量及び前年（1 月から 12 月）の全国の SOx の年間排出量を基礎にして計算されます。したがって、賦課料率の決定に当たっては、これらの数字が正確に把握できていなければなりませんので、賦課料率が決まる時期も、これらの数字が固まる時期によって決まってきます。

このうち、補償給付等の見込額は、その 2 割分が自動車分として政府が自動車重量税収より交付する資金が充てられることとなっていますので、政府の予算案が決まる 1 月には固まります。

しかし、前年の SOx の年間排出量は、前年の各種燃料使用量や前年の主要事業場における SOx 排出量などのデータをもとに計算されますが、これらのデータがそろわないのが、どうしても 2 月半ばとなってしまいます。

このため、正式に賦課料率が政令で決まる時期は、毎年、3 月末となっています。

ただし、補償給付費等の見込額は 1 月にはわかりますし、前年の SOx の年間排出量も、おおむね 1 月の末ごろには見当がつきますので、会社の管理計画を組む必要から、おおよその目安をお知りになりたいときは、2 月中旬以降に下記までお問い合わせ下さい。



◇問い合わせ先
環境省環境保健部企画課賦課係
TEL 03-3581-3351（内線）6312

問 18 汚染負荷量賦課金 ⑨

汚染負荷量賦課金の申告・納付はどのようなのですか。

答

汚染負荷量賦課金の申告・納付は、法人税の場合と同様に、事業者が自主的に納付額を申告し、これを納付する仕組みとなっています。すなわち、各事業者は、算定基礎期間における硫黄酸化物（SOx）の累積換算量と過去分賦課料率、前年に排出したSOxの総排出量と現在分賦課料率をもとに自分が納付すべき賦課金の額を計算し、この金額を年度の初日から45日以内に環境再生保全機構に申告・納付することとなります。（汚染負荷量賦課金の額の計算方法は、問13を参照して下さい。）

具体的には、賦課金の申告は、所要事項を記載した汚染負荷量賦課金申告書に所定の書類を添付して、原則として機構の業務委託を受けている地元商工会議所に提出することによって行います。また、納付は、環境再生保全機構の窓口又は金融機関の本店・支店において所定の納付書によって行います。納付の期限は、申告書の提出期限と同じく年度の初日から45日以内となっていますが、賦課金額が30万円以上である事業者は、延納の申請をすれば、年4回に分けて納付することができます。

なお、汚染負荷量賦課金申告書及び添付書類は、用紙申告のほかFD申告または、オンライン申告により提出することも可能です。



問 19 汚染負荷量賦課金 ⑩

指定地域でない地域でもどうして汚染負荷量賦課金を納めなければならないのですか。

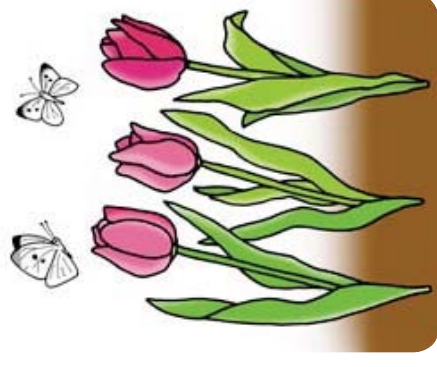
答

公害健康被害補償制度においては、一定規模以上のばい煙発生施設等を設置している事業者で、大気中に硫黄酸化物（SOx）を排出している者は、その工場・事業場が全国どこに存在していても、汚染負荷量賦課金を納めなければならないことになっています。

これは、大気汚染による健康被害については、個々の汚染物質排出者ごとに疾病との因果関係を識別して費用負担を求めることは困難なことから、ばい煙を排出し大気を汚染している事業者全体が費用を共同して負担することとしていることによるものです。

具体的には、全国の、ばい煙発生施設等を設置し汚染物質を排出する事業者に対し、SOxの排出量の割合をもって大気汚染にたいする寄与度とみなし、これに応じて費用負担を求めるという制度的取決めの下に、全国の事業者がそのSOxの排出量に応じて賦課金を納付することとされています。

第一種地域の指定解除後においても、以上のような考え方により、昭和62年4月1日において所定の要件に該当するばい煙発生施設等を設置していた全国の事業者が賦課金を納付することになります（問11参照）。



問 20 汚染負荷量賦課金 ①

汚染負荷量賦課金を申告・納付しなかったらどうなりますか。

答

汚染負荷量賦課金は、第一種地域の公害健康被害者に対して支払われる医療費、障害補償費などの補償給付に要する費用に充てるために徴収されるものであり、もし、これが徴収されないと補償給付の支給ができなくなるなど、極めて重要な性格をもっています。

このような重要な重要性にかんがみ、賦課金が確実に徴収できるように、環境再生保全機構には、国税などと同様な手続により賦課徴収できる権限が与えられています。

具体的には、事業者から申告書の提出がなかったときには、機構は賦課金の額を決定し、事業者に通知することになります。また、事業者が賦課金を納付しなかったときには、機構は期限を指定して督促を行い、さらに、督促を受けた事業者がその指定の期限までに納付しなかった場合には、国税の滞納処分と同様の手続によって滞納処分（差し押さえなど）を行うことになっていきます。

なお、このほか、機構には、賦課金の額の決定に必要な資料の提出を事業者に求めることができ、権限があたえられています。



問 21 自動車の費用負担形式

公害健康被害の補償給付の費用の一部を自動車負担しているといわれますが、どのような理由で、どのような方式で負担しているのですか。

答

自動車については、1台ごとの大気汚染に対する寄与度は小さいものと考えられますが、現在、全国で7,700万台以上にもなる自動車を総体としてみれば、大気汚染に対する寄与は、相当なものとなります。そこで、個々の自動車ではなく総体としての自動車も、大気汚染の共同原因者として、大気汚染の形でもたらず社会的費用を負担すべきであると考えられました。

自動車の具体的な費用負担の方式については、制度発足時の中央公害対策審議会の答申（昭和48年4月5日）では、

- 1) 自動車の使用燃料（軽油、ガソリンなど）に着目して賦課金をかける方式
- 2) 自動車重量税収から一部を引き当てる方式

の二つの方式が考えられ、政府において両案の長所、短所を慎重に比較考慮の上、決定すべきであるとされています。

これを受け、制度発足以降、自動車重量税収引当方式が採用されましたが、中央公害対策審議会においては、52年12月には、「当面昭和53年度以降においても自動車重量税収の一部を引き当てる方式を踏襲することが適当である」（意見具申）とされ、その後も、引き続き同方式によることが適当との判断が示されてきました。また、61年10月には、第一種地域の指定解除後においても「既被認定者の補償給付に係る費用については自動車重量税引当方式が適当と考えられる」（答申）とされています。

さらに、平成14年12月には、自動車重量税収引当措置が平成14年度で期限切れとなることから、中央環境審議会環境保健部会において検討が行われ、平成15年度以降も引き続き自動車重量税収引当方式によることが適当であるとされました。これは、自動車重量税という税が、自動車の走行がもたらす諸社会的費用に充てるため設けられたものであり、これを引き当てることが依然として合理的で、現実的であると判断されたからです。

問 22 特定賦課金

特定賦課金とはどのようなものですか。

答

特定賦課金とは、水俣病やイタイイタイ病のような特異的な疾病にかかっている者に対する補償給付に必要なとされる費用に充てるために、疾病の原因となる物質を排出した事業者から賦課徴収するものをいいます。

水俣病やイタイイタイ病は、大気汚染による疾病と異なり、個々の疾病と原因物質との因果関係は相当明らかかなものですので、その費用については、指定疾病に影響を与える物質汚濁等の原因をなした事業者が個々に賦課していくこととなっています。

特定賦課金については、次の3つの要件を満たす事業者が納付することとなります（これを「特定施設等設置者」と呼んでいます）。

- 1) 当該疾病に影響を与える大気汚染又は水質汚濁の原因である物質を排出したこと。
- 2) 排出した物質が指定地域の汚染又は水質汚濁の原因となっていること。
- 3) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や特定施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置していること（過去に施設を設置して、現在はその施設を設置していないものも含まれます）。

この要件を満たす特定施設等設置者が複数存在するような場合は、補償給付に必要な額をそれぞれの汚染の原因の程度に応じて分割した額を納付することとなります。

特定賦課金については、申告納付の方法とはとられておらず、環境再生保全機構において、個々の指定地域ごとの事情を調査した上、納付義務者を特定しその賦課金の額を決定して、納入告知書によって通知を行うこととなっています。

問 23 独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構とはどのような性格の法人でどのような業務をしているのですか。

答

独立行政法人環境再生保全機構は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、「公害健康被害補償予防協会は解散し環境事業団の地球環境基金事業等を統合した上で、独立行政法人化すること」とされ、平成16年4月に設立された法人です。

機構の主な業務は、次の通りです。

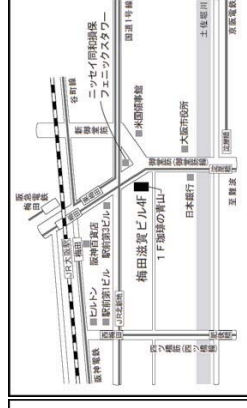
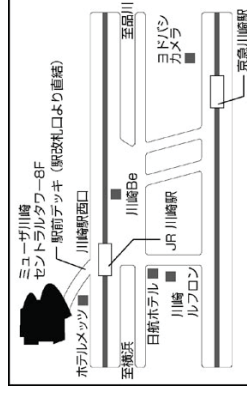
- 1) 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務
 - 2) 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）
 - 3) 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成事業
 - 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用等の助成
 - 5) 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務
 - 6) 石綿による健康被害の救済業務
- これら業務のうち、1)と2)は公害健康被害補償法に基づき公害健康被害補償予防協会が従来実施してきた業務を引き継いでいます。この機構には、理事長1人、理事3人、監事2人が置かれています。

(本 部)

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎セントラルタワー8F
TEL. 044-520-9503（補償業務部）
FAX. 044-520-2133

(大阪支部)

〒530-0002
大阪府大阪市青楓崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F
TEL. 06-6342-0780
FAX. 06-6342-0260



問 24 認定又は処分の救済

公害病であるかどうかの認定や、環境再生保全機構が賦課徴収について行なった処分に不服がある場合には、どうすれば救済されますか。

答

都道府県知事等が行った認定や補償給付の支給に関する処分に不服がある場合は、まず、その処分を行った都道府県知事等に対して異議申立てをすることができ、さらにその異議申立てに対する都道府県知事等の決定に不服があるときや、異議申立てをした日から2か月を過ぎてもなお都道府県知事等が決定をしない場合は、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができます。この不服審査会は、不服事案の審査に当たっては専門的、技術的知識に基づき適正かつ迅速な処理を行う必要がありますが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき特別に設けられたものです。

なお、処分に不服のある者は、裁判所に対して処分の取消しの訴えを起こすこともできますが、この処分の取消しの訴えは、公害健康被害補償不服審査会の審査請求に対する裁決を得た後でなければなりません。

また、環境再生保全機構が賦課金の徴収に関して行った処分に対して不服がある者は、環境大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。機構の処分は、一種の行政権の行使に当たると見られますが、この処分行為はかなり定型的に行われるものですから、監督官庁である環境大臣に対して審査請求を行うことが適当であると考えられたものです。

機構の行った処分に対しては、不服申立ての他に、行政事件訴訟法によって直接裁判所に対して処分の取り消しを請求することができますが、このような訴えはその処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができないこととされています。

参考資料

I 公害健康被害補償制度 の仕組み

2. 平成24年度公害健康被害補償制度費用負担見込(旧指定地域)

(1) 補償給付費等納付金所要額 (百万円:%)

区分	平成23年度	平成24年度	増△減	増△減率
I 補償給付費	48,239	46,460	△ 1,779	△ 3.69%
(1) 療養の給付及び療養費	18,420	17,778	△ 642	△ 3.49%
(2) 障害補償費	22,023	21,292	△ 731	△ 3.32%
(3) 遺族補償費	1,715	1,626	△ 89	△ 5.19%
(4) 遺族補償一時金	910	908	△ 2	△ 0.22%
(5) 児童補償手当	0	0	0	-
(6) 療養手当	5,026	4,704	△ 322	△ 6.41%
(7) 葬祭料	145	151	6	4.14%
II 公害保健福祉事業費	114	100	△ 14	△ 12.28%
III 合計(予備費を含む)	48,836	47,024	△ 1,812	△ 3.71%

(2) 費用負担内訳 (百万円:%)

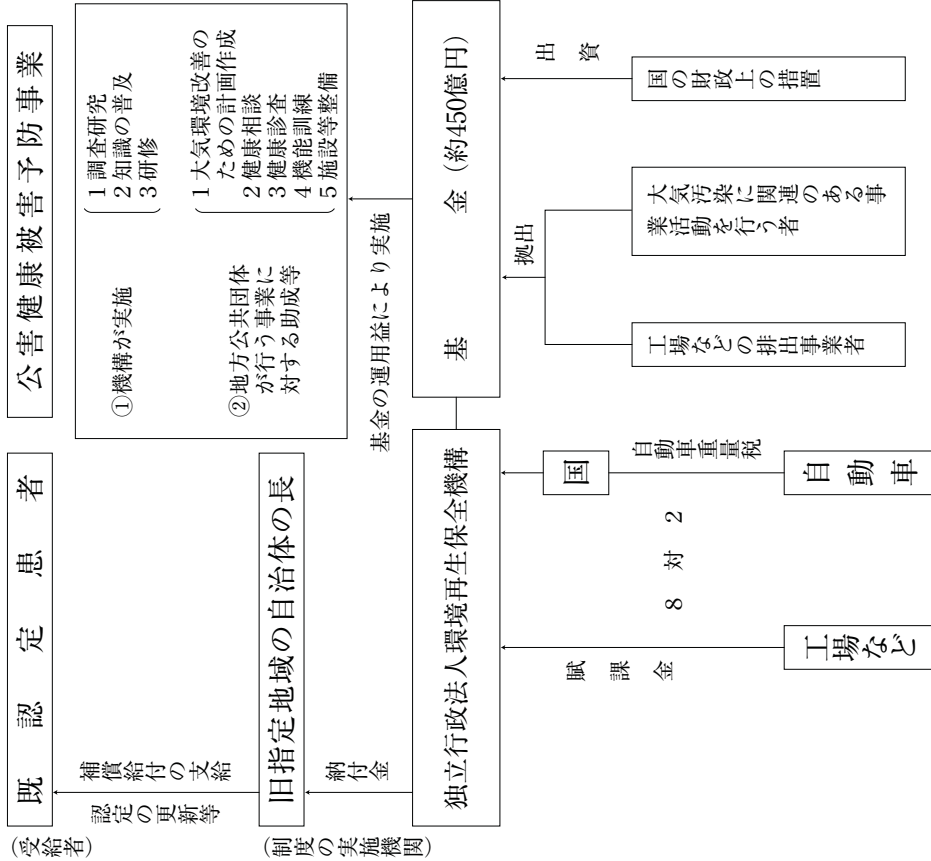
I 汚染負荷量賦課金	39,529	38,092	△ 1,437	△ 3.64%
1. (I)IIIの80%	39,069	37,619	△ 1,450	△ 3.71%
2. 徴収事務費等	460	473	13	2.83%
II 公害健康被害補償に係る納付金財源交付((I) IIIの20%)	9,767	9,405	△ 362	△ 3.71%
合計	49,296	47,497	△ 1,799	△ 3.65%

I. 公害健康被害補償制度の仕組み

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の概要(第一種地域関係)

(制度の発足) 昭和49年9月(昭和63年3月改正法施行)

(制度の趣旨) 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るとともに、大気汚染による健康被害の予防のための事業を行い、地域住民の健康の確保を図るものである。



(汚染負荷量賦課金申告事業所数)
全国約8,400ヶ所

3. 給付の概要

項目	性 格	支 給 内 容	関係条文	
			法 律	政 令 等
1. 療養の給付及び療養費	指定疾病に係る医療費	診療報酬の額の算定方法は、法22条に基づき、健康保険の点数表とは別体系のものとして公害医療機関の診療方針等に即して環境庁告示で定められている。	3条1項 1号 19条 24条	環境省告示
2. 障害補償費	労働能力の喪失等による逸失利益相当分に、感謝料的要素を加味したものの	15才以上の被認定者に支給されるもので、労働者の性別、年齢層別の平均賃金の80%相当レベルで定められている障害補償標準給付基礎月額に相当する金額に障害の程度に応じた次の支給率を乗じて算定した額を支給する。 (支給率) 特級、1級 100% 2級 50% 3級 30% なお、特級については、介護加算がある。	3条1項 2号 25条	令 9 条 令 10 条 令 11 条 令 12 条 環境省告示
3. 遺族補償費	指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡被認定者の逸失利益と感謝料相当分及び被認定者の遺族固有の感謝料相当分を補償するもの	被認定者によって生計を維持していた一定の遺族に対して、労働者の性別、年齢層別の平均賃金の70%相当レベルで定められている遺族補償標準給付基礎月額に相当する金額（他原因がある場合は、これを参酌した金額）を10年を限度として支給する。	3条1項 3号 29条	令 15 条 令 17 条 環境省告示
4. 遺族補償一時金	同上	遺族補償費を受けられない遺族がいない場合に一定の遺族に対して上記遺族補償標準給付基礎月額額の36ヶ月分に相当する金額を、一括支給する。	3条1項 4号 35条	令 18 条
5. 児童補償手当	指定疾病により、児童の学業や成長に支障を生じ、またその養育に手間がかかることにつき、感謝料的要素も考慮して支給するもの	15才未満の児童に対して障害の程度に応じて支給される。 なお、特級については介護加算がある。	3条1項 5号 39条	
6. 療養手当	入通院に要する交通費等の諸雑費をてん補するもの	1ヶ月の入院・通院期間に応じて支給する。	3条1項 6号 40条	令 22 条 令 23 条
7. 葬 祭 料	指定疾病に起因して死亡した場合	通常葬祭に要する費用を支給する。	3条1項 7号 41条	令 24 条

4. 障害の程度(障害補償費)

区分	障 害 の 程 度	給付率
特級※	労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの	1.0
1 級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	1.0
2 級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.5
3 級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.3

注 特級には介護加算がある。

5. 障害補償標準給付基礎月額(平成24年度)

年 齢 階 層 (才)	(単位:千円)	
	男	女
～ 19	-	-
20 ～ 24	183.6	163.7
25 ～ 29	218.2	187.5
30 ～ 34	254.3	199.7
35 ～ 39	291.2	208.0
40 ～ 44	326.1	211.9
45 ～ 49	351.8	212.7
50 ～ 54	355.4	208.3
55 ～ 59	333.3	194.6
60 ～ 64	238.5	170.7
65 ～ 69	215.2	164.7
70 ～	223.1	173.5

6. 遺族補償標準給付基礎月額(平成24年度) (単位:千円)

年齢階層	男	女
(才)	-	-
～ 19	-	-
20 ～ 24	160.7	143.3
25 ～ 29	190.9	164.1
30 ～ 34	222.6	174.7
35 ～ 39	254.8	182.0
40 ～ 44	285.3	185.5
45 ～ 49	307.9	186.1
50 ～ 54	311.0	182.2
55 ～ 59	291.6	170.3
60 ～ 64	208.7	149.4
65 ～ 69	188.3	144.1
70 ～	195.3	151.8

8. 平成24年度汚染負荷量賦課金の賦課料率及び料率格差

ブロック名	平成23年度			平成24年度		
	現行分賦課料率		過去分賦課料率	現行分賦課料率		過去分賦課料率
	賦課料率区分	料率格差		賦課料率区分	料率格差	
大阪	A	1.70	2,052円34銭	A	1.70	1,798円21銭
	B	1.15	1,388円35銭	B	1.15	1,216円44銭
東京	C	1.05	1,267円62銭	C	1.05	1,110円66銭
	D	1.00	1,207円26銭	D	1.00	1,057円77銭
千葉	E	0.75	905円45銭	E	0.75	793円33銭
神戸						
名古屋						
定地						
富士						
四日市						
福岡						
岡山						
その他地域			134円14銭			117円53銭

7. その他の標準給付(平成24年度)

補償給付の種類	金額	適用時期
介護加算額	46,400円	平成24年4月分から
	35,700円	
療養手当	33,700円	平成24年4月分から
	24,800円	
	22,800円	
	22,800円	
葬祭料	656,000円	平成24年4月分から

※(注)葬祭料以外の給付金額は月額である。

9. 平成24年度汚染負荷量賦課金のブロック構成

区分	対象ブロック	旧指定地域名
A	大阪	大阪市、豊中市の一部、吹田市の一部、守口市、東大阪市の一部、八尾市の一部、堺市の一部、尼崎市の一部
B	東京	東京都(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、大田区、目黒区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、飾区、江戸川区)、横浜市(鶴見区の一部)、川崎市(川崎区、幸区)
C	千葉	千葉市の一部
D	神戸	神戸市(東灘区、生田区、灘区、葦合区、兵庫区、長田区の各区の一部)
D	名古屋	名古屋(東区、西区、中区、中村区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区の各区の一部、熱田区)、東海市の一部
	富士	富士市の一部
E	四日市	四日市市の一部(旧三重郡楠町を含む)
	福岡	北九州市(小倉北区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区の各区の一部)、大牟田市の一部
	岡山	倉敷市の一部、玉野市の一部、備前市の一部

注 三重郡楠町は平成17年2月から四日市市と合併

10. 汚染負荷量賦課金の賦課料率の年度別推移

(賦課料率 = SO₂・1m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	49年度		50年度		51年度		52年度(1/4)		53年度(1/2)		54年度(1/2)		前年 年度比							
	賦課 料率 区分	賦課 料率	賦課 料率 区分	賦課 料率	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比						
旧 指 定 地 域	15円 84銭	77円 31銭	A	4.88	209円 97銭	2.72	A	536円 63銭	A	774円 52銭	1.44	A	1,293円 30銭	1.67						
															B	383円 31銭	1.83			
																		C	344円 98銭	1.64
そ の 他 地 域	1円 76銭	8円 59銭	42円59銭	1.83	47円81銭	1.12	E	452円 65銭	1.50											

(賦課料率 = SO₂・1m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	55年度(1/2)		56年度(1/2)		57年度(1/2)		58年度(1/2)		59年度(1/2)		60年度(1/2)		前年 年度比																																																																													
	賦課 料率 区分	賦課 料率	賦課 料率 区分	賦課 料率	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比	賦課 料率 区分	前年 年度比																																																																												
旧 指 定 地 域	A	1,515円 60銭	1.17	A	1,564円 38銭	1.03	A	1,926円 11銭	1.23	A	2,559円 19銭	1.33	A	3,063円 64銭	1.20	A	3,318円 94銭	1.08																																																																								
																			B	871円 47銭	1.35	B	922円 70銭	1.06	B	1,135円 91銭	1.23	B	1,548円 98銭	1.36	B	1,854円 31銭	1.20	B	2,008円 83銭	1.08																																																						
																																					C	833円 58銭	1.29	C	882円 59銭	1.06	C	1,086円 53銭	1.23	C	1,414円 29銭	1.30	C	1,693円 06銭	1.20	C	1,834円 19銭	1.08																																				
																																																							D	644円 13銭	1.00	E	682円 00銭	1.06	E	700円 20銭	1.16	E	1,077円 55銭	1.36	F	1,209円 33銭	1.12	F	1,310円 11銭	1.08																		
																																																																									E	568円 33銭	1.10	F	601円 76銭	1.06	F	740円 81銭	1.23	E	1,077円 55銭	1.46	E	1,289円 95銭	1.20	E	1,397円 45銭	1.08
そ の 他 地 域	84円20銭	1.17	89円15銭	1.06	109円75銭	1.23	149円66銭	1.36	179円16銭	1.20	194円09銭	1.08																																																																														

(賦課料率 = SO₁m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	61年度(1/2)		62年度(1/2)		63年度(1/2)		平成元年度(1/2)		平成2年度(1/2)		平成3年度(1/2)	
	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比
旧 指 定 地 域	A	4.141円 96銭	1.25	5.322円 90銭	1.29	4.573円 59銭	A	3.737円 83銭	A	3.050円 78銭	A	2.313円 51銭
	B	2.506円 98銭	1.25	3.245円 97銭	1.29	2.843円 04銭	B	2.388円 06銭	B	2.004円 80銭	B	1.565円 02銭
	C	2.288円 98銭	1.25	2.963円 71銭	1.29	2.355円 82銭	C	2.180円 40銭	C	1.830円 47銭	D	1.360円 89銭
	E	1.634円 99銭	1.25	2.116円 94銭	1.29	1.854円 16銭	D	1.557円 43銭	D	1.307円 48銭	E	1.020円 67銭
	D	2.179円 98銭	1.25	2.963円 71銭	1.36	2.595円 82銭	C	2.180円 40銭	C	1.830円 47銭	C	1.428円 93銭
そ の 他 地 域	E	1.634円 99銭	1.17		1.29	1.854円 16銭	D	1.557円 43銭	D	1.307円 48銭	E	1.020円 67銭
	F	1.525円 99銭	1.25		1.39							
		242円22銭	1.25	313円62銭	1.29	274円69銭		230円73銭		193円70銭		151円21銭

(賦課料率 = SO₁m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成10年度(1/2)		平成11年度(1/2)		平成12年度(1/2)		平成13年度(1/2)		平成14年度(1/2)		平成15年度(1/2)	
	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比
旧 指 定 地 域	A	1.896円 13銭		1.854円 36銭	A	1.959円 32銭	A	1.964円 37銭	A	2.023円 27銭	A	2.037円 04銭
	B	1.287円 68銭		1.254円 42銭	B	1.325円 42銭	B	1.328円 84銭	B	1.368円 68銭	B	1.378円 00銭
	D	1.115円 37銭		1.090円 80銭	D	1.152円 54銭	D	1.155円 51銭	D	1.190円 16銭	D	1.198円 26銭
	E	836円 53銭		818円 10銭	E	864円 41銭	E	866円 63銭	E	892円 62銭	E	898円 70銭
	C	1.171円 14銭		1.145円 34銭	C	1.210円 17銭	C	1.213円 29銭	C	1.249円 67銭	C	1.258円 17銭
そ の 他 地 域	E	836円 53銭		818円 10銭	E	864円 41銭	E	866円 63銭	E	892円 62銭	E	898円 70銭
		123円93銭		121円20銭		128円06銭		128円39銭		132円24銭		133円14銭

(賦課料率 = SO₁m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成4年度(1/2)		平成5年度(1/2)		平成6年度(1/2)		平成7年度(1/2)		平成8年度(1/2)		平成9年度(1/2)	
	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比
旧 指 定 地 域	A	1.860円 63銭		1.875円 63銭	A	1.988円 18銭	A	1.809円 53銭	A	1.850円 08銭	A	1.800円 38銭
	B	1.258円 66銭		1.268円 81銭	B	1.224円 09銭	B	1.224円 09銭	B	1.251円 52銭	B	1.223円 99銭
	D	1.094円 87銭		1.103円 31銭	D	1.175円 40銭	D	1.064円 43銭	D	1.088円 28銭	D	1.064円 34銭
	E	820円 87銭		827円 48銭	E	881円 55銭	E	798円 32銭	E	816円 21銭	E	798円 26銭
	C	1.149円 21銭		1.158円 48銭	C	1.234円 17銭	C	1.117円 65銭	C	1.142円 69銭	C	1.117円 56銭
そ の 他 地 域	E	820円 87銭		827円 48銭	E	881円 55銭	E	798円 32銭	E	816円 21銭	E	798円 26銭
		121円61銭		122円59銭		130円60銭		118円27銭		120円92銭		118円26銭

(賦課料率 = SO₁m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成16年度(1/2)		平成17年度(1/2)		平成18年度(1/2)		平成19年度(1/2)		平成20年度(1/2)		平成21年度(1/2)	
	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比	賦課料率 区分	前年 賦課料率 比
旧 指 定 地 域	A	1.900円 11銭		1.921円 68銭	A	1.895円 21銭	A	1.973円 55銭	A	1.811円 83銭	A	1.731円 81銭
	B	1.285円 37銭		1.299円 96銭	B	1.282円 65銭	B	1.335円 65銭	B	1.225円 65銭	B	1.171円 52銭
	D	1.117円 71銭		1.130円 40銭	D	1.114円 83銭	D	1.160円 91銭	D	1.065円 78銭	D	1.018円 71銭
	E	838円 28銭		847円 80銭	E	836円 12銭	E	870円 68銭	E	799円 34銭	E	764円 03銭
	C	1.173円 60銭		1.186円 92銭	C	1.170円 57銭	C	1.218円 96銭	C	1.119円 07銭	C	1.069円 65銭
そ の 他 地 域	E	838円 28銭		847円 80銭	E	836円 12銭	E	870円 68銭	E	799円 34銭	E	764円 03銭
		124円19銭		125円60銭		123円87銭		128円99銭		118円42銭		113円19銭

(賦課料率=SO₂1m³N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成22年度(1/2)		平成23年度(1/2)		平成24年度(1/2)	
	現在分賦課料 課料率 区分	過去分 課料率	現在分賦課料 課料率 区分	過去分 課料率	現在分賦課料 課料率 区分	過去分 課料率
旧 指 定 地 域	大阪	2,207円 94銭	1,798円 21銭	2,052円 34銭	1,798円 21銭	2,052円 34銭
	東京	1,493円 61銭	1,216円 44銭	1,388円 35銭	1,216円 44銭	1,388円 35銭
	千葉	1,363円 73銭	1,110円 66銭	1,267円 62銭	1,110円 66銭	1,267円 62銭
	神戸	1,298円 79銭	1,057円 77銭	1,207円 26銭	1,057円 77銭	1,207円 26銭
	名古屋	974円 09銭	793円 33銭	905円 45銭	793円 33銭	905円 45銭
その他 地域	144円31銭	61円 03銭	134円14銭	61円 03銭	117円53銭	

11. 汚染負荷量賦課金の料率格差の年度別推移

プロック名	年度	対象地域	52年度		53年度		54年度		55年度		56年度	
			1/4調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整		
旧 指 定 地 域	大阪	大阪市、豊中市、吹田市、守口市、東大阪市、八尾市、堺市、尼崎市	A	1.4	A	1.8	A	2.0	A	2.00	A	1.95
	東京	東京都(19区)、横浜市、川崎市	B	1.0	B	1.0	B	1.0	B	1.15	B	1.15
	名古屋	名古屋市、東海市	B	1.0	B	1.0	B	1.0	C	1.10	C	1.10
	四日市	四日市市、楠町	B	1.0	B	1.0	B	1.0	D	0.85	E	0.85
	神戸	神戸市	B	1.0	C	0.8	C	0.9	D	0.85	D	0.90
	千葉	千葉市	C	0.9	C	0.8	D	0.8	D	0.85	D	0.90
	富士	富士市	C	0.9	C	0.8	D	0.8	E	0.75	F	0.75
	福岡	北九州市、大牟田市	D	0.8	D	0.7	E	0.7	F	0.65	G	0.65
	岡山	倉敷市、玉野市、備前市	D	0.8	D	0.7	E	0.7	F	0.65	G	0.65

プロック名	年度	57年度		58年度		59年度		60年度		61年度		62年度		63年度	
		1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	
旧 指 定 地 域	大阪	A	1.95	A	1.90	A	1.90	A	1.90	A	1.90	A	1.90	A	1.85
	東京	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15
	名古屋	C	1.10	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	四日市	E	0.80	E	0.80	F	0.75	F	0.75	E	0.75	D	0.75	D	0.75
	神戸	D	0.95	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	C	1.05	C	1.05
	千葉	D	0.95	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	C	1.05	C	1.05
	富士	F	0.75	E	0.80	E	0.80	E	0.80	E	0.75	D	0.75	D	0.75
	福岡	G	0.70	F	0.70	G	0.70	G	0.70	E	0.75	D	0.75	D	0.75
	岡山	H	0.65	F	0.70	G	0.70	G	0.70	F	0.70	D	0.75	D	0.75

(注) 63年度以降は、現在分賦課料率についての料率格差を示す。

年度 プロジェクト名	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整
旧 指 定 地 域	大阪	A 1.80	A 1.75	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70
	東京	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15
	名古屋	C 1.05	C 1.05	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00
	四日市	D 0.75	D 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	神戸	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	千葉	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	富士	D 0.75	D 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	福岡	D 0.75	D 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
岡山	D 0.75	D 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	

(注) 63年度以降は、現在分賦課料率についての料率格差を示す。

年度 プロジェクト名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整
旧 指 定 地 域	大阪	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70
	東京	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15
	名古屋	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00
	四日市	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	神戸	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	千葉	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	富士	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	福岡	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
岡山	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	

年度 プロジェクト名	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整	1/2調整
旧 指 定 地 域	大阪	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70	A 1.70
	東京	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15	B 1.15
	名古屋	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00	D 1.00
	四日市	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	神戸	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	千葉	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	富士	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	福岡	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75
岡山	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	E 0.75	

年度 プロジェクト名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	1/2調整	1/2調整	1/2調整	
旧 指 定 地 域	大阪	A 1.70	A 1.70	A 1.70
	東京	B 1.15	B 1.15	B 1.15
	名古屋	D 1.00	D 1.00	D 1.00
	四日市	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	神戸	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	千葉	C 1.05	C 1.05	C 1.05
	富士	E 0.75	E 0.75	E 0.75
	福岡	E 0.75	E 0.75	E 0.75
岡山	E 0.75	E 0.75	E 0.75	

12. 旧指定地域の内訳

都府県名	地	域
千葉県	1. 千葉市(神明町, 出洲港, 市場町, 亥鼻1丁目～3丁目, 葛城1丁目～3丁目, 千葉寺町, 青葉町, 長洲1丁目～2丁目, 長洲町1丁目, 未広1丁目～5丁目, 港町, 寒川町1丁目～3丁目, 稲荷町, 矢作町, 今井町, 今井1丁目～3丁目, 若草1丁目, 南町1丁目～3丁目, 白旗1丁目～3丁目, 鶴の森町, 川崎町, 蘇我町1丁目～2丁目, 宮崎町, 宮崎1丁目～2丁目, 松ヶ丘町, 大森町, 大蔵寺町, 星久喜町, 浜野町, 村田町, 塩田町及び新浜町に限る。)の区域	
東京都	2. 千代田区 3. 中央区 4. 港区 5. 新宿区 6. 文京区 7. 台東区 8. 品川区 9. 大田区 10. 目黒区 11. 渋谷区 12. 豊島区 13. 北区 14. 板橋区 15. 墨田区 16. 江東区 17. 荒川区 18. 足立区 19. 葛飾区 20. 江戸川区の区域	
神奈川県	21. 横浜市鶴見区(日本国有鉄道東海道本線以東の区域に限る。)の区域 22. 川崎市川崎区及び同市幸区の区域	
静岡県	23. 富士市(富士宮市との交差点から市道久沢天間線との交差点に至る富士市と富士宮市との境界線, 市道久沢天間線, 同市道との交差点から県道元吉原大淵富士宮線との交差点に至る市道久沢間門線, 同市道との交差点から市道間門鶴無ヶ淵線との交差点に至る市道間門鶴無ヶ淵線, 同県道との交差点から赤淵川との交差点に至る市道間門鶴無ヶ淵線, 同市道との交差点から高速自動車国道東海自動車道との交差点に至る赤淵川, 赤淵川との交差点から須津川との交差点に至る高速自動車国道東海自動車道, 同高速自動車国道との交差点から沼川との交差点に至る須津川及び須津川との交差点から富士市と沼津市との境界線との交差点に至る沼川以南で, 高速自動車国道東海自動車道との交差点以北の赤淵川, 赤淵川との交差点から須津川との交差点に至る高速自動車国道東海自動車道, 同高速自動車国道との交差点から沼川と須津川との交差点に至る須津川, 須津川との交差点から富士市と沼津市との境界線との交差点に至る沼川及び沼川との交差点以南の富士市と沼津市との境界線に限る。)の区域	
愛知県	24. 名古屋市中東区(一般国道41号線及び市道堀田高岳線以西で, 市道長堀町線及び市道丸ノ内線以南の区域に限る。), 同市西区(一般国道22号線以西で藤ノ宮通1丁目における同国道との交差点以南の市道名古屋環状線以東の区域に限る。), 同市中村区(市道名古屋環状線以東の区域に限る。), 同市中区(市道堀田高岳線以東の区域及び市道	

都府県名	地	域
		丸ノ内線以北の区域を除く。), 同市昭和区(市道堀田高岳線以西の区域並びに市道名古屋環状線以西で市道広見町線及び市道八熊線以南の区域に限る。), 同市瑞穂区(市道名古屋環状線以西の区域に限る。), 同市熱田区, 同市中川区(庄内川以西の区域及び日本国有鉄道岡西本線以北の区域を除く。), 同市港区(庄内川以西の区域を除く。), 及び同市南区(名古屋鉄道名古屋本線とその交差点以北の市道名古屋環状線及び同市道との交差点以南の名古屋鉄道名古屋本線以西の区域に限る。)の区域
三重県	25. 東海市(加木屋町を除く。)の区域 26. 四日市市(塩浜町, 東邦町, 石原町, 塩浜, 宮東町1丁目～3丁目, 馳出町1丁目～3丁目, 松泉町, 宝町, 大池町, 小浜町, 七ッ屋町, 高旭町, 柳町, 御蘭町1丁目～2丁目, 塩浜本町1丁目～3丁目, 浜旭町, 川合町, 中里町, 三田町, 大井の川町1丁目～3丁目, 海山道町1丁目～3丁目, 大浜町, 雨池町, 日永1丁目～5丁目, 泊山崎町, 泊町, 追分1丁目～3丁目, 前田町, 日永のうち大宮西, 大坪, 宗玄川原, 松山西, 天白西, 宗三郎縄, 八郎右エ門縄, 山伏, 天神垣外, 川中, 源次郎縄, 杉谷, 中浜及び土網, 日永東1丁目～3丁目, 泊小柳町, 泊村のうち稲場, 堅長, 内谷及び開井ヶ腰, 六呂見町, 馳出, 内堀町, 川尻町, 大治田1丁目～3丁目, 小古管1丁目～2丁目, 小古管東1丁目, 小古管東2丁目のうち1番から3番まで及び6番から9番まで, 赤堀1丁目～3丁目, 赤堀南町, 城東町, 石塚町, 赤堀のうち芝田東, 城東及び川原畑, 浜田町, 中浜田町, 南浜田町, 北浜田町, 新正1丁目～5丁目, 十七軒町, 栄町, 三栄町, 幸町, 朝日町, 昌栄町, 南起町, 曙町, 曙1丁目～2丁目, 寿町, 未広町, 西未広町, 安島1丁目～2丁目, 嶋の森1丁目～2丁目, 諏訪栄町, 浜田, 浜町, 蔵町, 北納屋町, 中納屋町, 南納屋町, 相生町, 稲葉町, 大脇町1丁目～2丁目, 高砂町, 尾上町, 千才町, 北浜町, 北条町, 新町, 新々町, 元新町, 沖の島町, 本町, 八幡町, 中町, 北町, 中部, 諏訪町, 西町, 元町, 西新地, 西浦1丁目～2丁目, 堀木1丁目～2丁目, 午起1丁目～3丁目, 三郎町, 高浜町, 高浜新町, 東新町, 新浜町, 浜一色町, 京町, 川原町, 本郷町, 陶栄町, 滝川町, 未永, 清水町, 野田1丁目のうち1番及び2番, 野田2丁目のうち1番, 西阿倉川, 東阿倉川, みゆきヶ丘1丁目～2丁目, 阿倉川町, 万古町, 三ッ谷町, 三ッ谷東町, 未永町, 富士町, 金場町, 大宮町, 大宮西町, 羽津山町, 羽津町, 城山町, 山手町, 白須賀1丁目～3丁目, 八田1丁目～3丁目, 別名1丁目～6丁目, 南いかるが	

都府県名	地	城
大阪府	町、羽津中1丁目～3丁目並びに羽津のうち羽津甲5163番地から5167番地の23までの区域及び羽津乙873番地の11から1017番地までの区域に限る。の区域	
	27. 旧三重郡楠町の区域	
	28. 大阪市の区域	
	29. 豊中市（高速自動車国道中央自動車道西宮線以南の区域に限る。の区域）	
	30. 吹田市（府道豊中吹田線との交差点以西の高速自動車国道中央自動車道西宮線、同自動車道との交差点から府道大阪高槻京都線との交差点に至る府道豊中吹田線、同府道との交差点から日本国有鉄道東海道本線との交差点に至る府道大阪高槻京都線及び同府道との交差点以東の日本国有鉄道東海道本線以南の区域並びに西の庄町に限る。の区域）	
	30の2. 守口市の区域	
	30の3. 東大阪市（府道石切大阪線との交差点以北の府道八尾枚方線、同府県との交差点以東の府道石切大阪線、市道新石切本線、同市道の終点から市道石切枚岡高安線の起点を結ぶ線、市道石切枚岡高安線、同市道との交差点から一般国道170号線との交差点に至る東大阪市と八尾市との境界線及び同境界線との交差点以南の一般国道170号線以西の区域（加納を除く。）並びに布市町1丁目のうち1番及び2番、布市町2丁目のうち1番及び2番、日下町2丁目のうち1番及び10番から12番まで、日下町3丁目のうち1番から3番まで、日下町4丁目のうち1番、中石切町4丁目～6丁目、北石切町、東石切町4丁目～6丁目、上石切町1丁目、山手町のうち1番から15番まで、東豊浦町のうち1番から11番まで、出雲井町のうち1番から6番まで、五条町のうち1番から10番まで、客坊町のうち1番から14番まで、上四條町のうち1番から30番まで、南四條町、上六万寺町のうち1番から13番まで、六万寺町1丁目のうち1番から22番まで、横小路町1丁目のうち1番から4番まで並びに横小路町2丁目に限る。の区域）	
	30の4. 八尾市（東大阪市池島町2丁目と同市下六万寺1丁目と同市下六	

都府県名	地	城
	万寺町2丁目との接点以南の一般国道170号線以西の区域（弓削町1丁目～3丁目、弓削町南1丁目～3丁目、大字弓削のうち一般国道25号線以南の区域、大字田井中、大字老原、大字南木本、大字太田のうち大字本本と西木の本2丁目との境界線以南の府道大阪中央環状線以東の区域、太田1丁目～9丁目、大字沼、沼1丁目～4丁目を除く。）に限る。の区域	
兵庫県	31. 堺市（日本国有鉄道阪和線以西の区域並びに常磐町1丁目～3丁目、東浅香山町1丁目～4丁目、東雲東町1丁目～4丁目、大豆塚町1丁目～2丁目、本町1丁目～2丁目、宮本町、北花田町1丁目～4丁目、新堀町1丁目～2丁目、船堂町、北長尾町1丁目～8丁目、藏前町、中長尾町1丁目～4丁目、南長尾町1丁目～5丁目、東三国ヶ丘町1丁目～5丁目、長曾根町、新金岡町1丁目～5丁目、向陵中町1丁目～6丁目、黒土町、向陵東町1丁目～3丁目、百舌鳥梅北町1丁目～5丁目、中百舌鳥町1丁目～5丁目、百舌鳥赤畑町1丁目～5丁目、百舌鳥梅町1丁目～2丁目、百舌鳥本町1丁目～3丁目、百舌鳥西之町1丁目～3丁目、百舌鳥陵南町1丁目～2丁目、北条町1丁目～2丁目、東上野芝町2丁目、上野芝町2丁目～3丁目、上野芝向ヶ丘町1丁目～6丁目、神野町、津久野町1丁目～2丁目、家原寺町1丁目～2丁目及び鶴田町に限る。の区域）	
岡山県	32. 尼崎市（高速自動車国道中央自動車道西宮線以北で藻川以東の区域、塚口町1丁目及びび塚口町2丁目並びに日本国有鉄道東海道本線以北で県道米谷昆陽尼崎線以西の区域を除く。）の区域	
	33. 倉敷市（福田町浦田、福田町福田、福田町古新田、北畝1丁目～7丁目、中畝1丁目～10丁目、福田町南畝、南畝1丁目～7丁目、福田町松江、福田町東塚、東塚1丁目～7丁目、福田町広江、広江3丁目、呼松町、潮通1丁目～3丁目、連島町連島、連島町矢柄、連島町亀島新田、連島町西之浦、連島町鶴新田、鶴の浦1丁目～3丁目、水島相生町、水島東寿町、水島西寿町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東栄町、水島西栄町、水島東常磐町、水島西常磐町、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島福崎町、水島南亀島町、水島北亀島町、水島明神町、水島神田町、	

都府県名	地	城
	水島高砂町、水島青葉町、水島南幸町、水島北幸町、水島南春日町、水島北春日町、水島南緑町、水島北緑町、水島東川町、水島南端穂町、水島北端穂町、水島海岸通1丁目～5丁目、水島西通1丁目～2丁目、水島中通1丁目～4丁目、水島川崎通1丁目、見島塩生、見島宇野津、林、串田、曾原及び福江に限る。)の区域	
	34. 玉野市(深井町、向日比1丁目～2丁目、御崎1丁目～2丁目、羽根崎町、明神町、日比1丁目～6丁目及び渋川1丁目に限る。)の区域	
	35. 備前市(浦伊部(浦伊部と西片上との境界線との交差点から馬場川との交差点に至る伊部と浦伊部との境界線、同境界線との交差点から市道伊部71号線との交差点に至る馬場川、同川との交差点から市道伊部90号線との交差点に至る市道伊部71号線、市道伊部90号線、同市道の終点、1099の2番地と1112の2番地と1107の1番地との接点及び1100の2番地と1109の2番地と1099の3番地との接点を順次結ぶ線、1100の2番地と1109の2番地との境界線並びに1100の1番地及び1110番地と1109の1番地との境界線以東の区域に限る。)、西片上(日本国有鉄道赤穂線以南の区域に限る。))及び東片上(日本国有鉄道赤穂線以南で、市道片上81号線、同市道との交差点から市道片上83号線との交差点に至る市道片上65号線、同市道と市道片上83号線との交差点、2452番地と2475の1番地と2587番地との接点及び2434番地と2651の1番地と穂浪との接点を順次結ぶ線並びに同線との交差点以南の東片上と穂浪との境界線以西の区域に限る。))に限る。)の区域	
福岡県	36. 北九州市小倉北区(一般国道199号線との交差点以東の一般国道3号線及び同国道との交差点以西の一般国道199号線以北の区域(未広2丁目、高浜1丁目～2丁目、赤坂5丁目、赤坂海岸、大字馬島及び大字藍島の区域を除く。))及び国道以南で板櫃川、県道下津戸畑線及び同区の境界線で囲まれた区域に限る。)、同市戸畑区(一般国道3号線以北の区域に限る。)、同市八幡東区(県道八幡戸畑線との交差点以東の一般国道3号線、同国道との交差点から市道中央区穴生線との交差点に至る県道八幡戸畑線及び同国道との交差点以西の市道中央区穴生線以北の区域に限る。)、同市八幡西区(市道中央区穴生線以北で、宮川及び宮川との交差点以北の朝子川以東の区域に限る。)、同市若松区(東二島1丁目～4丁目、西天神町、童子丸1丁目～2丁目、童子丸町、用勺町、今光町、今光1丁目、今光2丁目、赤島町、宮丸町、宮丸1丁目)のうち3番から23番まで、宮丸2丁目、大池町、和田町のうち1	

都府県名	地	城
	番から12番まで及び16番から20番まで、古前1丁目のうち6番から27番まで、古前2丁目、修多羅1丁目～3丁目、山手町、白山1丁目のうち1番から17番まで、白山2丁目、浜町1丁目～3丁目、北浜1丁目～2丁目、桜町、中川町、大井戸町、老松1丁目～2丁目、西園町、栄盛川町、波打町、北湊町、深町1丁目、東小石町、警南町、大字安瀬並びに響町1丁目、宮丸川以西で、宮丸川との交差点以西の日本国有鉄道筑豊本線以南の区域並びに宮丸川並びに宮丸1丁目の1番及び2番と3番との境界線以東で、同境界線との交差点以東の一般国道199号線以南の区域に限る。)の区域	
	37. 大牟田市(大字唐船(市道深倉三池干拓線、同市道との交差点から市道下屋敷下方線との交差点に至る県道徳島唐船大牟田線、同県道との交差点から市道香ノ幸五ノ枝線との交差点に至る市道下屋敷下方線及び同市道との交差点以東の市道香ノ幸五ノ枝線以南の区域並びに下方に限る。)、大字手鎌(深町並びに江向及び泉町のうち県道手鎌三池線以北の区域を除く。)、大字草木(県道手鎌三池線以南の区域に限る。)、大字三池(竹原及び古川に限る。)、健老町、城町1丁目～2丁目、大黒1丁目～4丁目、椿黒町、明治町1丁目～3丁目、中町1丁目～2丁目、恵比須町1丁目～2丁目、天神町1丁目～2丁目、浜町、北磯町、新開町、下白川町1丁目～2丁目、中白川町1丁目～3丁目、上白川1丁目～2丁目、大字白川、大字歴木(榎町及び白岩に限る。)、長溝町、鳥塚町、日出町1丁目～3丁目、柿園1丁目～4丁目、京町、東新町1丁目～4丁目、八尻町1丁目～3丁目、浅牟田町、通町1丁目～2丁目、平原町、亀甲町、八本町、瓦町、亀谷町、稲荷町、焼石町、三抗町、竜湖瀬町、大浦町(15番地の19及び46を除く。)、旭町1丁目～3丁目、柴町1丁目～2丁目、築町、泉町、東泉町、山上町、一本町、左古町、常盤町、谷町、元町、有明町、曙町、笹林町、出雲町、上野1丁目～3丁目、松浦町、西宮浦町、東宮浦町、上宮町1丁目～4丁目、宮坂町、宮山町、真道寺町、七浦町、花園町、橋口町、魚町、古町、西有明町、久保田町、大正町1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、港町、住吉町、北浜田町、本浜田町、中浜田町、新浜田町、南浜田町、西浜田町、大浜町、中島町、中友町、須鼻町、磯町、西新町、新地町、松原町1丁目～2丁目、小浜町、千代町、大高町、原山町、一浦町、宝坂町1丁目～2丁目、不知火町1丁目～3丁目、正山町、浄真町、昭和町、延命寺町、白金町、山下町、天領町1丁目～3丁目、右京町、八江町、田端町、片平町、若宮町、長田町、諏訪町1丁目～	

都府県名	地 域
	3丁目、合成町、未広町、青葉町、宮原町1丁目～2丁目、黄金町1丁目～2丁目、駛馬町、馬場町、一部町、天道町、馬込町1丁目～2丁目、米生町1丁目～2丁目、馬渡町、笹原町1丁目、小川町、西港町1丁目～2丁目、新港町（6番地の1、12、13及び14に限る。）、三川町1丁目～4丁目、入船町、高砂町、汐屋町、姫島町、加納町1丁目～2丁目、樋口町、上屋敷町1丁目～2丁目及び船津町（日本国有鉄道鹿児島本線以西の区域に限る。）の区域

（備考）この表に掲げる区域は、23の項、30の2の項、31の項及び31の2の項については昭和51年11月10日、24の項、30の3の項及び30の4の項については昭和53年5月1日、26の項については昭和47年1月10日、37の項については昭和49年11月10日、その他の項については昭和50年11月10日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

II 公害健康被害補償制度 の実施状況

II 公害健康被害補償制度の実施状況

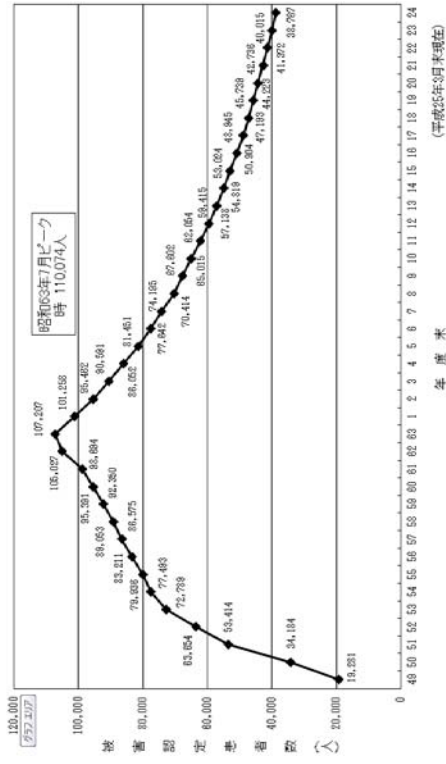
1. 旧第一種地域の指定状況

都道府県	指定地域	指定時間 (63.3に指定を全部解除)			
		49.9	49.11	50.12	52.1
千葉	千葉市 (南部臨海地域)		○		
東京	千代田区		○		
	中央区		○		
	中港区		○		
	新宿区		○		
	文京区		○		
	台東区		○		
	品川区		○		
	大田区		○		
	目黒区		○		
	渋谷区		○		
	豊島区		○		
	北区		○		
	板橋区		○		
	墨田区		○		
	江東区		○		
	荒川区		○		
	足立区		○		
	葛飾区		○		
	江戸川区		○		
	小計				
神奈川	横浜市 (鶴見臨海地域)	○			
	川崎市 (川崎区, 幸区)	○			
静岡	富士市 (中部地域)	○			○

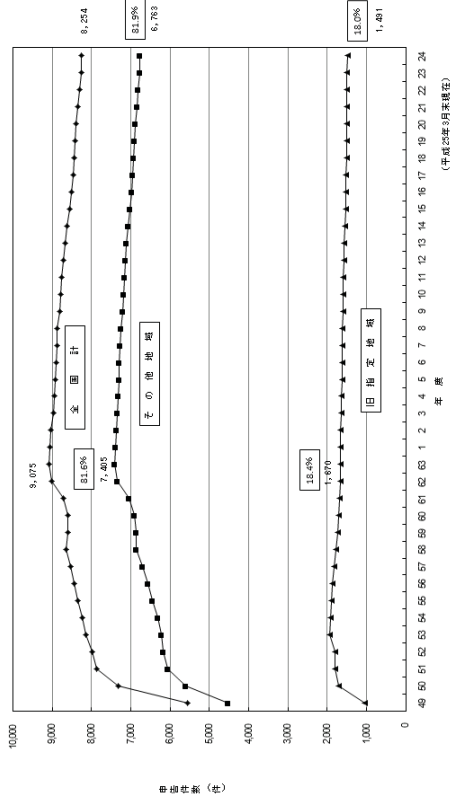
都道府県	指定地域	指定時間 (63.3に指定を全部解除)			
		49.9	49.11	50.12	52.1
愛知	名古屋市 (南部地域)	○			
	東海市 (北部, 中部地域)	○			
三重	四日市市 (臨海地域)	○			
	三重郡楠町		○		
大阪	大阪市	○	○		
	豊中市 (南部地域)	○			
	吹田市 (南部地域)		○		
	守口市				○
	東大阪市				○
	八尾市				○
	堺市 (西部, 中部地域)				○
兵庫	神戸市 (臨海地域)				○
	尼崎市 (東部, 南部地域)		○		
岡山	倉敷市 (水島地域)			○	
	玉野市 (南部臨海地域)			○	
	備前市 (片上湾周辺地域)			○	
福岡	北九州市 (洞海湾沿岸地域)	○			
	大牟田市 (中部地域)	○			
	計				

注 楠町は平成17年2月から四日市市と合併

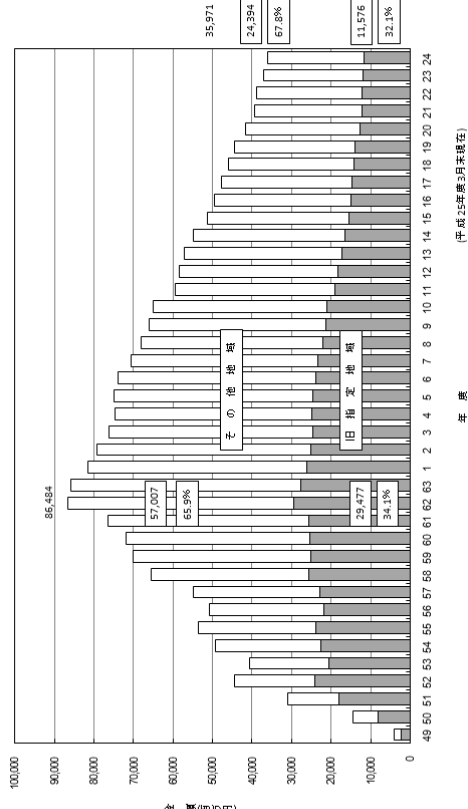
2. 現存被認定者数の推移（年度別）



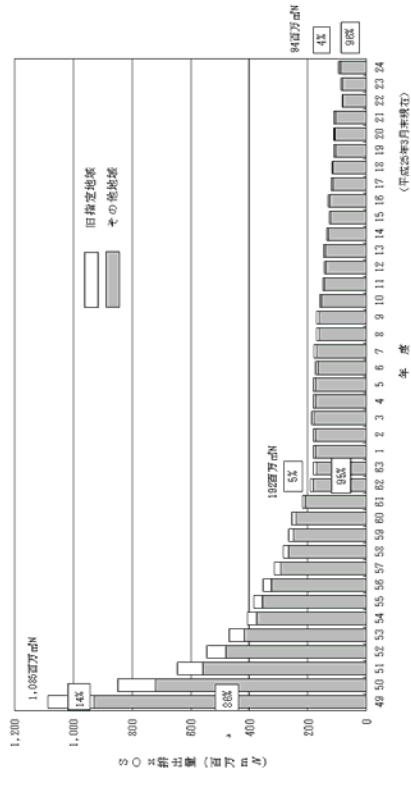
4. 汚染負荷量賦課金申告件数の推移



3. 汚染負荷量賦課金申告額の推移



5. 汚染負荷量賦課金前年 SOx 排出量の推移



7. 被認定者の旧指定疾病別・年齢階級別構成割合の推移(旧第一種地域)

(単位：%)

① 旧指定疾病別構成割合

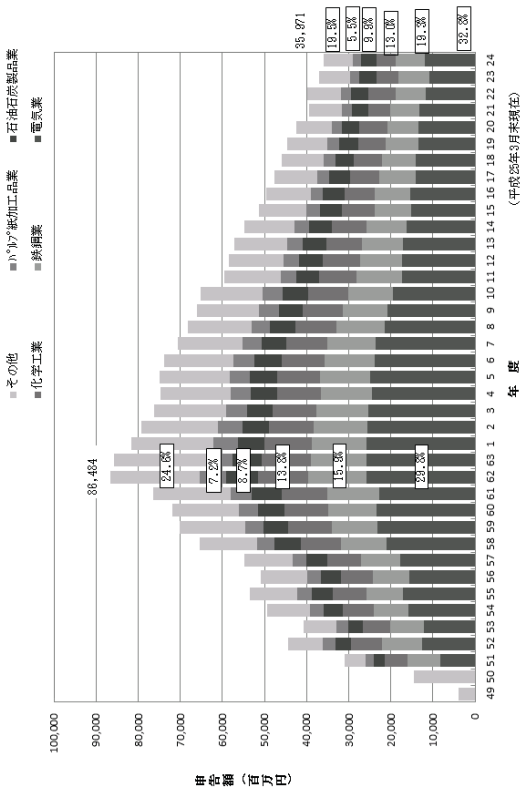
年次	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺炎	しゆ
昭和63年3月末	15.8	79.5	1.7	3.0	
平成元年3月末	16.9	77.9	2.0	3.2	
2年3月末	17.0	78.2	1.7	3.1	
3年3月末	17.1	78.3	1.6	3.0	
4年3月末	17.1	78.8	1.3	2.8	
5年3月末	17.0	79.1	1.2	2.7	
6年3月末	17.0	79.4	1.1	2.6	
7年3月末	16.7	79.8	1.0	2.4	
8年3月末	16.6	80.3	0.9	2.3	
9年3月末	16.4	80.6	0.9	2.2	
10年3月末	16.1	81.1	0.8	2.0	
11年3月末	15.8	81.5	0.8	1.9	
12年3月末	15.7	82.4	0.1	1.9	
13年3月末	15.5	82.6	0.1	1.8	
14年3月末	15.2	83.0	0.1	1.7	
15年3月末	14.9	83.4	0.1	1.6	
16年3月末	14.6	83.8	0.1	1.5	
17年3月末	14.3	84.1	0.1	1.5	
18年3月末	14.1	84.4	0.1	1.4	
19年3月末	13.8	84.9	0.1	1.3	
20年3月末	13.3	85.4	0.0	1.3	
21年3月末	13.0	85.7	0.0	1.3	
22年3月末	12.6	86.1	0.0	1.3	
23年3月末	12.1	86.6	0.0	1.3	
24年3月末	11.7	87.0	0.0	1.3	

② 年齢階級別構成割合

(単位：%)

年次	0～14歳	15～59歳	60歳以上
昭和63年3月末	34.0	38.3	27.8
平成元年3月末	31.2	39.5	29.3
2年3月末	28.6	41.2	30.3
3年3月末	25.5	43.1	31.4
4年3月末	22.7	44.9	32.4
5年3月末	20.1	46.5	33.4
6年3月末	17.2	48.3	34.5
7年3月末	14.7	50.2	35.1
8年3月末	11.9	51.9	36.2
9年3月末	9.2	53.6	37.2
10年3月末	6.8	55.4	37.8
11年3月末	4.4	57.5	38.1
12年3月末	2.2	59.0	38.8
13年3月末	0.8	59.6	39.6
14年3月末	0.1	59.5	40.4
15年3月末	—	59.0	41.0
16年3月末	—	58.6	41.4
17年3月末	—	58.1	41.9
18年3月末	—	58.0	42.0
19年3月末	—	57.7	42.3
20年3月末	—	57.4	42.6
21年3月末	—	57.0	43.0
22年3月末	—	56.7	43.3
23年3月末	—	56.7	43.3
24年3月末	—	56.8	43.2

6. 汚染負荷量賦課金業種別申告金額の推移



8. 旧指定地域別・旧指定疾病別認定者構成割合(旧第一種地域)

(単位:%)24年3月末

地域	合計	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気腫
千葉市	100.0	18.2	81.8	—	—
千代田区	100.0	6.8	92.5	—	0.7
中央区	100.0	5.1	93.4	—	1.4
港区	100.0	3.6	95.9	—	0.6
新宿区	100.0	3.9	95.7	—	0.4
文京区	100.0	4.2	94.6	—	1.2
台東区	100.0	4.1	95.9	—	—
品川区	100.0	7.1	91.3	—	1.6
大田区	100.0	4.9	93.2	—	1.9
目黒区	100.0	4.8	92.8	—	2.4
渋谷区	100.0	7.7	91.5	—	0.8
豊島区	100.0	6.4	92.2	—	1.4
北区	100.0	2.8	95.8	—	1.4
板橋区	100.0	3.6	95.4	—	1.0
墨田区	100.0	1.7	97.3	—	1.0
江東区	100.0	1.6	97.0	—	1.4
荒川区	100.0	4.0	95.4	—	0.6
足立区	100.0	5.8	92.3	—	1.9
葛飾区	100.0	5.4	91.4	0.1	3.0
江戸川区	100.0	2.2	97.6	—	0.3
(東京都計)	100.0	4.2	94.5	0.0	1.3
横浜市	100.0	6.4	91.6	—	2.0
川崎市	100.0	8.7	91.1	—	0.2
富士市	100.0	3.3	96.2	—	0.5
名古屋市	100.0	13.3	85.5	—	1.2
東海市	100.0	10.2	89.8	—	—
四日市市	100.0	25.9	74.1	—	—
大阪市	100.0	17.9	80.1	—	2.0
豊中市	100.0	4.1	94.9	—	1.0
吹田市	100.0	14.3	84.7	—	1.0
守口市	100.0	12.9	87.0	—	0.1
東大阪市	100.0	11.9	86.8	—	1.3
八尾市	100.0	13.0	85.0	—	2.0
堺市	100.0	21.5	76.7	—	1.8
神戸市	100.0	7.8	91.3	0.1	0.8
尼崎市	100.0	12.5	87.2	—	0.3
倉敷市	100.0	43.8	55.8	—	0.5
玉野市	100.0	36.4	63.6	—	—
備前市	100.0	69.4	30.6	—	—
北九州市	100.0	2.6	97.4	—	—
大牟田市	100.0	37.8	58.9	—	3.3
全国計	100.0	11.7	87.0	0.0	1.3

注 欄町は平成17年2月から四日市市と合併

9. 旧指定地域別・年齢階級別被認定者構成割合(旧第一種地域)

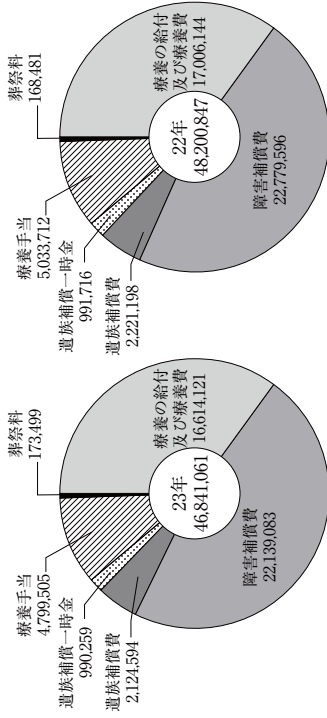
(単位:%)24年3月末

地域	年齢階級	構成割合			
		合計	0~14歳	15~59歳	60歳~
千葉市		100.0	—	51.4	48.6
千代田区		100.0	—	60.9	39.1
中央区		100.0	—	66.3	33.7
港区		100.0	—	64.9	35.1
新宿区		100.0	—	68.0	32.0
文京区		100.0	—	65.6	34.4
台東区		100.0	—	67.8	32.2
品川区		100.0	—	58.5	41.5
大田区		100.0	—	64.4	35.6
目黒区		100.0	—	61.9	38.1
渋谷区		100.0	—	64.2	35.8
豊島区		100.0	—	63.4	36.6
北区		100.0	—	68.6	31.4
板橋区		100.0	—	71.1	28.9
墨田区		100.0	—	67.1	32.9
江東区		100.0	—	78.2	21.8
荒川区		100.0	—	63.9	36.1
足立区		100.0	—	65.3	34.7
葛飾区		100.0	—	62.9	37.1
江戸川区		100.0	—	74.6	25.4
(東京都計)		100.0	—	67.4	32.6
横浜市		100.0	—	66.8	33.2
川崎市		100.0	—	53.5	46.5
富士市		100.0	—	71.5	28.5
名古屋市		100.0	—	54.6	45.4
東海市		100.0	—	48.8	51.2
四日市市		100.0	—	44.6	55.4
大阪市		100.0	—	46.7	53.3
豊中市		100.0	—	44.7	55.3
吹田市		100.0	—	51.2	48.8
守口市		100.0	—	58.9	41.1
東大阪市		100.0	—	45.0	55.0
八尾市		100.0	—	48.0	52.0
堺市		100.0	—	44.2	55.8
神戸市		100.0	—	58.3	41.7
尼崎市		100.0	—	53.9	46.1
倉敷市		100.0	—	36.1	63.9
玉野市		100.0	—	18.2	81.8
備前市		100.0	—	10.2	89.8
北九州市		100.0	—	62.5	37.5
大牟田市		100.0	—	36.6	63.4
全国計		100.0	—	56.8	43.2

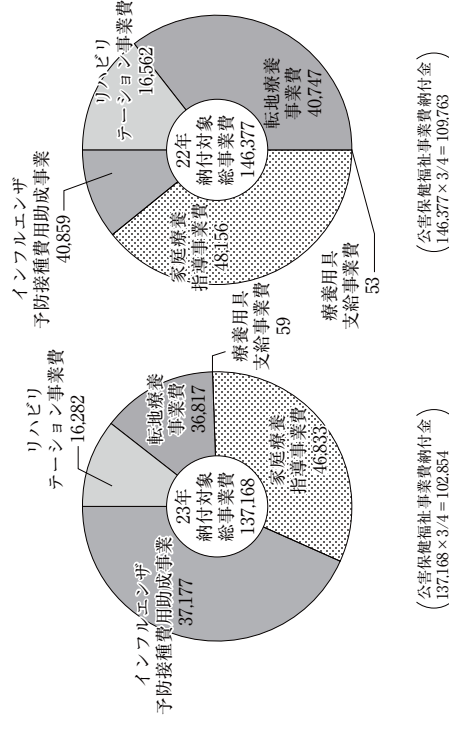
注 欄町は平成17年2月から四日市市と合併

10. 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の推移（給付種類別・事業種目別）

○補償給付費納付金（単位：千円）



○公害保健福祉事業費納付金（単位：千円）



11. 平成23年度補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の地域別納付状況

(旧第一種地域)

区分	補償給付費	公害保健福祉事業費	合計
千葉市	371,526	832	372,358
千代田区	146,653	251	146,904
中央区	155,380	865	156,245
港区	289,081	349	289,430
新宿区	848,485	791	849,276
文京区	504,519	630	505,149
台東区	283,321	784	284,105
品川区	637,766	901	638,667
大田区	1,232,984	1,609	1,234,593
目黒区	445,087	534	445,621
渋谷区	439,281	475	439,756
豊島区	420,544	433	420,977
北区	781,168	828	781,996
板橋区	1,560,329	4,150	1,564,479
墨田区	556,490	1,118	557,608
江東区	1,259,103	512	1,259,615
荒川区	704,202	444	704,646
足立区	1,256,273	1,635	1,257,908
葛飾区	854,027	913	854,940
江戸川区	859,322	2,040	861,362
(東京19区計)	13,234,014	19,262	13,253,276
横浜市	570,213	1,374	571,587
川崎市	1,964,701	11,911	1,976,612
富士市	477,973	1,609	479,582
名古屋市長	2,659,169	12,177	2,671,346
愛知県	475,625	2,246	477,871
四日市市長	648,153	2,384	650,537
三重県	0	0	0
大阪市	9,802,413	14,120	9,816,533
豊中市	338,991	692	339,683
吹田市	327,576	845	328,421
守口市	1,345,023	2,146	1,347,169
東大阪市	1,654,668	2,556	1,657,224
八尾市長	997,378	2,441	999,819
堺市長	2,223,388	6,043	2,229,431
(大阪7市長計)	16,689,437	28,843	16,718,280
神戸市長	765,354	2,132	767,486
尼崎市	3,512,339	11,976	3,524,315
倉敷市長	2,490,765	2,548	2,493,313
岡山市長	128,778	75	128,853
北九州市市長	1,257,417	3,960	1,261,377
大牟田市長	1,595,597	1,525	1,597,122
合計	46,841,061	102,854	46,943,915

注 各数値は千円未満の金額を四捨五入したものです。

12. 平成23年度汚染負荷量賦課金旧指定地域別申告状況

(単位:件,千円)

市区区名	件数	金額
千葉市	12	87,073
千代田区	96	7,305
中央区	40	2,262
港区	60	7,155
新宿区	35	4,137
文京区	26	3,230
台東区	11	495
品川区	26	756,810
大田区	36	24,070
目黒区	16	3,097
渋谷区	25	3,414
豊島区	11	640
北区	29	17,878
板橋区	28	48,534
墨田区	14	1,700
江東区	32	70,718
荒川区	4	461
足立区	21	37,526
葛飾区	12	66,222
江戸川区	11	39,199
横浜市	32	308,679
川崎市	77	1,228,453
富士市	56	360,874
名古屋市中区	121	407,479
東海市	22	1,659,304
四日市市	36	982,639
大阪市	245	481,744
豊中市	5	8,150
吹田市	14	60,523
守口市	9	4,253
東大阪市	21	42,255
八尾市	20	12,943
堺市	60	447,708
神戸市	55	215,668
尼崎市	69	371,786
倉敷市	36	2,482,111
玉野市	3	103,642
備前市	4	24,838
北九州市	54	1,403,782
大牟田市	12	73,470
旧指定地域	1496	11,862,224
その他地域	6770	25,119,968
計	8,266	36,982,193

(平成24年3月末現在)

通し番号410

13. 平成23年度汚染負荷量賦課金都道府県別申告状況

(単位:件,千円)

都道府県名	件数	金額
北海道	521	3,603,909
青森県	96	301,363
岩手県	112	311,157
宮城県	130	348,564
秋田県	108	243,385
山形県	78	106,393
福島県	139	998,792
茨城県	213	2,179,810
栃木県	164	236,632
群馬県	132	208,842
埼玉県	283	219,160
千葉県	280	1,455,032
東京都	667	1,151,438
神奈川県	411	1,841,299
新潟県	179	537,114
富山県	124	344,973
石川県	66	54,035
福井県	67	169,362
山梨県	48	21,471
長野県	132	112,032
岐阜県	152	350,832
静岡県	332	699,689
愛知県	616	2,962,793
三重県	166	1,404,424
滋賀県	111	147,281
京都府	131	119,633
大阪府	565	1,165,382
兵庫県	395	1,206,572
奈良県	65	45,692
和歌山県	73	557,466
鳥取県	36	108,037
島根県	66	118,708
岡山県	190	2,917,586
広島県	187	1,498,127
山口県	152	1,571,098
徳島県	59	244,086
香川県	69	761,213
愛媛県	97	924,750
高知県	38	61,480
福岡県	271	1,770,310
佐賀県	58	175,895
長崎県	65	506,719
熊本県	102	156,918
大分県	93	1,371,393
宮崎県	71	669,881
鹿児島県	92	389,728
沖縄県	64	631,741
計	8,266	36,982,193

(平成24年3月末現在)

通し番号411

Ⅲ．用語の解説

硫黄酸化物 (SOx)

二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) など硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス (二酸化硫黄) となり、太陽紫外線により光酸化し無水硫酸 (三酸化硫黄) となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質とされている。

慰謝料

他人の不法行為により生じた損害のうち、財産以外の損害、すなわち精神的損害に対する賠償をいう。民法の金銭賠償の原則により、精神的損害であっても金銭に評価されることになるが、その客観的評価は困難であることが多く、これと財産的損害とを合わせてその定額化を図ろうとする傾向がみられる。

なお、精神的損害に対し賠償として支払われる金銭そのものを慰謝料ということもある。

遺族補償一時金 → 質疑応答 問7

遺族補償費 → 質疑応答 問7

遺族補償標準給付基礎金額 → 質疑応答 問7

イタイイタイ病

富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症等を合併する病気である。昭和40年代に入り世人の注目をあびるようになった。

厚生労働省の公式見解によれば「イタイイタイ病の本態はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調および栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となって、イタイイタイ病という疾患を形成したものである。骨軟化症のため、容易に骨折がおこり、そのため激しい痛みを患者が感じ、体格の変型をおこす。三井金属鉱山神通川事業所の事業活動にともなって排出されたカドミウム等の重金属が神通川を汚染し、かつ流域の土壌汚染をひきおこし、食品濃縮の過程を経て人間に多量のカドミウムが摂取された結果、発病したものとされている。上述の厚生労働省の見解が示すように患者はほとんど経産婦である。

逸失利益

他人の不法行為によって生じる損害には、財産的損害と精神的損害 (慰謝料) とがあり、更に財産的損害は、積極的損害 (現実損害) と消極的損害 (得べかりし利益の喪失) に分けられる。逸失利益とは、この得べかりし利益のことであり、健康被害を蒙ったために働くことができなくなった場合に失った収入等がこれにあたる。

Ⅲ 用語の解説

因果関係

不法行為による損害賠償の請求が認められるには、不法行為者の行為と損害との間に因果関係がなければならぬ。法的因果関係は、自然的因果関係とは異なり、どの範囲まで責任を負わなければならないかを決定するものである。

最近の公害事件においては、その特殊性から拳証責任の転換、蓋然性への置き換えが主張されており、健康被害については、疫学的立証を法的因果関係に結びつけていくという努力がなされている。

疫学

疫学とは、社会集団をその対象として病原体、宿主、環境の3つの因果関係を究明することによって、多発する健康障害の発生機序、分布、介在要因を解明する学問であり、臨床・基礎医学、病理学、統計学等も包含した総合医学、あるいは社会学と位置付けることができる。

汚染者負担の原則 (PPP)

汚染者負担の原則とは、環境汚染防止のコスト (費用) は汚染者が支払うべきであるとの考えであり、OECD の提唱した PPP (Polluter Pays Principle) に由来している。環境汚染によるコストを誰が支払うかという問題は、今後の環境政策を考えるうえで重要な問題であるが、PPP はこの問題について、一定の方向性を与えた画期的な考えである。

公害健康被害補償制度は、この汚染者負担の考え方を被害者の救済にも応用し、救済のために必要な費用の全額を汚染原因者に負担されることとしている。

汚染負荷量賦課金 → 質疑応答 問 10

介護加算 → 質疑応答 問 7

カドミウム

カドミウムによる環境汚染は、従来亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられた。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟化症をおこすとされている。

環境基準 (水質) : 0.01mg/ℓ 以下 排水基準 : 0.1mg/ℓ 以下

大気汚染防止法の有害物質、排出基準 : 1.0mg/m³N 以下

環境基準

環境基準とは「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(環境基本法) である。

環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

気管支ぜん息

気管支ぜん息は「笛声喘鳴を伴った発作性の呼吸性呼吸困難を伴った繰り返り発症し、繰り返される疾患」と定義されている。アレルギー性疾患の代表的なものの一つである。

統計的疫学的手法を駆使することによって、大気汚染地域においては、対象地域に比して患者の多いことが確認され、また大気汚染が著しい時期に症状が悪化するなどが明らかになった。これらの調査結果に基づいて気管支ぜん息は大気汚染の影響をうける疾患と判断されている。

規制基準

ばい煙、汚水等を排出する、又は騒音、悪臭等を発生する一定規模以上の施設から排出又は発生される環境汚染物質等の許容限度。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準とよぶ。規制基準は環境基準を満足する生活環境条件を確保するために、個々の特定施設に課せられた汚染物質等の排出制限基準で、規制基準をこえるばい煙、排出水を排出し、又は騒音、悪臭等を発生させると、施設の改善命令や使用の一時停止命令がなされ、その命令に違反した者は処罰の対象となる。

許容限度

公害防止関係各法の規制基準は、一般に、汚染物質の排出量、排出濃度又は騒音の大きさの許容限度等として定められている。

共同不法行為

共同不法行為とは、いくつかの工場の廃液によって健康被害が生じた場合のように、複数の加害者により不法行為がなされた場合をいう。ただ、複数の加害者が存在する場合であっても、1) 各加害者の行為が個々に不法行為の要件を満たしている場合と、2) 個々の加害者の行為だけでは被害が発生しないが、加害行為が集積、競合することによって被害が発生する場合とがある。1) の場合に共同不法行為が成立することに異論はないが、2) の場合については、共同不法行為が成立するかどうか問題が残る。

しかし、いわゆる四日市公害裁判では、複数の工場からのばい煙の排出により住民に健康被害が生じた事例について、行為者間に「関連共同性」があれば 2) にあたるとも共同不法行為が成立することを認めた。

なお、共同不法行為者は、連帯して損害の賠償を負うこととなる。

K 値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法である。K 値規制による硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められた K の値を下記の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算定される 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量として示される。(この規制方法は、硫黄酸化物の最大着地濃度を考慮して硫黄酸化物の排出量を規制するものであり、K の値が小さいほど規制が厳しい。)

$$Q=K \times 10^3 \times He^2$$

Q : 硫黄酸化物の許容排出量

K : 地域ごとに定められる定数 (3 ~ 17.5)

He : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高)

健康被害予防事業 → 質疑応答 問 8

のみでは地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

損害賠償

民事上、他人の不法な行為によって損害を蒙った場合には、その損害の賠償を不法行為者に対して請求することができる。

通常の不法行為による損害賠償請求を行うためには、1) 相手方の行為が故意又は過失によるものであること（故意、過失）、2) それによって被害者の権利又は利益が違法に侵害されたこと（違法性）、3) 損害が現に発生していること（損害発生）、4) その損害の相手方の行為によって発生したこと（因果関係）の4つの要件が必要とされている。

しかし、公害に係る損害賠償については、その特殊性から、通常の不法行為の場合とは異なった取扱が要請され、1) の故意、過失については、公害に係る無過失責任法の制定により、無過失責任の考えが導入され、4) の因果関係については、拳証責任の転換、蓋然性への置き換えが主張されている。また、3) の損害の発生については、その額の算定にあたって、一律・一括請求または包括請求という形で損害賠償額定額化の試みがなされている。

第一種地域 → 質疑応答 問 5

第二種地域 → 質疑応答 問 6
脱硝

NOx 排出量を抑制するため、排煙から NOx を回収することを用いる。
排出ガス中の NOx にアンモニアの注入等を行って分解処理する接触還元法、無触媒還元法等の乾式法とアルカリ又は酸などに NOx を吸収させる湿式法等があるが、触媒を用いるアンモニア接触還元法が最も多く用いられている。

脱硫

SOx 排出量を抑制するため、重油からの脱硫（重油脱硫）、排出ガスからの脱硫（排煙脱硫）が行われており、ほかに、両者の中間にあたるガス化脱硫がある。

重油からの脱硫は、1) 高温高圧にした重油に水素を吹き込み、触媒を用いて硫黄分を硫化水素（H₂S）の形で取りだす方法、2) 軽油をとった残油を減圧蒸留し、溜出油を水素化脱硫して減圧残油とまぜる方法等がある。

ガス化脱硫は、重油をボイラーの前炉に噴射して空気の不足の状態に燃焼させ、高温の熱ガスで残りの油を分解させる。その時できた H₂S を生石灰（CaO）または炭酸カルシウム（CaCO₃）と反応させて、硫黄分を CaS の形で分離する方法がある。

排ガスからの脱硫は、1) 排ガスを石灰乳で洗浄する方法、2) 硫黄酸化物を活性炭などの表面に吸着させて、硫酸あるいは硫酸アンモニウムとして回収する方法、3) 石灰石粉末などを吹き込んで硫酸塩として回収する方法等がある。

窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物（NOx）は一般に、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）を指す。

公害 → 質疑応答 問 1

公害医療機関 → 質疑応答 問 7

公害医療手帳 → 質疑応答 問 7

公害健康被害補償不服審査会 → 質疑応答 問 24

公害裁判 → 質疑応答 問 3

公害保健福祉事業 → 質疑応答 問 6

最大排出ガス量 → 質疑応答 問 12

自動車重量税 → 質疑応答 問 21

自動車排出ガス

自動車排出ガスには排気管から出る排気ガス、クラクションから出るブローバイガス、燃料供給系統から出る蒸発ガスなどがあり、これらの排出ガス中には、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質等の有害な物質が含まれているため、これら有害な物質について大気汚染防止法などに基づき規制が行われている。

水銀（Hg）

きわめて毒性が強く、常温では液体の唯一の金属。水俣病は水銀の有機化合物であるメチル水銀が原因とされている。水銀は動植物の体内で濃縮される性質が強く、水俣病の場合も、海水からは検出されず、魚からは大量に検出され、人間からはさらに多く検出されている。

環境基準（水質）：0.0005mg/ℓ以下

排水基準：0.005mg/ℓ以下

生物濃縮

重金属等の有害物質が生物にとり入れられて体内に蓄積し、その生物を他の生物がとり込んで同様に順次体内に蓄積して行く。このように生物から生物へと蓄積された有害物質等が移行していくたびに、食物連鎖を通してその含有量が増加していくことを生物濃縮という。

ぜん息性気管支炎

ぜん息性気管支炎とは、主として2才以下の小児にみられる低音性の喘鳴（いわゆるゼーゼー、ゼロゼロ）と感染徴候をともなう反復する気管支炎で、呼吸困難はないが、あっても軽く、予後は大体良好であるものをいう。

障害補償費 → 質疑応答 問 7

障害補償標準給付基礎月額 → 質疑応答 問 7

葬祭料 → 質疑応答 問 7

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、その量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、個々の工場等の排出ガスや排水に含まれる汚染（濁）物質の量や濃度のみを対象としていたが、この個別規制

一酸化窒素は無色の気体であって水とは反応しない。二酸化窒素は赤褐色の気体で、四酸化二窒素との平衡混合物であるが、環境大気中ではほとんどが二酸化窒素の状態であるといわれている。

健康影響については二酸化窒素は比較的知られているが、一酸化窒素については未知の点が多く動物実験による毒性は二酸化窒素は一酸化窒素の約4～5倍ともいわれている。

中央公害対策審議会（中公審）

公害対策基本法に基づき環境庁の附属機関であったが、平成5年の環境基本法の制定に伴い廃止され、新たに中央環境審議会（中環審）が設置された。

中環審の所掌事務は、環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議し、これからの事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることである。委員30人以上以内で組織され、次の13部会が置かれている。

総合政策部会、廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、環境保健部会、地球環境部会、大気環境部会、騒音振動部会、水環境部会、土壌農業部会、瀬戸内海部会、自然環境部会、野生生物部会、動物愛護部会

転地療養

転地療養とは、大気汚染地区に居住する呼吸器系疾病の患者を大気の大気汚染地域に移すことにより症状の悪化を防ぎ健康を図る治療法である。

特異的疾患

原因とされる汚染物質とその疾病との間に特異的な関係があり、その物質がなければその疾病が起こり得ないとされている疾病をいう。たとえばアルキル水銀化合物が原因物質となって水俣病になるという場合、アルキル水銀化合物と水俣病は特異的な関係にあるという。

特定施設等設置者 → 質疑応答 問22

特定賦課金 → 質疑応答 問22

独立行政法人環境再生保全機構 → 質疑応答 問23

認定 → 質疑応答 問6

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄 (S) 分が燃焼により、ほとんどSO₂として排出される。無色刺激臭のある気体で、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は二酸化硫黄と同様に刺激性の気体であるが、その影響は二酸化硫黄とは質的に異なった面を有している。例えば単独で吸入された場合、二酸化硫黄は上気道で吸収される割合が大であるが、二酸化窒素は容易に肺深部にまで達し、呼吸器全体に影響を及ぼすことが判明している。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

m³N（立方メートルノーマル） → 質疑応答 問12

ばい煙発生施設等設置者 → 質疑応答 問11

肺気腫

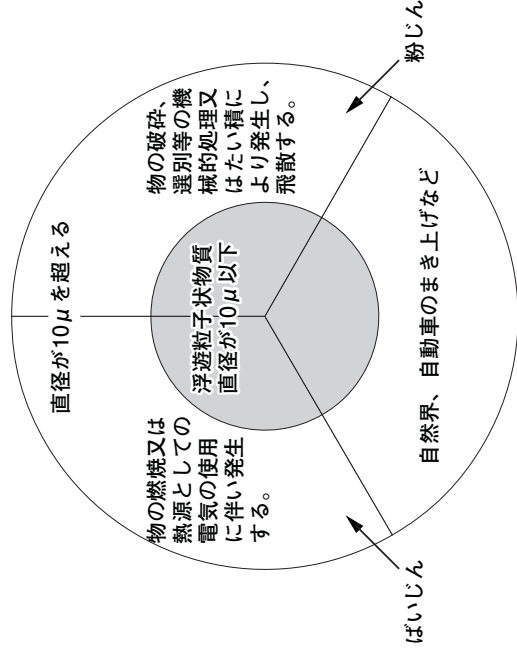
肺気腫は「肺胞壁の破壊を伴う終末細気管支より末梢の気腔の異常な拡大を特徴とする解剖学的変化である」（アメリカ胸部学会）と定義されている。

喫煙および亜硫酸ガス、窒素酸化物、その他の大気汚染性化学物質は気道を刺激するので、咳を誘発し、粘液の増量をうながし、慢性的な気道閉鎖性の変化を起し、肺がしゅや肺線維症の原因となりうるものが考えられる。

ばいじん

ばいじんとは、物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する粒子状物質の総体である。

ばいじん、粉じん及び浮遊粒子状物質の区分は図のとおりである。



曝露要件（ばくろようけん） → 質疑応答 問6

ひ素

銅鉱業の副産物で、ひ酸、亜ひ酸、ひ化水素などの化合物もすべて猛毒である。ひ素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して排泄し難く慢性中毒をおこす。中毒症状は、貧血、皮膚の褐色化、局所水腫、嘔吐などで、急性

の場合は激しい嘔吐、頭痛、出血、めまいなどをおこし、死亡する。

環境基準（水質）：0.01mg/リットル以下

排水基準：0.1mg/リットル以下

非特異的疾患

その疾病の発病の原因となる因子が汚染物質の他にも種々存在し、個々人の発病の原因を特定することが困難な疾病をいう。たとえば慢性気管支炎の発病の原因となる汚染物質を科学的に厳密に特定することは現段階では困難であるが、大気汚染の指標として従来から測定されてきた硫酸酸化物や窒素酸化物、浮遊ふんじんの疫学的な相関のデータと動物実験の成績等によって法的な因果関係があるものとして扱っているのである。

PPM（ピーピーエム）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg（約1ℓ）中に1mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

賦課料率 → 質疑応答 問14

慢性気管支炎

気管支系にみられる過剰な粘液分泌像で特徴づけられ、慢性あるいは反復性の（多量の）痰を伴う咳がみられ、しかもこれらの症状が、年に最低3か月間のほとんど毎日、かつ少なくとも連続2年間にわたって存在するものを慢性気管支炎という。

大気汚染と慢性気管支炎との関係はかなり広範囲に検討されてきており、特にイギリスでは、古くから問題にされてきた。

慢性気管支炎の発症率や死亡率は、大気汚染濃度、大気中の亜硫酸ガス濃度、降下ばいじん量、スモッグに影響される視程の減少度などかなり密接な関係があることが報告されている。

大気汚染はまた患者の呼吸器症状を増悪させ、曝露により慢性気管支炎を発症させることも、汚染地区の住民に慢性気管支炎を有する比率の高いことから明らかにされている。

慢性ひ素中毒症

ひ素中毒症には急性型と慢性型がある。慢性中毒症は長期にわたってひ素が摂取される場合にみられ、多彩な症状を呈する。すなわち、皮膚には初期に皮膚炎、後には摩擦部を中心として色素沈着、色素脱失を認め、足趾、手掌などを中心として角化症がみられるようになる。一方、神経系に対する障害も知られている。

水俣病

水俣病は、魚介類に蓄積された有機水銀を経口摂取することによる神経系疾患であって後天性のものと先天性のものとは分類できるが、それぞれ次のような症状を呈

するものであることが明らかにされている。

1) 後天性水俣病

通常、四肢末端、口開のしびれ感にはじまり、言語障害、求心性視野狭窄、難聴などきたす。また、神経障害、振戦、けいれんその他の不随意運動、筋強直などをきたす例もある。主要症状は、求心性視野狭窄、運動失調（言語障害、歩行障害を含む）、難聴、知覚障害である。

2) 先天性水俣病（胎児性水俣病）

知能発育遅延、言語発育障害、咀嚼嚥下障害、運動機能発育遅延、協調運動障害、流涎などの脳性小児マヒ様の症状を呈する。

無過失責任

他人の不法行為による損害の賠償を請求するためには、通常の不法行為であれば、相手方の行為が故意又は過失によるものであること（故意・過失）を主張・立証しなければならぬ。

しかし、公害のような新たな形態の不法行為については、従来の故意・過失を要求するいわゆる過失責任主義では、被害者の救済を図ることが難しく、加害者に過失がなくとも、加害者の行為によって損害が生じたという関係があれば損害賠償責任を認めるべきだという無過失責任主義の考え方が主張されるに至った。このような状況にあつて、昭和47年6月には公害に係る無過失責任法（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正）が制定され、工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質の大気中への排出又は有害物質の汚水若しくは廃液に含まれた状態での排出により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、その損害の賠償について無過失責任を負うこととなった。

有症率

症状を訴えた者の調査対象者に対する比率を有症率という。大気汚染に係る健康調査を疫学的に行う場合等にも利用される。たとえば、呼吸器疾患に関する面接質問調査では、いくつかの設問に対し訴えたものを慢性気管支炎等の定義に照らし、その有症率を算出する。

有病率

有病率とは、ある時点における傷病件数の人口に対する比率をいう。

罹患率

罹患率とは、一般的には一定期間中における患者の人口に対する比率をいう。疾病によっては性別、年齢別で罹患率を求めたりしなかったりするので、それらを考慮したり罹患率を求めめることもある。

リハビリテーション

リハビリテーションとは、疾病、事故等により障害を生じた運動機能の回復のために理学的療養等の機能回復訓練（医学的リハビリテーション）及び、身体的・社会的に、また、職業的・経済的にも、独立させる過程（社会的リハビリテーション）をいう。